

令和元年第3回

名寄市議会定例会会議録目次

第1号（9月2日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第2. 会期の決定（26日間）	5
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	5
1. 日程第4. 議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○総務文教常任委員会付託	17
1. 日程第5. 議案第2号 名寄市下水道事業及び名寄市個別排水処理施設整備事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	17
1. 日程第6. 議案第3号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	18
1. 日程第7. 議案第4号 名寄市印鑑条例の一部改正について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第8. 議案第5号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第9. 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	19

○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	19
1. 日程第10. 議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	19
1. 日程第11. 議案第8号 名寄市立大学奨学金給付条例の一部改正について	19
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第12. 議案第9号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第13. 議案第10号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○質疑（川村幸栄議員）	21
○原案可決	22
1. 日程第14. 議案第11号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	22
1. 日程第15. 議案第12号 名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める条例の 一部改正について	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	23
1. 日程第16. 議案第13号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○原案可決	23
1. 日程第17. 議案第14号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正に ついて	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○原案可決	23
1. 日程第18. 議案第15号 名寄市有給吏員退職料等支給条例の廃止について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第19. 議案第16号 名寄市特別用途地区建築条例の廃止について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第20. 議案第17号 財産の取得について	24

○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○原案可決	2 5
1. 日程第 2 1. 議案第 1 8 号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第 3 号）	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○追加説明（中村総務部長）	2 6
○質疑（川村幸栄議員）	2 7
○原案可決	2 8
1. 日程第 2 2. 議案第 1 9 号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 2 3. 議案第 2 0 号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○原案可決	2 9
1. 日程第 2 4. 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 2 2 号 平成 3 0 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 2 3 号 平成 3 0 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 2 4 号 平成 3 0 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 5 号 平成 3 0 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 6 号 平成 3 0 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 7 号 平成 3 0 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 2 8 号 平成 3 0 年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第 2 9 号 平成 3 0 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 3 0 号 平成 3 0 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○決算審査特別委員会設置・付託	3 0
1. 日程第 2 5. 議案第 3 1 号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第 4 号）	3 0
○提案理由説明（加藤市長）	3 0
○名寄振興公社運営に関する審査特別委員会設置・付託	3 0
1. 休憩宣告	3 0

1. 再開宣告	3 0
1. 日程第 2 6. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○報告済	3 1
1. 日程第 2 7. 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○報告済	3 1
1. 日程第 2 8. 報告第 3 号 平成 3 0 年度名寄市一般会計継続費精算報告について	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○報告済	3 1
1. 日程第 2 9. 報告第 4 号 株式会社名寄振興公社の経営状況について（平成 2 8 ・ 2 9 年度事業決算の修正及び平成 3 0 年度事業報告書の 再提出）	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○報告済	3 2
1. 日程第 3 0. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○適任と認める	3 2
1. 休会の決定	3 2
1. 散会宣告	3 3

第 2 号（9 月 1 8 日）

1. 議事日程	3 5
1. 本日の会議に付した事件	3 5
1. 出席議員	3 5
1. 欠席議員	3 5
1. 事務局出席職員	3 5
1. 説明員	3 5
1. 開議宣告	3 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 6
1. 日程第 2. 一般質問	3 6
○質問（山崎真由美議員）	3 6
○質問（東川孝義議員）	4 7
1. 休憩宣告	5 5
1. 再開宣告	5 5
1. 休憩宣告	5 7
1. 再開宣告	5 7
○質問（遠藤隆男議員）	5 7
○質問（清水一夫議員）	6 5
1. 休憩宣告	7 4
1. 再開宣告	7 4
1. 休憩宣告	7 6
1. 再開宣告	7 6
○質問（倉澤 宏議員）	7 6
1. 日程第 3. 議案の撤回について（議案第 3 1 号）	8 6
○提案理由説明（加藤市長）	8 6
○承認	8 6
1. 散会宣告	8 6

第 3 号（ 9 月 1 9 日 ）

1. 議事日程	8 7
1. 本日の会議に付した事件	8 7
1. 出席議員	8 7
1. 欠席議員	8 7
1. 事務局出席職員	8 7
1. 説明員	8 7
1. 開議宣告	8 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	8 8
1. 日程第 2. 一般質問	8 8
○質問（三浦勝秀議員）	8 8
○質問（塩田昌彦議員）	9 5
1. 休憩宣告	1 0 6
1. 再開宣告	1 0 6
○質問（今村芳彦議員）	1 0 6
○質問（富岡達彦議員）	1 1 7
1. 散会宣告	1 3 0

第4号（9月20日）

1. 議事日程	1 3 1
1. 本日の会議に付した事件	1 3 1
1. 出席議員	1 3 1
1. 欠席議員	1 3 1
1. 事務局出席職員	1 3 1
1. 説明員	1 3 1
1. 開議宣告	1 3 2
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 3 2
1. 日程第2. 一般質問	1 3 2
○質問（高橋伸典議員）	1 3 2
○質問（高野美枝子議員）	1 4 3
1. 休憩宣告	1 5 5
1. 再開宣告	1 5 5
○質問（川村幸栄議員）	1 5 5
○質問（山田典幸議員）	1 6 7
1. 日程第3. 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	
報告第6号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 7 7
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 8
○追加説明（中村総務部長）	1 7 8
○報告済	1 7 9
1. 休会の決定	1 7 9
1. 散会宣告	1 7 9

第 5 号（ 9 月 2 7 日 ）

1. 議事日程	1 8 1
1. 本日の会議に付した事件	1 8 1
1. 出席議員	1 8 2
1. 欠席議員	1 8 3
1. 事務局出席職員	1 8 3
1. 説明員	1 8 3
1. 開議宣告	1 8 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 8 4
1. 日程第 2. 議案第 1 号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定に ついて	1 8 4
○総務文教常任委員長報告（高橋伸典委員長）	1 8 4
○原案可決	1 8 5
1. 休憩宣告	1 8 5
1. 再開宣告	1 8 5
1. 日程第 3. 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度名寄市一般会計決算の認定について 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定に ついて 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定につい て 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定につ いて 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計 決算の認定について 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認 定について 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定 について 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度名寄市立大学特別会計決算の認定について 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度名寄市病院事業会計決算の認定について 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	1 8 5
○決算審査特別委員長報告（佐久間 誠委員長）	1 8 5
○認定	1 8 6
1. 日程第 4. 議案第 3 2 号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び 費用弁償に関する条例の制定について 議案第 3 3 号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例	

の制定について

議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について…………… 186

○提案理由説明（加藤市長）…………… 186

○質疑（川村幸栄議員）…………… 187

○原案可決…………… 188

1. 日程第5. 議案第35号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第5号）…………… 188

○提案理由説明（加藤市長）…………… 188

○質疑（山崎真由美議員）…………… 188

1. 休憩宣告…………… 191

1. 再開宣告…………… 191

○質疑（川村幸栄議員）…………… 191

1. 休憩宣告…………… 192

1. 再開宣告…………… 192

○質疑（山田典幸議員）…………… 195

○質疑（佐久間 誠議員）…………… 197

○質疑（倉澤 宏議員）…………… 199

○質疑（高野美枝子議員）…………… 201

○質疑（佐藤 靖議員）…………… 203

○原案可決…………… 205

1. 日程第6. 意見書案第1号 プラごみ対策とごみを出さないシステムの確立を求め
る意見書

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強
化を求める意見書…………… 205

○原案可決…………… 205

1. 日程第7. 報告第7号 例月現金出納検査報告について…………… 205

○報告済…………… 205

1. 日程第8. 名寄振興公社のあり方に関する特別委員会の設置について…………… 206

○名寄振興公社のあり方に関する特別委員会の委員の選任…………… 206

1. 休憩宣告…………… 206

1. 再開宣告…………… 206

1. 日程第9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について…………… 206

○決定…………… 206

1. 日程第10. 議員の派遣について…………… 206

○決定…………… 206

1. 日程第11. 委員の派遣について…………… 206

○決定…………… 206

1. 閉会宣告…………… 206

1. 質問文書表	2 0 9
1. 議決結果表	2 1 4

令和元年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 令和元年9月2日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第15 | 議案第12号 名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第16 | 議案第13号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第17 | 議案第14号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について | 日程第18 | 議案第15号 名寄市有給吏員退職料等支給条例の廃止について |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄市下水道事業及び名寄市個別排水処理施設整備事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 日程第19 | 議案第16号 名寄市特別用途地区建築条例の廃止について |
| 日程第6 | 議案第3号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第17号 財産の取得について |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市印鑑条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第18号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第19号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第20号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について | 日程第24 | 議案第21号 平成30年度名寄市一般会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議員第8号 名寄市立大学奨学金給付条例の一部改正について | | 議案第22号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第9号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について | | 議案第23号 平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第10号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | 議案第24号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第11号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | 議案第25号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について |
| | | | 議案第26号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について |

	議案第27号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	日程第7	議案第4号 名寄市印鑑条例の一部改正について
	議案第28号 平成30年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	日程第8	議案第5号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
	議案第29号 平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について	日程第9	議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	議案第30号 平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定について	日程第10	議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について
日程第25	議案第31号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第4号）	日程第11	議員第8号 名寄市立大学奨学金給付条例の一部改正について
日程第26	報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第12	議案第9号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について
日程第27	報告第2号 専決処分した事件の報告について	日程第13	議案第10号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第28	報告第3号 平成30年度名寄市一般会計継続費精算報告について	日程第14	議案第11号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第29	報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について（平成28・29年度事業決算の修正及び平成30年度事業報告書の再提出について）	日程第15	議案第12号 名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正について
日程第30	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	日程第16	議案第13号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名	日程第17	議案第14号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について
日程第2	会期の決定	日程第18	議案第15号 名寄市有給吏員退職料等支給条例の廃止について
日程第3	行政報告	日程第19	議案第16号 名寄市特別用途地区建築条例の廃止について
日程第4	議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について	日程第20	議案第17号 財産の取得について
日程第5	議案第2号 名寄市下水道事業及び名寄市個別排水処理施設整備事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	日程第21	議案第18号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第3号）
日程第6	議案第3号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	日程第22	議案第19号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
		日程第23	議案第20号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
		日程第24	議案第21号 平成30年度名寄市一

般会計決算の認定について
 議案第22号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
 議案第23号 平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
 議案第24号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について
 議案第25号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について
 議案第26号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
 議案第27号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 議案第28号 平成30年度名寄市立大学特別会計決算の認定について
 議案第29号 平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について
 議案第30号 平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定について
 日程第25 議案第31号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
 日程第26 報告第1号 専決処分した事件の報告について
 日程第27 報告第2号 専決処分した事件の報告について
 日程第28 報告第3号 平成30年度名寄市一般会計継続費精算報告について
 日程第29 報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について（平成28・29年度事業決算の修正及び平成30年度事業報告書の再提出について）
 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由美		議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美枝子		議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員
	15番	東川	孝	義	議員
	16番	山田	典	幸	議員
	17番	黒井		徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	久保	敏
書	記	渡辺	敏史
書	記	開発	恵美
書	記	長正路	慶

1. 説明員

市	長	加藤	剛	士君		
副市	長	橋本	正道	君		
教	育	長	小野	浩一君		
総	務	部	長	中村勝己君		
総	合	政	策	部	長	石橋毅君
市	民	部	長	宮本和代君		
健	康	福	祉	部	長	小川勇人君
経	済	部	長	白田進君		
建	設	水	道	部	長	天野信二君

教 育 部 長	河 合 信 二 君
市立総合病院 事務部長	岡 村 弘 重 君
市立大学 事務局長	渡 辺 博 史 君
こども・高齢者 支援室長	廣 嶋 淳 一 君
産業振興室長	田 畑 次 郎 君
上下水道室長	鈴 木 康 寛 君
会計室長	末 吉 ひとみ 君
監査委員	鹿 野 裕 二 君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和元年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 今村 芳彦 議員

10番 川村 幸栄 議員

を指名をいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日より9月27日までの26日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日より9月27日までの26日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和元年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成30年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で4億5,742万5千円の黒字となり、翌年度に繰り越しすべき一般財源1億4,999万4千円を差し引いた実質収支は、3億5,243万1千円となりました。ここから、名寄市

基金条例に基づき、財政調整基金へ1億8千万円を積み立て、残り1億7,243万1千円を令和元年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で4,106万6千円、介護の保険事業勘定で5,100万5千円、それぞれ黒字となりました。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支同額となっています。

次に、基金について申し上げます。

減債基金、公共施設整備基金、名寄市立大学振興基金などに、合計9億3,361万8千円を積み立てましたが、それぞれ基金の設置目的に沿った経費の財源として、合計10億5,256万6千円を取り崩したことから基金残高は96億2,168万4千円で、前年度末に比べて、1億1,894万8千円の減額となりました。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

国においては、本年度が第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」推進期間の最終年度であることから、6月21日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、第2期「総合戦略」策定に向けた基本的な考え方などを示しました。その中で、地方においても、国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実・強化に向けた切れ目ない取組が求められることから、現行の地方版総合戦略を検証し、次期地方版総合戦略を策定する必要があるとされました。

本市におきましては、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定に併せて名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても計画期間や成果指標（KPI）の見直しを実施してきたところですが、国で示した基本的な考え方はもちろん、誰もが活躍できる地域社会の実現など新たな視点が示されたことから、課題を踏まえながら名寄市総合計画審議会において、議論を進めるとともに、

総合戦略改訂作業を進めてまいります。

また、昨年度まで、国の地方創生推進交付金を活用し、大会や合宿誘致、ジュニア選手や指導者の育成を図るとともに、官民協働のスポーツコミッションを設立するなど「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」を推進してまいりました。本年度、インバウンドを含む一般観光客もターゲットに加えたスポーツ・運動・自然環境を活用したスポーツツーリズム商品の開発や、地元農産物を活用したスポーツフードの開発及び販売による交流・関係人口の拡大、地域経済の活性化を目指す「地域資源を活用したスポーツ×交流イノベーションプロジェクト」について、新たに地方創生推進交付金の採択をされたことから、事業を着実に推進し、地方創生の取組を深化させてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

はじめに、東京都杉並区との交流事業については、本年、交流自治体協定締結30周年を迎えることから、双方で各種記念事業に取り組んでいます。

6月21日から3日間、杉並区から「初夏のなよろを楽しむツアー」参加者28人が本市を訪れ、施設見学や陶芸体験、交流会などを通じて、市民との交流を深めました。

7月6日には、杉並公会堂を会場に、名寄市、東吾妻町、杉並区交流・友好自治体協定締結30周年記念合同式典が挙行され、本市、市議会、市内関係者15人に加え、東京なよろ会からも木原会長らが参加し、協定締結30周年を祝うとともに、交流の輪の拡大、各自治体の更なる発展への取組を確認しました。

また、7月22日には、風っ子プロジェクトと都市交流実行委員会の共催により、ふうれん地域交流センターを会場に、交流を始めるきっかけとなった元北海道開発庁長官粕谷茂氏の秘書官を務めた小磯修二氏を迎え、「粕谷茂と風連～大都市と地方のきずな～」と題し、特別講演会が開催されました。本市と杉並区との交流自治体協定締結

に至った経緯などについて御講演いただき、約100人の市民が来場するなか、今後の交流の在り方などについて多くの御示唆をいただきました。

山形県鶴岡市との交流事業については、少年少女交流事業として、藤島ミニバスケットボール少年団の児童17人が本市を訪れ、8月2日から3日間、市内のミニバスケットボール少年団との交流試合や施設見学、交流会などを通じて、お互いのまちに対する理解と友好の絆を深めました。

ふるさと会との交流事業については、6月7日から4日間、東京なよろ会会員など22人が本市を訪れ、ゴルフや施設見学、アスパラ収穫体験のほか、市民交流パーティーなどを通じて、ふるさとでの楽しいひとときを満喫していただきました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、姉妹都市提携50周年を迎えることから、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が主体となり、7月13日、14日の2日間、道立サンピラーパーク内ふるさと工房館を会場に、なよろイングリッシュ・キャンプが開催されました。約50人の児童が参加し、外国人講師との英語によるコミュニケーションを通じて、「生きた英語」を学ぶとともに、国際感覚を磨く機会となりました。

また、7月27日から4日間、カワーサレイクス市から、リンゼイ・名寄姉妹都市提携委員会ヘザー・ニューマン委員長ほか訪問団13人を受け入れました。訪問団は、カナダ料理教室や、記念碑除幕式、名寄・リンゼイ姉妹都市提携50周年記念式典・祝賀会への参加などを通じて、これまで育んできた友好の絆を再確認するとともに、今後の末永い交流と友情を誓い合いました。

なお、記念式典・祝賀会には、御来賓として本市出身の在トロント日本国総領事伊藤恭子様をはじめ、多くの皆様に御臨席賜り、姉妹都市提携50周年を祝いながら友好を深めました。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流事業については、名寄・ドーリンスク友好委員会が

主体となり、8月22日から5日間、訪問団14人を受け入れました。訪問団は、ロシア料理教室やなよろ産業まつりへの参加、文化体験などを通じて、これまで育んできた友好の絆をさらに深めました。

台湾との交流事業については、国立鳳山高級中学が6月6日、7日の2日間、本市を訪れ、市内の高校生と授業を通じて交流などを行いました。

また、名寄日台親善協会が主体となり、7月18日から6日間、太保市から農業青年3人を受け入れました。受入には、道北なよろ農業協同組合や昨年の農業青年台湾派遣事業に参加した地元農業青年などに御協力をいただき、歓迎会や農協主催の運動会などで交流したほか、ホームステイや農業実習などを通じて、お互いの地域の文化や農業を知るとともに、農業青年同士の交流を深めました。

次に、移住の推進について申し上げます。

移住の推進については、名寄市移住促進協議会での初の試みとして「まちなかお試し移住住宅」の利用者と協議会会員、移住者の方々との関係性作りを目的に、交流を図る場を設けました。

また、お試し移住住宅が所在する町内会と連携し、町内会行事などの情報提供に努め、地域での交流も推進してまいります。

移住PR事業については、札幌市や東京都で開催される移住イベントに参加したことにつながった方々が本市へ来訪されるなど、移住を希望される方との出会いの場となっており、関係性を深めるきっかけにもなっていることから、今後も取組を推進してまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシン・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、8月1日から、北海道の名付け親といわれる「松浦武四郎」が踏査した天塩川周辺地点の案内サイトを公開し、松浦武四郎の偉業や当時の北海道の様子を解説する音声ガイドの導入など、昨年から配布している

「テッシン武四郎カード」と連動した取組を進めています。この取組を通じ、地域愛の醸成、歴史の再認識及び交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市は、平成19年3月に非核平和都市宣言を行い、過去に多くの方が犠牲となった戦争を二度と繰り返させないことを固く誓いました。この宣言の趣旨にのっとり、7月10日に名寄市戦没者追悼式や平和音楽大行進が開催され、また8月15日には全国戦没者追悼式に合わせて、正午にサイレン吹鳴を行いました。

加えて、「日本非核宣言自治体協議会」から原爆に係るパネル及びポスターの貸出しを受け、8月23日から26日まで駅前交流プラザ「よろ一な」において、名寄原爆の絵を見る会実行委員会が主催する「原爆の絵 名寄展」に併せて展示を行ったところです。

今後とも、戦争や原爆の記憶を風化させず、恒久平和への願いを後世に伝えていくため、様々な取組を進めてまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

5月29日に「チャレンジデー2019」が開催され、本市は26回目の参加で対戦相手は佐賀県神崎市となりました。当日は天候にも恵まれ、早朝ラジオ体操は2,141人、市民綱引き大会は168チーム1,657人の参加をいただくなど、全体では17,983人の参加で、参加率65.2%の結果となり、2年連続の勝利となりました。

今後も楽しみながら健康づくりに取り組んでいただき、市民の皆様と一緒に元気なまち・名寄をつくってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院の第1四半期における一般科の患者取扱状況については、入院患者数は延べ1万9,993人で前年比422人の増、率にして2.2パーセントの増加、また、外来患者数は、延べ4万5,911人で前年比879人の減、率にして1.9

パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は14億4,731万円で前年比283万円の増、率にして0.2パーセントの増加、また、外来収益は6億4,754万円で前年比4,279万円の増、率にして7.1パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、20億9,485万円となり、前年比4,562万円の増、率にして2.2パーセントの増加となっています。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

本年10月から予定されています幼児教育・保育の無償化については、無償化の実施内容説明会を順次実施しており、7月末時点で認定こども園、幼稚園、保育所において説明会を終了しています。

今後は、認可外保育施設においても説明を行い、引き続き関係機関と連携し、子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

「人生100年時代へのはじめの一步」第3弾として、8月3日に「地域包括ケア」の先駆けである諏訪中央病院名誉院長の鎌田實氏から『「がんばらない」健康法』をテーマに御講演をいただきました。講演には、120人を超える参加をいただき、医師としての豊富な経験などユーモアを交えたお話や、自身が実践されている運動法の鎌田式「スクワット」や「かかと落とし」の紹介など、終始、笑いが絶えない講演となりました。

今後も、市民が安心して健康で自立した生活を送ることができるよう、各種取組を推進してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、負担能力に応じた負担と、国保税負担の格差是正や税収増を図るため、基礎賦課分に係る限度額の改正を行い、また、国保税の軽減拡大としては、軽減判定所得算定額について5割軽減対象世帯及び2割軽減対象世帯の限度額を引き上

げる改正を行いました。

当初賦課の状況は、加入者数が5,614人で、前年度比165人の減、世帯数は3,611世帯で、前年度比110世帯の減となっています。

軽減の対象は、7割が1,307世帯、5割が604世帯、2割が466世帯となり、全体では国保加入世帯の65.8パーセントにあたる2,377世帯となりました。

昨年度の国保の都道府県単位化から、道と市町村が共通認識のもとで安定した運営ができるよう努めており、今後も医療費の適正化など加入者の負担軽減につながる取組を進め、市民の皆様が安心できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

現在、名寄地区衛生施設事務組合で次期一般廃棄物中間処理施設整備が検討されていることを踏まえ、平成25年に本市を含む同組合構成4市町村で策定した「一般廃棄物処理広域化基本計画」の見直し作業を本年6月から開始しています。年度内の見直し完了に向けて、引き続き作業を進めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災出動件数は1件で、前年比4件の減となり、火災種別では、建物火災1件で、火災による負傷者などの発生はありません。

救急出動件数は524件で、前年比26件の減、事故種別では、急病363件、一般負傷71件、転院搬送40件、交通事故21件、そのほか29件となっています。

救助件数は24件で、前年比5件の増、交通事故によるもの10件、そのほか14件となっています。

火災予防については、4月から6月までに防火対象物78事業所、危険物施設22カ所の立入検査を実施し、法令違反の対象物・施設に改善指導

を行っています。また、一般住宅115世帯と高齢者独居住宅179世帯の防火訪問を実施し、住宅防火対策の推進に努めています。なお、住宅用火災警報器の設置率は84.7パーセントとなっています。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年の名寄市防災訓練については、7月18日に「FIG-aなよろ『課題を見つける避難訓練』」、7月31日には「確実な避難のための防災セミナー」を多くの市民や関係機関の協力により実施しました。

訓練では、浸水深への理解や、参加者自らが避難に関する様々な課題を確認するなど、自助共助の推進に弾みがついた訓練となり、防災意識の高揚が図られました。

次に、7月30日から3日間、復興支援事業として「なよろ夏休み防災・科学スクール2019」を開催し、南相馬市の児童9人のほか、本市の児童7人が参加しました。

スクールでは、7月31日開催の防災セミナーに参加したほか、旭川地方気象台の予報に関する機器を見学するなど、学習と交流を深めました。

6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震では、姉妹都市である山形県鶴岡市で震度6弱を観測し、18人の負傷者、667棟の家屋損壊などの大きな被害を受けました。

被災された皆様に心からお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復旧を強く願うものです。

本市においては、7月10日から18日の9日間、職員2人を派遣し、業務支援に従事してきました。今後とも、鶴岡市が一日も早く復旧できるよう支援に努めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりに向け、市民や関係団体の御理解と協力のもと、7月11日から「夏の交通安全運動」を10日間実施しました。期間中、関係団体・地域住民による街頭啓発、

早朝街頭パトロールやパトライト作戦、高齢者の交通事故撲滅を目的とした「高齢者交通安全宣言大会」を開催しました。

また、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」で定める「飲酒運転根絶の日」の7月13日には、道の駅「もち米の里☆なよろ」において、名寄警察署、交通安全協会などの関係機関との連携により、飲酒運転防止啓発を実施し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」意識の啓発を図ってまいりました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、環境整備事業として7月に着工した緑丘第1団地4棟8戸の外部改修工事における8月末現在の進捗率は約40パーセントとなっており、11月の完成を予定しています。

また、緑丘第1及び東光団地の高齢者向け住宅29戸の緊急通報装置改修工事は、9月の完成を予定しています。

北斗団地の整備は、昨年度着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の建替工事における8月末現在の進捗率は約85パーセントとなっており、駐車場整備工事をはじめとする住棟の周辺外構整備も並行して進め、10月の完成を予定しています。

9月11日から19日まで、市営住宅の定期募集を行い、入居が決定していない北斗団地の新築住宅と修繕が完了した住宅について案内し、引き続き公営住宅を適正に管理してまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画策定については、6月に「コンパクトなまちづくりを考える市民シンポジウム」を開催し、策定委員会のアドバイザーである北海道大学森傑教授から「コンパクトシティと生活の質の向上とは」と題して御講演をいただき、講演後には120人を超える参加者と意見交換会を行い、コンパクトなまちづくりについての理解を深

めました。

7月には庁内検討委員会を4回開催し、区域内への誘導施設や誘導施策について議論を深め、実効性の高い計画となるよう検討を進めてまいりました。また、策定委員会及び都市計画審議会において素案が取りまとめられた後に答申を受ける予定となっています。計画（案）については、市民説明会やパブリックコメントなどを実施し、市民理解を深めた上で、本市が20年後、30年後も持続可能で安心して快適に暮らせるマチとなるような計画としてまいります。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく施設整備については、大橋公園の遊具更新工事は7月に完成し、現在施工中のナナカマド公園については、11月中の完成を予定しています。引き続きカエデ公園及びえんれい公園の遊具更新工事を発注してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、西町西12条通老朽管更新工事ほか4路線、延長2,682メートルが完成しており、現在は東8号線（南10丁目～南12丁目）老朽管更新工事ほか1路線、延長1,315メートルの整備に着手し、10月中旬の完成を予定しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、名寄下水終末処理場及び風連浄水管理センターの機械設備と電気設備の更新工事に着手し、来年2月下旬の完成を予定しています。

公共樹取替工事については、3工区に分けて5月下旬に着手し、合計78カ所の取替を7月下旬に完了しました。

また、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠更生工事については延長125mの整備に着手し、9月下旬に完成を予定しています。

個別排水処理施設整備事業については、農村部において7基の合併浄化槽の整備を進めています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北1丁目通の改良舗装工事は9月に、南3丁目通は11月に完成を予定しています。

新規路線の豊栄西12条仲通の実施設計については、来年2月に完了を予定しており、本路線の一部については、本年10月に改良舗装工事の発注をしております。

また、本市単独費により整備を進めている北西9条右仲通の改良舗装工事は8月に完成し、西1条通は9月に、風連大沼線の舗装改築工事については11月に完成を予定しています。

次に、橋梁整備について申し上げます。

道路整備と同様に、社会資本整備総合交付金による東一号橋の修繕工事は9月に、忠烈布一線橋は12月に完成を予定しています。また、南大橋をはじめとした56橋の近接目視点検は来年1月に、風連駅跨線橋ほか2橋の実施設計については、来年2月の完了を予定しています。

引き続き、安全安心な道路環境の整備に努めてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、基盤整備については、「風連東第1地区」をはじめ、道営事業6地区すべての工事発注が終了しており、順調に進捗しています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

8月15日現在の状況は、水稻では、もち米・うるち米ともに平年並みで推移しています。

畑作物では、秋小麦・春小麦は、収穫量は平年並みで、現在調製作業を行っています。大豆については、少雨による干ばつの影響を受け一部で生育不良が発生し、収穫が見込めない圃場約77ヘクタールが廃耕される見通しですが、全体としては平年並みとなっています。

次に、薬用植物振興事業について申し上げます。

7月12日に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所による「薬草植物フォーラム20

19」が開催され、薬用植物に関する最新の研究成果などが報告されました。また、これに併せて翌13日には、市主催による「薬草植物フォーラム2019・市民講座」を開催し、国立研究法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター長川原信夫氏から「身近な薬用植物・生薬・漢方薬」について、株式会社アルピオン副本部長染谷高士氏から「化粧品と薬用植物」について御講演をいただきました。

市民の皆様をはじめ全国から御来場をいただき、薬用植物に取り組むまちとして広く情報発信ができました。

次に、農業振興センター事業について申し上げます。

ICT技術の普及に向けて、6月27日にビニールハウス内の環境制御機器や水田水位計測装置などの展示・紹介を行いました。各種機器の特長や作業性の確認など、情報提供の場となりました。

次に、労働力確保対策について申し上げます。

2年目を迎えた農繁期における市立大学生の農作業従事については、アスパラガスの収穫作業において、受入農家15戸に47人の学生が参加しました。また、スイートコーンの収穫作業においては、受入農家11戸に44人の学生が参加し、取組を継続しています。

次に、農業担い手の育成と確保について申し上げます。

本年度の新規就農者は、新規学卒で1人、Uターンで7人、合わせて8人となりました。また、7月31日には、名寄市農業担い手交流会が開催され、新規就農者4人が出席し、先輩農業者、関係機関・団体からの激励を受けるとともに交流を深める場となりました。

次に、農業後継者対策について申し上げます。

名寄市農業後継者対策協議会主催の夏の婚活事業が、7月14日、15日の2日間、本市で開催されました。当日は、市内農業者の協力のもと農作物の収穫並びに花束作成体験、市立天文台「き

たすばる」での星空観賞など本市の魅力を体感し、様々な交流を行った結果、6組のカップルが成立したところです。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。

8月13日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度の310頭に対し15頭少ない295頭、アライグマは昨年度4月から5月までの生息調査捕獲85頭を含む123頭に対し5頭、6月以降は昨年度の101頭に対し85頭の捕獲を行ってきたところです。引き続き関係団体と連携し捕獲活動など、農業被害防止に取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、8月13日時点の出没情報は、昨年度の総件数43件を上回る45件の報告を受けており、そのうち目撃情報は19件で、昨年同期の約3倍となっています。

今後、農作物の収穫やキノコ採りのシーズンを迎えることから、ホームページによる出没状況の情報提供を行うとともに、関係機関・団体と連携して注意喚起を図りながら、被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

なよろ産業まつりは、8月25日、なよろ健康の森を会場に開催され、多くの市民の皆様が御来場いただきました。

山形県鶴岡市や、株式会社赤福をはじめ御協力をいただいた関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

次に、食肉センターについて申し上げます。

衛生面と作業安全の改善を図る食肉センター改修工事については、2月に着手し、7月に完成しています。また、畜産処理加工施設改修工事は、9月の完成を予定しています。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

本年度より譲与が始まる森林環境譲与税については、現在、その活用に向けた考えや取組などを示す「基本方針」の策定を進めており、本年10月の公表を目指しています。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表した平成31年第1四半期（1～3月）の上川北部地域の地域別経済動向調査の結果では、建設業は収益低下が懸念され、製造業、運送業は引き続き人材不足が続いています。個人消費については、例年並みの売上に戻りつつあり、依然として厳しい状況にあります。地域全体の業況としては「普通」と判断されています。

昨年度までの住宅改修等推進事業に、新たに雪対策工事などを拡充した名寄市ずっと住まいる応援事業については、7月末時点で121件の申請があり、申請件数は昨年並みに推移しています。拡充した移住者加算は4件、空き家加算は2件、雪対策に係る外構工事は2件となっており、引き続き地域経済の活性化と良質な住環境の整備を促進してまいります。

名寄市プレミアム付商品券発行事業については、7月下旬に対象と思われる方へ購入引換券交付申請書を送付しており、8月1日から名寄庁舎、風連庁舎及び智恵文支所において受付事務を実施しています。

購入引換券については、順次審査を行い9月初旬より発送し、9月24日からは名寄商工会議所、風連商工会において商品券の販売が行われることになっています。今後も地元紙や広報などを活用し、事業周知を図ってまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の月間有効求人倍率は1.41倍で、前年同月比0.07ポイント上昇し、5カ月連続で前年同月を上回っており、求職者に対し求人数が上回っている状況となっています。若年層の持続的な人材の確保がより一層重要となっていることから、7月29日、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長と本市の4者で名寄商工会議所に対し令和元年度新規学卒者求人要請を行ったところです。

今後も関係機関と連携して情報収集に努め、雇用の安定及び就職活動の支援に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

7月27日から運行が開始された、観光列車「風っこそうや号」は、8月17日から9月8日の毎週土日に名寄駅の停車を含む旭川から音威子府間を運行しています。地域の皆さまと連携・協力し、「ニシン・カズノコ弁当」の復刻販売や記念ポストカードの配布などにより、観光客に対するホスピタリティを進めています。

ひまわり観光については、本年度もひまわりボランティアとして市民及び名寄高校陸上部の協力をいただき、除草作業や環境整備を行ったほか、観光客に向けたウェルカムカードの製作を行い、ホスピタリティあふれる観光地づくりに努めました。

道立サンピラーパークにおけるひまわり観光については、6・7月の雨量不足が影響し、生育が予定より遅れましたが、お盆の時期には満開を迎え、市内外から多くの方々にお越しいただきました。また、8月1日から18日の間には「なよろひまわりまつり」を開催し、ひまわり案内所の設置や各種催事、市内飲食店などと連携したスタンプラリーに取り組み、交流人口の拡大を図りました。

次に、イベント関係について申し上げます。

本市の夏を彩るイベントでは、7月28日に天塩川曙橋下流河川敷を会場に、「てっし名寄まつり」が開催されました。野外ライブや各種団体のステージ、さらにはフィナーレを飾る花火など、多彩な催しが行われ、約1万5千人の来場者で賑わいました。

第41回を迎えた「風連ふるさとまつり・風舞あんどんオン・エア」は、8月13日夜、15団体17基の行燈がJR風連駅前通り特設会場を練り歩き、帰省者や多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、4月18日に行われた平成31年度全国学力・学習

状況調査の結果が7月下旬に提供されたことを受け、市内各校において2学期以降の子どもの教育指導の改善策を講じる取組を進めています。

今後は、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究（研修）の充実に関する研究グループと、教育指導の充実に関する研究グループにおいて、授業研究を通して授業改善の取組を進めてまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、7月23日に風連中学校において、いじめの根絶に向けた「名寄市小中高いじめ防止サミット」を開催しました。

同サミットでは、いじめを許さない意識と態度を育むため、全小・中学校、高等学校の児童会・生徒会の代表者が一堂に会し、子どもたちが評価しやすいように改善を加えた、改訂版「名寄市小中高いじめ防止宣言」を新たに採択しました。

また、採択された「いじめ防止宣言」と自校の取組状況を照らし合わせながら、各学校のいじめ根絶に向けた取り組みの良さや工夫しなければならない点などについて話し合いました。

さらに、「いじめ防止標語」を募り、優秀な作品についてはポスターを作成し、市内の各学校のほか公共施設などに掲示し、地域全体でいじめ防止に向けた取組を進めています。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月上旬までに市内の全小・中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しました。

また、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究（研修）の充実に関する研究グループが中心となり、5月28日に名寄西小学校を会場に、新体力テスト実施に向けた実技研修会を行いました。

研修会では、本市の児童生徒の体力における課題となっている「走力」を高めるため、Nスポーツコミッションと連携を図り、民間のトレーナーを講師に招いて、短距離走の合理的な動作のポイ

ントなどについて研修を深めました。

今後は、各学校及び教育改善プロジェクト委員会が、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、児童生徒の体力などのより一層の向上に向けて、体育指導などの充実を図る取組を進めてまいります。

特別支援教育の推進については、北海道教育委員会のスクールソーシャルワーカー活用事業により、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、困り感を抱えている児童生徒に対する適切な支援のあり方についての協議と研修を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、6月7日に名寄西小学校で第1回学校運営協議会を開催しました。これをもって、市内すべての学校がコミュニティ・スクールとなりました。

今後は、地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支えていく活動を推進するため、学校運営協議会と地域学校協働本部などが一体となって活動体制を整備してまいります。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

風連中央小学校の改築については、本年度、旧校舎などの解体と屋外運動場の整備などを行い全体事業が終了することになります。

工事は6月末から着手しており、来年3月19日の完成に向け、安全対策に配慮しながら取り進めていきます。

旧下多寄小学校の校舎・屋内体育館などの利活用については、かねてより要望があった下多寄町内会、社会福祉法人陽だまりの会の両団体で活用することになりました。

校舎は主に陽だまりの会が利用し、広々とした環境の中で生活介護の活動や、名寄市指定ごみ袋の製造事業に取り組む障がい者就労施設として活用する予定です。また、校舎の一部は旧下多寄小学校の資料の保管場所として町内会が利用することになります。

屋内及び屋外運動場は、主に町内会が地域振興のために行うイベントの開催などでの利用が見込

まれています。

また、敷地内にある4棟の教員住宅のうち、3棟は経年劣化が激しく居住には適さないことから、比較的建物の状態が良い1棟について、地域から学校の閉校により地域振興やコミュニティを担う教職員が居なくなることから、下多寄地区出身者で地域振興に協力をいただける方を入居させたいとの要望を受け、現在貸付を行っています。

学校給食センターでは、老朽化が進んでいた蒸気ボイラー及び蒸気回転釜、食缶洗浄機、フードスライサーについて夏休み期間中に更新を実施し、2学期から供用を開始しています。

今後も計画的な施設設備などの更新により、安全安心な給食を提供してまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、7月20日と8月18日に、高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを開催しました。2回合わせて高校生423人、保護者383人の参加があり、昨年と比較して高校生で19人の増となりました。

また、令和3年度入学者から入試制度が変更となることから高校3年生及び1・2年生に分けたガイダンスを行っています。

なお、3回目のオープンキャンパスは10月19日の開催を予定しています。

特別支援学校教諭免許状の取得向上に向けての取組として、北海道教育委員会が主催し、名寄市立大学が指導大学として実施している免許法認定講習が、7月29日から12日間にわたり本学にて開催されました。道内では、北海道教育大学が指導大学となって実施した3会場と合わせて4会場で実施されています。名寄会場では、市内の学校などから参加した24人をはじめ、合計85人が受講し、先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心に取り組みました。

次に、市立図書館について申し上げます。

夏休みの企画として、「一日司書体験」「夏の

工作」など、子ども向けの行事を開催し、参加した多くの子どもたちが図書館に対する興味や関心を高めることができました。

8月1日から25日まで、小学生から幅広い世代にわたって楽しめる場をつくることを目的に、「これも学習マンガだ！」学べるマンガ展を開催しました。世界に認められているマンガを通して、本を読むことが苦手な若い世代に興味を持ってもらい、読書意欲を引き出すことができました。

8月には、41回目となる文学講座を開催しました。新元号「令和」が制定されたことにちなんで、「令和の出典 萬葉集 その心の歌」をテーマとしました。万葉集の時代に生きた人々の心を映した古典文学の世界に触れていただきました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

7月20日に、星と音楽の集い実行委員会による「きたすばる・星と音楽の集い2019」が開催され860人が参加しました。人類の月面着陸50周年に合わせた月にまつわる企画や、子どもたち向けに、星の絵本の読み聞かせや工作を行いました。あいにく天候は曇り模様でしたが、講演会やプラネタリウム内でのライブなど、多くの来館者に好評を得ました。

また、ペルセウス座流星群の観望会は、8月12日は雨天のため中止になりましたが、翌13日には天候に恵まれ、225人の来館者が流れ星を楽しみました。

環境省では、昨年度より「夜空の明るさ調査」を実施していますが、なよろ市立天文台は、今年の冬に行われた調査で、引き続き「天の川が良く見える地域」となりました。今後も良好な天体観測環境を維持するため、光害防止についての啓発を行っています。

また、良好な星空環境を観光に生かす、宙ツーリズムが脚光を浴びていますが、宙ツーリズムを紹介する書籍に、当天文台が北海道の星空スポットとして掲載されたことから、今後も来館者の拡大に向けたPRをしてまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育支援講座「親子ふれあい体操」が、7月3日に市民文化センターで開催され、43人の参加者は楽しく体を動かしながら、コミュニケーションを深めました。

また、家庭教育学級2学級の合同研修会「親子でるんるん♪バルーンアート教室」が、7月24日に市民文化センターで開催され、参加した50人の親子は、バルーンをコミュニケーションツールとして親子の触れ合いを深めました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備では、名寄市B&G海洋センターにおいて、開設準備中の5月20日に1日当たり約60トンの漏水が確認されました。調査したところ、ろ過装置から水槽に繋がる給水管のつなぎ部分の腐食が原因と判明したことから、緊急に修繕を行い、予定より16日遅い6月9日に開設したところです。

また、ピヤシリシャンツェにおいても、サンピラー国体記念サマージャンプ大会に向けた準備中に、スピードメーター及びスタートシグナルなどのジャンプ競技システムの一部が正常に作動しなかったことから、部品の取替修繕などを行ったところです。

スポーツ振興事業では、「第67回なよろ憲法記念ハーフマラソン大会」を25年振りに憲法記念日の5月3日に開催しました。

本大会には746組の申込みをいただき、一部公道の使用や商品割引券の配布など、ランナーの満足度を上げる取組や、地域経済への波及効果を高めるため新たな取組を行いました。

また、スポーツの価値を広く知っていただくため「まちづくり・人づくり」をテーマに2回のスポーツ講演会を実施しました。

講師には日本パラリンピアンズ協会の会長でパラリンピック金メダリストの河合純一氏や、本市出身で現役プロバスケットプレーヤーの大塚裕士氏をお招きし、スポーツが持つ力を活かしたまち

づくりや、夢を持つことの大切さなどを、子どもたちに伝えていただきました。

スポーツ合宿の誘致では、7月28日に開催されたサンピラー国体記念サマージャンプ大会の直前合宿や、2022年北京オリンピックに向けた強化合宿に中国吉林省体育局雪上運動管理センター所属のノルディック複合チームが訪れるなど、海外からの冬季スポーツ合宿へのニーズが徐々に高まってきています。

今後は、Nスポーツコミッションや各競技団体のネットワークを活かし、情報収集を行いながら、夏季合宿の環境づくりも進めてまいります。

ジュニアの育成については、本年度から本格的に市内小中学校の体育授業にスポーツトレーナーを派遣し、子どもたちの運動能力を高める取組を実施していますが、これまで4つの小学校で活用いただいています。

また、名寄市教育改善プロジェクト委員会に、スポーツトレーナーを派遣し、先生方に対して走力を高めるための講習会も実施しながら、ジュニア育成のすそ野を広げる取組を行いました。

今後は、少年団や部活動などからのニーズに合わせてスポーツトレーナーの派遣を行い、ジュニア選手の基礎的な体力及び運動能力向上を支援してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

名寄市子ども会育成連合会と共催のリーダー育成事業「わくわく！体験交流会」では、20人の小中学生が登録し、野外キャンプやネイバル深川での宿泊研修など、全8回中3回の体験活動を行いました。

また、野外体験学習事業「へっちゃLAND2019」では、37人の小中学生が3泊4日の野外での団体活動を通じて、仲間同士互いに協力し合って物事に取り組むことができるようになるなど、たくましく成長しました。

東京都杉並区との小学生体験交流では、親善大使となる小学4年生から6年生を対象に、本市か

ら22人、杉並区から25人の児童が参加しました。それぞれの地域で3泊4日の集団生活を通して、文化や自然環境の違いなどを学びながら交流を深めました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月30日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づき、青少年に対して有害となる図書・DVD・刃物などの販売状況の確認やカラオケボックスにおける青少年深夜入場禁止の指導状況、携帯電話販売店へフィルタリング機能の利用促進についての調査などを行うため、市内33店舗の訪問指導を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市内で鑑賞することができない文化芸術に接することで、市民の文化芸術活動への関心を高めることを目的に実施している文化芸術鑑賞バスツアーについては、本年度は3回のツアーを計画しており、7月には2回目のツアーが実施され、33人の市民が劇団四季のミュージカルや北海道立美術館の芸術作品を鑑賞しました。

引き続き、質の高い優れた文化芸術鑑賞の機会を提供できるよう、事業の充実に努めてまいります。

また、本年度から1日開催となった、夏を締めくくる盆踊り大会は、8月14日に開催され、仮装盆踊りに個人19人、団体10チームが参加するなど、約1,200人の人出で賑わいました。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月5日から8月25日の期間中、特別展「キタキツネとエゾタヌキ」を開催しました。昔話などで誰もが幼少の頃から知っている身近な小動物の生態を紹介するとともに、先史時代の遺跡からキタキツネの歯を利用した装身具が出土した事例や、アイヌ民族の狩猟法と衣類や食材としての利用法などを紹介しました。8月17日には幌延町在住の動物写真家・富士元寿彦氏を講師に迎え、講演会を開催し22人が参加し、写真家の視点で

見て感じたキツネとタヌキの生態についてお話いただきました。

8月13日には、夏休み体験講座「コウモリ観察会」を開催し17人の参加者がありました。本年度も旭川市のオサラッペコウモリ研究所代表の出羽寛氏を講師に迎え、館内での座学と野外観察や捕獲調査を体験し、名寄公園一帯の自然の豊かさを実感したところです。

最後に、株式会社名寄振興公社について申し上げます。

第2回定例会最終日に御報告したとおり、同社の経営状況については再精査が必要となっていました。その後、同社において精査を進めてまいりましたが、この度、調査を終え、平成28年度及び平成29年度事業決算の修正及び、平成30年度事業報告の再提出を受けるとともに、経営改善計画が提出され、本日、報告第4号で報告させていただきます。

本件については、市民の皆様、議員の皆様、そして関係する多くの方々に多大な御心配、御迷惑をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げますとともに、市民の皆様にご御利用いただく施設や冬季スポーツ拠点化の核となる施設の運営を継続することを最優先に、市として最大限の努力をしておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告いたします。

○議長（東 千春議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて、提案の理由を申し上げます。

本市は、市民の文化及びスポーツ活動の普及振興を図るため名寄市立学校施設開放利用条例を制定し、学校施設を学校教育に支障のない範囲で開放しておりますが、廃校となる学校の増加に伴い利用可能な屋内運動場が減少している状況でございます。屋内運動場は利用希望が多く、特に冬季においては夏季に屋外で活動している団体が屋内運動場で活動を希望されるため、開放校によっては飽和状態となっております。このような状況を踏まえ、廃校となった屋内運動場のうち当面利用可能な施設について、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の場を確保することを目的として本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

議案第1号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第2号 名寄市下水道事業及び名寄市個別排水処理施設整備事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市下水道事業及び名寄市個別排水処理施設整備事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、公営企業会計を適用していない下水道事業等に対して総務省から公営企業会計の適用の推進についての要請があり、本市にお

いても平成28年度から関係事業について詳細に検討を行い、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業についてよりの確に財政マネジメントの向上に取り組むために公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書の作成等を通じて経営、資産等を正確に把握するため同事業について地方公営企業法を適用するため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第3号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年6月3日に公布をいたしました本条例において施行期日が適正に施行されないこと

がわかったために、新たに経過措置を設けることにより条例施行前に指定した指定管理者の管理期間については従前どおりとし、条例施行後に指定する指定管理者の管理期間から改正後の規定を適用するよう条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第4号 名寄市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市印鑑条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、本年11月5日から住民基本台帳において旧氏の併記が可能となります。このことにより、旧氏の印鑑登録を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第5号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年6月7日に公布をされたことに伴い条項ずれが生じたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第6号

名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市立大学教員が行う大学入試センター試験に関する業務と入試問題作成及び点検業務を特殊勤務と位置づけ、両業務に従事をする教員に特殊勤務手当を支給するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、高等教育の無償化制度の実施に伴い、令和2年度からの給付型奨学金の拡大にあわせて国が示す基準により各大学において入学料及び授業料の減免が行われますが、本学には入学料の減免規定がないため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第8号 名寄市立大学奨学金給付条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市立大学奨学金給付条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、名寄市立大学に在学をしている学生で、経済的理由のために修学困難と認められる者に名寄市立大学奨学金を給付することにより学習を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的として平成30年に制定をされ、平成31年4月に施行されました。本件は、学生確保の観点から給付対象者を現行の2年次から4年次までとしていたものから1年次の学生を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第9号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について、提案の理

由を申し上げます。

名寄市総合福祉センターの会議室は、福祉関係者の利用を目的としており、一般利用者が利用することを前提としておらず、利用料金等を定めておりませんでした。しかしながら、会議室の空き時間を有効利用する観点で一般利用者にも開放することを目的に利用料金等を定め、あわせて施設の利用に関する必要な事項を明記するとともに、文言整理等を行うために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第13 議案第10号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準で市町村長が認めた場合に特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務が緩和するなど内閣府令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

今回の幼児教育への保障ということで、3歳以上の保育料を無料にしていくということになっているかと思うのですが、その反面副食費を実費徴収するというふうな中身になっています。それで、1つ確認をしたいのですが、今名寄は国が定めた段階よりも数を多くして利用者の負担を軽減するように取り組んできたわけですが、そうした中で今回国のほうから支援をいただくということになると、市独自で行ってきた支援の部分がどのくらいの費用があったのかお知らせをいただきたいと思います。というのは、独自に保育料の助成をしている市町村の中では、この部分を活用して給食費に充て、保育料が無料になるのですけれども、副食費の部分が実費になるということで、その無料になる部分を副食費の支援に回そうという自治体もあるというふうに聞いているのですけれども、名寄市の場合その辺についてどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

もう一点は、そういうことで今までは保育料にあわせての副食費だったのですけれども、今回別で払わなければならないということでもあります。滞納者が出た場合、今回児童手当から差し引くことも可能というふうに国のほうから言われているかというふうに思うのですが、その部分について保護者の方々としっかりと合意を得ながらしてい

くことが必要かなというふうに思うのですけれども、その部分どのように取り計らっていかうとされているのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 無償化に伴って1つは独自削減、これまでやっていた部分を含めて財源をどのように活用するかというような御質問だというふうに思います。前の川村議員からの御質問も前回もあったかと思いますが、ほかの自治体においても独自削減分、3歳以上の無償化によって国から臨時交付金なり交付税で補填されるということで、これまで使用していた分が一般財源からの支払いが減るということで、一般財源が確保できる状況にあるかというふうに思っています。それにつきましては、現在市長ローリングも含めて行っていますけれども、これまで言われていました乳児医療であったり、保育所の改築であったり、今子ども・子育て支援計画のアンケート調査においても遊び場の確保が優先的に出されている。そういった数多くの要望が出されている中で、市のほうでどういった財源をいかに有効に活用していくかということで議論をしているところであります。当面におきましては、副食費におきましてはこれまで保育料とあわせて徴収した分については実費で徴収することになっていまずので、この条例の改正のとおり副食については実費で徴収をしていきたいというふうにも考えています。先ほど申し上げましたように、財源につきましては今後も議会の御意見もいただきながら、有効に活用できるように子育て支援に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

あと、児童手当の関係ですけれども、これは滞納の分についてはどのように対応していくかという部分につきましては、きちんと保護者ともお話をしながら対応については慎重に取り扱っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 子育て支援に対するアンケートもとられて、皆さんからいろんな声が寄せられているところではありますが、この国からの支援の分の財源についての活用は今後検討するということでしたけれども、保護者の皆さん方の意見をよく聞いていただいて、活用していただきたいと思いますし、先ほど滞納された方々からの育児手当を活用してということなのですから、それはやはり保護者の方によく納得していただく中でしてもらおうということが必要かなと思います。中には保育所に入所するときの契約の中で一文が入っていて、それを認めなければならないような、そういったところもあるやに聞いていますので、そういったことのないように確実に保護者と面談して、理解をしていただくということを強く求めて終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 議案第11号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で連携施設に関して確保が困難に必要な支援ができると認めるときは、家庭的保育事業者に連携施設を確保しないことができる期間をさらに5年間延長する厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第15 議案第12号 名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部改正により3歳から5歳の全ての子供の利用料が無償化をされ、またゼロ歳から2歳の子供についても住民税非課税世帯の利用料が無償化されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第16 議案第13号 名寄市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

水道法施行令におきまして指定給水装置工事事業者の指定要件を定めておりますが、水道法の一部改正に伴い、工事事業者の指定に関して更新制が追加をされ、また本条例で引用する水道法施行令に条項ずれが生じたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第17 議案第14号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、市立総合病院内で使用許可をしている食堂等の利用料の額を改めるために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第18 議案第15号 名寄市有給吏員退隠料等支給条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 名寄市有給吏員退隠料等支給条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例の適用を受けた旧名寄町の元職員とその遺族に対し退隠料または遺族扶助料を支給をしておりましたが、支給対象者が死亡し、また今後も適用を受ける職員がいないため、本条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第19 議案第16号 名寄市特別用途地区建築条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 名寄市特別用途地区建築条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、特別工業地区において建築基準法の制限に加えて大規模集客施設の建築を制限するものでございますが、建築基準法が工業地域における大規模集客施設についても建築を制限するものに改正をされたことに伴い、本条例により制限をかける必要がなくなったために廃止をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第20 議案第17号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、戸籍システム共同利用型機器のOSのサポートが終了することに伴い更新をしようとするものであり、本年8月2日に物品等審議委員会での審議を経て、同月19日に見積もり合わせを実施をし、2,170万円で株式会社HDCに決定をいたしました。これに消費税及び地方消費税217万円を加え、2,387万円で契約を締結しようとするものでございます。

なお、本件に係る経費につきましては、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、取得するものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が2,000万円以上であるため議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第21 議案第1

8号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ9,718万7,000円を追加し、予算総額を208億5,672万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を歳出から申し上げます。2款総務費におきまして北海道鉄道利用促進環境整備負担金108万3,000円の追加は、北海道がJR北海道に対し交付する北海道鉄道利用促進環境整備交付金に係る市町村支援金として、宗谷本線活性化推進協議会に負担金を支出しようとするものでございます。

3款民生費におきまして子ども・子育て支援運営事業費2,329万5,000円の追加及び10款教育費の子ども・子育て支援運営事業費1,013万6,000円の追加は、本年10月1日から実施となる幼児教育、保育の無償化に伴い各認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費負担金を追加しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして公衆浴場解体費助成金262万3,000円の追加は、先月廃業された日の出湯の浴場解体に対しその一部を助成しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして森林整備等振興基金積立金1,152万4,000円の追加は、今年度譲与される森林環境譲与税についてその全額を基金に積み立てしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

2款地方譲与税におきましては、森林環境譲与税1,152万4,000円を追加しようとするものでございます。

11 款地方特例交付金 1,914 万 2,000 円の追加は、幼児教育、保育の無償化の実施に伴い保育料が減額となることから、その減額分について国の子ども・子育て支援臨時交付金を追加しようとするものでございます。

また、このほか事業費の追加などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整については前年度繰越金で実施をしようとするものでございます。

次に、第2表、地方債補正では、臨時財政対策債について限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第18号の12ページ、13ページをお開きください。

2 款総務費、1 項1 目秘書管理事業費の山形県沖地震災害見舞金 50 万円の追加は、6 月18日に発生しました山形県沖地震により多大な被害が生じている山形県鶴岡市に対し支援をしようとするものであります。

3 款民生費、1 項6 目老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 1,009 万 9,000 円の追加は、認知症高齢者グループホームの大規模改修や非常用自家発電設備の整備に対し補助しようとするもので、財源としてその全額を国庫支出金で計上しております。同じく3 款1 項6 目老人福祉費の介護人材就労定着支援事業補助金 64 万 9,000 円の追加は、実務者研修に係る受講者の増などにより予算を追加しようとするものであります。

14 ページ、15 ページをお開きください。同じく3 款民生費、2 項5 目児童母子等給付費の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 35 万円の追加は、児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親の方に対し今年度の臨時特別措置として給付金を支給しようとするものであり、財源としてその全額を国庫支出金で計上しております。

16、17 ページをお開きください。6 款農林業費、1 項2 目農業振興費の強い農業・担い手づくり総合支援交付金 475 万 3,000 円の追加は、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、必要な農業用機械や施設の導入に対し補助しようとするもので、財源として全額を道支出金で計上しております。

8 款土木費、2 項3 目道路除雪費の市道除雪・排雪対策事業費 658 万 3,000 円の追加は、北海道の労務単価の増に伴い市道排雪事業委託料などについて予算を追加して対応しようとするものであります。

18、19 ページをお開きください。10 款教育費、7 項2 目体育施設費の体育施設管理運営一般行政経費 58 万 3,000 円の追加は5 月に発見された名寄市 B & G 海洋センターの漏水に対する調査手数料の追加、また体育施設整備事業費の 593 万 8,000 円の追加はピヤシリシャンツェジャンプ競技システムの改修やピヤシリフォレストろ過装置交換工事の実施に伴う予算の追加であります。

次に、歳入について申し上げます。戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。18 款財産収入、1 項1 目財産貸付収入の母子里牧場採草地貸付収入 23 万 4,000 円の追加は、長年未利用地となっていた母子里牧場の採草地について貸し付けを実施し、有効活用を図ろうとするものであります。

19 款寄附金の 14 万 6,000 円の追加は、7 月末までにいただいた寄附金の状況を鑑み、予算

を追加しようとするものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、13ページ、総務費、企画振興費の北海道鉄道利用促進環境整備負担金108万3,000円にかかわって少し確認をさせていただきたいと思えます。

実は、土曜、日曜と旭川で北海道の中の女性議員の研修会が行われました。私も参加させてもらって、全道各地から女性議員がたくさん参加していただいたのですけれども、話題はどこから来たのからどうやって来たのということでもあります。もう不便で、不便で。開会の時間もそういったことも加味しながら日程を調整していただいていたところなのですけれども、遠く根室から来られる方は飛行機で来たそうです。ということで、利用促進負担金ですから、そういった部分で本当に昔はこここういうふうに通っていたのだけれども、今は全くないというような話で持ち切りでありました。そういった部分でいうと、なかなか利用促進のためのこのお金を出すところの理解がしにくいかなというふうに思っています。この部分で市民へどのように報告と申しますか、御説明をされていこうとされているのか。また、これは公共交通でありますから、しっかりと国や道へ求めていくことも必要だと思いますが、今後どのように取り組まれていこうとしているのかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ただいま御質問いただきましたけれども、この今回補正をさせていただく金額の意味と申しますか、こちらは北海道が取りまとめる北海道鉄道利用促進環境整備交付金、こちらの協力として今回対象になっていた各線区ごとに依頼が来て、一体となって取り

組んでいこうという流れでの今回の負担金の補正予算でございます。確かに議員おっしゃっていただいたとおり、現状、本当に昔から見るとなかなか不便な部分も実際にあつて、ダイヤがなかなかなかったりですとかあるのですけれども、この部分については宗谷線、名寄市単体でどうのこうのということではなくて、やはり北海道の鉄道網をどういった形で残していくのかという議論が非常に大切で、そのためにはまずはしっかりと各線区が利用しやすい、さらに現状以上に利用しやすいような環境をいかにつくっていったら、今まで以上に市民の皆さんたちに少しでも使っていただけるような環境を用意していくのかというのが非常に大事なのかなというふうに考えております。

今回北海道が提案している交付金についてですけれども、ここは今年度、来年度、2年間にかけてJRに対しては車両設備、停車場設備、駅ですね。それから、防護設備といったような鹿柵ですとか、そういったものにしっかりと使って、環境を向上してくださいという目的で今回はみんな一体となって協力していくということですので、実はここを名寄が108万3,000円と補正出させていただきましたけれども、この部分がきれいに名寄のために使われるかという、そういったお金ではないのも事実であります。しかしながら、駅のWiFiの設備であるとか、そういったものも各線区ごとにJRが前向きに今後2年間で投資していくというお話ですので、ここについてはしっかりと前向きに捉えて、市民の皆様方も少しでも利用していただけるような環境になるということ、前向きに捉えて考えていきたいというふうに思っておりますし、市民説明につきましては今お話しさせていただいたような内容をこの補正予算議決いただきましたら、実は来月号の広報等で既に枠はとらせていただいておりますので、そちらのほうで我々の中で説明できる限りのことを書かせていただいて、説明をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い

いたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） もちろん宗谷線、名寄駅だけに使ってよというふうには思っていないで、先ほどもお話ししましたように全道から来られた皆さんがそれぞれ口々に言っていたのがそういった現状であると。やっぱり北海道の中の交通網の不便さを非常に、首都圏は便利になっているかと思えますけれども、一步ちょっと離れると旭川でさえもいろんなところから来るのが大変だという現状を私は目の当たりにして、そういった部分でまた積極的にJRももちろんですけども、国や道へ要望を届けていただきたいと、そのことを強く求めて終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第22 議案第19号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれに230万7,000円を減額し、予算総額29億6,746万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款国民健康保険事業費納付金におきまして国民健康保険事業納付金の確定に伴い、272万6,000円を減額しようとするものでございます。

4款保健事業費では、人件費の増に伴い41万9,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款国民健康保険税におきまして当初賦課の決定による増収の見込みから3,241万3,000円を追加しようとするものでございます。

また、2款道支出金におきまして保険給付費等交付金41万9,000円を追加しようとするほか、4款繰入金で国民健康保険支払準備金基金繰入金を3,513万9,000円減額をし、収支の調整を図ろうとしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第23 議案第20号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれに3,229万2,000円を追加し、予算総額を26億7,243万7,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費におきましてマイナンバー制度における情報連携に伴うシステムの改修及び介護報酬改定に伴うシステムの改修に要する費用のため85万9,000円を追加しようとするものでございます。

6款諸支出金におきまして平成30年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金などとして3,143万3,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。4款国庫支出金におきましてシステム改修に係る国庫補助として49万2,000円を追加し、8款繰入金におきまして一般会計繰入金の事務費繰入金を36万7,000円追加しようとするものでございます。

また、9款繰越金におきまして3,143万3,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第24 議案第21号 平成30年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第22号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第24号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第26号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第27号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第28号 平成30年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第29号 平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第30号 平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号から議案第30号までの平成30年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第21号から議案第28号までは令和元年5月31日、議案第29号及び議案第30号は平成31年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いま

したので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第21号外9件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号外9件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第25 議案第31号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、株式会社名寄振興公社の決算の修正に伴い運営資金の不足、経営改善に伴う資金が必要なことから、歳入歳出それぞれ1億1,055万円を追加をし、予算総額を209億6,727万6,000円にしようとするものでございます。

補正の理由を歳出から申し上げます。7款商工費におきまして名寄振興公社経営改善事業費1億1,055万円の追加は、名寄振興公社の経営改善に必要な資金として名寄振興公社経営改善補助金5,000万円、施設の運営上緊急的に必要な資金

として名寄振興公社緊急運営資金貸付金6,055万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。20款繰入金におきまして財政調整基金繰入金1億1,055万円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第31号について質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第31号については、8名の議員をもって構成する名寄振興公社運営に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案31号は、8名の議員をもって構成する名寄振興公社運営に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、名寄振興公社運営に関する審査特別委員会の委員に委員会条例第7条第1項の規定により、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今村芳彦議員、高野美枝子議員、塩田昌彦議員、東川孝義議員、山田典幸議員、以上8名を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時11分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄振興公社運営に関する審査特別委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には東川孝義議員、副委員長には高野美枝子議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 日程第26 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年4月1日午後1時45分ごろ、名寄市西2条南9丁目の交差点におきまして健康福祉部所管の公用車が一時停止をせず交差点に進入したため、左方から直進をしてきた相手方車両と衝突したものでございます。過失割合は本市が90%であり、相手方車両の修理代として1万376円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第27 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年5月10日午前9時30分ごろ、名寄中学校前庭において草刈り作業中の飛

び石により駐車車両を破損させたものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が1万5,560円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をし、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第28 報告第3号 平成30年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 平成30年度名寄市一般会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、継続費により事業を実施をしております北斗・新北斗公営住宅建設事業及び風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第29 報告第4

号 株式会社名寄振興公社の経営状況について（平成28・29年度事業決算の修正及び平成30年度事業報告書の再提出）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

さきの第2回定例会におきまして報告第8号として上程をいたしました株式会社名寄振興公社の経営状況については、当該定例会最終日に御報告をしたとおり再精査が必要となったため、同公社において精査を進めてまいりました。このたび調査を終え、平成28年度及び平成29年度決算の修正並びに平成30年度事業報告及び決算の修正に伴う経営改善計画につきまして8月26日の臨時株主総会を経て報告を受けたところでございます。

決算につきましては、当期純利益ベースで平成28年度当初決算の876万9,631円に対し修正後の決算は428万3,473円となり、平成29年度におきましても当初決算の130万2,547円に対しまして修正後の決算はマイナスの1,106万7,509円となりました。

平成30年度の決算につきましては、当初決算の当期純利益135万6,782円に対し修正後の決算では売上総利益1億3,094万5,133円から販売費及び一般管理費、営業外費用、法人税等を差し引きし、当期純利益はマイナスの2,472万4,737円となりました。

また、繰越利益剰余金は前年度までのマイナス1,595万3,348円を加え、マイナス4,067万8,085円となり、この決算の修正を受け、同公社において経営改善の計画を策定をし、市に対して提出がされたところでございます。

第48期においては、経営改善計画をもとに関係機関、団体等の指導を仰ぎながら営業力の強化と利用者の満足度の向上を図り、信頼、信用の回

復に努めてまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で報告第4号の報告を終わります。

報告第4号については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（東 千春議員） 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受けて活動を行っておりましたが、平成30年8月31日付で今田佳子氏が退任をされたことから、後任者の推薦の依頼がございました。

本件は、新たな候補者として西條知加子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月3日から9月17

日までの15日間を休会としたいと思います、
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、あす9月3日から9月17日までの15日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 今 村 芳 彦

署名議員 川 村 幸 栄

令和元年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年9月18日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案の撤回について(議案第31号)

事務局長 久保 敏
書記 渡辺 敏史
書記 開発 恵美
書記 長正路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案の撤回について(議案第31号)

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君
副市長 橋本 正道 君
教育長 小野 浩一 君
総務部長 中村 勝己 君
総合政策部長 石橋 毅 君
市民部長 宮本 和代 君
健康福祉部長 小川 勇人 君
経済部長 臼田 進 君
建設水道部長 天野 信二 君
教育部長 河合 信二 君
市立総合病院事務部長 岡村 弘重 君
市立大学局長 渡辺 博史 君
こども・高齢者支援室長 廣嶋 淳一 君
産業振興室長 田畑 次郎 君
上下水道室長 鈴木 康寛 君
会計室長 末吉 ひとみ 君
監査委員 鹿野 裕二 君

1. 出席議員(18名)

議長 18番 東 千春 議員
副議長 11番 佐藤 靖 議員
1番 富岡 達彦 議員
2番 倉澤 宏 議員
3番 山崎 真由美 議員
4番 佐久間 誠 議員
5番 三浦 勝秀 議員
6番 今村 芳彦 議員
7番 五十嵐 千絵 議員
8番 遠藤 隆男 議員
9番 清水 一夫 議員
10番 川村 幸栄 議員
12番 高野 美枝子 議員
13番 高橋 伸典 議員
14番 塩田 昌彦 議員
15番 東川 孝義 議員
16番 山田 典幸 議員
17番 黒井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

○議長（東 千春議員） 本日の会議に17番、黒井徹議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 富岡達彦議員

7番 五十嵐千絵議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについて外2件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い、大項目で3点にわたり質問をさせていただきます。

大項目1、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについてお伺いいたします。

最初に、小項目1、参議院議員通常選挙における若年世代の投票結果についてお伺いいたします。7月の参議院選挙における本市の投票率については、平成28年7月10日執行の前回選挙に比べ4.57%減の59.23%であったことが公表されていますが、若年世代はこの中でどのような状況にあったのか、選挙管理委員会事務局を兼ねております総務部としてどのような分析がなされているのかお伺いいたします。

次に、小項目2、若年世代の主権者意識を高める取り組みについてお伺いいたします。平成27年6月の公職選挙法の一部改正により18歳選挙権が認められて以来、主権者教育の目的に照らし合わせて若年世代の主権者意識を高めるべくさま

ざまな取り組みが進められてきたところであります。現在の名寄市の状況についてお伺いいたします。

次に、小項目3、主権者教育につながる子供議会開催についてお伺いいたします。少子高齢化、人口減少社会を迎えた今日において、若い世代が主権者としての自覚を持ち、より早く政治にかかわろうとする意識の啓発はまちづくりを進めていく上で大変重要であります。そのための方策として、以前から子供議会の開催について提案し、議論させていただいてまいりました。総務部、教育委員会に加え、今年度総合政策部が新設されたこともあり、子供議会の取り組みを始める好機と考えますが、今までの検討結果も踏まえ、見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、市民協働のまちづくりについてお伺いいたします。今年度が第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略推進期間の最終年であることから、第2期総合戦略策定に向け地方においては国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実強化に向けた切れ目のない取り組みが求められています。したがって、現行の地方版総合戦略を検証し、次期地方版総合戦略を策定する上においては、誰もが活躍できる地域社会の実現を目指し、市民協働によるまちづくりが必要不可欠であります。

そこで、小項目1、市民協働の意識を高める情報公開についてお伺いいたします。意識啓発を促すための情報公開の方法についての考え方と名寄市における取り組み方法についてお伺いいたします。

小項目2は、パブリックコメントによる意見集約についてであります。名寄市パブリック・コメント手続条例をもとに進められているパブリックコメントの状況について、過去3年間の対象政策と提出されたコメント数についてお伺いいたします。また、提出者の男女差についてお伺いいたします。

小項目3、世代を意識した情報公開についてお

伺いたします。情報公開の方法には各世代で受け入れられやすい方法があると考えますが、世代を意識し、市民協働の意識啓発につながる情報公開の方法についてどのように考え、実施されているのか伺いたします。

最後に、大項目3、公衆浴場の確保について伺いたします。ことし8月をもって地域に愛された市内最後の公衆浴場がその歴史の幕をおろされました。心情的に惜しむ声が上がっている一方で、必要性を訴える声も聞こえてきます。

そこで、小項目1、現状と必要性について。行政として市民の声を受けとめ、人口約2万7,000人のまちに公衆浴場がないこの現状をどのように捉えているのか伺いたします。また、必要性についての捉え方についても伺いたします。

最後に、小項目2、公衆浴場設置による効果と将来展望について伺いたします。以前の定例会においても、名寄市の南の玄関口として道の駅もち米の里☆なよろがあります。そのもち米の里なよろに公衆浴場を設置することによる効果を議論させていただきました。内風呂がほとんどという現代において公衆浴場は必要ないとの声もありますが、公衆浴場の果たす役割は単に入浴による衛生面の効果だけではありません。名寄市における将来展望をどのように描かれているのか伺いたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) おはようございます。ただいま山崎議員からは大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1及び3並びに大項目2については私から、大項目1の小項目2については教育部長から、大項目3については市民部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく伺いたします。

初めに、大項目1、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについて申し上げます。小項目の1、参議院選挙における若年世代の投票結

果につきましては、名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会事務局としてお答えいたします。まず、令和元年7月執行の参議院選挙における投票率は、本市全体で59.23%、若年世代である10代では34.64%となり、全国平均が全体で48.8%、10代では31.33%でありましたので、全国平均よりもそれぞれ10.43ポイント、3.31ポイント高い結果となりました。また、全道35市の中においても本市は4番目に高い投票率となっており、期日前投票の投票率でも有権者に占める割合が25.17%、投票者全体に占める割合は42.49%と全道35市の中で最も高い投票率となったところであります。しかしながら、前回平成28年執行の参議院選挙では、本市全体の投票率が63.8%、10代が47.33%、全国平均が全体で54.7%、10代で45.45%でありましたので、このときの投票率と対比しますと本市の全体で4.57ポイント、10代では12.69ポイント、全国平均でも全体で5.9ポイント、10代では14.12ポイントの減となったところですが、投票率全体が低くなってきている中、特に10代の減少幅が大きくなっており、この傾向は本市ばかりではなく、全国的なものであると言えます。これらのことから、選挙や政治に対する関心や意識が全体的に薄くなってきており、若い世代においてその傾向が顕著にあらわれているものと推察しているところであります。これまでも投票率の向上を図るため広報、折り込みチラシ、新聞、広告掲載、選挙啓発車の巡回、名寄市立大学への選挙啓発コーナーの設置などのほか、選挙管理委員による街頭啓発活動を市内商業施設や名寄市立大学の期日前投票日に合わせて実施してきているところですが、今後も有権者の投票意識を高める活動を北海道選挙管理委員と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、主権者教育につながる子供議会開催について申し上げます。御承知のとおり、平成27年6月の公職選挙法の改正により選挙権

を有する年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことから、社会の出来事についてみずから考え、判断し、主体的に行動できる人間を育成する主権者教育の充実が重要であると認識しております。議員からは子供議会の開催について、その検討状況について御質問いただきました。子供議会は、行政や議会の仕組みを学び、市議会の模擬体験を通じてまちづくりに対する興味関心を育むとともに、子供の自由な発想を生かした意見、要望を市政へ反映させることを目的とする取り組みであります。本市におきましても過去に全小中学校において市長、教育長との懇談会を実施し、市長、教育長と直接懇談することでまちづくりへの興味関心を育んできた経緯がございます。また、他自治体では子供サミットとして子供間で意見を交わす取り組みなどを実践している事例もありました。これらの取り組みを踏まえて、総務部、教育委員会が中心となり調査研究を進め、市長、教育長が学校へ出向き、子供たちと直接まちづくりについて意見交換を行うふるさと未来トークを平成29年度から実施しているところです。ふるさと未来トークは、学校によって取り組み内容には違いがございますが、子供たちが学校や学年、学級において名寄市がさらによいまちになるよう取り組みを議論するなど事前の準備を進め、市長、教育長への意見や質問、さらには施策の提案を行うなど意見交換を通じて自分たちの住むまちを理解し、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根づく子供たちを育てることを目的に実施しております。子供たちにまちづくりを意識し、考えてもらうためには行政をより身近に感じていただくとともに、参加する子供たちの意識の醸成が重要であることから、本市としましては多くの子供たちが主体的にかかわることができるふるさと未来トークの取り組みが有効であると考えております。今後もふるさと未来トークの取り組みを通じて主権者教育はもとより、地域への誇りや郷土への愛着を育み、将来本市のまちづくりへの高い関心や

主体的なかかわりを持てる子供たちの育成に努めてまいります。

次に、大項目2、市民協働のまちづくりについて、小項目1、市民協働の意識を高める情報公開について申し上げます。本市では、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示す名寄市自治基本条例を制定し、市民と行政との情報共有や市民参加などを通じた協働のまちづくりを進めています。まちづくりの主役は市民であり、地域や市内で活動する団体などと一体となってまちづくりに主体的にかかわることが重要であると考えているところです。市民協働の意識啓発を促すための情報公開の考え方につきましては、自治基本条例第7条においてまちづくりに関するさまざまな情報などは市民に対して十分に提供され、説明されていなければならない、また市民が知る権利及び学ぶ権利を有すること、市はその権利を尊重しなければならないと規定されております。本市では、この規定に基づき市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得ることができ、透明性の高い行政運営を確保するための取り組みとして、広報紙やホームページ等における情報提供や市長室開放事業、出前トーク、市民説明会などの参加を通じた情報共有など積極的な情報提供に努めております。また、自治基本条例第27条の規定では、市民との情報共有を保障するため公文書の開示を求める権利や手続など具体的な事案を定めた名寄市情報公開条例を制定し、市政に関する情報について市民の知る権利を保障し、市政をより一層開かれたものにする取り組みも進めているところです。

次に、小項目2、パブリックコメントによる意見集約について申し上げます。自治基本条例第25条では、重要な施策、政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、パブリックコメント制度の設置が規定されております。本市では、この規定に基づき市民参加の機会を設け、市政運営の公平性や透明性の向上を図り、もって市民と

連携、協力したまちづくりの推進に資することを目的に名寄市パブリック・コメント手続条例を制定しております。パブリックコメント手続の対象となる政策等の過去3年間の件数につきましては、平成28年度10件、平成29年度11件、平成30年度4件となっており、意見等の件数は平成28年度71件、平成29年度6件、平成30年度ゼロ件となっているところです。また、意見等の提出者に係る男女の割合につきましては、パブリック・コメント手続条例第6条第3項の規定において、意見等を提出しようとする市民が明らかにしなければならない事項に性別の定めがないことから、男女の割合については把握しておりません。今後もホームページや広報紙への掲載、FMラジオによる意見等募集を行うとともに、当該政策等の案の公表を市役所庁舎のみならず公共施設や名寄市立大学などを閲覧場所に指定するなど市民等が応募しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、小項目3、世代を意識した情報公開について申し上げます。小項目1の答弁と重複をいたしますが、本市におきましては自治基本条例第7条の規定に基づき幅広い世代が迅速かつ容易に市政に関する情報を入手することができるよう広報紙やホームページ、情報公開コーナーや学校や町内会、サークルなどの団体の希望に応じて市職員が出向いて説明を行う出前トークなど多様な方法による情報提供に努めてきたところです。また、小中学校の児童生徒に向けた情報提供では、教育委員会や学校と連携し、各種事業に係るリーフレット等の配布やポスター掲示など必要に応じて情報提供を行っております。今後も多くの市民が必要な情報を入手できるよう多様な方法による情報提供に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目1の小項目（2）、若年世代の主権者意識を高める取り組みについてお答えをいたします。

先ほどお答えしたとおり、選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられました。このことにより、未来の日本のあり方を決める政治についてより多くの世代の声を政治に反映することが可能になった一方で、これまで以上に子供たちの国家や社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的、多角的に考え、自分なりの考えをつくっていく力や根拠を持って自分の考えを主張し、説得する力を育む主権者教育の一層の充実が求められているところでございます。このため、学校教育においては児童生徒の発達段階に応じて地域の課題をみずからの問題として主体的に受けとめ判断する学習活動や体験活動などの充実を図ることが重要となっております。これまでも本市の各学校では児童生徒に主権者として求められる資質、能力である社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や社会の構成員の一人として主体的に課題を解決できる力を身につけさせるため各教科や道徳、総合的な学習の時間など全教育活動を通して指導を行ってきています。具体的には、小学校では総合的な学習の時間において地域で働く人へのインタビューや施設見学などを通して地域の人々と積極的にかかわろうとする態度や地域にある施設を利用する上で自分ができることを考えさせる指導をしています。また、特別活動においては地域のごみ拾いを行うなどして、地域への愛着や誇りを育む指導を行ってきています。中学校では、社会科の地理的分野において身近な地域の調査活動等を通して自分が生活している地域に対する理解と関心を深めさせるとともに、地域の課題を見出し、地域社会の形成や発展に努力しようとする態度を育てる指導をしてきています。道徳においては、名寄市社会福祉協議会と連携し、障がい等の有無にかかわらず多様な人々がともによりよく生きるための生き方や社会について考えさせる指導、地域の人材を外務講師に招き、命の尊厳やとうときについて深く考えさせる指導を行ってきています。また、

自分たちの住むまちを理解し、学校や住んでいる地域をよりよくしようとする意識を高めることを通して地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根づく子供たちを育てることを目的として、平成22年度からは市長、教育長との懇談会、さらには平成29年度よりふるさと未来トーク、市長、教育長と児童生徒の懇談会を行ってきています。さらに、いじめの根絶など学校生活の課題を見出し、解決するために意見を交流し合うことを目的として、平成26年度より名寄市小中学校いじめ防止サミットを実施し、平成29年度からは高校生も加わって、児童会、生徒会活動による自発的、実質的な取り組みの活性化を図ってきています。今後も教育委員会といたしましては、これまでのふるさと未来トークなどの取り組みを継続し、充実させるとともに、各学校には主権者教育が目指す資質、能力が子供たちに育っていくよう地域の実態、児童生徒の発達段階を踏まえながら特色ある教育課程の編成を図るようお願いしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、大項目3、公衆浴場の確保について、小項目1、現状と必要性について、小項目2、公衆浴場設置による効果と将来展望について関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

本年8月31日に市内唯一の公衆浴場である日の出湯が閉店となりました。58年の長きにわたり市民の衛生向上、コミュニティーの醸成などに御尽力をいただき、心から感謝と敬意を申し上げます。公衆浴場の確保対策としまして、市営住宅に入居をされている方に公衆浴場の確保が必要なため市内の公衆浴場施設に対する経営支援を行ってきた経緯がありますが、現在全ての公営住宅への浴室整備が完了しております。加えて、障がいをお持ちの方は総合福祉センターの浴室、介護保険の認定を受けている方はデイサービスが活用できる環境があり、またこれに該当しない方はなよ

ろ温泉サンプラーを御利用いただける状況がございますことから、本市における本来的な公衆浴場の使命はほぼ終了しているものと考えております。道内の状況としましては、人口2万人以上の自治体で見ますと、公衆浴場がある自治体は半数ほどとなっております。統計調査による全国の公衆浴場の数の推移では昭和52年に1万6,866件あった公衆浴場は平成29年には3,729件と22%に減少しております。本市におきましても、この間公衆浴場確保対策補助金の交付を通して公衆浴場の厳しい経営状況を確認する立場としましてはコミュニケーションの場として公衆浴場の果たす役割はあると認識しておりますが、多額の建設費用や運営費を伴う新たな公衆浴場の設置は非常に困難であると考えております。道の駅の公衆浴場設置については、観光面からの集客という点を踏まえ、魅力ある施設づくりのために温泉などの付加価値が必要とされることから、さらに多額の建設費が必要であると想定されることに加え、平成24年3月にふうれん望湖台自然公園のセンターハウスを閉鎖した際に示させていただきました市の考え方とおり、財政的に一自治体で2つの公共温泉の運営は難しいと考えております。市としましては、現有施設であるなよろ温泉サンプラーが有効に活用されるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再度質問させていただきたいと思っております。

大項目1についてであります。先ほど若年世代の投票率についての具体的な数字をお示しいただきました。おおよそというところで考えますと、前回は2人に1人の投票、今回は3人に1人の投票というふうに残念ながら投票していただけた人の数が減っているというふうに思います。このこ

とを踏まえた中で、主権者教育が先ほど教育部長から御答弁いただいたようにかなり学校において進められてきています。そして、ふるさと未来トークと市長、教育長との懇談も進められてきています。この状況を積み重ねてきた名寄市であるがゆえにやはり次一步進んだ子供議会開催に向けての取り組みを求めたいと思いますけれども、この点について再度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） この間山崎議員のほうから何度か子供議会についてということで御意見をいただきました。先ほども少しお話ししましたけれども、教育委員会、そして総務部、これまで29年からふるさと未来トークも含めて実施をさせていただいているということで、現状このふるさと未来トークにつきましては継続をしたいなというふうに考えております。それぞれ学校、やり方はいろいろあるにしても、多くの子供たちがかかわってまちづくりに関していろいろな意見を市長、教育長と交えて交換できるということについては大変重要なことでありますし、このことが将来の名寄市を初めこの地域で子供たちが育つ一要因になるのかなというふうに理解をしているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） この間の取り組みについては十分成果を上げているというふうに私も認識しています。具体的にふるさと未来トークを進めていただいております市長におかれましては、その成果をどのようにお感じになっているのかということについて伺いたいと思いますし、ふるさと未来トークについては多くの児童生徒がかかわることが重要であるというところから取り組みが進められてきているところもあります。その取り組みを進めた上で、一步進めるべくふるさと未来トークは小学校に残し、中学校においては子供議

会に踏み込んでいくというお考えはございませんでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ふるさと未来トークをこの間、平成22年からの市長、教育長との懇談会、そして29年度からより進化させる形でふるさと未来トークということで進めております。子供たちに自分たちのまちを身近に感じ、そして課題を市長や教育長にぶつけていくという、その中の過程でもいろんな子たちが先生方と色々な議論する中で準備をして、そこに臨むということで大変意義がある会議だと思っていますし、子供たちからも非常に斬新な、あるいは子供たちならではの素朴なというか、こういった気づきもあるのだというふうなことも見られて、非常に参考になるなと思っています。また、給食を食べる機会も非常にいい機会だというふうに思っています。主権者教育は、今それぞれ中村部長や河合部長からも答弁あったとおり何もこうして市長、教育長とまちづくりのことを語るというだけではなくて、その場、その場でいろんな地域とのかかわりの中でさまざまな活動が行われる中で地域のことを主体的に理解をし、そして問題意識を醸成して、その意識を高めていくということが肝要であるというふうに思っています。今も大変いろんな取り組みを実はしているという中において、これを継続、進化させていくということはまずは大事だろうというふうに思っています。加えて、今コミュニティ・スクールが全校的に導入をされたということでありまして、コミュニティ・スクールはまさに地域が子供たちを支え、またコミットしていくことでありまして、まさにこれも主権者教育の一環としてこれから進化をさせていかなければならないという、さまざまないろいろ取り組みがある中でこれをまずは進化させていくということが重要だというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） お答えいただいている言葉を伺いながら、ほほ笑ましい子供たちの姿も想像できたところでもありますけれども、進化させていくという言葉があったと思います。やはり多くの子供たちがまちに対していろんな思いを持つ。そのことについて市長、教育長と身近にお話をさせていただく。しかし、それが単なる思い出で終わらないようにするためには具体的な政治の仕組みですとか行政、議会の仕組みを子供たちが体験する機会をつくるのが重要であると思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大変重要だというふうに思いますが、それが子供議会で実現するべきものなのか、いろんなやり方はあるかというふうに思います。このふるさと未来トークも進めていく中で、学校側も含めてかなりのいろんな準備もしながら進めている経過というのもあって、これにプラスアルファまた子供議会ということになると、いろんな現場の負担もあろうかというふうに思います。議会を見ていく中で、身近に感じてもらうということであれば、例えば議会の傍聴なんていうのも手としてあるのかもしれないと、さまざまな角度から身近に感じてもらうという手はいろいろな知恵を出すことがあろうかなというふうに思いますが、先ほどからお話をさせていただいており、中身のある主権者教育の推進ということに対しては今もかなりのボリュームをやっておりますし、加えて今いわゆるコミュニティ・スクールも導入されたばかりということもありまして、ここを着実に進めていくことが何よりも大事だというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 市長に御答弁いただいておりますので、市長のお考えを確認させていただきたいと思っておりますので、質問でありますけれども、確かに学校はこれ以上時間数がとり切れないほど新学習指導要領の対応もあわせてたくさんの取り

組みをしていただいております。コミュニティ・スクールも名寄市の場合は先進的に進めていただいている部分もありますけれども、教育部だけではなく、教育委員会サイドだけではなく総務部、そして今年度せつかく総合政策部をつくったのでありますから、そことの連携の中で子供議会を進めていくお考えはないのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しの答弁になりますが、主権者教育という観点からいくと今の取り組みを継続、進化させていくということが何よりも大事だということでありまして、それが私の考えであります。御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 市長の今の取り組みを継続、進化、具体的に市長の頭の中にはどのような姿が描かれておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 具体的にというか、今のさまざまな取り組みを説明しましたが、これをさらに中身のあるものにしていくと。それは、私だけの思いではなくて、教育現場の中でのいろんな創意工夫もあろうかと思っております。さらには、例えば具体的に言うとするならばふるさと子供未来トークも少し回数をふやしていくとか、そういったことの取り組みは可能なのかなというふうに思いますが、いずれにしても中身も含めてよりブラッシュアップをしていくということでぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ちょっと具体的なところは見えてこない、申しわけありませんが、ところではありますが、先日名寄産業高校の高校生が数名名寄市のキャリア教育の中で名寄市に体験教育ということで来ておりました。その中のある高校生がやはり議会に大変興味があると。自分も議会の取り組みについて学んでいきたい。そして、行く行く自分がどんなかわりをするかはわから

ないけれども、しっかり議員がどのような活動をしているのか、それに対して行政がどのようなまちづくりの中での議会対応されているのか大変興味があるということ具体的に話しておりました。中学生、高校生、私は中学生が適した年代かなというふうに思っておりますけれども、やはりふるさと未来トークで大勢の子供たちが積み上げてきたふるさとへの思いを実際実現に移すときにどんな手法があるのかということを経験する上では子供議会は大変重要な方策になるというふうに思っています。それにかわるさまざまな方策を継続、進化させていきたいという市長の御答弁ではあると思っておりますけれども、やはり子供議会については初めからなしではなく、検討をしていく上での有効性というはあるというふうに思っています。その点について再度お答えをお願いします。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 一つの御意見として受けとめますが、例えば中学校、高校になるとインターンということもあって、定期的に役所、あるいは役所に関連する部局にも子供たちを受け入れて、いろんな体験をしていただくということもあります。もし議会活動でそういったことをということであれば、議員もそういったインターンを受け入れると、例えばそういうような提案もこれからあるのではないかと。ただ、議会をやって、この議論をやるのが主権者教育ということがどうなのか、それはもちろん一義としてあるかもしれませんが、なかなか仕掛けとしては非常に大変なものもありますので、今のそうした、今インターン、ちょっと話ししましたけれども、そうしたことも含めて、今までやっている中でさらに何か工夫はないのかということでも主権者教育を進化させていくということでこれからは知恵を出していきたいし、またさまざまな観点から御意見もいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 市長がよく口にして

くださるまちづくりは人づくりからという、この言葉に直結する部分でやはり子供たちの主権者教育、そして自分が具体的に将来像を描くときに議員としての自分も描けるような、そんな具体的な取り組みを求めていきたいと思っておりますけれども、これについてはなかなか一致した見解をいただけないところではありますが、この後も引き続き私も議員としてどのような行動をとることが望ましいのかは考えていきたいと思っておりますので、別な機会にも議論させていただきたいと思っております。

時間が気になりますので、次に移らせていただきますが、先ほど情報公開についての質問をさせていただきました。その中でパブリックコメントについての意見集約について質問させていただきました。数についても報告をいただきました。平成28年が71件、それから29年度が6件、30年度についてはゼロ件ということで、この平成28年度の件数が多かったのは総合計画にかかわるところの意見の提出が多かったのかなというふうに思っておりますけれども、30年度のゼロ件についてはこれは妥当な数と思われるのかどうか、再度お答えいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 30年度につきまして市民の皆さんから御意見がなかったというか、ゼロ件ということでもありますけれども、この部分につきましては私どもの情報の収集、周知の仕方ですとか、まだ反省をする点があるのかどうか、その点につきましては改めて今後も研究してまいりたいというふうに思っておりますけれども、一定程度私ども情報公開、パブリックコメントにかかわっては公共施設なり、広報なり、やらせていただいているというふうに思っておりますけれども、残念ながら結果としてはなかなか意見が出てこないという状況について今後何か改めて研究しなければならないというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ゼロ件であるというのは、市民の側にも一定程度責任があるのかなというふうには思っています。パブリックコメントの設置されている公共施設のコーナーについてなのですが、実は条例提案の資料等がきれいに整理されて置かれていて、パブリックコメントのコーナーですということも表示されていますが、全部は見ておりませんが、私がよく利用させていただくコーナーはこういうふうに立てた状態でケースの中に入れているのです。この立てた状態で何が置かれているかは背表紙でしか受けとめることができないわけでありまして。この設置の方法について正面を向けていただくだけで、これは全然違いますけれども、例えば正面を向けていただくとか、図書館の新刊本紹介コーナーのような形でもう少し工夫していただく中で市民の皆さんに認識していただけるものがあるのではないかなというふうに思っていますが、先ほど中村部長からも研究していきたいというお言葉がありましたので、ぜひコーナーの設置、それから出される資料について少しインデックス等で見やすい情報をつくっていただくことができるのか。ただでさえ日々業務に忙殺されている、一生懸命取り組まれている役所の担当者の中にさらなる負担をおかけするのかなと思ったりもするのですが、何といても何が置かれていて、どんなことが自分の身近で起こっているのかについての発信がこちら側にあるとすると、そういう対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今山崎議員からありましたように、閲覧場所における市民の皆さんが少し興味を持っていただける、あるいは閲覧しようかなというふうに思っていたらいいような方法につきましては少し研究をさせていただきたいと思いますが、いろいろな案件が実はあるかなというふうに思います。市民の皆さんが常にいろ

いろな、例えば市の条例改正について興味を持たれるかどうかというのは、これいろいろパターンがあって、内容によっても市民の皆さんそれぞれいろいろな、例えば会社ですとか、生活の中で興味を持った部分については広報なりで周知をすれば、閲覧場所がどこだということも含めて行って見てみようかということにはなるかというふうに思うのですが、こちらパブリックコメントとして上げている情報の内容によっても若干変わってくるというふうに思いますけれども、閲覧場所については担当のほうで可能な限り見やすいように研究はさせていただきたいと思いますが、閲覧場所についても少しスペースが限りがあるものですから、その点も踏まえて対応は研究していきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 置かれている場所の状況も想像できるところが多い中で、今の部長の御答弁についてはいたし方ない部分もあるかなというふうに思いますけれども、提示するとき求めたい意見があつての提示でありますので、より市民協働のまちづくりということをうたうのであれば、やはり市民に情報が提供されるときの方法についてはぜひとも改善をお願いしたいと思っておりますので、何とか1カ所から始めるということでも差し支えないのかなと思ったりはしますが、ぜひともよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

それから、世代に適した情報公開ということについてであります。今回も名寄振興公社の状況についての市民の心配が大きく膨らんだ中で審査特別委員会においても多数の方の傍聴をいただきました。その傍聴の会場には、当然きょうのように情報を発信する機器というのはなかったわけで、一般質問等についてはインターネット上で見ていただくことができるのですが、その中身についていい、悪いというのは当然ありますので、

全部というわけではありませんけれども、インターネット配信について、それからSNS等の配信については今後何か進めていかれるおつもりはありますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山崎議員、それは議会の発信ということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 済みません。言い直します。

審議している内容について、途中経過については曖昧な発信はできないと思っておりますけれども、一定程度決まってくることについての発信について、タイムリーに発信していくことができる方策というのはお考えの中にありますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山崎議員、それは議会側の対応をどうするかということでしょうか。

山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 議会側のというよりは、名寄市の発信力というところで、広報ですとか、それからホームページというのは一定程度時間が置かれるものですから、広報については月に1回の発行ということになりますので、もう少しタイムリーな発行についてのお考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） お話、御質問の内容におきましては、議会サイドの情報も含めてどういうふうに発信するかということの整理が一つできるかと思っておりますので、市長部局としましては予算の措置や何かの中で情報発信の手法について検討させていただければと思います。あくまでも市長部局、そして議会サイド、それぞれが両輪が相まっているような形の情報が発信できると。今回の事案に対しましても一つ検証の部分としてそれが出てきているということの御発言だと思いますので、改めて予算を含めてどういう情報発信ができるか、それは十分お互いに検討させていただければと思

います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 検討していただけるということですので、期待したいと思っておりますけれども、広報なよろは1カ月に1回の発行でありまして、特別号というのはなかなか出させていただくことができていないというふうに思います。議会サイドの議会だよりについても一定程度発行部数が決まっている中で、市民が早くて確かな情報を知りたいと思ったときに広報紙というところでの、要するに紙ベースで知る方法があるかどうかということについて見解を求めましたので、ただいま御答弁いただきました内容について今後どのようなようになっていくかを見させていただきたいというふうに思います。御答弁は結構です。

続いて、次の再質問に移らせていただきます。公衆浴場についての御答弁、市民部長からいただきました。公衆浴場の数については、数がどんどん減ってきているということについて2%ぐらいに減っているというお話をいただきましたので、なかなか経営が難しいという状況については理解させていただきました。その御答弁の中に公営住宅の浴室については全て整備が整いましたというお言葉がありました。確かに公営住宅については、お風呂が入っています。ただ、市民の皆様からいただいている声の中には、ひとり暮らしの中で毎回お風呂をたいて入るということについて、その方のお考えですけれども、それよりも公衆浴場を利用させていただくことで人と会う機会がある、要するにコミュニケーションの機会を求めているということでのお話がありました。その点から公衆浴場について、今回もサンピラー温泉が残念ながらしばらく使えない状況が続いています。一切名寄市の中でお風呂が、外にお風呂に入りに行くことができない状況がある中では、今後においてもどのようなお考えを持たれているのか。これは、市長にお考えを伺いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、公共温泉に関しましては、風連の望湖台のセンターハウス閉鎖のときに公共温泉は2つ持てませんので1つにしますというような考え方を述べさせていただきました。この考え方に今も変わりありません。加えて、公衆浴場の重要性やその効果というのは、議員もおっしゃるとおり、理解をするところですが、現実的に非常に経営が厳しい中でやられているという現実もあるということでありまして、もちろん民間の方が公衆浴場法にのっかってやりたいという方がいれば、それは一定の支援をすることはやぶさかではありませんが、そういった方が出てくるのかということは今後疑問でありますし、どうなのかなというふうにも思うところあります。公衆浴場を公共でつくるという考え方も今のところ持ち合わせていないということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 考え方については、持ち合わせていないということでありました。その代替案というのは、ございますでしょうか。例えばお風呂を利用したというところで、市民がコミュニケーションをとれるような場所として今は、先ほど市民部長の答弁の中に福祉センターというのが出てまいりました。これは、設置目的がまたちょっと違うところではありますが、何か具体的なところで名寄市の今ある施設をうまく利用してというようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 何度も申し上げていますが、公共で何かやるという、アクション起こすという考え方はございません。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今後市民は外の名寄市以外のところにお風呂に行かなければいけないということに、サンピラー温泉はこの後は使えるようになると思いますけれども、その1カ所だけ

で対応をしていくということになろうかと思えますけれども、実は一定程度の規模の公衆浴場について、公衆浴場ということですので、経営をしていくということが前提になりますけれども、そのことができれば、例えばさらに合宿誘致も進むのではないかとこのように考えるところがあります。風連地区には望湖台にあったお風呂が閉鎖されてから一切公衆浴場がありませんので、風連地区で活動するときの浴場は全くないわけでありまして。その中で体育館、B&G体育センターの中にはシャワー室があります。そこのところを少し使いやすい形に変えていただくというようなお考えはできないのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今初めて聞いた提言なので、提言として受けとめさせていただきますが、そうしたことが物理的に可能なのか、あるいは効果がどれくらいあるかということも含めてこれは十分に検証しなければならないと思います。

それと、公衆浴場という枠のくくりではない、例えば都会行けば多分スーパー銭湯とか、さらにはスポーツジムとかと併設をしたお風呂みたいな、そうしたことが民間でやりたいというようなお声が出ることもあるのかもしれない。先ほどの合宿誘致とかということであれば、そうした経済面を求めていくということでそういう民間の活力ということあるかもしれません。そうした民間の方たちが積極的に公衆浴場法によらない浴場の設置ということに対しては、中小企業振興条例の中の企業立地法の例えば業種枠を少し見直すというような検討は可能なのかもしれないなということを考えていまして、そのことについては市民の皆さんのニーズも含めて少し中小企業審議会等の中でも議論してみたいなというふうに考えています。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 民間活力の導入ということについての見通しについてお話しいただいたと思いますので、今後どのような状況が考えら

れるのかについては身近にいる仲間とも相談、協議を重ねていきたいというふうに思っております。

最後に、1点お聞きして終わりたいと思いますけれども、やはり公衆浴場ということが大事だということについては、御高齢の方たちのコミュニケーションということについての一つの場所という捉え方をしたときの発想も私の中には大きくあるところでもあります。残念ながらよろ温泉サンピラーが遠い状況にあります。そこにいろいろな御支援をいただいている、バスの無料化ですとか取り組みをしていただいているのですけれども、この取り組みについてさらに進めていただくことができないのかということについて確認させていただきたいと思っております。振興公社に対しての予算導入についての審査も進められている中で大きな予算をとということにはならないのですが、結局一部分の無料バスということでもありますので、風連地区の人たちは全く名寄まで出てくることでの足がないわけでありまして、交通手段がないわけでありまして、そしておかつ交通手段を使わせていただいたとしても時間の設定の中でなかなかうまく入浴をすることができないという時間設定もありますので、この辺についてのお考えについて伺って終わりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） ただいま風連地区の方も含めましてバスの運行などについて御質問いただきました。バスの運行につきましては、議員おっしゃいますように市街地から毎日往復で5便のバスが運行しておりますけれども、温泉に到着した5分後に折り返してまた運行することになっておりますので、市街地からの最終便でバスに乗られた場合には温泉の利用がしていただけられないような状況となっております。先ほどの風連地区の方の部分も含めまして、今後の日の出湯閉店後の影響による状況ですとかバスの利用者の状況なども踏まえまして、今後そういったことも検討して

いくべき課題であると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

平成30年度行政評価について外2件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問してまいります。

大項目の1番目、平成30年度行政評価について伺います。平成30年度は、名寄市総合計画第2次前期実施計画を2カ年で評価をするため実施事業の約半分に当たる132事業が対象となっております。そのうち関連があるものを一部まとめ、評価調書は127項目となっております。

そこで、小項目の1番目、評価事業全体の総括について伺います。具体的評価方法は1次評価、ワーキンググループ評価、外部評価、2次評価の4段階で実施をされております。各事業は、分野ごとの5つの基本目標に沿って推進をされておりますが、基本目標ごとの事業評価について伺います。

次に、小項目の2番目、C評価事業における今後の対応について伺います。個々の評価区分において132事業のうちA評価は98事業で、全体の74.2%、B、C、D評価は34事業で、全体の25.8%となっております。評価基準においてA評価は現状のまま継続、B評価は進め方を改善、C評価は規模、内容の見直し、D評価は抜本的な見直しと定義をされております。今回D評価はありませんが、C評価の規模、内容の見直しにかかわる事業として1次評価及び2次評価において3事業が挙げられております。このC評価事業についてどのように受けとめ、今後どのように対応されるのか、考え方を伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、名寄市総合計画第2次中期基本計画への反映について伺いをいたします。前期計画では、基本目標ごとの主要施策に沿

って18の新規事業を含む277の事業が推進をされており。総合計画第2次の中期計画策定に向けて重点施策、いわゆる重点プロジェクト事業として検討及び検証された内容についての議論経過についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、下水道事業の運営について伺います。下水道は、清潔で快適な生活環境を実現し、雨水、排水による浸水被害の防止、さらには川、海などの地球環境保全に貢献するなど私たちの生活に欠くことのできない極めて重要な役割を果たしております。名寄地区の下水道は、昭和46年に市街地203ヘクタールの公共下水道の認可を受け、合流式管渠整備を進めると同時に昭和55年には下水処理場の供用が開始をされております。一方、下水道の普及率は向上したものの、本格的な整備から時間が経過し、今後は老朽化した施設の更新など計画的な整備が求められます。

そこで、小項目の1番目、名寄市下水道事業中期計画の評価について伺います。平成24年度から平成28年度にかけて名寄市下水道中期経営計画として集中改革プランが実施をされております。事業計画において、公共下水道、個別排水処理、下水道整備の現況結果と課題について伺います。

次に、小項目の2番目、名寄市下水道事業経営戦略の推移について伺います。下水道の整備や施設の改善には多額の資本投下を要することから、平成29年3月から平成38年までの10カ年計画で経営戦略事業が推進をされております。経営戦略事業がスタートして既に2年が経過をしており、具体的事業推進に向けて下水道、個別排水、料金体系、施設維持管理及び更新などに向けての現状と課題について伺います。

次に、小項目の3番目、今後の推進における課題についてお伺いをいたします。下水道による水洗化は、平成7年度水洗化率で97.2%となっており、おおむね普及が完了しております。今後利用者の増加も見込まれないことや節水意識、節水

技術の向上により有収水量が減少していくものと思われる。そのような背景の中で、老朽化施設の改良更新事業、管渠の延命、更新、不明水対策など直接の収益強化に直結しない投資の増加に加えて、人口減少による有収水量の減少が見込まれますが、施策推進における課題についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、閉校施設の利活用についてお伺いをいたします。学校施設は、地域住民にとって身近で生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの交流の場所として活用されており、地域コミュニティの拠点でもあります。しかし、人口減少並びに旧耐震基準などにより平成25年3月には風連日進小中学校、平成28年には東風連小学校、豊西小学校、平成30年3月には風連下多寄小学校が閉校となっております。

そこで、小項目の1番目、閉校施設の利用実態について、風連下多寄小学校については閉校後民間での活用が検討されていると聞いておりますが、それぞれの閉校施設の利用状況について伺います。

次に、小項目の2番目、地域住民との協議について伺います。平成30年5月に名寄市立小学校施設整備計画が示され、その中で閉校学校施設の今後の取り扱いについて記されております。旧耐震基準で建設された学校施設の再活用については、耐震補強などが必要となることから、今後の活用方法は決まっておられません。しかし、その他の施設は長期間放置すると校舎の廃屋化や土地の荒廃により生活安全や防犯、周辺環境や景観など問題が生じることから、解体とその跡地利用について再活用も可能と思われることから、地域とも連携しながら検討を行っていくとされております。閉校後の施設利活用について、地域住民との具体的な協議経過について伺います。

次に、小項目の3番目、官民連携の運営について伺います。豊西小学校グラウンドは、冬期間市民利用のスケートリンクとして活用されております。しかし、夏場の利用はほとんどなく、建物施

設は旧耐震構造により現状のままでは使用不可能と考えます。そこで、夏場の新たなグラウンドの利活用の一つとして民間活力を含めたドッグランの設備設置について提案をさせていただきますので、理事者の考え方について改めてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 東川議員から大きく3点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2は上下水道室長から、大項目3については教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、平成30年度行政評価について、小項目1、評価事業全体の総括について申し上げます。平成30年度行政評価については、名寄市総合計画第2次前期基本計画に搭載いたしました実施計画のうち平成29年度に実施した132事業を対象として評価を行い、一部関連する事業を統合した結果、127事業について評価調書を作成しております。議員御質問の前期基本計画の基本目標ごとにおける評価結果でございますが、基本目標1、市民と行政との協働によるまちづくりでは13事業中A評価が7事業、率にして53.9%、基本目標2、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり、こちらでは30事業中A評価が25事業、率にして83.3%、基本目標3、自然と調和した環境に優しく快適で安全、安心なまちづくりではA評価が39事業中36事業、率にして92.3%、基本目標4、地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりではA評価が22事業中12事業、率にして54.6%、基本目標5、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりでは23事業中19事業、率にして82.6%となっております。

本市の行政評価は、先ほども議員からもお話がありましたけれども、評価段階が4段階となっておりますので、調書作成時の担当課における自己評

価、係長職で構成する庁内ワーキンググループ評価、総合計画審議委員による外部評価、庁議メンバーによる2次評価となっております。これまでの評価結果を見ますと、第2段階の庁内ワーキンググループによる評価がより厳しい評価となる傾向になっておりまして、自浄作用が働く中で評価作業が行われているものと考えております。

次に、小項目2、C評価事業における今後の対応について申し上げます。行政評価においてCと評価された事業につきましては、議員御指摘のとおり規模や内容の見直しを実施することとしており、該当する事業については翌年の行政評価で再度評価を実施することにより事業の適切な見直しが実施されたかを確認しております。また、具体的な事業の見直しに当たっては毎年実施される総合計画掲載事業のローリング作業において事業の見直し、内容について行政評価の結果を踏まえて協議を行うとともに、当該事業を具体化する予算査定においてもローリング及び行政評価の結果を反映することで事業の見直しを担保するプロセスを構築しております。平成30年度行政評価については、3事業についてC評価がなされたところですが、いずれもさきに述べたプロセスを経て、今年度の行政評価で見直しの後の取り組みが評価され、A評価となっている事業もあることから、今後も行政評価の結果を踏まえた事業展開を進めてまいります。

次に、小項目3、名寄市総合計画第2次中期基本計画への反映について申し上げます。平成30年度行政評価については、名寄市総合計画第2次中期基本計画の策定と期間を並行して実施しております。行政評価の外部評価は総合計画審議委員が行うことから、各審議委員がそれぞれの政策項目における課題の把握に行政評価が資するものであったと考えております。また、重点施策として検討を行った事業ですが、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、行政評価の結果は毎年のローリング作業及び予算編成作業において反映させる

こととしております。重点施策として登載する事業を含めて、名寄市総合計画第2次中期基本計画実施計画事業はローリング作業を経て計画への登載をしており、平成30年度行政評価の対象とされていない事業もあわせて事業のあり方について検討、議論を行っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 鈴木上下水道室長。

○上下水道室長（鈴木康寛君） 私からは、大項目2、下水道事業の運営についてをお答えいたします。

まず、小項目1、名寄市下水道事業中期経営計画の評価について申し上げます。議員御指摘のとおり、下水道は清潔で快適な生活環境を実現し、雨水排除による浸水被害の防除、さらには川、海、湖等の地球環境保全に貢献するなど私たちの生活に欠くことができない重要な都市基盤の施設となっております。下水道の整備や施設の改善には多額の資本投下を要しますが、市民に清潔で快適な生活環境を安定的に維持するためにも今後の事業を計画的に行う必要があります。中長期的な視点に立った事業運営を行うため経営の効率化及び健全化を目指した中期経営計画を策定し、平成28年度まで取り組んできました。

中期経営計画では、新名寄市総合計画第1次を踏まえ、事業運営の目標を設定し、経営基盤強化への取り組みの基本方針を掲げ、効果的で効率的な事業運営に取り組むこととしております。結果といたしましては、おおむね計画どおりの進捗状況であり、経営基盤強化の取り組みを進める中で平成29年度からは不明水対策への新たな事業着手につながっております。また、使用料については、平成27年度上下水道事業経営審議会において経営状況について諮問し、検討いただいた結果、下水道使用料は据え置きが妥当との答申を受け、事業運営を進めてきたところであります。

次に、小項目2、名寄市下水道事業経営戦略の推進に向けて、小項目3、今後の推進における課

題についての2点をあわせてお答えいたします。経営戦略につきましては、総務省が平成28年度から策定を推進しているものであります。平成29年度には名寄市としても平成28年度までの中期経営計画にかわる経営戦略を策定しております。経営戦略の策定については、総務省から基本的考え方が示され、下水道事業や地域の現状と将来の見通しを踏まえることなど6点について盛り込むこととされ、これまでの中期経営計画との整合性を図りつつ、引き続き中長期的な視点に立った事業運営を実施し、経営の効率化及び健全化を目指す内容としております。策定から2年が経過し、毎年度の決算状況により進捗管理を行うこととしておりますが、おおむね計画どおりの進捗状況となっております。

課題につきましては、現在2カ所の下水処理場と約197キロメートルの下水道管を管理しており、そのうち59.6%に当たる117キロメートルの管が既に30年以上経過している状況でございます。また、同様に下水処理場施設についても老朽化が進んでおり、平成6年度から施設の更新に着手しているところです。近年施設の計画的な延命化を図るため平成25年度からは長寿命化計画に基づく改築更新事業を実施し、今年度からはさらなる効率化を図るため新たにストックマネジメント計画を策定し、下水道の持続的な機能確保に努めているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目3、閉校施設の利活用についてお答えをいたします。

まず、小項目1、閉校施設の利用実態について及び小項目2、地域住民との協議については関連がございますので、あわせてお答えをいたします。御質問にありました旧風連日進小中学校、旧東風連小学校、旧豊西小学校、そして旧下多寄小学校の利活用に向けた地域との協議経過と現在の利用状況について申し上げます。初めに、旧風連日進

小中学校での地域との協議ですが、平成25年3月に日進地区の町内会、老人クラブ、消防団等の関係団体で構成した日進小中学校跡地等検討委員会を設立し、廃校舎を有効活用している事例の視察や地域からの要望を取り入れながら庁内の関係部署とともに検討を進めてきましたが、将来にわたって施設全体を活用する具体案がなかったことから、文部科学省が取り組んでいる「みんなの廃校」プロジェクトに地域の活性化や雇用創出につながる活用となるよう貸与条件をつけ、引受者の募集をしましたが、具体的な応募はありませんでした。現在の利用状況については、地域の要望に基づき職員室を日進小中学校の資料展示室に利用し、また屋内運動場は地域の行事や少年団への貸し出しを行っていますが、平成30年度の利用実績は利用団体が4団体、延べ利用者数は856人となっています。屋外運動場は、パークゴルフのコースとして地域のパークゴルフ愛好会や町内会が維持管理し、利用しているところです。

次に、旧東風連小学校についてですが、東風連地域では小学校の閉校が決定されて以降閉校準備委員会が設置され、閉校後の地域振興策として要望事項の検討、取りまとめが行われました。要望内容としては、校舎は築後40年以上が経過し、未耐震構造で経年劣化が激しいことから、取り壊し、屋内運動場についても未耐震構造とはなっていますが、コミュニティーの場として今後も地域で利用できるようにとの要望でした。現在の利用状況については、地域の要望に基づき校舎は当分の間職員室を地域資料室として活用し、屋内運動場は地域振興のための場として活用するとともに、スポーツ活動などで貸し出しを行っています。平成30年度の利用実績では、利用団体は4団体、延べ利用者数は734人となっています。

次に、旧豊西小学校ですが、名寄南、西小学校、そして豊西小学校3校の統廃合に当たって特に地域からの要望事項はありませんでしたが、庁内での協議では耐震構造になっていないことや施設の

老朽化が進んでいることなどから、市として多額の費用をかけ改修を行い、施設を有効活用することはできないと判断してきました。このことから、民間への売却または解体撤去などの取り扱いについて平成29年9月に市民意見の募集を行ってききましたが、特に御意見はなかったところです。現在は、校舎、屋内運動場の貸し出しは行っていませんが、屋外運動場については夏場は花火大会などのイベント時に駐車場として、冬場は市民スケート場として利用されています。

最後に、旧下多寄小学校は平成31年2月に下多寄小学校閉校実行委員会から地域振興につながる校舎の有効活用として、地域行事や会合等を開催するため学校施設の利用や行事に必要な備品の確保等について要望がありました。その後、社会福祉法人なよろ陽だまりの会から障がい者の生活支援や就労支援活動の場として借り入れの要望があったところです。市は、これらの要望を受け、学校施設が利用団体で有効活用ができるよう調整するため本年4月から下多寄町内会代表者と陽だまりの会代表者、そして市の関係部署の3者で旧下多寄小学校の校舎利活用に向けた協議を進めてきたところでございます。利活用の概要といたしましては、今定例会の行政報告で報告をさせていただいた内容となっております。

次に、小項目3、官民連携の運営についてお答えをいたします。旧豊西小学校屋外運動場につきましては、現在なよろ憲法記念ハーフマラソンやてっし・名寄まつりの駐車場として、冬期間には市営スケートリンクとして利用しているほか、閉校後においても学校開放と同様に市民の方々がスポーツやレクリエーションなどで幅広く屋外運動場を利用していただけるよう旧名寄市立豊西小学校屋外運動場の暫定利用に関する要綱を定め、市民グループや団体の方々に利用していただいております。

議員より御提案いただきましたドッグランの設置についてですが、ドッグランとは一定のエリア

内で飼い犬をリード、綱から外して自由に遊ばせることのできる施設として、近年公園内や高速道路のサービスエリア、道の駅などへの設置を初め民間事業者では有料のドッグランの整備もされているものと認識をしております。本市においては、平成22年度より天塩川さざなみ公園内に指定管理者の提案のもと公園の利用頻度の向上を目指し、ドッグランを設置させていただいており、市内外から愛犬家の方々に利用をされている状況となっております。市街地区においてもしばしば愛犬とともに散歩を楽しまれている方々も見られ、ペットと寄り添った生活を過ごされている方もふえてきていると思います。旧豊西小学校屋外運動場にドッグランを設置することについてはこれまでの利用団体との調整を初め、何よりもドッグラン設置に当たって周辺住民の方々の理解が必要になるものと考えております。また、ドッグランは犬の安全を考慮する必要があることから、屋外運動場への芝生の整備や犬の飛び出し事故に配慮した柵の設置など初期投資の費用を初め、維持管理業務をボランティアや専門知識を有する民間の団体などに御協力いただいてもランニングコストは発生いたしますので、それら費用に係る財源の確保が必要となります。したがって、飼われている犬を自由に伸び伸びと運動させたい愛犬家の方の気持ちも理解はできませんが、天塩川さざなみ公園のドッグランなど既存の施設を御利用いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれ答弁をいただきましたので、限られた時間でありませけれども、改めて再質問させていただきたいというふうに思います。

30年度行政評価について答弁をいただきました。それぞれ基本目標ごとに事業の内容、事業の本数とA評価の内訳をいただきました。それで、それぞれ行政評価、KPIという評価指数で今成

果指標であらわされているというふうに思う。今回それぞれ自分で30年度のものを見させていただいたときに基本目標の1についてKPIの評価項目23、それぞれ基本目標2は25、基本目標3は37、4は17、5は28と。130というふうになるのですけれども、このKPIの重要業績評価指標、これの取り組みを始められたというのは名寄市まち・ひと・しごと総合戦略から積極的に取り入れられたのではないかなというふうに思っております。

そこで、各事業におけるKPI評価の実態と課題について改めて伺いたいというふうに思います。というのは、KPIというこの重要評価指標、これ最終的なゴールではなくて、要するに事業を計画してからゴールに向かうまでのある面ではプロセス過程の評価ではないのかなというふうに思っております。いわゆる中間目標であって、最終ゴールではないという形の中で、今のKPI評価でそれぞれ事業評価をされているというふうに思うのですけれども、取り入れた期間から今それぞれ中期計画、個別に評価をされていると思うのですけれども、当然これを進めていく上ではPDCAサイクル、これが非常に重要になってくるのかなというふうに思いますので、それぞれの部門におけるKPI評価に向けての教育、訓練を含めた実態、それと課題が今現状どうなっているのか改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） KPI、PDCAサイクルについて再質いただきました。行政評価調書、こちらのほうでは総計の前期計画から個別の実施計画事業についてKPIを設定しております。成果指標では、各事業の改善点を明確化、言語化するツールとして活用すべきものと考えておまして、事業ごとの指標の進捗に当然ちよつとばらつきが出てきているのですけれども、達成の困難性にも差が実際あることから、成果指標そのものがひとり歩きしないように注意するよ

うな必要もあるというふうに考えております。各事業の評価は、総合的に内容を精査する必要があるというふうに考えております。成果指標は、内容精査の一項目と考えておまして、事業が現状から改善するために活用する手法として今後成果指標に対する全庁的な理解を深めていくという必要があるかなというふうに考えております。この成果指標を、K P Iを設定するというのがどんな効果があったかというか、それは実感としてやはり数字をつくるための事業を必然的に本質的に捉えなければ数字がつかれないということで、そういった部分で前例踏襲ということではなくて、改めてしっかりと本質的なところ見直して、目標をしっかりと達成に向けて数値を設定するといったようなことが非常に効果があるのだらうなというふうに思いますし、議員おっしゃるとおりP D C Aというのはどんどん重要な段階を踏んでいくわけで、プラン、ドゥー、チェック、アクションと。アクションで終わりではなくて、アクションの後の次のまたPに戻るわけで、またそのPは最終的にアクション起こした部分をしっかりとつないだプランにつなげていくということが非常に重要だというふうに考えておりますので、毎年の評価調書をしつかりと検証しながらP D C Aを回していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 今の進め方、あるいはK P Iの設定の仕方ということで改めて今答弁をいただきました。

それで、今部長のほうからお話あったようにK P Iというのは数値を設定するという形で、当然その数値に向かって進めていくと。最初のつくりの部分というのは、ある面では非常に重要になってくるのかなというふうに思います。ただ、今回も評価調書、全部細かく見たわけではないのですが、たまたま事業を計画したときにほかのものとうまくタイミングが合って、このK P Iの

数値が非常に上回ったというものもあるし、そのときの事情によって数値が思ったように伸びていないと。非常にK P Iというのは一方では数値ですごく管理はできるのですけれども、そのほかの要因、先ほど事業評価のそれぞれの4段階の中で庁舎内でのワーキンググループ、非常に一方では厳しい見方をされているというふうなお話も答弁でありました。そういう中で、実際にK P Iの数値とそれぞれの評価項目、内容についてもう一度それぞれの部門で検討はされていると思うのですけれども、扱い方についてももう少し答弁をいただきたいというふうに思うのですけれども。

といいますのは、数値で、A評価とすごく数値が上がって、今後の対応という、ずっと段階を追っていても、では次何目標にいくのかなというのが見えてこない評価の項目というのも、事業の項目というのは結構あるのです、見ていると。これを当初の目的を推進するべきだと。ですから、数値すごく上がっているから、それは次の目標なくてもいいとは思うのだ。でも、そうではなくて、やっぱりその中に次のアクションも改めて入れていく必要があるのかなというふうに思っていますので、その辺の実際の対応というか、取り組みについて改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) K P Iの設定についてですけれども、ここの熟度といいますか、数値目標設定して、指標を設定して、そこ管理していくという作業が実はここ数年の間という、行政評価については平成22年からK P I的なものを設定はしているのですけれども、総合計画も含めて、総合戦略も含めてK P Iを設定して全庁的にしっかりとこの文化を根づかせていくということが日が浅いというか、そんなに経験的にはまだ少ない部分でありまして、議員おっしゃるとおり達成して、では次どうするのだといった部分でいうと、アウトプットとアウトカムがありますけれ

ども、特にアウトカムです。最終的にどこを目指すのだというところの達成目標というのがやはりそれぞれのKPIの設定の中でも非常に重要な数値目標になってくると思いますので、そこについての熟度というか、勉強は今後も職員一同浸透させていかなければならないかなというふうに考えておりますので、しっかりとそこら辺はローリング作業と行政評価と含めて我々もKPIについては浸透させていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれの今答弁をいただいた内容の中でまたそれぞれの部門で事業、当初の目的を達成するため、あるいはそれを上回る事業を進めていくためにまたそれぞれの取り組みの強化をお願いをしたいというふうに思います。

それで次に、2点目、C評価事業における今後の対応ということで、先ほど答弁の中ではそれぞれ行政評価、ローリング作業の中でそれがC評価から変わってきていますというふうな答弁をいただいたかというふうに思います。今回C評価に上がった3項目、それちょっとA評価に上がったという形での答弁はいただいたのですけれども、どういう経過でそういうふうになったのかというのを改めてお聞きをしたいなというふうに思います。3点指摘をさせていただいたのですけれども、1つは交流活動の推進、1つは生活に困っている人への包括的支援の充実、1つは文化芸術振興事業。交流活動については、お話し移住定住の関係、これは夏場の利用があるのですけれども、冬場の利用が少ないというふうな指摘だったというふうに思っております。それから、生活に困っている人への包括的支援というのは取り組みそのものは非常にいいのですけれども、特に外部評価で施設入所されている方は国、道からの補助もあるので、その辺との整合性というのも必要ではないですかというふうな部分、それから文化芸術振興事業で

はバイオリン体験教室、これ少年少女オーケストラ、効果としては非常に高いと。ただ、団による開設で、市が教室を開催するのではなくて、やっぱり自走化をしていく体制づくり、こういうのも一方では必要でないだろうかというふうな御指摘だったと思うのですけれども、先ほど答弁をいただいたこれがAにつながったという形の中での議論経過について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ちょっと個別の評価、どうつながったのだという御質問いただきましたけれども、Aにつながったというふうに答弁しては、全てではなくて、実は3事業のうち2事業がAにつながって、1事業が新たな課題を見つけて、またCにしたというのが実際のところでございます。これから令和元年度の調書についてはしっかり精査した上でまた議員の皆様方にも提供させていただきましても、現状令和元年度につながった状況といたしましては、先ほど議員がお話しいただいたとおり、低所得者の分については去年施設の関係とか指摘いただいた部分を制度的にしっかり見直ししながら今年度につなげているということで、今回も外部評価等でもその部分をしっかり見ていただいて、A評価をつけていただいているというところでございます。

それから、移住定住の部分につきましては、昨年度はほかの自治体の成功事例等参考にしながらということで評価、Cということで、一定程度見直してみたらどうだいというお話をいただきました。ことはいろいろ、勉強はさせていただいたのですけれども、やはりどこの自治体もなかなか季節的な平準化という部分が課題に挙がってしまっていて、その部分は新たな課題ですということで我々も認識しておりまして、担当課のほうからそういったような課題を挙げながらみずからももう一度見直ししたいということでC評価ということで、新たなまた課題でのC評価というつながりを

してきております。

それからあとは……ちょっとよろしいですか。
済みません。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 3点目については、文化芸術事業の関係ということです。この内容的には公民館の市民講座のということで、年間10講座程度やっているのですけれども、この中でバイオリン教室の講座を開いたと。それが最終的には名寄のオーケストラ、名寄市民オーケストラが設立とうまく連動して、オーケストラの指導のもとにそのバイオリン教室ですとか、そういうことが展開されるようになったということで、逆に言うところと行政が持つのではなくて、自走するというところで、逆に言ったら理想的な形なのかなというふうに考えております。ただ、C評価としていただいたのは、やはり今後も団の取り組みを側面から応援していくということとずっと続けていただきたいというようなことで、C評価としての規模、内容を見直して継続するということになってございますので、行政と民とのうまくつながりができて、オーケストラとして自走する一つの足がかりになったのかなということで、こちらとしては大変いい事業の展開ができたのだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれC評価個々の事業について答弁いただきました。せっかく当初決められた事業で、今答弁にもありましたように改めてそれぞれの内容検証されて、C評価でまた次の展開を目指すなり、あるいは求められていることに対して新たな施策を進めるということ

でまたぜひお願いをしたいというふうに思います。

それで、今回全体的な総合評価というふうなことで質問させていただいております。総合計画の前期事業、重点プロジェクト、それぞれ設定をされております。経済元気化プロジェクトでは39の事業、安心子育てプロジェクトでは39、冬季スポーツ拠点化プロジェクトでは14の事業、いわゆる3事業で92の重点プロジェクト、事業本数になっております。その中で基本目標4では5事業、基本目標5では3事業がそれぞれ部をまたいだ形の取り組みになっております。総合政策部がことし4月からスタートして、いろんな総合計画あるいは総合戦略、これに代表される施策や短期的に全庁が協力をして取り組むべき施策についてスピード感を持ってスムーズに遂行していくというふうなことで6月のときに御答弁をいただいております。発足して6カ月を経過をしたわけですが、今の総合計画を含めて実際にどのような対応されているのか改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 複数にまたがる事業ということで御質問いただきました。複数の重点プロジェクトにまたがる事業で、個別の話でいいますとそれぞれのハード事業については財源の確保を踏まえながら年次の事業計画に沿って取り組んでいるところでありまして、今後も毎年のローリング作業、予算協議を踏まえて計画的に取り組んでいくということになるのかなというふうに思います。観光、それから冬季スポーツ拠点化、子育てなど複数の視点から取り組むべき事業については、総合計画に包含されております名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらにおいて各種施策を構成する事業に位置づけをさせていただきまして、地方創生の推進交付金、こちらを充当しながら進めてきているというところでございます。この交付金、充当事業として冬季スポーツ拠点化推進プロジェクト、それから名寄市立

大学を活用した地域のケア力向上プロジェクト、この2事業を実施をさせていただきまして、予定していた事業内容はおおむね達成をさせていただいております。事業の評価についてはさきの第2回定例会の議員協議会でも報告をさせていただいたところでございます。また、事業の計画的な遂行に当たっては、財源の確保も非常に重要であるということから、各事業の実施に当たっては常に有利な財源を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） この件について改めて議論させていただきたいというふう……時間が少なくなって。今後はやっぱり総合政策部の果たす役割というのは非常に重要なのかなというふうに思っておりますので、その点についてまた違う機会に質疑をさせていただきたいというふうに思います。

今回の30年度の評価というようなことで総括的な形でお聞きをしました。改めて加藤市長にお伺いをしたいというふうに思います。総合計画、基本理念、人づくり、暮らしづくり、元気づくりというふうなことで30年度の行政評価を中心に質疑をさせていただきました。加藤市長としても総合計画、前期の結果を踏まえて既に総合計画の中期計画が進められておりますけれども、これの推進に向けての考え方について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総合計画の推進あるいは行政評価についてさまざまな御提言をいただきまして、ありがとうございます。今回KPIを用いるということで、できるだけ市民の皆様にはわかりやすくやっぱり評価をいただくということと我々も内部でそれは部局をまたいで庁内でも評価、検討はしやすいような仕組みにしようということでこの評価を取り入れたということでございます。

これからも市民の皆さんとともにつくり上げてきたこの総合計画を着実に推進をしていくということが肝要だというふうに思いますので、先ほどKPIの話もまだまだアウトプット、アウトカムの設定そのものが成熟していない部分も実はあるのかなというふうに思っていて、そこをさらに本質を踏まえた中での目標設定をさらにブラッシュアップをしていくことだとか、さらには評価をしていく中でさらに計画をブラッシュアップしていく。そのことを市民の皆さんと対話をしながら前に進めていくという、この庁内あるいは推進委員会初め市民の皆様との協働の作業の中においてこの総合計画を着実に推進をしていくということが名寄市の総合的な持続可能な発展につながっていくというふうに考えておまして、ぜひ御理解いただきたいし、またあらゆる場面において議会あるいは議員の皆様にもさまざまなチェックあるいは提言をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今市長からお話もいただきました。今回は、総括的な形での質問というふうな形でさせていただきました。今後の総合計画中期計画がもう既にスタートしております。その後の進捗につきましてもよりよい結果につながるように二元代表制の一翼を担う一人として、今市長からもお話ありましたように、あらゆる機会を通じて検証、提案をさせていただきたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、何点か絞って再質問させていただきます。下水道の運営について、それぞれ中期計画、それから水道事業の計画、おおむね計画どおりに進捗をしているというふうなお話をいただきました。それから、やはり設備の老朽化というふうなことの話の内容であったかというふうに思います。

それで、1点ちょっとお聞きをしたいのですが、今回の下水道事業経営戦略、この中で平

成32年度、いわゆる令和2年度を目標に公営企業会計を導入をするというふうに記されております。計画どおりに導入をされていくのか、あるいは導入することによって汚水処理費あるいは処理料の考え方、これについての現状での考え方について改めて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 鈴木上下水道室長。

○上下水道室長（鈴木康寛君） 今定例会の初日におきまして条例改正案を可決していただいておりますけれども、下水道事業と個別排水事業、今時点2特別会計で運営しておりますが、令和2年度からは1企業会計事業として移行することになっております。今時点での経営戦略につきましては、2の特別会計事業としての経営、財政のバランスをとっておりますので、企業会計化以降はもう一度これを見直す作業が出てくる予定でございます。見直した結果、今度水道事業と同じような企業体系になりますので、貸借対照表ですとか財務諸表ができることから、適切な経営ができるものと考えております。汚水処理費、使用料の関係については受益者負担というものが原則となっておりますので、使用料は使用者が負担するべきものと考えております。使用料の中身は企業会計以降の検証にもよるのですけれども、今後とも安定して使用し続ける下水道であるための適正な使用料について検証していきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 当初の計画どおり推進をされるということで、今までの2会計の特別会計から1事業に変わっていくというふうなことで、当然貸借対照表、損益計算書が1カ所で見られるというふうなことで、経営内容がより明確に理解ができるようになるのかなというふうに思います。それに加えて、下水道の料金、汚水処理費、それから使用料、これについても今お話がありました。基本的には上水道と同じ使用者が負担する受益者負担というふうなことで、できるだけ上がらないほうが望ましいのですけれども、そうはい

いながら一方では老朽化設備の更新というふうないろいろな課題等も抱えながらなので、その辺についてはやはり適宜市民に対してあるいは住民に対しての的確な情報発信の中で理解を得ながら進めていっていただきたいというふうなことでお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、最後に閉校施設の活用ということで、時間がなくなったので、一方的にちょっと要望というふうなことでお話をさせていただきます。豊西小学校のドッグランのことで、今利用されている形のもの、それからドッグランを設備するに当たってのイニシャルコスト、ランニングコスト、それぞれ河合部長のほうからお話をいただきました。豊西小学校のスケートリンクの利用、28年度3,953人、29年度4,079人、平成30年度は55日間で4,004人と大体4,000人前後利用されております。名寄市で3月初め現在の犬の登録数1,192頭登録をされております。先ほどさざなみ公園のドッグランのお話も聞きました。実際自分も見に行っています。小型犬、大型犬、それぞれ15メートル角ぐらいの設備になっております。ほとんど実際お聞きをしてみると使用されておられません。そんな中で、今言われたことも含めて非常にこのドッグランの要望が強いので、今後愛好者を含めて募って、新たな視点で再度協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この要望を含めて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

障がい者福祉の推進について外1件を、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目の1、障がい者福祉の推進について4点、最初に小項目の1、就労支援について。障害者総合支援法の改正により障がいのある方がみずからどの地域で自立した生活を営むことができるよう生活と就労に対する支援の一層の充実などが図られ、新たなサービスが広がりつつあります。名寄市においても、障がい者雇用の促進のため名寄市障害者自立支援協議会や就労支援部会が中心となり、各関係機関と連携を図り取り組まれていることと思いますが、名寄市の障がい者の現状、一般就労及び福祉就労の現状を含め、名寄市の就労の支援体制についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2、地域生活支援について。障がいがあっても住みなれた地域で生活したいという希望者もふえてきており、住みなれた地域で安心して暮らせる切れ目のないさまざまな支援が求められています。障がい者ができる限り住みなれた地域で充実した生活を送るため支援が必要な一人一人のニーズに応えるための相談支援の充実及び地域生活を支えるサービスの整備に向け、現在どのような取り組みをされているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3、生活環境等整備について。地域で安心して暮らせる環境づくりのために市内の福祉施設と連携をして生活環境等の整備をされていることと思いますが、現在どのような取り組みをされているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の4、障がい者、障がいへの理解及び障がい者の重度化、高齢化について。名寄市は、障がい及び障がい者への理解度は高いほうであると認識をしておりますが、さらに理解を深めるため、また障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた名寄市の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、大項目の2、農福連携の推進について2

点お伺いをいたします。農業分野と福祉分野が連携した農福連携の取り組みは、障がい者の心身のリハビリ効果もあり、就労訓練や雇用の場となるだけでなく、農業者の高齢化や労働不足といった問題を抱える農業分野にとっても働き手の確保や地域農業の維持、さらには地域の活性化にもつながることから、より一層の推進が求められておりますが、名寄市における農福連携の現状と課題についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2、農福連携の考え方について。農福連携は障がい者等の農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みであることから、国としても農業分野、福祉分野双方の課題解決とメリットがあるウイン・ウインの取り組みであると考えられ、農福連携を推進しておりますが、名寄市としての農福連携の考え方についてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま遠藤議員からは大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については経済部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

初めに、大項目1、障がい者福祉の推進について、小項目1の就労支援についてお答えいたします。平成31年4月に北海道労働局が発表した民間企業における障がい者の雇用率につきましても、ハローワーク名寄管内においては実雇用率が2.52%となっており、障害者雇用促進法で義務づけられている法定雇用率2.2%を上回っている状況にあります。全国平均が2.05%、全道平均が2.2%ということで、ハローワーク名寄管内については障がい者の雇用率が比較的高い状況となっております。また、障がい者の就労支援といたしましては、市内障がい者事業所や障がい者団体からの代表者、ハローワークや名寄市立大学など関係機関で構成をする名寄市障害者自立

支援協議会の就労・生活支援部会を年6回開催し、充実した支援に向けての話し合いを継続的に行ってきたております。就労・生活支援部会では、例年開催している仕事講座をこども10月に開催を予定しており、一般企業へ就職を希望する障がい者の方々を対象に既に就職している先輩方を講師に迎え、実際に働いている現場の映像や仕事にまつわる経験談を聞くことで就職への意欲や業務への関心を高めることにつながっているものと考えております。これまで参加した皆さんからは就職した後の様子がわかってよかったなどの御意見をいただいております、好評を得ているところであります。このようなさまざまな取り組みの結果、障がい者の一般就労の状況につきましては昨年度一般企業への就職を希望されていた障がい者17人全員が名寄市内の企業へ就職をされております。このことは、市内の障がい事業所や関係機関の努力により一般企業への就職希望がかなうような状況が出てきているところであります。今後も障がい者の方々の希望がかなうよう関係機関と協力、連携を図りながら障がい者の就労支援の充実に努めてまいります。

次に、小項目2の地域生活支援についてと小項目3の生活環境等整備については関連がありますので、一括してお答えいたします。障がいがあっても住みなれた地域で安心して暮らすためには切れ目のない支援が重要であると認識しております。その中でも障がい者の相談支援の充実と地域生活を支える福祉サービスの整備は最も重要であると考えるところであります。障がい者の相談支援につきましては、平成28年度から障がい者の総合相談窓口であります基幹相談支援センター事業ぽつを名寄庁舎に設置し、障がいに関するさまざまな相談に対応してきております。また、本年4月からは総合福祉センター内に開設しているこども発達支援センターで行っていた相談支援部門を基幹支援センター事業と統合し、子供から大人まで切れ目のない相談体制を構築しております。

現在の相談体制は、専門職5人で障がいに関する各種の相談に対応している状況です。昨年度の基幹相談支援センター事業の相談件数につきましては、障がい者135人、障がい児92人から相談を受け、延べ1,468件にわたり必要に応じた支援を行いました。相談内容で一番多いのは福祉サービスの利用に関する支援で、その次は保育、教育に関する支援でした。このほか民間の福祉施設が運営している相談窓口も名寄市内に3カ所あり、合計4カ所の相談窓口を開設し、障がいに関するさまざまな相談に対する支援を行っているところであります。

また、名寄市障害者自立支援協議会には相談支援・権利擁護部会があり、さきに述べました就労・生活支援部会と同様定期的に会議を開催し、障がい者の相談支援が充実していくよう継続的に話し合いの場を設けております。今年度は、教育と福祉の連携について論議を進めながら、障がいのあるお子さんが地域で安心して暮らし、大人になるまで切れ目のない支援を受けることができる体制づくりを考えているところであります。

次に、福祉サービスの整備についてですが、現在名寄市内には障がい者の福祉施設が7法人あり、積極的に就労のトレーニングが行われる状況にあります。福祉サービスの就労継続支援につきましては、一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っており、就労継続支援A型の事業所が1カ所、就労継続支援B型が5カ所あります。昨年度の実利用人数は98人となっております。また、就労移行支援につきましては、一般企業への就労を希望する方に一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行っており、2カ所の施設があります。昨年度の実利用人数は20人となっております。これらの事業で行われている作業はお弁当づくり、パンづくり、畑作業などさまざまであります。また、福祉施設の詳細を名寄市ホームページに働く場マップとして公開し、

情報発信にも努めているところであります。

次に、障がい者の生活の場でありますグループホームにつきましては、民間の福祉施設の御尽力によりここ4年間でグループホームが4棟ふえて、現在市内には20棟のグループホームが整備され、110人が生活をしております。障がいのある方が安心して働くためには生活の安定も必要になりますので、グループホームの整備には働く上でも生活を送る上でも非常に重要な取り組みであります。本市では、グループホームの設置促進を目的に名寄市障害者グループホーム整備事業補助金として施設建設費の一部を助成する制度を設けているところであります。今後におきましても、この住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができる環境をより一層整えていくために関係する皆様と連携をしながら取り組んでまいります。

最後に、小項目4、障がい者、障がいへの理解及び障がい者の重度化、高齢化についてお答えいたします。障がい者への理解につきましては、理解促進研修啓発事業としてさまざまな取り組みを行っております。4月2日の世界自閉症啓発デーにはJR名寄駅前の駅前広告塔をブルーに照らすライトアップや駅前交流プラザよろーな内でパネル展を行い、自閉症や発達障がいへの理解啓発活動を実施いたしました。12月の障がい者週間には障がい者の美術展でありますアール・ブリュット展を名寄市民文化センターで開催し、独創的な美術作品をたくさん市民の方々に鑑賞していただいております。このほか、市民を対象とした障がいの理解啓発のための研修会や障がい者の地域生活をテーマにしたシンポジウムを開催しております。

次に、障がい者の重度化、高齢化につきましては、平成30年度より近隣5市町村が連携して地域生活支援拠点の取り組みをスタートさせております。地域生活支援拠点とは、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後も見据え、障がいのある子供や障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮ら

していけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的に広域的な取り組みを進めているところであります。現在の取り組み状況としては、近隣5市町村の行政担当者、福祉施設職員、名寄市立大学教員、福祉関係者などが集まる全体会議を定期的に開催し、地域全体の課題などについて協議を行っております。このほか近隣5市町村内にあるグループホームの空き部屋の情報を共有することでグループホームの利用を希望する方に対し最新の情報を提供できるよう取り組んでおります。また、障がい者の親亡き後や権利を守ることを考えますと、地域に成年後見センターがあるということが重要なことであります。本市では平成30年1月から名寄市社会福祉協議会に業務委託して、総合福祉センター内に名寄市成年後見センターを設置いたしました。今後においても必要なときに成年後見制度をすぐに利用できるよう事業の推進にも努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目の2、農福連携の推進について、小項目の1、現状と課題について、小項目の2、農福連携の考え方については関連がございますので、あわせて申し上げます。

農福連携につきましては、農業分野におきましては高齢化などによる労働力不足が課題となる一方で、福祉分野におきましても農業を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や共同作業による社会参加への促進効果などが評価されており、農業分野と福祉分野が相互に連携し、障がい者などが農業生産活動に携わる農福連携が推進されてございます。本市における取り組み状況といたしましては、福祉事業所が障がい者などによる農作物の栽培、加工、販売を行っている事例や農業者が障がい者を従業員として雇用する事例、福祉事業所と農業者が連携し、農作業を受託して請け負う例などがあり、市内におきましても既に4つの

福祉事業所などで取り組みが行われているほか、養護学校の実習としても取り組まれてございます。本市としましては、障がい者雇用に対する理解を広げるため農業者を対象とした研修会を開催しておりますが、全体的にはまだ関心が低い状況にあります。また、福祉事業所といたしましては通年を通しての作業でないこと、作業に携わることができる障がい者が不足していること、作業に同行、指導する職員が確保できないこと、作業内容が多岐にわたり指導が難しいなどが課題として挙げられてございます。

また、本市としての考え方といたしましては、さきに申し上げたように、農業分野におきましては労働力不足の解消、福祉分野におきましては社会参画を促す取り組みとして期待をされているところであります。現在農作業の従事を受け入れている農家戸数といたしましては9戸となっております。労働力不足への対応といたしましてはその一部を補完する取り組みと捉えておりますが、障がい者の方が働ける環境づくりを進めることで誰もが農業に従事しやすい環境づくりにつながることも期待がされるところであります。福祉分野におきましては、個々の特性において農作業が合う方がいることから、課題の整理に努めながら就業場所の一つとして引き続き連携していくことが必要と考えており、議員が言われるウイン・ウインの関係にあるべきと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） それぞれ御答弁をいただきまして大変ありがとうございました。何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、障がい者福祉の推進についてからお伺いをいたします。先ほどの丁寧な御答弁で名寄市における就労体制、基幹相談支援センター事業を中心として市内の特定相談支援事業所との連携による相談支援、またグループホーム及び日中活動系サービス等の地域生活を支えるサービスの整備等

含む地域生活支援、市内福祉施設と連携した生活環境整備等、障がい者の高齢化、重度化、親亡き後を見据えた取り組み等については、おおむね理解をさせていただきました。

現在取り組まれている取り組みについては、市民の皆様にもさらに御理解を深めていただけるよう、また名寄市みんなを結ぶ手話条例や成年後見制度等の周知が余り進んでいないことに対しても情報発信等を含め引き続き関係機関と連携をしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

障がい者の雇用においては、障害者雇用促進法に基づき国、道においても職業訓練、雇用主に対する助成や職場定着に対する取り組み等が行われていますが、現実には雇用主側としても雇用したいけれどもノウハウがない、ニーズに合う人材と出会えない、どの部署でどんな仕事をさせていいのかわからないといった不安等もあり、雇用主側、働きたいと思う障がい者側双方においてまだまださまざまな課題があり、スムーズに進んでいないのが現状なのかなというふうにも感じております。名寄市においては、民間の団体、NPO法人なよろ職親会が名寄大学と連携をして、厚生労働省認定のジョブコーチ養成研修を実施する等、大変力を入れていると思います。また、名寄市には市独自のジョブコーチ支援制度があり、さまざまな取り組みをされていると思いますが、市独自のジョブコーチ支援制度及び取り組みの内容についてお伺いをいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま再質問で名寄ジョブコーチについての御質問でありますけれども、ちょっとこの場をかりてそのジョブコーチも含めて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

ジョブコーチにつきましては、皆さんも御承知だというふうに思いますけれども、言葉のとおり仕事のコーチ役ということで障がい者の就労支援の専門知識を学んだ職員が障がい者が会社に就職

した際に障がい者本人と会社の双方を支援するもので、障がい者が長く安定して働くために有効な取り組みであります。先ほど議員からありましたとおり、会社がどのように対応しているかとか、障がい者もいきなり会社に行ってやっぱり人間関係を含めて大変な状況の中では、このジョブコーチ制度というのは大変重要なことだというふうに考えております。議員からありましたように、NPO法人なよろ職親会におきましては9年前から厚生労働省の認可を受けまして、ジョブコーチの養成研修を主催しており、これまで300人が受講しております。名寄市内におきましても十数人が受講して、活躍をしているところであります。これにつきましては、旭川にあります北海道障害者職業センター旭川支所に相談して、必要な手続をして、ジョブコーチを派遣いただくということになっているところであります。ただ、課題といたしましては、障がい者が会社に就職した際、最初毎日とかジョブコーチが同行するのが望ましい状況にありますけれども、このジョブコーチ制度をやりますと旭川の派遣となりますので、やっぱりなかなか難しい状況があるということでもあります。また、ジョブコーチを利用するためには手続を含めて2週間程度かかるということで、急遽就職決まったり、また養護高等学校の生徒や実習の場合にはこの制度は使えないという、そういった状況があります。そういった面において、それを補うために名寄ジョブコーチ制度を発足させまして、就労・生活支援部会が中心となってその不足している部分を補うということで活動しているところであります。これにつきましては、基幹相談支援センター事業ばっけが相談窓口となって、先ほど言いました国のジョブコーチ制度で対応できない部分について障がい者の就職先への必要に応じた同行であったり、養護学校の生徒や実習の同行についても実施をしているところであります。

昨年度におきましては、精神障がいや発達障がいの方6名に対しまして約20回のジョブコーチ

を派遣しているところであります。内容につきましては、職場を訪問して、本人の仕事の状況を確認したり、会社の従業員と意見交換をしながら本人の状況、こういった対応したらいい、そういった意見交換をしながら、このジョブコーチの支援を行うことで本人が緊張感がなくすんなり会社でスムーズに仕事ができる、そういった取り組みであったり、何よりも本人が長くその職場で働く、そういった環境づくりについても支援をして、効果が出ているというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。障がい者も会社で働く時代であります。働く幸せを感じられる優しい団結力のある組織、障がい者にとって働きやすい環境づくりはパートで働く方々を含めより働きやすい環境づくりにつながっていくと思いますので、またジョブコーチ支援については障がい者本人だけではなく、事業者や家族も対象になっているということもありまして、ジョブコーチ制度がますます活用されるよう、また事業所内においても上司や同僚によるナチュラルサポートにスムーズに移行されるような取り組みになるよう引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、障がい者への理解について再度質問をさせていただきます。障がいや障がい者を理解するには障がいの種類を理解し、障がい者個々の障がいの特性を理解することが必要であり、親、兄弟や家族でさえ理解困難な状況に出会うことがあり、そう簡単には理解できるものではないというふうには思っております。一例を挙げますと、意思疎通が困難である自閉症の障がいを持つ障がい者には個々にさまざまなこだわりといったものがあります。日常において急遽行動予定が変わったり、いつも通っている経路が変わったり、本人が一人でできるいつもどおりしている行動の一部を手伝

われたり、体をさわられるのを嫌い、コミュニケーションのつもりで肩をさわられたり、おはようございます、さようならといった挨拶を同じ言葉で返してもらえなかったことから行動が停止したり、しつこくなったり、またいきなり怒り出したり、パニックになったりといったことが起きてしまいます。日中の生活において家族と常に過ごしているならば、そのような行動を避けることができると思いますが、現実としてそういうことにはいかないと思います。大半の方は、福祉施設等において支援を受け、福祉就労等の場において日中の生活をしていると思います。障がい者を支援する職員の方々が障がい者個々の特性を知り、理解できなければ戸惑うことも多く、満足のいく支援もできず、職務に対するやりがいも見えないのではないかというふうにも考えます。

そこで、障がい者を支援する職員等に対して各種障がいの特性を含め理解をさらに深めてもらうため名寄市として何か取り組まれていること等があればお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今の議員からありましたように、やっぱり障がい者個々によってその障がいの程度だったり、状況は違うという面では障がいというものを理解することは大変重要というふうに思っております。そういった面では、市においても継続して市民、地域も含めていろんな啓発活動やったり、講習会も今後も実施したいというふうにも考えていますけれども、今職員の研修ということで質問がありました。言いましたように、障がいといってもさまざまな種類、程度がありまして、全ての障がいを学ぶことについてはかなり時間がかかりますし、障がいの支援に携わる職員については専門的な知識をもとにした高度な支援が求められてきているところであります。障がい者の支援に携わる人がより専門的な知識を身につけることができるよう研修会の開催、就労・生活支援部会、相談支援・権利擁護部会での研

修などを実施しておりますけれども、ことしにおきましては8月に職員向けの研修会を実施して、福祉業務に従事している職員を対象に知識の向上や対人援助、スキル向上及び職員間のネットワークの構築に向けて講話だったり、あとは小グループでのグループワークを実施しております。先ほども言いました就労・生活支援部会、相談支援・権利擁護部会においても年6回開催している中では常に事例検討も行いながら、やっぱり社会状況の変化であったり、子供といますか、障がい者の状態、いろんなケースがありますので、そういったものを事例を検討しながら、意見交換をしながらよりよい対応といますか、サービスといますか、そういったものをいかに提供できるかというのは常に研さん、検証しながら実施をしていきますので、今後においてもそういったことを通じまして職員のスキルアップに努めながら、障がい者の方々が自分に合った生活ができる、対応できる、そういったような取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。名寄市としては障がいや障がい者への理解を深めるために研修会を初めさまざまな取り組みがされており、安心しているところではありますが、障がい者個々の特性を把握し、さらに理解を深めてもらうためにも障がい者の御家族とも連携をした取り組みというふうになるようによろしくお願いをしたいと思います。

先般7月27、28日に「楽しく働き、楽しく暮らし、自分らしく生きよう」をテーマに第64回北海道手をつなぐ育成会全道大会名寄大会が行われました。北海道手をつなぐ育成会、名寄心と手をつなぐ育成会等の主催で各関係機関を初め多くの後援によりさまざまなテーマについての討議、イベント、アトラクション等が行われ、大変意義の深い大会になったのではないかと私も思ってお

ります。私も障がいを持つ子の親として、また名寄心と手をつなぐ育成会の一会員として改めて親として何をすべきなのか、今何をしなければならぬのかを考えるいい機会になったというふうに思っております。障がい者も社会を支える一員であり、楽しく働き、楽しく暮らし、自分らしく生きていける、また支援をする職員等の皆さんがやりがいを持って働ける名寄市、さらには福祉関係者だけでなく市民の皆様は障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を身近に感じてもらい、障がい者との円滑なコミュニケーションが図ることができるような名寄市になればと願うところでもあります。そのためにもより多くの市民の皆様に理解していただけるよう情報発信等含めた取り組みを引き続きしていただきたいというふうに思います。

次に、農福連携について再度質問をさせていただきます。先ほどの御答弁により名寄市における農福連携の現状と課題、考え方については理解をさせていただきました。農福連携には農業分野、福祉分野においてさまざまな問題が多々あると思います。また、農福連携は農業関係者と福祉関係者がお互いに理解を深め、行政としても既存の協議会の活用や協議会の新規設立等、官民一体の連携がなければ前へ進まない取り組みであると考えますが、名寄市としてはどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 農福連携の推進に当たって農業サイド、そして福祉サイドがしっかりと相互理解をしながら進めていく必要があるのではないかというところの御質問だったかというふうに思います。農林水産省が、2018年ですから、昨年11月にアンケート調査をとってございまして、農福連携を実践する農家126人、そして福祉事業者777件の回答を得てまとめた結果がありまして、この中には、先ほど申し上げましたけれども、効果が言われています。1つは農家

サイドにすると年間売上額がふえた農家が8割ほどに上がっていたという効果が言われていたり、あるいは福祉事業者のほうでは障がい者が農作業することで体力がついた、あるいは表情が明るくなったなどの効果が実感できるという報告をいただいているところであります。ただし、一方で課題として浮き上がっているのが農家と福祉事業所とのマッチングをどう進めるかというのが課題ということで報告をされているということであります。名寄市におきましても、先ほど報告をさせていただきました。現状農福連携進んでいる分ありますけれども、これらの取り組みについては各種福祉事業所と農家さんがそれぞれ個別に連絡をとり、連携をして取り組んでいるというのが実情であります。さらにこの農福連携を進めるに当たっては、やはり今後の取り組みの課題ですとか、それぞれの意向ですとか、あるいは課題解消に向けて実態を知り、相互理解を深めることがまず必要だろうというふうに考えているところでございまして、議員が言われるように農業分野、さらには福祉分野の関係者が集まって協議する場も必要だというふうに認識をしているところであります。幸いに市内に目を向けますと福祉事業者が参加する会議、名寄市障害者自立支援協議会というのが既に設置をされておりますので、こういった場を活用しながら農福連携の推進に向けて相互に情報を提供し合い、知り合い、そして課題解消に向けて検討を進める、そんな機会としてまいりたいと思っておりますので、今後また調査研究してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 前向きな御答弁で、大変ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

農福連携の取り組みは、高齢者社会と言われる時代、元気な高齢者の活躍の場、また高齢者の健康、生きがいづくりの場との考え方もあります。私は、障がい者と高齢者のコラボもありではない

かなというふうにも考えております。名寄市には、農業振興センターというすばらしい施設があります。農業、福祉関係者が取り組む農福連携だけではなく、農業振興センターを活用した農福連携ができないだろうかというふうにも考えます。そこで、農業振興センターを活用した名寄市独自の農福連携の可能性を含めお考えをお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 臼田経済部長。

○経済部長(臼田 進君) ただいま農業振興センターを活用した農福連携のモデル的な取り組みを含めていかがですかという貴重な御提言をいただいたというふうに受けとめさせていただきたいと思っております。議員御存じのように、農業振興センター、さまざまな作物もありますので、さまざまな体験ができるという部分がある一方で、どうしても面積的な制限なんかもあるということについては御存じいただいているかというふうに思いません。そういった意味では、どうしても限定的な取り組みとならざるを得ないのかなという一面があるというふうに思っておりますけれども、農福連携におきましては障がい者の方が実際の農作業体験を通じて農作業従事の適性を見きわめることができるというふうに思いますし、またある意味では作業内容の指導方法を検討しながら進めること、そういったことも振興センターを活用すると可能になるかなというふうに思っているところであります。さらには、農業者にとっても実際に障がいのある方が作業している姿を見て、こういう方たちであれば私たちもぜひ受け入れてみたいなという、そういうきっかけにもなるのではないかなというふうに思っているところでありますので、どのような活用ができるかについてさらに研究をさせていただきたいなというふうに思っています。これは、農業サイドだけということだけでなく、福祉サイドも含めて研究をさせていただきたいということでもあります。

なお、申し上げておきたいと思っておりますけれども、振興センターでも既に高齢者事業団の方について

は作業に御協力をいただいて、実際に農作業の従事に当たっているということもあります。いずれにいたしましても、今後さらに研究を進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) ありがとうございます。ぜひ御検討いただき、名寄市の農福連携がさらに推進されますようよろしくお願ひいたします。

まだ時間がありますが、最後に障がい者に優しいまちづくりは高齢者、子供にとっても優しいまちづくりにつながると私は考えております。名寄市において推進されている各計画、各事業がさらにいいものとなり、名寄市の皆様がこれからも住み続けたい名寄であると思える名寄市になることを願ひ、質問を終わりたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

防災について外2件を、清水一夫議員。

○9番(清水一夫議員) 議長から御指名をいただきましたので、通告順に従ひ、大項目3点にわたって質問させていただきます。

大項目1、防災についてであります。ここで小項目3点についてお伺いします。小項目1、雪害等における市の対応について4点お伺いします。

1点目、融雪による鉄塔倒壊、停電時の市の対応についてであります。停電のことについて、今台風15号の影響で千葉県では6万戸の1週間以上の停電が続き、不自由な生活を余儀なくされている被災住民の皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、早く復旧されますことを御祈念申し上げます。

改めて、1点目、融雪による鉄塔倒壊の停電時の市の対応についてお伺いします。昨年9月6日未明、胆振東部地震による北海道全域の停電、ブラックアウト、市民は約2日間電気のない不自由な生活を送りましたが、幸いに9月上旬で、まだ暖かい時期でありました。これが冬に停電があっ

た場合を考えると、一抹の不安を感じ、冬の停電に備え、石油ストーブ、カセットコンロ、使い切りのカイロ、湯たんぽなど冬の災害に備え用意しておくべきと改めて考えさせられました。実際過去に平成24年11月27日、発達した低気圧の影響で猛吹雪により鉄塔が倒壊、室蘭市など約5万6,000戸が一時停電し、暖房が使えない住民のため登別市など周辺自治体で26カ所の避難所を開設しました。ここで以下3点について見解をお伺いします。

その1つ、停電時、ガソリンスタンドはポンプアップ機能が不能となり、給油できない状態になります。市としての緊急時の燃料等の確保についてお答えください。

その2、酪農家への搾乳等の非常用電源確保の支援について御答弁願います。

その3、独居老人など災害弱者支援について。独居老人など災害弱者の状況把握はどのように行うのか。また、臨時避難所を開設するのか。開設すればその運営はどのようにやるのか答弁願います。

小項目1の2点目、吹雪、吹きだまり交通どめ時の市の対応についてお伺いします。平成24年3月2日午後、暴風雪となり、中標津町や湧別町で車が相次いで立ち往生するなどし、3日の朝までに8人の方が亡くなりました。原因は、車内での一酸化炭素中毒死と車外に出た凍死でありました。このような気象時、市は迅速、確実な災害応急対策及び減災対策を図るため非常配備の体制をとり、暴風雪による外出の抑制の周知、まずは庁内関係部課、また名寄消防署、関係機関、団体、マスコミ等、町内会長、保育所、各学校、幼稚園、共同生活援助等の施設などに伝達しますが、緊急時警察及び車が立ち往生している運転手から直接救出の要請があった場合、市の対応について、またその関連について4点お伺いします。

1点目、救出における関係機関との連携で、その1、現場までの除雪、その2、その救出要領に

ついてお答え願います。

2点目、避難者の臨時避難所の開設についてお伺いします。その関連について2点、その1、冬季災害における市の備蓄状況についてお伺いします。その2、市の冬季防災訓練を計画、実施するか。

以上、4点答弁をお願いします。

小項目2、本年度の名寄市の防災訓練の成果についてお伺いします。1つ、よかった点、2つ、改善を要する点、3つ、成果を踏まえて今後の市防災訓練の取り組みについて答弁をお願いします。

小項目3、避難行動要支援者の対応について前回質問しましたが、その同意書の取得状況の進捗状況についてお答えください。

大項目2、冬の観光についてであります。市は、地域資源を活用したスポーツと交流イノベーションプロジェクトで合宿やスキーツアーなどのインバウンド、訪日外国人であります。受け入れは3,000人、3年間で1,900人増を目指す旨と発表がありました。そこで、お伺いします。スキーツアーなどのインバウンド、受け入れ施策について答弁をお願いします。

大項目3、冬季スポーツ施設整備についてであります。お伺いします。前回質問した健康の森のクロスカントリーコース整備の進捗状況についてお答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。理事者の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま清水議員からは大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1及び2につきましては私から、大項目1の小項目3については健康福祉部長から、大項目2については産業振興室長から、大項目3については総合政策部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、防災について、小項目1、雪害等における市の対応についての停電時におけ

る燃料確保について申し上げます。市では、災害時等において燃料を優先的かつ安定的な供給を行えるよう平成23年に上川北部石油業協同組合と災害時等における燃料供給等に関する協定を結んでおりますので、災害時等には優先的に燃料を供給していただくことになっております。また、石油業協同組合でも停電時を想定して発電機を用いたポンプアップ訓練などを平成29年度に行っており、本年9月24日にも訓練を実施すると伺っておりますので、停電時でも速やかな対応が期待されます。万が一市内の給油所で対応ができない場合には災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定などによる広域での連携による支援が必要になると考えております。

酪農家への搾乳等の非常用電源確保の支援についてですが、酪農家において作業効率を高めるため機械化が進んでおり、安定的な生乳生産を進める上で非常時の電源確保が重要となっております。この非常電源の確保に必要な発電機の導入や配電盤の改修については、国から支援事業が示されており、導入を希望する酪農家では設置に向けての準備を進めています。また、市内事業所における発電機の保有状況を調査し、必要時には迅速に借り上げが可能となるよう情報提供に取り組んでおります。引き続きJAと連携して、災害に備えるよう生産者への情報提供と指導に努めてまいります。

独居老人など災害弱者の状況把握につきましては、身体障害者手帳や介護認定を受けている方などについてはそれぞれの部署において把握しております。また、住民基本台帳上での独居世帯の方などについても把握は可能となっております。臨時避難所の開設ですが、災害の状況によっては指定された避難所以外の施設を開設することも考えられますが、基本的には指定された避難所を開設することとなります。また、避難所の開設については電源が復旧している地域や一定期間滞在できる施設の設備状況などそれぞれの状況に応じて選

定していくこととなりますので、御理解をお願いします。避難所等を開設した場合の運営につきましては、基本的には水害や地震などと同様に市職員を派遣することとなります。

次に、吹きだまりでの交通どめ時の対応についての1点目の関係機関との連携についてですが、上川管内の広域的なエリアでの豪雪時の連絡体制を含めた組織については旭川開発建設部が事務局となり、国、北海道、各自治体、警察、消防、気象台、自衛隊やJR、バス、ハイヤー等の各交通機関等で組織されている上川地方道路防災連絡協議会において災害発生時の被害拡大を防止するため関係機関が相互に連携を図り、道路における地域防災パートナーシップを構築することとして、年1回の会議を開催しております。市の独自の取り組みとして、防災に特化した会議ではありませんが、市の除排雪対策会議としても国、道、市の各道路管理者と消防、警察署と名寄市役所内の関係部署と冬期間の除排雪の状況やふぶいたときの状況の確認について協議を行っております。立ち往生している運転手からの救出要請についてですが、警察や消防に救助要請が入ることになると思いますが、市に要請があった場合については警察、消防、道路管理者などの関係機関と連携して対応したいと考えています。

2点目の臨時避難所の開設については、交通障害などで避難所が必要な場合には、必要に応じて避難場所を開設することとなりますが、場所については交通障害となった道路の場所や気候などにより検討することとなります。

3点目の冬季災害における市の備蓄状況についてですが、おおむね冬季に活用する備蓄品につきましては移動用の発電機、ガソリン式の中型が5台、小型が2台、LPガス式が1台、電源を要しない石油ストーブ49台、避難所用マット7枚、アルミ保温シート3枚、毛布700枚、給水容器700個など冬期間の災害等に備えて備蓄しております。

4点目の冬季防災訓練についてですが、平成26年度に冬季訓練を実施して以降は行っていない状況となっております。防災訓練については、毎年度訓練内容を検討して、計画、実施しており、近年では平成27年の関東東北豪雨による鬼怒川の決壊や平成28年に国が発表した想定最大規模の降雨による浸水想定などを受け、名寄市においても最もリスクが高いと想定される水害に対する訓練を3カ年続けて実施してきております。次年度以降の訓練につきましては、今後内容について協議してまいりますので、冬季訓練も含めて検討させていただきたいと思っております。

次に、小項目2、本年度の名寄市防災訓練の成果等について申し上げます。第2回定例会において訓練概要をお伝えしておりますが、本年度の防災訓練につきましては4つの町内会に御協力いただき、実際に避難行動を起こすことによって避難場所までの移動時間や避難経路での危険箇所、地域での共助における課題などに気づいていただくことによって地域での避難能力の向上と防災意識の高揚を目的に実施しております。この訓練につきましては、F I G - aなよろ課題を見つける避難訓練として平成29年度から継続して実施してきており、複数年継続して市民の避難能力や防災意識の向上を図ってきました。今年度の訓練ですが、各町内会からの発見課題の発表で自助、共助に関する建設的な意見が多く、特に各町内会ともに早期の自主防災組織の設立に向けた発言をされておりました。さらに、本年度から導入された5段階の警戒レベルに関する説明についても9割を超える方が理解されたとのアンケート結果をいただいております。また、防災セミナーにつきましては、多くの市民の皆さんに参加をいただき、浸水深についての理解を深めていただいたものと考えております。本年の訓練においては、参加された町内会の皆さんの意識の高揚とあわせて警戒レベルについての認識も深められたことは大きな成果と考えています。さらに、陸上自衛隊名寄駐屯

地の訓練展示や名寄警察署、旭川地方气象台、名寄河川事務所などの協力をいただく中から関係機関との連携も深まったものと考えております。この訓練につきましては、防災まちづくり大賞を受賞したものであり、本年はハザードマップを活用した事例の北海道代表として国土交通省本省のロビーに訓練概要のパネルが展示され、全国的にも注目を集めたものと考えております。一方で、訓練とセミナーについては、水害に特化し、同じような内容としていたため、継続して参加いただいた方には少し物足りないものとなったかとも考えております。

次年度以降の防災訓練については、今後検討していくことにはなりますが、これまでの訓練につきましては3年間継続して取り組んだことで浸水深の深い地域の町内会もおおむね訓練に参加いただけたので、新たな視点での訓練も視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは、大項目1、小項目3の避難行動要支援者の同意書の対応についてお答えいたします。

第2回定例会において議員より避難行動要支援者についての御質問をいただき、名簿については平成25年度に避難行動要支援者からの申請をいただき、その中であわせて同意をいただいているところでしたが、それ以降名簿の更新が進んでいない状況であるとお答えをさせていただいております。前回の御質問以降、避難行動要支援者名簿の整備に向け、該当となる対象者情報を保有している関係部署、保健所などの関係機関と調整を重ねてきたところであります。御承知のとおり、各部署、各機関でそれぞれ保有する個人情報の取り扱いについては十分な配慮が必要であり、慎重にしなければなりません。新たな名簿の作成に向けては、年内をめどに対象者へ同意書の依頼に関する案内ができるよう防災担当部局と連携をしながら

ら現在進めているところでありますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目2、冬の観光について、小項目1、スキーツアーなどのインバウンド受け入れ施策について申し上げます。

本市の観光振興につきましては、名寄市総合計画における重点プロジェクト、経済元気化プロジェクト及び基本目標4、地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりを推進する主要施策の一つとして位置づけ、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため名寄市観光振興計画に基づき各種事業を実施してまいりました。インバウンドにつきましては、来年の東京オリンピックに向けて国は4,000万人、北海道は500万人を目標としており、本市におきましても名寄市観光振興計画の計画目標値として平成29年度に新たに外国人観光客の宿泊延べ数を加えたところでございます。

インバウンドに対する取り組みの結果、本市における外国人宿泊延べ数は、平成28年度417泊、平成29年度1,094泊、平成30年度1,985泊と着実に増加しています。主な取り組みといたしましては、平成28年度に観光庁から認定された日本のてっぺん。きた北海道ルート。におきまして冬のスキー、スノーボード、ゲレンデ以外でのアクティビティーとしてスノーシューや雪遊び体験など本市の自然環境などを生かした体験型観光の商品化を進めてまいりました。本年においては、旭川市、士別市と連携し、スキー場や冬の体験メニューのPRなどの取り組みをさらに進めることとしております。本市のスキー場におけるインバウンドにつきましては、スキー場利用全全体の中で、少数ではありますが、平成28年度114人、平成29年度181人、平成30年度203人と本市の雪質を求め訪れる訪日外国人は

増加傾向にありますことから、本年度北海道が主宰するバックカントリースキー事故防止等に関する検討会に本市も参画し、情報収集をしているところでございます。今後利用者のニーズを把握し、先進地の取り組み事例なども研究しながらインバウンドの受け入れ環境の整備、誘客に努めてまいります。

また、スキー場以外のインバウンド誘客の取り組みといたしましては、旅行会社と提携し、地元農家の協力によりまして冬季の農作物の収穫体験や餅つきなどを昨シーズンの冬は3回実施いたしました。2カ国17人が本市を訪れております。こちらの体験メニューにつきましては、来訪時期に合わせた農業収穫体験を提案することによりまして、通年でのインバウンドが期待できる場所です。昨年11月に旭川空港国際線ターミナルが完成したことに加えまして、来年度から道内7空港の一括民営化が順次実施されることなど今後道北地方を訪れる外国人観光客がふえることが予想されますことから、これを好機と捉え、近隣市町村と連携し、観光PR、受け入れ態勢の整備に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目3、冬季スポーツ施設整備について、小項目1、健康の森クロスカントリーコースの整備進捗状況についてお答えいたします。

冬季スポーツ施設整備は、本市の冬季スポーツの振興、ジュニア育成にとまらず、地域経済や交流人口拡大に係る重要な事業であると考えております。また、冬季スポーツ拠点化事業においてもソフト、ハード両面で環境整備を図りながら事業を推進し、各競技団体の御協力をいただいで、毎年多くの大会、合宿誘致等の事業を実施しているところです。さきの名寄市議会第2回定例会でも御質問をいただいていた健康の森クロスカントリーコースの整備ですが、本年3月に開催されたジ

ユニアオリンピックスキー大会のクロスカントリ一競技において転倒によりけが人が発生したことから、より安全な競技環境を求められていました。コース内の立ち木伐採等について関係団体と協議を進めていたところ、名寄建設業協会様から支障木伐採等のコース整備に御協力をいただけると申し出を受けたところであります。詳細については、今後協議を進めてまいります。今回のような市民の協力によりコース整備が実現したことは大変ありがたいことであり、深く感謝を申し上げるとともに、今後もよりよいスポーツ環境を提供できるよう努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 丁寧な答弁ありがとうございます。ここで再質問させていただきます。

停電対応についてであります。停電時、病院ですね、患者さんの生命維持等に自家発電が稼働しますが、病院の自家発電の能力で何時間稼働し、何の油を使って、給油は何リットル、そこまで把握されているかお伺いします。答弁願います。

2つ目、同じく。市民に対しての臨時給油所の開設要請と市民周知についてもお伺いします。答弁をよろしくお願います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 市立総合病院の発電の状況ということでございますので。現在病院のほうで設置しております発電機につきましては、本館用の発電機が500キロワット2台でございます。それから、手術室、ICU等用の発電機が250キロワット1台、精神科病棟等の新館の発電機が270キロワットが1台ということでございます。500キロワット、本館のほうは2台でありますけれども、1台を動かすという想定でございますので、3台を運転いたしましたら1日6,600リットルA重油を使うという想定でございます。当院の地下タンクにつきましては、70キロリットルでございます。通常時は50

キロリットル以上を常に確保しておくという体制を講じておりますので、3台常時運転した状態で1週間以上持続可能ということでございます。また、この発電機で発電をした場合におきまして、本館もほぼ通常どおりの機能は維持できるかというふうに思いますが、一部電気容量を食う大型の医療機器等についてはとめるケースがございますけれども、ほぼ通常どおりの運用が可能ということになってございます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 市民に対しての臨時給油所の開設要請、市民周知ということで御質問いただいたかなというふうに思いますが、市民に向けた給油所の開設につきましては、上川北部石油業協同組合との協定で市においては優先して燃料供給いただくということになってございます。あわせて消防、警察などの緊急車両などについても優先されることとなっております。市民への給油に関しましては、組合や各給油所において燃料の残量などにより判断をされるものと考えておりますので、市から開設を要請をするということは現状では想定をしてございません。また、各御家庭においてはストーブや発電機とあわせて燃料についても備蓄をいただきたいというふうに考えているところでございます。

市民への周知につきましては、停電時の市民周知ということかと思いますが、停電時には広報車を活用する、あるいはエフエムなよろなどと連携を図りながら情報伝達手段を用いて周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 自家発電、市立病院、わかりました。ありがとうございました。

では、民間病院はそこまでは把握していないということではよろしいでしょうか。民間の病院。

わかりました。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 済みません。民間の病院の状況については、今の段階では把握はしていない状況です。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） やっぱ緊急のこと、非常時でありますから、平時においてそれぐらいの把握はしておいてもよろしいと私は思っております。

また再質問させていただきます。今年の停電時の市の機能についてお知らせください。

以上です。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今年の停電時における庁舎の機能というのは、窓口とかというようなことですよね。名寄庁舎においては、庁舎に自家発電機が整備をされておりますので、サーバー関係ですとか1階の窓口の対応につきましては、システム電力確保をしております。また、防災用の非常用発電機も整備をしております、3階総務部のフロアだけでございますけれども、電源が確保されている状況となっております。風連庁舎及び智恵文支所におきましても発電機を常設をしておりますので、非常時につきましては電源の確保が可能となっております。

また、非常用発電機を稼働させて、2階の窓口対応も3階から必要な電源を確保することによりまして通常どおり対応ができておりました。さらに、この議会の中でも御質問があったかと思えますけれども、夕方になれば庁舎内も照度が落ちるということで、来庁者が通る通路などについては投光器などの照明を設置をいたしまして、対応を図ったところでございます。さらに、夜間にも1階ロビーを開放をいたしまして、携帯電話の充電などの対応も行っていました。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） よろしくお願ひいたします。

酪農の停電時の搾乳について再質問させていただきます。今年の停電時の対応についてJAさんにお聞きしますと、牛乳の出荷先である旭川の業者も停電で受け入れができないということで、搾った牛乳は廃棄し、牛を乳房炎から守るためとりあえず搾乳だけとし、例えば1台の発電機を数戸の酪農家さんで使い回して、牛の個体を守るために搾乳だけをしたとお聞きしました。また、旭川の業者も停電時に備え、自家発電を設置するとお聞きしております。となりますと、酪農家さんの牛乳を受け入れていただけるということになりますと非常時、発電機、バルククーラーも稼働させなければなりません。であるからにして、酪農家さん、JAさん、市と密接に連携して、早い対応が必要かと思えます。早く大型発電機を借りるか、そういうことが対応が必要かと思えますが、いかがでしょうか。お答え願ひします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今年のブラックアウトを受けて、市内でも酪農家が大きな金額的にも合わせて700万円ぐらいだったと思えますけれども、それぐらいの被害額があったということでもあります。これを受けて、今清水議員が言われたように集荷業者のほうでも発電機等を備えて、そういった災害時にも受け入れ態勢ができるようにということで準備を整えているという知らせ等について聞いているところであります。実は、今年のブラックアウトを受けまして、国のほうで発電機の整備の事業が創設をされました。これ補正対応でありました。あわせて、北海道のほうでは配電盤の設置について支援策を講じたということでもあります。市内においては、JAさんが窓口となりながら、各酪農家に何回となくお伺いしながら取りまとめをしてきたということでもあります。私どももこういった事態が起きたすぐですから、こういった事業を活用して酪農家の皆さん、緊急時

に備えての発電機の設置、あるいは配電盤の整備が進むものと実は思っていたのです。しかしながら、ここでやはり経営というか、事業ですので、1つ大きな課題があったのは、確かに設置に対する補助事業はできたのですけれども、設置後に電気を毎月点検するのに有資格者が点検をしなければいけないと。これについては、酪農家さんみずからなかなか資格を持っている方おられないので、点検ができないという課題がありました。一方で、これ委託したらどうなるかということですが、一月当たり2万円前後の金がかかるということでありまして、年間にすると20万円から30万円かかるということです。先ほど被害額申し上げました。少なくない700万円という金額でありますけれども、個別の酪農家にとると大きいところは確かに100万円を超えるような被害もありますけれども、多くは年間の委託料と比べたときにどちらが被害が大きいというか、経費がかさむかという、そういう恐らく判断がされたのだと思います。今国の事業については、今31年度も継続をされておりまして、今2戸の農家、これやはり規模の大きな酪農家ですけれども、そこについては手を挙げて整備をしようということで進めておりますが、その他のどちらかという中規模から小規模の酪農家についてはそういった経営判断もあって、今手を挙げていないという部分がありますので、ここについては仮に市がそういう施策を設けたとしてもその後のランニングコストを考えたときについては事業の効果からいくと大きな期待ができないところかなと思いますので、ここ大きな酪農家については国の事業を活用いただきながらぜひ整備をしていただき、リスクに備えていただきたいと思います。

なお、市のほうには農業振興資金という融資制度でありますけれども、こういった制度もありますので、ここは相談があればそういった施策を活用しながらの対応もありますので、そこも含めて今後検討させていただければと思います。御理解

いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） わかりました。

非常時に、最後に私が言いましたように、酪農家さん、JAさん、市が一体となって状況を把握して、早く発電機を把握して非常時に備えると。その連携をお答えいただいておりますので、改めてお答えをお願いします。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 非常時の対応ということであります。我々も防災でいくと農業班ということで被害状況に合わせて対応するという立場にあるというふうに思っていますので、ここはJAさんと協力をしながら対応していきたいと思っています。既にブラックアウト後に発電機のリース会社等については一定程度押さえさせていただいて、農協、さらには酪農家とも情報を共有していますので、できるだけ速やかな対応を関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） よろしく願いいたします。

それでは、吹きだまり等で立ち往生をした運転手の直接救出要請があった場合の対応について先ほど総務部長より御回答いただきましたが、自衛隊への災害派遣要請はどのようにお考えですか。答弁願います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 立ち往生している運転手の方から、先ほど言いましたように、市のほうに連絡というのは少ないのかなとは思いますが、警察ですとかあるいは消防に連絡が入るといふこともあるのかなというふうに思います。そういった場合にはお互いに情報共有しながら今後の対応について連携を図るということになるかと思いますが、最終的に議員おっしゃられたようにどうしても自衛隊のほうに要請が必要だというこ

とになれば、これは北海道のほうに要請をするということになるかと思えますけれども、そういった対応も検討が考えられるかなというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 清水議員。

○9番(清水一夫議員) わかりました。タケノコ遭難のときのように、自衛隊派遣要請についていつも市とは名寄自衛隊と密に情報を共有しております。その要領で、もし何かあったときにはよろしく願いいたします。

続きまして、市の備蓄状況について答弁いただきましたけれども、その備蓄計画はあるのか、計画的に備蓄していく計画はあるのか答弁願います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 先ほど一部備蓄品の関係報告をさせていただきましたけれども、特に冬に限ってということではなくて、今地域防災計画を持ってしまして、特に食料の関係につきましては本年度から令和5年度までに一定の食料について備蓄をしようということで、2,000人分の食料、3食3日分を、全部で1万8,000食になりますか、この備蓄を今予定をしているということでございます。このほか必要な備品、備蓄品などについては適宜整備をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長(東 千春議員) 清水議員。

○9番(清水一夫議員) 備蓄品でありますけれども、夏季も、特に冬季は床が冷たい。床。だから、断熱マットもちょっと計画的に備蓄してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 先ほど申し上げましたけれども、地域防災計画の中にはまだそういった冬季の部分ですとか、そこまで計画を実はうたっていないということありますので、内部で少し協議をしながら今後考えていきたいというふうに考えています。

○議長(東 千春議員) 清水議員。

○9番(清水一夫議員) 市の防災訓練について再質問させていただきます。

前回質問いたしましたけれども、休日等での市の防災訓練についての御検討はいかがでしたか。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) きっとこの件は前回質問いただいてということかなというふうに思いますけれども、訓練の開催日につきましては御協力いただきます气象台ですとか名寄の河川事務所、講義をいただいたり、講師として来ていただくということで、そういった関係機関の協力をいただきながら開催をしているという状況でございます。さらに、参加をいただく各町内会の皆さんですとか、それぞれ日程調整が当然必要かなというふうに考えているところでありまして、休日での開催につきましては今言いました関係機関との調整が整えば実施は可能かなというふうには考えているところですけれども、訓練の内容によっては参加町内会ですとか人数などの設定も変わってくるかなというふうに考えております。あくまでも訓練の目的ですとか目標の達成に向けた効果的な訓練が行えるよう今後検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 清水議員。

○9番(清水一夫議員) 検討を前向きによりしくお願いいたします。

避難行動要支援者名簿作成についてであります。この避難行動要支援者名簿、法律、義務化になったのはいつであって、その法律に基づいて名寄市防災会議においてこの名簿作成について名寄市地域防災計画に掲載することを承諾され、それでその年はいつなのか、最初のときの担当部署はどこなのか改めて質問させていただきます。答弁をよろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) いつからという正確な、平成25年だったかなと記憶ではちよっ

とありますけれども、今回の防災計画の中では必要な対処等々の記載があります。健康福祉においてはそういった名簿を提供する部署として記載をされているかというふうに認識をしております。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 3回までオーケーですね。

○議長（東 千春議員） いいです。

○9番（清水一夫議員） もう一度聞きます。

この名簿作成が努力義務から義務化になって、法律になったのはいつですか。その法律に基づいて名寄市防災会議においてこの名簿作成をしろと地域防災計画に載った、その年はいつですかと教えてください。答弁、もう一度求めます。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時34分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほどのいつ地域防災計画に登載をしたのかということなのですが、平成25年6月21日にこの法律の公布の日ということになっております。したがって、名寄市におきましては年度末、翌年の3月に会議を持って、この内容について確認をしたということになるかというふうに思いますので、26年度からは掲載されたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 26だから、27、28、29、30、令和元年、5年ですね。年内にめどをと言いましたけれども、外部先の提供をよろしく願いいたします。

改めて次行きますして、冬の観光について再質問させていただきます。前回質問で述べましたけれども、ことしの1月、2月、ピヤシリスキー場駐車

場で確かに私は外国人を見かけました。彼らはパウダースノー、新雪を求め、バックカントリーだったと思いますが、ここで伺います。ピヤシリスキー場及びその周辺でニセコルールを適用した運営管理を行う考えがあるか答弁をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） ニセコで実施されておりますローカルルールによりましてバックカントリーのピヤシリスキー場周辺での可能性についての再質問をいただきました。訪日外国人の中でも特に欧米のスキーヤーは雪質のよい地域を求め、日本、中でも北海道を訪れてきているところでございます。パウダースノーを楽しめるバックカントリーの人気の高まっている中で、スキー場コース外を滑走するためにさまざまな問題が発生し、その対応が急がれているところでございます。スキー場コース外に出て発生した遭難事故は増加傾向にありまして、北海道内では平成30年度で38件の遭難が発生しております。本市におきましても訪日外国人を含めたコース外活動が見受けられまして、この間多言語での注意喚起看板の設置もしてきておりますが、当スキー場においてはパトロールを配置し、コース内の安全管理、負傷者への対応などを行っておりますけれども、ゲレンデ内での活動を基本としておりまして、コース外での負傷があった際にも救護いたしますけれども、安全管理に加えて本来業務であるゲレンデでの安全確保が手薄になるということが課題になってございます。

ニセコルールなどに代表されるローカルルールを設けて安全、安心にコース外滑走を楽しんでいただくためには雪崩の危険性等を検証できる人材、ガイド、救助に係る警察、山岳救助隊などの関係機関との緊密な連携が必要となりますため、先ほども御答弁させていただきましたけれども、本年度から北海道が主宰するバックカントリースキー事故防止等に関する検討会に本市も参画いた

しまして、情報収集をしているところでございます。今年度から地方創生推進交付金を活用して、バックカントリーコース設定の可能性及びそれらに必要な安全管理調査などを行うこととしていたるところでございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 清水議員。

○9番(清水一夫議員) 改めましてインバウンドについて再質問させていただきます。

今ニセコ周辺ではアジア系の資本が入り、アジア系のスキーツアー、観光客が入ってきている状況であります。従前いました欧米のスキー、スノーボーダーは道北に流れ、富良野周辺を拠点に富良野、サホロ、カムイ、キトウシなどに来ているとお伺いしております。私がカムイリンクスの方にお話をお聞きしますと、昨年4,500人ほどの外国人スキーヤーが来ていたとのこととあります。その対応について、もちろんコース外は滑ってはいけませんよと看板、それからロープ等、また25コースのうち8コースを未圧雪し、パウダースノー、新雪を楽しんでいただくようコースを開放しているとお聞きしました。これをピヤシリスキー場に当て考えますと、ピヤシリスキー場は9コースと少なく、またコースが重複している。時期的には学校のスキー授業、またスキースポーツ少年団の練習など未圧雪のコースの確保について大変難しい状況ではありますが、よく関係者と調整して、未圧雪のコースを開放するなど、また私はこう思うのです。ピヤシリ観光道の活用であります。町中から15分、本当に短時間で、またこれは他のスキー場にはない強みであります。また、魅力でもあります。関係者及び特にスキーツアーガイドの方々と意見交換して、このピヤシリ観光道の開発について、これもインバウンドの受け入れの一つの施策と思いますが、いかがでしょうか。お答え願えませんか。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) ただいまピヤシ

リ観光道についての活用ということで御質問いただきました。その前段で道北に欧米の方が流れてきているというところでもございましたが、その点につきましては最初の答弁でもお答えしましたとおり、今広域観光周遊ルートの関係では旭川市ですとか士別市さんと連携しながらカムイリンクスのお客様をピヤシリスキー場に流していただくような、そんな連携もこれから進めていくところでもございます。そんな中で、未圧雪のことも御質問ありましたけれども、2つ前のシーズンで第4ロマンズリフトが停止したときにもその対策として未圧雪のコースをつくったりですとか、少ないコースであります。ピヤシリスキー場でも、バックカントリーは公式にはできませんけれども、未圧雪のスキーを楽しんでいただくという取り組みはしているところでございます。そういったところで、これからふえてくるであろうインバウンドの皆様にはピヤシリスキー場の魅力を感じていただくために御質問のピヤシリ観光道路の活用につきましては今後研究させていただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 清水議員。

○9番(清水一夫議員) 最後に、再質問になります。

クロスカントリーのコース整備であります。ありがとうございます。よく頑張ってくれました、本当に。税金を使わないで市民の協力を得る、なかなかできるものではありません。よく頑張りました。私は、ここ念を押して言いたい。雪降る前にコース整備やるわけですけども、必ず名寄地方スキー連盟と市の担当者とももちろんそこには業者と三位一体ですばらしいコース整備をしていただきたい。そして、全道、全日本ジュニアオリンピックの選手に名寄のコースは日本一、こう言われるように今後ともコース等不備な点について整備するとお約束いただけますか。答弁願います。

以上で私の再質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 力強い御提言今いただきましたけれども、そもそも冬季スポーツの拠点化という推進については、やはり名寄の財産を生かしたという時点で私は既に名寄というのはすばらしい環境があるのだというところがまず大前提にあるのではないかなというふうに考えております。その結果、今全国大会規模、特にジュニアオリンピックスキーの大会なんかの誘致につながっているものと考えているところですけども、今お話しいただいたとおりの、お話しいただいた内容にお答えしますと、御存じのとおり健康の森というのはクロスカントリーコースは例年スキー大会や合宿等で利用されております。あわせて地元のクロスカントリースキー少年団、また歩くスキーの愛好家の活動拠点としても広く利用されておまして、年間で今8,000人程度の方が利用していただいているということでございます。クロスカントリーコース初め名寄市内の各スポーツ施設、こちらの利用者数は35万人程度ということになっておまして、各施設の安全管理というのは重要な事業であるというふうに考えております。財源確保や市全体の公共施設の整備計画とのバランスも重要な視点となるのではないかなというふうに考えているところであります。スキーに限らず、実は大きな大会、地元開催ではそれぞれの種目の地元の協会等の主体的なかかわりがあった初めて開催できるものというふうに私は考えております。このことからそれぞれ地元競技団体と連絡を密にして、行政としてできる限りの努力はしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後とも御提言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業の振興について外1件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 議長より指名をいただきました。通告順に従い、2点についてお考えをお聞きしてまいります。

初めに、大項目1、産業の振興についてお伺いをいたします。5月の第1回臨時市議会において専決処分した事件の承認議案として提案されました事務分掌条例の一部改正により経済部においては本年度一部組織の見直しが行われ、新たに産業振興室が設置されました。この見直しにより、市内中小企業の振興はもとより、企業誘致の促進、農産物を含めた製品のブランド化や販路拡大、体験型観光の充実など地域経済の活性化への取り組みに期待が持たれるところです。この組織の見直しの背景には、事業者数の減少、また今定例会の行政報告にもありましたが、景気の低迷、人材の不足等さまざまな課題に対応していくための施策の一つと推測しますが、消費増税が目前に迫っていることもあり、総合計画に掲げる各種実施計画の推進や各種計画の策定、また景気対策も含めスピード感を持ちながらも着実な対応を求めるところです。

そこで、小項目1、創業支援及び事業承継状況についてお伺いをいたします。近年の統計によると、平成24年から28年までの5年間において本市の全産業の事業者数は約70減少しており、とりわけ商業分野においての減少数が顕著となっております。こうした情勢は、高齢化が進む中、現実に日用品の調達や住宅設備の維持管理等に支障を来しているとの声も聞かれ、市民生活にも少なからず影響が出ていると感じております。本市における直近の事業者数の状況、またそうした事業者数減少への対策として取り組まれている創業支援等事業計画の進捗及び事業承継事業の取り組みの内容とそれぞれの成果についてお知らせをください。

続きまして、小項目2、企業誘致等の取り組み状況についてお伺いをいたします。若干先ほどの質問とも関連しますが、本市における製造業、食品加工業等においても減少が進み、地域の特性ある製品の消失や雇用の面においても影響が懸念されます。近年における企業誘致の取り組み、また企業立地促進条例に基づく支援の状況と工場等の立地に係る工業団地の周知についての取り組みについてお知らせをください。

小項目3、実施計画等の状況についてお伺いをいたします。名寄市総合計画第2次中期計画では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことを目的に生産性向上特別措置法に基づく導入基本計画を策定し、昨年6月に国の同意を得て、3年間の計画でスタートしております。期間内に10件程度の認定を目標とするとしていた中で、1年が経過しました。現在の認定状況についてお知らせをください。また、総合計画中期計画の実施計画事業等に新たに加わった商工業振興基本計画及び中小企業創業支援センターの検討について、商工団体及び中小企業審議会等における協議経過があればお知らせをください。

次に、大項目2、高齢化社会等に対応した各支援策についてお伺いをいたします。全国の地方都市においても同様の状況にあるかと思いますが、本市においても人口減少とあわせ高齢化が全国平均をはるかに上回るペースで進んでおります。平成30年次の状況では、1世帯当たりの人口が2人を割り込み、1.9人と核家族化も進んでおり、同時に高齢者のみの世帯、高齢者単身世帯も増加していると推測されるようです。こうした状況は、医療や介護はもとより、地域のコミュニティーの維持も含め社会のさまざまな分野に影響が出てきております。少子化や労働人口の減少とあわせ高齢化率の推移など今後においてもそうした社会情勢を的確に把握し、施策に反映していくことが重要であり、いつまでも安心して居宅での生活を送る上で住居や衛生面など生活支援のサ

ービスのシステム構築対策が急がれるところ です。

そこで、小項目1、現状の把握と分析についてお伺いをいたします。名寄市総合計画第2次では、全国的な傾向として理解しておりますが、平成32年をピークに高齢者は減少に転じていくとあります。本市における高齢化率の現状と今後の推移についてお知らせをください。また、今後の推移に基づく高齢化率の抑制に係る課題についてもお知らせをください。

続きまして、小項目2、衛生面の支援についてお伺いをいたします。核家族化が進み、高齢者世帯が増加していく中で居宅生活をされる方のごみ出しや入浴に関する事など衛生面での支援が課題として考えられます。とりわけごみ出しに関しては、収集方法により程度は変わりますが、分別も含めごみ出しが困難な世帯が今後増加していくことが考えられます。現状の把握とその支援に対する考え方についてお知らせをください。

小項目3、各支援の現状についてお伺いをいたします。自家用車など独自の交通手段を持たない高齢者世帯においては、通院や買い物の際の交通の確保、あわせて専門店等の事業者減少により生活用品の調達が困難になるなど地域によっては高齢者の生活に資する地域資源の確保、整備が重要になってくると考えられます。交通の確保、また高齢者の生活に資する地域資源の確保に対する支援の状況についてお知らせをください。

以上、この場からの発言とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 倉澤議員からは、大項目2点について御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2はこども・高齢者支援室長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、大項目1、産業の振興について、小項目1、創業支援及び事業承継事業について申し上げます。近年大型店の進出、消費者ニーズの多様化、後継者不足などにより中心市街地の商店数は減少し、空洞化が進行しております。経済産業省

と内閣官房が提供する地域経済分析システム、いわゆるRESASによりますと、本市の全産業の事業所数は平成24年度が1,473事業所、平成28年度が1,404事業所と4年間で69事業所が減少し、特に卸売業、小売業は平成24年度が378事業所、平成28年度が361事業所と4年間で17事業所が減少し、市内経済活動の縮小が懸念されます。既存の事業者の廃業増加が見込まれる中で、本市では創業支援及び事業承継を名寄市総合計画第2次中期基本計画における重点プロジェクト、経済元気化プロジェクト及び基本目標4、地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりを推進する主要施策として位置づけております。

創業支援につきましては、新たな雇用の創出や地域資源の活性化を図るため、創業支援等事業計画及び名寄市中小企業振興条例に基づき各種事業を実施しております。創業支援等事業計画に基づく創業相談窓口設置事業の実績につきましては、昨年度は7件の相談があり、今日までに5件が創業し、創業した5件のうち2件が名寄市中小企業振興条例に基づく支援制度を利用しています。事業承継につきましては、名寄商工会議所に中小企業振興条例に基づく商工振興事業補助金を交付し、同会議所が中心となり事業を進めております。平成29年度から同会議所内に創業事業承継の対策と推進のため事業承継支援室を設置し、実態把握と支援活動を開始いたしました。主な取り組み内容といたしましては、会員企業への事業承継診断アンケートの実施、北海道よろず支援拠点と連動した事業承継個別相談会及び事業承継セミナーの実施となっております。

今年度は、これまでの取り組みに加え、北海道中小企業総合支援センターの協力のもと個別企業訪問を実施し、MアンドAに向けた相談対応を行っております。今後も商業等の活性化を図るため、起業意欲のある者への経営相談、財政支援を行い、新規創業へ誘導するとともに、後継者不足による

廃業を避けるための支援体制を構築し、市内事業所数の維持及び第二創業による発展を推進してまいります。

次に、小項目2、企業誘致等の取り組み状況について申し上げます。企業誘致につきましては、市外から新しい企業を誘致することはもちろんのこと、既存企業の移転、増設や大規模な設備投資などの事業拡大も含むものと考えておきまして、企業の立地は税収の増加、市内の雇用の拡大、地域経済の活性化のほか、新たな産業集積により市民の暮らしやすさ、住みよさの質の向上にもつながるものと考えております。本市における企業誘致の取り組みといたしましては、平成26年6月に名寄市企業立地促進条例を一部改正し、助成の対象となる施設の範囲を拡大するとともに、助成の要件を変更いたしました。同条例に基づく近年の支援状況ですが、平成29年度に運輸業を主たる業種とする中小企業1社に対し工場等設置費及び建設用地取得費等を支援しております。今年度は、日本最北のワイナリーを起業する中小企業を同条例に基づく助成の対象と指定したところです。また、平成30年3月には本市の特性と強みを生かした成長分野を農林水産分野、食料品製造関連分野、観光関連分野と選定し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画を策定、さらに同年9月、物づくり関連分野を追加し、国の同意を得たところです。基本計画の策定により地域の中核企業を成長させ、その波及効果により地域経済の好循環を図るための環境を整備いたしました。その結果、市内に立地する企業が地域経済牽引事業計画を策定し、平成30年12月に北海道の承認を得て、大型の設備投資を行ったところです。

企業誘致に係る工業団地等のPRにつきましては、北海道工業団地ガイドへの掲載にとどまっておりますけれども、企業立地に係る相談があった際には都度親身な対応をしております。今後とも国の制度や地域特性を生かした支援策の充実に努

めるとともに、本市の支援制度等を情報発信し、地域資源を有効に活用できる産業への誘致活動を展開してまいります。

次に、小項目3、実施計画等の状況について申し上げます。生産性向上特別措置法は、平成30年度からの3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の実現のため臨時、異例の措置として償却資産に係る固定資産税の特例率を3年間ゼロ以上2分の1以下で市町村の条例で定めることとしています。本市においては、同法施行後速やかに導入促進基本計画を策定し、平成30年6月に国の同意を得るとともに、償却資産の課税標準額をゼロとする名寄市税条例の一部改正を行いました。基本計画では、3年間の計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標と定めまして、平成30年6月から令和元年8月までの認定件数は7件で、市内中小企業の実現性向上に大きく寄与しております。今後も本市が道内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、道北地域の中核都市としてさらに経済発展していくよう商工団体及び認定支援機関と連携し、市内中小企業への情報発信に努めてまいります。

次に、商工業振興基本計画策定及び中小企業創業支援センター設置に向けた関係機関との協議経過について申し上げます。市内事業所の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化はもとより、就業、雇用機会の提供、さらには市街地等におけるコミュニティ形成など地域の健全な発展に資する重要な社会的役割を担っており、本市では名寄市中小企業振興条例に基づき人づくりや創業支援など地域経済の活性化を図るための支援を行っております。さらに、中小企業を取り巻く経済的、社会的環境の変化への対応や中小企業が果たす地域での役割の重要性を踏まえ、今年度スタートした総合計画第2次中期基本計画において中小企業の振興に関する基本的な考えなどを示す商工業振興基本計画及び関連施策の窓口となる中小企業創業支援センターの検討を掲げたところです。基本

計画及び支援センターの検討につきましては、今年度から名寄商工会議所、風連商工会と市の三者で地域経済活性化に資するに意見交換の場を月1回程度設けておりまして、基本計画策定に向けた工程や支援センターのあり方などを協議しております。今後も三者協議を中心に議論を重ね、基本計画策定及び支援センター設置に向けた検討を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目2、高齢化社会等に対応した各種支援策について、最初に小項目1、現状の把握と分析についてお答えいたします。

名寄市総合計画第2次の中期基本計画では、総人口は減少傾向で推移し、世帯数には大きな変動がなく、1世帯当たりの人数が減少し、核家族化や単独世帯が増加していることが推測されております。また、高齢者数については、令和2年度をピークに減少するものの、総人口の減少により65歳以上の高齢化率はさらに上昇すると見込まれております。名寄市における7月末現在の地区別の65歳以上人口は、名寄地区は7,169人で高齢化率30.35%、風連地区は1,680人で高齢化率44.93%と風連地区の方の高齢化が進んでおり、今後もこの状態が続いていくとともに、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯が増加していくことが想定されます。

続きまして、小項目2、衛生面の支援についてお答えいたします。ごみ出しが困難な世帯については、状況によって2つの課題が挙げられています。1つ目の課題はごみステーションまでごみを運ぶことができない場合であり、距離的理由、または身体的理由によってごみ出しが難しいという場合です。2つ目の課題は、認知症などの状況によって適切なごみ出しができないという場合です。これまでもごみ出しが困難な世帯の相談を受けて

おり、地域包括支援センターや市内介護支援専門員などとの連携を図り、そのケースに応じた対応策を検討してきたところですが、現行の公的サービスや地域の協力の範囲では支援が難しい状況となっています。その状況を踏まえまして、本年8月には高齢者のごみ出しをテーマとした地域ケア会議が開催をされまして、市内の介護支援専門員を中心にごみ出しが困難な世帯の状況報告と改善策の検討が行われました。具体的に挙げられた課題としましては、歩行状態が悪く、ごみを持って歩けない、ステーションまで数百メートルの距離があり、ごみを出せない、認知症があって分別できない、訪問介護員の訪問時間とごみの収集時間が合わないなどの状況が報告されるとともに、ごみ出しが困難な世帯を対象とした何らかのサービスの構築を求める声が多く出されていたところです。介護支援専門員への聞き取りでは、市内50世帯程度がごみ出しに困っているという状況を把握しておりますが、今後介護支援専門員等へのアンケートなどにより具体的な状況の把握に努めるとともに、ごみ出し支援のあり方について地域包括支援センターと連携し、検討を進めてまいります。

次に、小項目3、生活関連の支援についてお答えいたします。最初に、交通の確保についてでございますが、名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たりまして実施しましたニーズ調査、さらには地域包括ケアシステム構築に向けたワークショップにおいて、通院や買い物などのために便利な交通手段の確保が課題として挙げられました。高齢者の方が住みなれたこの地域で安心して暮らし続けるためには高齢化社会に適した住民ニーズを踏まえた公共交通の構築が不可欠であると考えております。本年5月に名寄市地域公共交通網形成計画が策定されまして、計画策定に当たり実施をしました市民アンケート調査の結果から高齢者に着目した公共交通カバー率が84.9%、市民がバスで行きたい場所に

行けるが85%との評価となっております。一方で、公共交通でカバーできないエリアが17.5%あり、自動車を手放す方がふえる将来において地域の足を確保することが必要とされ、現状の公共交通ネットワークの維持と交通空白地における地域の足の検討が課題として挙げられました。今後におきましても人口減少や高齢化社会の進行を見据えながら地域の足を守るために計画に基づき各種事業の改善や新たな取り組みの検討を行ってまいります。

次に、高齢者の生活に資する地域資源の確保に対する支援の状況についてお答えいたします。買い物支援につきましては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことを目的に平成29年度から地域介護予防活動支援事業の通いの場の一環として助成事業を開始しております。実施に向けては、生活支援ネットワーク会議や地域ケア推進会議での協議結果を踏まえまして事業内容を精査してきております。現在通いの場での買い物支援に取り組んでいる団体は、1カ所となっております。実績報告では、利用される方の感想として安心して買物ができる、おしゃべりすることが楽しい、以前より元気になったといった声が出されまして、順調に事業が運営されております。この間事業内容の問い合わせはあるものの、事業を利用される団体はふえていないのが現状であります。事業を利用するためには事業を支えるボランティアの確保や運営方法などさまざまな課題があり、利用拡大につながっていないのが現状となっております。買い物支援の利用拡大に向けましては、本年3月から設置しております生活支援コーディネーターが地域の町内会や老人クラブ、ボランティア団体などにお邪魔し、住民ニーズの把握、サービスとのマッチング、関係機関とのネットワーク構築、担い手の育成、支え合いの体制づくりに関する周知や意識啓発などの活動を現在進めているところであります。人が生活していくためには食べること、食べるために

は買い物が必要であり、買い物をすることで他者との会話、情報の共有ができ、商品を選ぶ際に歩くことで身体機能の維持が図られるなど自立した生活につながると言われております。このことから、買い物支援は重要な事業でありますので、先進的に取り組んでいただいております町内会の事例を各町内会や団体へ広く紹介するなど今後もさまざまな方法で事業を周知しながら事業拡大を図るとともに、より使いやすい事業となるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、産業の振興についてですけれども、創業支援及び事業承継状況について状況を御答弁いただきました。御答弁の中にありました創業支援事業計画の相談件数7件、創業支援に結びついた件数は5件とございましたけれども、この5件の業種の内訳についておわかりになれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 5件の内訳につきましてですが、飲食業が3つ、それから小売業が1つ、宿泊業が1つでございます。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 創業に結びついているといったところでいいますと、やっぱり飲食業が多いと。なかなか小売業、その他業種については結びついていないという現状があります。質問の中にもお話ししましたがけれども、日用品の調達等、なかなか個店が減っている状況の中、高齢者においては苦勞をしているといった状況もありますので、小売店の減少をとめる上でも事業承継、また創業支援、何とかそうした施策を使いながら状況の改善につなげていただければというふうに思っております。

事業承継につきましては、市として独自の取り組みがございましたらお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 先ほどの答弁にもございましたけれども、市として特別な取り組みというのは今はしていない状況でございますが、名寄商工会議所が中心となって進めておりまして、そこに対して商工振興事業補助金を交付することでサポートしているところでございます。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 市として財政的な支援のみの部分で今とどまっているということでございました。商工会議所のほうでは事業承継支援室といった部分を設置しておりまして、今取り組みを進めております。金融機関とも連携をしながら取り組んでいるというふうにお聞きしております。名寄市としてもその事業に積極的にかかわりながら、状況を常にリアルタイムでそれぞれ把握して、先ほどお伺いしております中小企業創業支援、また事業承継に向けた取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、小項目2、企業誘致等の取り組み状況についてお伺いをいたします。企業誘致の状況ですけれども、企業立地促進条例に基づく事業を実施しながら、今実績もお話をいただきましたけれども、取り組みを進めているといったところでお話をいただきました。取り組みの一つとして、企業誘致に係る立地適地としてかつて徳田の工業団地であったり、風連の豊里工業団地、また多くの企業が移転したり、新たな企業が立地しました大橋の食品流通加工団地などこれまで取り組みがありましたけれども、大橋に関してはまだ分譲されていない土地が幾つかあったというふうに記憶しておりますけれども、現在そうした分譲されていない土地、何筆あるかわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほどの答弁でも申し上げました北海道工業団地ガイドというところで掲載させていただいております。若干古い情報もあるのですけれども、現在食品加工流通団地としてこの段階では3筆というのでしょうか、ある状況になってございます。そのほかですけれども、本市はこれまでも遊休市有地の有効活用ですとか売却に努めてきたところでございますが、現時点で工場などの適地は限られているということが現状でございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 私もそのサイトは拝見しておりまして、食品加工流通団地といった情報出ております。事業主体が名寄土地開発公社というふうに表示されておりまして、インターネットもADSLと。この情報、いつの情報かわからない情報がちょっと載っているといった状況もございます。もし今分議を行っているのか、行っていればどこが窓口になっているかもお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 議員おっしゃいましたとおり、この名寄土地開発公社は平成26年度に解散してございますので、この情報自体は新しい情報ではないというところでございます。先ほどの答弁にもございましたが、積極的な誘致活動というところではしているところではないのですけれども、ここについて窓口がどこかというのはちょっと私もすぐに答えられないところでございますけれども、先ほど申し上げた3筆というところがこの情報としてあるというところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ちょっと情報等、正確な情報を周知していくような取り組みをしていただきたいというふうに思っております。今後の部分ですけれども、先行投資等をして、新たに企業誘致、立地を目指すために今遊休資産となってい

る市有地の活用をしたり、また今後インフラ整備行ったりするようなお考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほども申し上げましたとおり、工場などの適地というのは限られている現状がございます。また、土地開発公社、先ほど申し上げました解散がありましたが、そういったものに伴いまして土地の先行取得が現状困難であるということですか、工業団地の造成及びインフラ整備といいますのは土地が売れない場合には塩漬けになるという、そういったリスクもございますので、費用対効果の観点から現状では慎重な対応が必要だと考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 先ほどちょっと出ました大橋の食品加工流通団地、市場の跡地も今あいているような状況でございます。そうした土地の活用、また新たな企業適地の整備、企業誘致に係る部分につきましては人口減少が顕著になっている中、一定の従業員を確保した企業が来るといったところではハードルは高いですけれども、有効な手段だというふうに考えておりますので、継続的な取り組みが実を結ぶというふうに考えておりますので、ぜひとも取り組みについて御検討をいただきたいというふうに思います。

続きまして、実施計画の取り組み状況に移ってまいります。先ほどお話がございました。御答弁いただきましたけれども、先端設備導入を促すことを目的に計画が取り組まれている生産性向上特別措置法に基づく導入基本計画ですけれども、実績として1年で7件の認定があったということで、3年間で10件を目標にしている中では大変認定状況がいいというふうに思っております。こちらについては、固定資産税の減免等の措置があると。従業員の減少が伴わないということが条件になっているところでありましてけれども、効率的な事業運営を行うに当たってさらなる認定状況

がふえていくような取り組みをお願いをしたいというふうに考えております。

また、実施計画の中に新たに加わった商工業振興基本計画、また中小企業創業支援センターの状況の検討については、月1度程度の3者会議を行いながら今後設置検討に向けた、策定検討に向けた取り組みが行われるといったお話がありました。ぜひとも、先ほど来からありましたとおり、中小企業、小売業の減少を何とかとめていくためにもこうした中小企業振興施策に向けた取り組みを進めていっていただきたいというふうに考えております。

今消費税増税、冒頭も申し上げましたとおり10月に迫ってきております。軽減税率の対象商品等、キャッシュレスのポイント還元など制度的には大変複雑となっており、中小零細事業者については増税のために大変苦勞しているというふうにお聞きをしております。市内の事業者の増税に対する対応状況について市として把握されているかどうかはちょっとわかりませんが、ポイント還元などキャッシュレスが進まなければ市民のほうにも還元がされない、恩恵が受けられないといった状況もありますので、そうした部分とあわせてしっかりとした事業所への指導等も含めてシステムを構築をしていただきたいというふうに考えております。名寄市においても増税に対する景気対策施策として非課税世帯、あとあわせて子育て世代を対象としたプレミアムつき商品券事業、今実施されております。増税後の景気状況によってですけれども、その他一般の世帯に対して何らかの独自の景気対策、消費喚起の事業について実施を検討されるお考えがあるのかどうか、こちらについてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今お尋ねの消費税増税、消費税率の引き上げに伴う国が進めているもの以外のことについてというところで申し上げますと、今私どもで特別にこのことについての対

策を考えているところはございません。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今のところ一般世帯への消費喚起の部分については、財源等の関係もあると思いますけれども、お考えはないということですが、ちょっと状況を見ながら対応していただきたいというふうにお願いをいたします。

続きまして、大項目2、高齢者社会に対応した各種支援策について再質問をさせていただきます。現状の把握と分析ということで小項目1でお伺いしました。名寄市の高齢化率、名寄地区で30.35、風連地区で44.93と。風連地区においては、もう終わりに近づいているといった状況があるという現状がわかりました。名寄市全体においても32%ぐらいになりますかね。間もなく3人に1人が高齢者といった状況があります。こうした状況の中ですけれども、高齢者、高齢化を何とかとめるといった部分につきましてはやっぱり少子化対策、労働人口の減少を食いとめるといったところが大きな策の一つとなるというところですが、現実的になかなか取り組まれていない。小項目2の衛生面の支援についても関連しますけれども、核家族化が進んでおまして、高齢化世帯の増加とあわせて共働き世帯がなかなか多くなってきており、日中地域の高齢者を支援する方々が少なくなっている。地域の力がなかなかなくなってきたという部分もあって、ごみ出しの支援についても今話題となってきているところですが、今8月に実施された包括システムケア会議の中で話がありましたごみ出しへの関係で、今後名寄市としてどのような支援方法、直接支援型がいいのか、地域支援型がいいのかといったちょっと支援の方法もあると思うのですが、その辺についてお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） ただいま高齢化に伴

いますごみ出しの問題などについて御質問いただきました。風連地区と名寄地区で収集方法が違うという部分もございませけれども、風連地区につきましては合併前からステーション方式を採用しておりまして、現在市街地では76カ所、郊外地区では61カ所の設置となっております。また、資源ごみですとか種類などにつきましては、各町内会に設置されておりますリサイクルステーションで収集を行っている状況となっておりますが、先ほど答弁の中で申し上げました例えばごみステーションまでの距離が遠いといった部分につきましては、主に風連地区の高齢者の部分であると考えております。当面は、収集方法の違いによりまず課題などにつきましてはごみ出しが困難な高齢者などの支援という形で位置づけまして、現状の把握と今後どのような対策ができるのかといった部分の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今風連地区、名寄地区の部分でのお話いただきました。収集方法が違くと。もう合併して14年が経過する中でまだまだ名寄地区と風連地区との差があるという部分では、ごみ出し、大きな部分なのかなというふうに思っております。こちらについては、数年前にもアンケート、風連地区の皆さんにもとられているといった状況があるとは思うのですけれども、今後ごみ収集の方法について統一に向けた考えがあるのか。そうした今後また新たなアンケート調査等の実施のお考えあるのかちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 現状で風連地区の収集方法を変更するという部分につきましては、人的な部分ですとか費用の面を勘案しますと現状としては難しい部分があると考えております。しかし、今後は高齢化がますます進むということで、ごみ出しが困難な高齢者世帯もますますふえてく

ると考えておりますので、その必要性の有無も含めまして状況を把握し、対応していく必要があると考えています。また、アンケートにつきましても5年ほど前に実施しておりますが、見直しなどが生じた場合にはそれとあわせてアンケートの必要性も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） わかりました。ごみの状況については、現状含めて理解をさせていただきます。

冒頭壇上でちょっとお話をさせていただきました入浴に関する部分でもやっぱり高齢者のところ、大変苦勞しているところもあると。先ほど来からありましたとおり、市内の銭湯が廃業したといったところ、午前中の山崎議員の答弁の中ではサンピラー温泉を活用してほしいということで市民部長のほうからもお話ありましたけれども、現状9月6日からサンピラー温泉、ちょっと使えない状況がお知らせをされておりますけれども、今後再開に向けためどとか現状でわかればお知らせをいただきたいなというふうに思いますけれども。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいまなよろ温泉サンピラーの再開の見込みということで御質問いただきました。9月6日の夜8時ぐらいから日帰り入浴についてはとめているということでありまして、議員が言われるように市内唯一の公共温泉であり、温浴施設ということで、私どももできるだけ早く再開ができるように今努めているところであります。できるだけ早期にということで、今応急的な対策ということで進めさせていただいているところであります。まず、1つは安全性をしっかりと確保しなければ再開ができないということもありますし、また急対応ということで制約もあるかもしれませんが、実際の使用に当たってできるだけ不便がないようにということで、この点についても今いろいろと工夫をしながら進

めさせていただいているところでありまして、実際に作業も進めているところでありますけれども、近日中に再開できるように目指して今進めているということでぜひ御理解いただければ。再開になりましたら、改めてまた市民の皆さん含めて周知をさせていただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ありがとうございます。市民の皆さん、本当に気にされている方、問い合わせも含めて多いというふうに聞いておりますので、今若干外れましたけれども、お聞きをさせていただきました。

続きまして、各支援の現状についてお伺いをしていきたいというふうに思えます。交通、買い物、なかなか高齢者施策の中では大きな課題ということで考えております。地域の中では町内会での取り組みということで何町内会かで買い物支援を含めて取り組んでいるところがあるというお話でしたけれども、大項目1のほうでも関連しますけれども、専門の業者、個店が減少していく中、地域によっては例えば自転車屋さんがないとか、電気屋さんがないとかいうような状況で、ふだんの足として使っている自転車が壊れたり、パンクしたりしたときに修理するところがない。また、電気、蛍光灯が切れたり、電球が切れたりしたときに取りかえてくれる頼めるお店がないといった高齢者の方の声も聞かれます。食料品、日用品についてももちろんですけれども、そうした方々の支援ということで総合計画の中には高齢者の生活に資する地域資源の確保ということで、地域の人材というような意味合いだというふうに思えますけれども、そうしたところの確保については、先ほどちょっと申し上げましたけれども、核家族化、また共働き世帯等があって、なかなか地域の資源の確保が難しい、人材の確保が難しい状況があるというふうに考えております。こうした課題の解決策の一つとして、今名寄市で農業支援員という形で募集をかけております地域おこし協力隊の活用

について、今後こうした高齢者の支援策、商工業団体と連携をしながら最終的に事業化につなげていくような、定住につなげていけるような取り組みについてお考えがあればお知らせをいただきたいというふうに思えます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 議員のほうから高齢化の中でそういったマンパワーも含めた地域資源の確保ということで、新たに地域おこし協力隊員の活用ということで御提言をいただいております。現在農業の従事者ということで農業関係が中心になっておりますけれども、農業だけではなくて、地域住民の生活維持していくための支援ということでありますので、当然高齢者に対する支援という部分でも活用できるかなというふうに考えておりますけれども、先ほど答弁もさせていただきましたが、今後新たな高齢者の生活支援サービスを実施していく上で、地域住民が主体となったボランティア組織だったり、民間団体を立ち上げた場合など、例えば地域おこし協力隊員の活用も考えられると思えますので、今後の高齢者に対する生活支援体制整備の方策の一つとして参考にといたしますか、研究させていただきたいと思えますので、今のいただいた提言も参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 高齢者の支援策といっても交通であったり、ごみの関係、また入浴、本当に幅広い施策となります。なかなか健康福祉部、1つの部署だけでは取り組めないというふうに思えますので、ぜひとも庁内連携をした中での施策の検討、実施に向けて取り組んでいただくようお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第3 議案の撤回についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本定例会に提出をいたしました議案第31号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第4号）につきまして、撤回の理由を申し上げます。

議案第31号は、株式会社名寄振興公社の決算の修正に伴う運転資金の不足、経営改善に伴う資金が必要なことから、株式会社名寄振興公社経営改善計画に基づいて提案したものでございます。しかしながら、9月6日に発生をいたしましたなよろ温泉サンピラー男性温浴施設の天井落下に起因をいたしまして、令和元年度以降の収支に影響が生じる事態となり、当該改善計画及び市の支援につきまして再精査が必要となったことから、名寄市議会会議規則第19条の規定により、議案第31号の撤回について議会の承認をお願いをするものであります。

既に議会におかれましては、特別委員会を設置をし、審議をいただいているところでございまして、議員各位並びに市民の皆様に対しまして御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げますとともに、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、株式会社名寄振興公社への支援につきましては、内容を精査いたしまして、改めて提案させていただきたいと考えております。あわせて御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） ただいま市長より議案第31号の撤回について説明がありました。議案第31号は本定例会初日に名寄振興公社運営に関する審査特別委員会に付託しておりましたが、市長提案のとおり議案第31号の撤回について承認することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議がありますので、

起立により採決を行います。

議案の撤回について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数でございます。よって、議案の撤回については承認されました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時54分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 五十嵐 千 絵

令和元年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年9月19日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 渡 辺 博 史 君
市 立 大 学 学 長 渡 辺 博 史 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 末 吉 ひ と み 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉澤 宏 議員

8番 遠藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

中心市街地活性化について外1件を、三浦勝秀議員。

○5番（三浦勝秀議員） おはようございます。議長より御指名いただきましたので、通告順に従い、大項目2点質問させていただきます。

大項目1、中心市街地活性化についてお伺いいたします。小項目1、中心市街地の空き家対策についてお伺いいたします。現在本市の中心市街地では、建物の老朽化や後継者不足による空き家や空き店舗がふえてきております。名寄市空き家対策計画でも適切に管理されていない空き家がふえることにより、地域住民の生活に悪影響を及ぼすことがあります。実際空き家であることが原因で5丁目商店街のアーケードの崩落や西2条南7丁目の店舗の看板の落下など市民生活への悪影響が懸念されております。そこで、本市の空き家対策について国が定めた法律及び指針に沿ってさまざまな取り組みをされておりますが、現在、これまでの効果検証と今後の展望についてお伺いいたします。また、空き家の戸数は本市のホームページより平成25年のアンケート結果を報告していただいておりますが、倒壊の危険性のある建物、つまり特定空き家についても把握されているのかお伺い

いたします。

次に、小項目2、中心市街地の再整備についてお伺いいたします。中心市街地は、地域コミュニティの担い手として地域にとって重要な位置づけにあると考えます。しかし、商店街を取り巻く環境は働き手の高齢化、後継者不足、空き店舗の増加、大型商業施設への流出等非常に厳しいものがあります。本市も中小企業や商店街向けの支援事業があり、実績も一定程度把握しております。これからは、商店街ならではの創意と工夫あふれる取り組みに挑戦し、住民の豊かな生活と地域の発展に貢献することを通じ、地域の活性化を図ることが大切となってきます。そのためには、目指すべき商店街像を考え、長期的な計画を立て、根気強く課題を一つ一つ事業者と行政が一体となって解決していくことが必要です。そこで、中心市街地活性化に対し10年後や20年後を見据えた中でどのようなまちづくりを推進していくのかお考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、観光振興についてお伺いいたします。小項目1、観光振興計画の進捗状況についてお伺いいたします。名寄市観光振興計画による目的に都市機能を維持し、持続的な経済活動を支える上で地域資源を活用した観光を初めとする各種振興策による交流人口の拡大と高付加価値ブランドの開発の確立が求められるとあります。本市を訪れた観光客が買い物や飲食、施設利用を通して市内での消費を増加させることが必要になってくると考えます。しかし、本市の観光の現状は、夏のひまわり観光や冬のスキー場など期間が限定的であることから、観光振興計画の目標達成を考えた上で精査が必要であると考えます。そこで、本市の観光振興計画の現在の進捗状況と今後の取り組み方についてお伺いいたします。

小項目2、イベント事業の効果検証についてお伺いいたします。本市では、先月行われました産業まつりやてっし・名寄まつりなどさまざまなイベントが行われ、交流人口の拡大に貢献しており

ます。しかし、イベントの入り込み人数は報告されておりますが、各イベントの経済効果等効果検証について報告が少ないのが現状となっております。今後人口減少に伴う経済基盤の弱体化が危惧され、持続可能なまちづくりを進める中で、イベント事業について精査が必要であると考えます。そこで、各イベント事業について今後どのような方針で進めていくのかお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） おはようございます。ただいま三浦議員から大項目で2点にわたり御質問をいただいております。大項目の1の小項目1は私から、小項目2及び大項目2につきましては産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、中心市街地活性化について、小項目1、空き家対策について申し上げます。全国的に課題となっている空き家対策ですが、本市では市内全体の空き家状況を把握するため空き家データコンテンツを活用した市全域の現地調査を平成29年から2カ年度にわたって実施を行い、空き家の概要等のデータベース化により空き家対策に活用しているところです。空き家の調査に当たりましては、空き家と思われても個人の財産であることから、個人情報調べたり、敷地や家屋に立ち入ることはできない中で、職員が敷地外から外観での調査を行っていることから、各物件の倒壊の危険性についての調査とはなっておりません。啓発に関する取り組みとしましては、市の広報紙などを通して空き家が適正に管理されずに周囲に危害を及ぼすことを予防するため空き家は所有者などが適切に維持管理をするべき義務があることや適正管理を怠り、他者に損害を与えた場合のリスク、また相続放棄をしても空き家などの管理責任は失われないことなど当事者意識を醸成する広報活動を行っております。また、通報などによりそのまま放置することで倒壊など著しく保安

上危険となるおそれのある空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法によりまして固定資産税の課税台帳の内部利用が認められていることから、所有者などを確認し、文書や電話によりまして第三者へ損害を与えた場合のリスクの説明や適正管理の依頼を行っております。この取り組みによりまして、周囲に危険を及ぼす可能性のある家屋が所有者などによって除却された案件を初め、連絡を行ったうち半数以上では建物の修繕や屋根雪の処理など適正な管理が行われており、危険な状態が回避されていることから、名寄市空家等対策計画に基づく取り組みの成果があらわれているものと捉えております。今後におきましても周囲への危険が発生することを防止するための広報活動や実際に危険が迫っている空き家への対応につきまして重点的に取り組みを進めてまいります。

以上で私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目1の小項目2と大項目2について御説明申し上げます。

まず、大項目1の小項目2、中心市街地の再整備について申し上げます。本市では、JR名寄駅を起点として商業などの活性化を図り、事業活動を促進するため名寄市都市計画用途地域として商業地域を定め、中心市街地として位置づけております。これまでの中心市街地活性化の取り組みにつきましては、平成12年に中心市街地活性化基本計画を市が策定するとともに、商工会議所など民間では中小小売商業高度化事業構想、いわゆるTMO構想を策定するなど行政と経済界が連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組んでまいりました。その後、名寄市都市再生整備計画に基づきコンパクトなまちづくりを進めるに当たりまして、社会資本総合交付金を活用し、駅前交流プラザよろーななどJR名寄駅から浅江島地区までの施設整備を行ってきたところです。本市の地域

経済の活性化のためには中心市街地の果たす役割は大きく、現在名寄市中小企業振興条例に基づいて商業地域内での店舗または事業所の新築や増改築、設備投資に係る事業費の一部を補助する中心市街地近代化事業や創業支援事業、さらには商業地域内の空き地、空き店舗の活用を促す支援など中心市街地の活性化に寄与する取り組みを進めており、今後も引き続き地域経済活性化に資する拠点の継続的な支援が重要と考えております。

名寄市中小企業振興条例に基づく昨年度の支援実績といたしましては、商業地域内での店舗改修や設備投資などを支援する中心市街地近代化事業が4件、店舗支援事業が3件、また空き地、空き店舗を活用して事業を行う場合の賃借料などを支援する商店街空き地空き店舗活用事業が2件となっております。また、中心市街地のにぎわいづくりへの支援制度でありますコミュニティー事業などを活用した商店街あそびの広場、大道芸フェスティバルなど商店街振興組合やグループなどがイベント事業を企画、実施し、商店街の新たな発見、足を運ぶきっかけづくりなどに努めていただいております。さらに、商店街振興組合では名寄市立大学に協力をいただき、商店街の空き地に仮設の壁を設置し、名寄市にゆかりのある絵本作家の作品を題材に絵を描くなど商店街を歩く人が楽しめるような取り組みも行われました。

以上、これまで中心市街地の商店街の方々や商工団体、市民の皆様と環境整備や各種取り組みを実施しており、時代の変化に対応した支援制度の改定や支援を行ってまいりました。本市では、現在名寄市都市計画マスタープランの見直し及び名寄市立地適正化計画の策定に向けて検討を行っており、都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業などの立地、公共交通の充実に係る包括的なランドデザインを描く中で、中心市街地の中長期的なあり方について検討しているところです。

続きまして、大項目2、観光振興について、小項目1、名寄市観光振興計画の進捗状況について

申し上げます。本市の名寄市総合計画第1次の観光分野におけるアクションプランとして平成23年3月に策定した観光振興計画については、名寄市総合計画第2次の策定に当たり平成28年度に時代の変化に対応すべく戦略事業の一部を見直し、名寄市総合計画第2次の6つの基本計画事業に戦略事業をひもづけ、インバウンドの受け入れ態勢の整備、広域観光の推進、スポーツツーリズムなどを重点施策として位置づけました。また、数値目標については、観光入り込み客数の目標値を修正したほか、新たに外国人宿泊延べ数を加えたところです。計画の目標としている観光入り込み客数につきましては、平成33年度の目標61万6,200人に対しまして28年度が48万5,000人、29年度が44万6,200人、平成30年度42万7,900人となっており、目標に向けて各事業の検証、見直しを行いながら、さらなる取り組みが必要であると考えております。外国人宿泊延べ数につきましては、平成33年度の目標1,635泊に対しまして平成28年度417泊、29年度1,094泊、30年度1,985泊となっており、平成28年度に観光庁から認定された日本のてっぺん。きた北海道ルート。の取り組みなどの効果もありまして、計画目標値を超え、訪日外国人は着実に増加しています。

戦略事業につきましては、市民、行政、観光協会、民間が連携し、オール名寄体制で実施しておりまして、これまで行ってきたひまわり観光などに加えまして、観光キャラクターなよろの誕生、ご当地グルメなよろ煮込みジンギスカンの開発など新たな取り組みも進めてまいりました。各事業の評価につきましては、観光関係や商工業、建設、農業、教育関係者など10名から構成される名寄市観光振興計画市民検討委員会委員による事業評価を年に1度実施しております。検討委員からの意見や事業検証をもとに改善を行い、より効果的で、本市を訪れる観光客に満足いただけるような体制づくりと事業を進めてまいります。

次に、小項目の2、イベント事業の効果検証について申し上げます。本市のイベントにつきましては、観光団体や市民の皆様が中心となり、実行委員会形式で事業を企画、実施しており、旬の食材をテーマにしたなよろアスパラまつりやなよろ産業まつり、夏の風物詩である風連ふるさとまつりやてっし・名寄まつり、迫力ある大雪像のなよろ雪質日本一フェスティバル、北の天文字焼など地域資源を生かしたイベントが実施されております。主なイベントの入り込み状況につきましては、なよろアスパラまつりが平成30年度7,800人、令和元年度7,800人、風連ふるさとまつりが平成30年度2,400人、令和元年度2,100人、てっし・名寄まつりは平成30年度2万人、令和元年度1万5,000人となっております。入り込みについては天候に左右されることもございますが、交流人口の拡大に成果を上げております。いずれのイベントも古くから地域に親しまれるイベントとして実行委員会が中心となり、地域住民参加のイベントを開催することによる市民の満足度向上や地域資源を生かしたイベントとして市外の方へのPR、誘客に寄与していると考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 御答弁ありがとうございます。それぞれ再質問させていただきます。

まず、大項目1、小項目1についてお伺いいたします。現在空き家は個人の財産であり、維持管理は所有者が適切に行うものであり、行政は啓発活動に取り組んでいただいているということは理解いたしました。それでは、中心市街地の空き家について所有者を把握しているのかということをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 空き家の所有者の対策につきましては、中心市街地につきましても一般の空き家と同じ考え方に基づくこととなりますが、個人情報の部分につきましては空き家特措法

の中で倒壊のおそれなど著しく危険な状況にあるといったものしか個人情報をこちらのほうでは確認できるようになっておりませんので、全ては把握している状況ではございません。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。ちょっと私のほうでほかの市町村の空き家の対策について調査させていただいたところ、空き家の所有者を把握している場合、その空き家の所有者に対して今後その空き家をどのように活用したいかというアンケート調査を行っている自治体もございました。このアンケート調査による現状把握ということについて市の御見解、お伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 名寄市におきましては、危険な状態にある空き家の方に関しましてはこちらで情報を調べ、連絡をさせていただくのですが、その場合につきましてはあくまでも危険な状況になっているということで、倒壊ですとか建材の飛散が既にあらわれている状況ということになりますことから、今後の利用状況という部分についての確認ではなく、どのように対応していただけるか、危険な状況をどのように回避していただけるかという部分についてのお問い合わせとなっております。利活用についてのアンケートということでは行っておりません。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 本市の、先ほどもお伝えしたように、ホームページで空き家の現状ということで、これ平成25年に実施した町内会アンケートの結果で空き家は全部357戸あって、その中でも適切に管理されていない空き家が86戸、全体の27%ぐらい、30%弱ほどの管理不全の空き家があるございました。この管理不全の空き家というのは、後々倒壊の危険性のある特定空き家になり得る可能性が高く、早期からの対策が必要となってくると思うのですが、いかがお考え

でしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 25年の調査の後、平成29年度にデータコンテンツを活用しました空き家の実態調査を行っておりまして、その段階では現状で249件の空き家と把握しております。そのうち適正な管理をされていない空き家につきましては134戸となっておりますが、この適正な空き家の判断基準、管理をされていないという判断基準となりますが、こちらが雑草が生えているですとか、壁にわずかな亀裂がある、灯油タンクに若干ひびがあるといった本当に細かな部分の調査も含めまして、一つでも該当があった場合には適正な管理がされていないということで数字として掲載させていただいております。ですから、長い目を見た場合にはこのまま放置されるということになると倒壊の危険などがある空き家という形になってくるかと思いますが、現状におきましてはほとんどがそういった状況ではないという部分で、私どもとしましては所有者の方の啓発によりまして適正な管理をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 済みません。ちょっと話変わってしまうかもしれないのですが、名寄市立地適正化計画の観点でも空き家、空き店舗、空き地に対する補助の誘導方針、掲げておりますが、中心市街地の空き家等について今までのこの答弁等も含めてお考えをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 立地適正化計画の関係につきましては、議員御承知のとおり今現在素案づくりで、市民、各界各層から構成しております策定委員会を構成してございまして、その中に、市役所内の庁内議論を経まして、その素案づくり、その一部を今議員が御披露いただいたという形になるかと思っておりますが、まだこれ素案段階でございまして、最終的な方針として固まる

のは、8月末で策定委員会の作業はおおむね完了してございまして、ちょっとスケジュール的な話になりますけれども、今後都市計画審議会の中で御審議等々いただいて、その結果市長への答申といった運びになろうかと思っております。また今現在審議、作成中の段階でございまして、具体的な明言等についてちょっと御遠慮させていただきたいというふうに思っておりますけれども、そういったことへの施策なり、今後の対応が極めて重要なものであるということは各委員の皆さんにも御理解いただいているのではないかというふうに理解しているところでございまして、よろしくお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。ちょっと現状何か行動するのは難しいということですが、今後状況を見ながら取り組んでいただきたいと思います。市街地は、住宅密集度が高く、周辺的生活環境に大きい影響を与えるため施策の重要課題であるとあります。そのため、市民の皆様が安心して生活を送るため空き家の所有者に対し適切な管理の支援があることの周知や空き家バンクを有効活用できるようなことを願い、終わらせていただきます。

次に、大項目1の小項目2について再質問させていただきます。さまざまな支援事業や町中のにぎわい事業を行っていただき、まことにありがとうございます。また、実績もあり、すばらしい事業であると考えますので、これからも継続していただきたいと思います。しかし、現在人口減少等社会情勢もありますが、現状中心市街地の空洞化は進行しております。この問題に対しては、行政ではなく、市民の皆様とも連携していかなくてはならないと考えます。そこで、中心市街地活性化に向けた具体的な道筋をお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 中心市街地の活性化に向けた取り組みなのですが、今後は各計画

におきまして関係者はもとより、市民の意見なども踏まえながら中心市街地の役割やあり方を検討しますとともに、時代のニーズに合った支援制度の改定などを行いまして、行政、商工団体、民間のそれぞれが責務と役割を果たしながら、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定めます基本計画を今後検討していく中で、中心市街地の活性化に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 討論や協議するだけではなく、実際に行動に移すことが大切と考えます。御答弁にもありましたように、行政、商工団体、民間が三位一体となってしっかりと基本計画を立て、目標に向かって取り組んでいただきたい思います。

先ほちょっと立地適正化という話もあったのですが、中心市街地に対する未来像として、またさっきと同じ答弁になってしまうかもしれませんが、町中の長期的な未来像に関してどういったビジョンをお持ちであるか、お考えをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 中心市街地の具体的な未来像ということの御質問ですが、先ほどの答弁のちょっと繰り返しになってしまいますけれども、市では現在名寄市都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定に向けて検討を行っているところでございます。こういった都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業などの立地、公共交通の充実に関する包括的なランドデザインを描く中で、今後そちらとの協議も進めながら中心市街地の中長期的なあり方について検討してまいりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。本市の未来は、市民全員で考えて取り組んでいかななくてはならない課題です。難しい課題が多いと

思うのですが、市民の皆様と一体となって課題を解決し、よりよい名寄市をつくり上げていきたいと思います。

次に、大項目2、小項目1について再質問させていただきます。本市を訪れる観光客が施設利用や飲食など消費につながる取り組みが重要であると、先ほどもお伝えしたように、考えております。本市の観光の中心はひまわり観光やスキーなど期間が限定的であることも、先ほどお伝えしたとおり、計画の目標達成に向けた精査が必要であると考えます。そこで、経済効果につながる今後の観光の取り組みについてお伺いいたします。

また、外国人観光客の増加が数値にあらわれているところですが、市内の各施設や公共交通の多言語化、インバウンド対応に対するホスピタリティーは不十分であると考えます。観光庁の統計にある訪日外国人消費額からも本市における経済活性化を考えた上で、先ほど御答弁にもありましたようにインバウンドの受け入れ態勢の整備、機運の醸成が重要であると考えます。そこで、実際に外国人観光客に対応するのは事業者の皆様であることから、市としてインバウンド対応に関する事業者へ向けた支援など御検討されているのかお考えをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 名寄市観光振興計画の目的として、魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主体となり、交流人口拡大の視点に立ったまちづくりを行い、来訪者を受け入れていくことが必要であり、これが地域経済の活性化に結びついていきますとされております。本市の地域資源を生かしたひまわり観光は、市外からも多くの人が訪れ、夏のメイン観光として取り組んでいるところでございますし、スキーにつきましては冬季のみならずサマージャンプ大会や夏合宿の誘致にも結びついていてございます。それぞれの事業は、期間が限定的なものもありますが、交流人口の拡大には大きく寄与しているもの

と考えております。今年度のひまわり観光におきましてもひまわり畑と市内宿泊、飲食、小売店などをめぐるスタンプラリーを実施するなど目的地以外への誘導施策にも取り組んでいるところでございます。また、経済効果につなげるためには地域に長く滞在いただくことが重要と考えますが、単一市町村の取り組みでは通過型観光となる傾向となる中で、近隣市町村との連携によりましてさまざまなコンテンツを組み合わせ、周遊させることにより宿泊など経済効果が生まれると考えられることから、冬には幌加内町のワカサギ釣り、美深町のクラフト体験、本市のスキー、雪遊びなどを組み合わせた広域での観光事業についても積極的に推進しております。さらに、本市を訪れていただく以外にも農産品の通信、インターネット販売である畑自慢倶楽部、道の駅もち米の里☆なよるに加え、北海道内の道の駅での人気の高い伊達市の道の駅でも名寄市の特産品を販売するなど本市のPRと経済効果につながる取り組みをしているところでございます。

一方で、今お尋ねになりましたインバウンドにつきまして受け入れ態勢の整備が課題となっております。観光振興計画の中でも受け入れ態勢の整備を掲げております。議員おっしゃりますとおり、それぞれの取り組みについては民間の方でやっていただく部分もございますが、市としては受け入れ態勢の整備ということでホスピタリティーのセミナーですとか、そういったことを実施しまして、市内の観光事業者の方々にインバウンドに対するホスピタリティー向上に努めていただいているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。実際に外国の方の講師をお招きしてのセミナー等々数多くやっていただいているのは把握しているのですが、実際に公共交通を使う場合であるときに外国語表記が名寄市ではまだまだ少ないのかなと。外国人観光客がふえているにもかかわらず、

対応がちょっとおこなっているのかなと考えますが、その点について事業者の方にまるっきりお任せしてやっていただくということではなかなか進まないのかなというふうに考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） インバウンドの方々に向けた表記等について当市の施設あるいは案内表記がまだ十分ではないということは、議員おっしゃるとおりだと思います。先ほどの答弁にもありました観光振興計画の評価委員の中でもそういったお声もあるところでございますので、そういった声も反映させながら今後研究し、あるいはできるところから進めてまいりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。先ほどもお伝えしたように、外国人観光客が名寄市、近隣市町村に来ていただけるということは経済活性化のためにこれからとても重要なことになってくると思いますので、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。本市や道北にはすばらしい観光資源があり、広域観光周遊ルートや道北観光連盟など近隣市町村と連携し、市外や海外の方に一人でも多く地域に来ていただくことや特産品の地方発送やご当地グルメでの地域PRなどを通し、地域経済が活性することを期待いたします。

最後に、大項目2、小項目2について再質問させていただきます。イベントの効果検証について、入り込み客数報告されておりますが、経済効果について報告が少ないものと思われまます。イベント事業の精査、見直しが必要であると考えますが、市としての見解をお伺ひいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） イベントの効果検証というところで、先ほども御答弁させていただきましたけれども、入り込みについては毎年公表させていただいているところでございます。それぞれ実行委員会形式で実施されておきまして、

市からの補助金を交付させていただいているイベントにつきましては事業終了後に事業の効果、決算書など実績報告を提出していただいているところでございます。イベント開催による経済効果といたしましては、一般的に会場での飲食、物産購入、体験料、来場に伴う宿泊などの直接効果、この直接効果に伴う原材料等の購入により誘発される1次波及効果、直接効果や1次波及効果を通じて発生した雇用所得による消費などの2次波及効果といったところが挙げられるところでございます。一方で、本市におけるイベント事業では経済効果による地域活性化とともに市民参加によるまちづくりの意識向上、郷土愛の育成、歴史、文化の継承などさまざまな効果も期待できますことから、各事業について総合的に検証し、今後も事業に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） まちづくりの意識向上、郷土愛の育成、歴史、文化の継承ということで事業を行っているということは理解いたしました。今の御答弁にもありました1次、2次、3次の波及効果を総務省や道庁観光局のツールを利用、算出し、検証することによりイベントの事業の精査の精度を上げることが可能になると思っております。きのうの石橋総合政策部長の話ではございませんが、事業評価する上で用いるPDCAサイクル、このチェックとして経済効果を算出することでその精度を上げていけることができると思うのですが、その点について再度お考えをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今三浦議員がおっしゃられた北海道におけるシステム等もでございます。私どもも実際そのシステムを活用といたしまししょうか、適用したこともあるのですが、数字として現実的ではない、かなり大きな数字が出てしまったりして、それはちょっと各イベントとしての数値としてはいかがかなというところもありま

した。昨年度、道の事業として稼ぐ観光という事業がありまして、ここでも一定程度の経済効果ですとか考え方などもモデル的に出していただいたところもでございます。また、今開発局さんのほうで産業連関表を作成中だというふうに聞いておりますので、そちらが今年度できた後にはそちらを有効に活用させていただこうというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。先ほど壇上からもお伝えしたように、持続可能なまちづくりを推進する上で事業の精査というのはこれからすごく必要となってくると思っております。その中で何を見て精査するのかというところに関してこういった経済効果であったり、いろんな市民の意見等をお伺いして調査することは必要になってくると思っております。しかし、ここで口で言うのは簡単なのですが、とても本当に難しい調査になると思っております。でも、やっていかななくてはいけないことだと思っております。なので、今新たな産業連関表ですか、作成していただいているということがございましたので、それを今後活用し、名寄市の今後の事業、イベントだけではなくて、全ての事業においてそういったものを活用し、よりよいまちづくりにしていければいいのかなと思ひ、御検討お願い申し上げ、質問を終わります。御答弁ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で三浦勝秀議員の質問を終わります。

建設業が抱える働き方改革への対応について外2件を、塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

大項目の1、建設業が抱える働き方改革への対応についてお伺いをいたします。小項目の1、建設業における働き方改革の施行による影響についてお聞きをいたします。有給休暇の取得や週休2

日制の導入、時間外労働規制の適用除外とされていた建設業においても猶予期間の5年はあるものの、今後一般則が適用されていくこととなります。団塊世代の退職、若手への技術継承不足や少子化に伴う若手技術者の不足など労働力の確保は難しい現状であります。このことを踏まえ、影響への懸念についてお考えをお聞きをいたします。

小項目の2、今後における課題の背景と対策についてお聞きをいたします。建設業における中小企業や小規模事業者の新規採用が厳しい背景には、3K事業と言われる割には仕事に見合う賃金体系になっていないなど、新規入職者が敬遠傾向にあると考えます。これらの解決には、雇用する事業者の体力強化を図るため安定的な事業量の確保が重要であり、職員の処遇や福利厚生充実などの改善を図り、入職者を増加させることが必要です。地域における雇用確保に向けた取り組みが必要との認識のもと事業者の努力だけでは解決しない問題であり、働き方改革実行計画の実現会議では建設業において発注者の理解や協力が不可欠であり、工事発注時期の平準化や適正な工期設定など適切な賃金水準の確保を図り、技術者、技能労働者の確保、育成に向け制度的な支援を図ることとし、あわせて業界等の取り組みに対して支援措置を実施することなど盛り込まれておりますが、行政としての考えをお聞きをいたします。

次に、大項目の2、名寄産業高校が担う農業担い手対策についてお伺いをいたします。小項目の1、農業担い手海外派遣事業の検証と評価及びその後の対応についてお聞きをいたします。平成27年度から3年間の事業として国際感覚を養い、幅広い視野を有する農業後継者の育成を図ることを目的に実施した事業でありますけれども、検証と評価、効果についてお聞きをいたします。

小項目の2、名寄産業高校酪農科学科の現状と公立高校間口の維持に果たす役割への認識についてお伺いをいたします。酪農科学科は全国各地からの受け入れが可能な学科であり、農業担い手海外

派遣事業の取り組み効果もあり、酪農科学科の入学者が増加をしているわけであります。名寄の公立高校として、名寄産業高校間口維持に果たす役割は大きなものがあつたものと認識をしております。また、学校関係者によると、地元を初め道内外の中学校への案内においても効果があつたとお聞きをしておりますが、近年の酪農科学科の入学状況についてお知らせください。あわせて、酪農科学科受験者交通費助成事業についてもお知らせいただきたいというふうに思います。

小項目の3、名寄産業高校及び道北農業担い手育成対策協議会からの要望状況とその対応についてお聞きをいたします。平成29年度をもって農業担い手海外派遣事業の取り組みが終了いたしました。その後の要望の状況などお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、大項目の3、名寄市立大学を活用した地域ケア力向上プロジェクト事業の取り組みについてお伺いをいたします。小項目の1、当該事業の概要についてお知らせください。当該事業は、圏域で不足している保育士などの専門職育成を図り、安全、安心な地域社会の子育て、定住環境の充実に資することを目的に平成28年から3カ年間実施した事業でありまして、初年度には保育士、幼稚園教諭を対象に実態調査を行い、特に幼稚園教諭の免許更新時講習の要望実態を把握をし、更新に必要な30時間のうち選択領域講習の12時間を名寄大学において実現しております。そこで、地方創生推進交付金の採択を受け実施した事業の取り組み内容についてお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 塩田議員からは、大項目3点にわたりまして御質問をいただきました。大項目の1、建設業が抱える働き方改革への対応については私から、大項目2、名寄産業高校が担う農業担い手対策については経済部長から、大項目3、名寄市立大学を活用した地域ケア力向

上プロジェクト事業の取り組みについては大学事務局長から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目1の小項目1、建設業が抱える働き方改革の施行による影響についてと小項目2、今後における課題と対策については関連がございますので、一括して申し上げさせていただきます。さて、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現と雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保のための措置により働き方改革を推進するための働き方改革関連法が施行されました。建設業に関しても改正労働基準法の見直しにより労使協定を結ぶ場合にも時間外労働の上限制限や違反時の罰則が科されるなど、一定の猶予期間を置き適用することとなっております。建設関連工事では、工期の遵守に基づき施行を進める中、長時間労働や休日返上の現場対応を求められたりするなど一般的に週休2日を実現できる現場は少ないと認識をしております。また、技術者、労働者の高齢化も顕著でありまして、労働が苛酷と言われる建設業ですので、若手が他業種との比較で建設業への就職を避けるようになれば将来人が集まらず、建設業が成り立たなくなる可能性もあるため、対応策が必要なものと思っております。

先駆的な取り組みは、国土交通省におきまして建設業界や民間発注企業等の長に対しまして働き方改革による長時間労働の是正に向け、給与や社会保険の事業主負担、適正な工期設定や生産性向上などの推進策を打ち出しています。また、国や道が直轄する工事では、技術者の担い手確保や入職しやすい環境づくりなど改革の一環とした週休2日モデル工事を施行しており、受注工事の現場閉所の状況に応じて労務費や間接工事費などの経費に補正係数を乗じた措置を行い、請負代金額の変更をするなど実施をしているところであります。これら労働者の処遇改善や福利厚生の実施などは、官民が連携して進める必要があります。また、安定的な事業が確保できれば、労働者の安定した雇

用の確保につながります。しかし、建設事業の発注の平準化となると、現状では夏場に集中する工事や施設側の施工期限による工事、予算執行期間内までとする工事など工期が厳格になる事業が多いと認識をしております。このため、労働時間を制限した場合は工期の長期化や工事費の増加は避けられず、労働者確保とともに大きな課題であると言えます。今後は、国や道の先進的なモデル事業の成果と課題を踏まえて、個々の建設企業や建設業界全体が適切な労務管理や生産性向上に向けた取り組みがなされるとともに、工期延長や工事費の増加など発注側や市民の理解を得ていくことも不可欠であります。名寄市の公共事業においては、各事業の発注時期の調整などで平準化を今後も図り、この地域における季節的費用など建設業界の現状も踏まえながら推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目の2、名寄産業高校が担う農業担い手対策について申し上げます。

初めに、小項目の1、農業担い手海外派遣事業の検証と評価及び今後の対応についてであります。農業担い手海外派遣事業につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年、道北農業担い手育成対策協議会の事業として取り組まれ、名寄産業高校酪農科学科の生徒を台湾へ派遣することを通じて国際感覚を養い、幅広い視野を有する農業後継者の育成を目的とするもので、市として研修費用などへの支援を行ってきたところであります。3カ年の実績についてであります。派遣人数につきましては平成27年度が4名、28年度が8名、29年度が12名、合わせまして24名で、主な内容につきましては虎尾高級農工職業学校生徒との交流、農家での作業実習、現地での日本産農産物の販売状況や歴史、文化などを学ぶ貴重な機会として取り組まれてきたところで

あります。参加した生徒からは、作物の栽培、管理における工夫や日本農業との違いを学んだ、言葉の壁を越えて同年代同士の親交を深め、友情が芽生えた、国際交流の必要性を実感するよい機会となったなどの感想が報告されるとともに、学校からは生徒の国際交流に対する積極性や意識の変化に成長が見られたなどの評価をいただき、事業として一定の成果、効果があったものと受けとめております。

今後の対応についてであります。本事業は当初計画どおり3カ年での事業とし、一区切りさせていただきましたが、現在も農業に限らず広く市内高校生が台湾高校生との交流を図る修学旅行受け入れ事業を初めといたしまして、昨年度からは中学生の台湾派遣事業が新たに組み込まれております。また、農業におきましても国際感覚豊かな担い手の育成を目指し、昨年度から台湾へ市内農業青年を派遣する農業青年派遣事業がスタートし、今年度は台湾の農業青年を受け入れる台湾農業青年受入事業が組み込まれ、相互交流に発展するなど新たな取り組みもスタートしており、事業の成果を踏まえ、より多くの若者が海外において多様な体験ができるよう民間団体とも連携しながら取り組みを進めているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、小項目の2、名寄産業高校酪農科学科の現状と公立高校間口維持に果たす役割への認識について申し上げます。まず、酪農科学科への入学状況につきましては、平成28年度は入学者10名で、その内訳は市内3名、道内6名、道外1名となっております。平成29年度は21名で、市内5名、道内11名、道外5名、平成30年度は25名で、市内8名、道内14名、道外3名、平成31年度につきましては15名で市内4名、道内8名、道外3名となっております。また、名寄産業高校酪農科学科の受験者交通費等助成事業につきましては、道北地域の基幹産業である農業、特に酪農従事者の人材育成確保のために酪農科学

科の存続は重要なことから、道外からの生徒を呼び込むことを目的とさせていただきます。助成の内容につきましては、道外からの受験者に対し受験に係る交通費や宿泊費の一部を助成することで保護者の経済的負担の軽減を図り、受験しやすい環境をつくり、入学者の増につなげるため平成29年度から実施しているものでございます。

次に、小項目の3、名寄産業高校及び道北農業担い手育成対策協議会からの要望状況とその対応について申し上げます。農業担い手海外派遣事業につきましては、2年生を対象に実施してまいりましたが、平成29年度は学校側から最終年度となるために1年生も参加させてほしいとの要望を受け、対象となる学年を拡大し、支援を行ってまいりました。御質問のありました事業継続の要望などにつきましては、現時点まで正式な要請はいただけていないところでございます。しかしながら、今後学校側あるいは道北農業担い手育成対策協議会の総意として事業再開の要請があった場合には改めて検討させていただきたいと考えておりますが、生徒が市内にとどまらず広く入学している状況を鑑みますと、名寄市単体での支援ではなく、関係する自治体、JAなどが一体となって支援に取り組む姿が望ましいと考えているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 続きまして、大項目3、名寄市立大学を活用した地域ケア力向上プロジェクト事業の取り組みについて、小項目1、当該事業の概要について申し上げます。

本事業は、議員お話しのとおり全国的にも不足している保育士などの専門職育成を図り、安全、安心な地域社会、子育てや定住環境の充実に資することを目的に地方創生推進交付金事業の採択を受け、平成28年度から平成30年度の3カ年事業として実施いたしました。御質問の当該事業の概要ですが、まず平成28年度は上川、留萌、宗

谷管内の保育士、幼稚園教員を対象に実態調査を実施しました。実態調査の内容は、労働条件や仕事内容、今後受講したい研修内容など大きく3区分39項目と自由記述で構成し、約1,000人から回答をいただき、調査結果は報告書にまとめ、関係機関に配付いたしました。この実態調査の結果を踏まえて、平成29年度、平成30年度は各種講習会や研修会を開催し、専門職の資質向上やリカレント教育を推進する取り組みを行いました。主な内容といたしましては、保育士、幼稚園教員、小中学校教員を対象にした特別支援教育コーディネーター養成研修、保育士、幼稚園教員を対象にした保育者リカレント講習会、加えて地域から強い要望のあった幼稚園教員免許状更新講習を本学と公益社団法人北海道私立幼稚園協会との共同実施により本学教員を講師に2日間日程で選択領域12時間を実施いたしました。当該事業は平成30年度で終了しましたが、今後とも本学の社会連携、社会貢献の事業の中で専門職のスキルアップやリカレント教育のための研修会等を実施し、ケア、専門職の人材育成に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

建設業、私何回も何回もこの関係といいましょうか、関連する形で質問させていただいているところでもありますけれども、この働き方改革、こういうふうな形で非常に建設業を営む事業者含めてやはり現状の状況であっても技術者、技能労働者、そして新卒者含めてなかなか確保に至らないという現状がある中でこういうふうな形で働き方改革という形で法制化されているというふうなことであり、確かに建設業に関しては猶予期間も持たれているところではあるけれども、いずれにしても猶予は5年ですから、あと二、三年すると一般則の適用というふうなことで、これは取り組みを絶

対しなければならないという状況になるというふうに思いますから、この時点で慌ててこの対策に取り組んでも遅いという部分、そういう懸念が自分にもありますし、業者のほうもやはりそれを何とかしなければならないというふうなことでいろいろ御意見をいただくところでもありますけれども、行政一丸となってやっぱりこの対策しっかり進めていかなければならないなというふうに思っておりますので、改めて建設水道部長のこの理解と今後のどういうふうに進めていったらいいのかというお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員のほうから、大変大きなテーマですし、本当に難しい課題だというふうに私も承知をしてございまして、確かに法の理念というか、働き方改革によって議員の御質問にもありました3K職場から少しでも軽減を図りながら、若い人でも希望が持てる職場環境をつくっていくということについては当然理解するものでありますけれども、なかなか、先ほど私も答弁させていただきましてけれども、理想に向けて準備をしていくことと今現在の現実のギャップというのは大変大きなものがあるというふうに認識をしてございまして、御承知のようにやはり十分な工期だとか、それに見合う人件費などの積算なども含めてということは恐らく今後の先ほどのモデル事業などを通じた中で具体的な数値等が今後示されて、積み上げられていくような形での指導というのが行われてくるのだろうというふうに思っておりますけれども、ただこれは私ども行政側もそうですけれども、今現在例えば名寄地域の各業種の皆さんもそうですし、全道、全国がそれぞれ官民一体となってその認識をやはり少し切りかえる努力を、現場での本当に切実な声というのは重々私ども承知をしているつもりですけれども、これ経営者の皆さんも、そして行政も本当に、先ほど繰り返しになりますけれども、まずは認識を一致をさせると言ったらおかしいので

すけれども、少しでも、一步でも改善に向けての理解、認識を広げていくことがまずイの一番だというふうに思っています。年数が限られている中でございますので、恐らく段階的にさまざまな手だてを講じるよう道や国等の指導も十分情報収集しながら準備、備えについては万全を尽くしていきたいなというふうに思っているところでございますので、御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 認識はしっかり持っておられるというふうなことで、社会の情勢を見ると思っているもなかなかできない、進まないというジレンマに陥る部分というのはあるのだろうと思うのですけれども、市内のやはり一番苦勞しているというか、確保に苦勞している建設業者等々のほうから要望、相談とかいうふうなことはおありなのかお聞きをしたいのですけれども、年に1度は建設業協会のほうから要望というふうな形で毎年出されているのは承知をしているところでありますけれども、この働き方改革が打ち出されて以降相談、要望等々ございましたらお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今手元になくて、ちょっと私の記憶の話になって申しわけございません。

例年建設業協会さんからもさまざまな課題についての意思疎通を凶ろうということで要望や、そして意見を交換させていただく機会などを持たせていただいております。もちろん経営者としてのさまざまな課題、そしてまた現場の声ということで聞かせていただいております。やはり災害が当然今大変大きな課題になっていきますので、それに対する官民との協力関係だとか、そういったことの課題も議論させていただいたような記憶もございまして、一定程度といいますか、事業量の安定的な確保、当然それが雇用等々に反映するとい

うことに、めぐりめぐっての話になりますけれども、そういったことでの御要望等々は承っておりますので、これは私ども建設水道ばかりでなく、理事者、そして経済部、総務部等々を含め一緒に御相談というか、お話を聞かせていただく機会などは持たせていただいておりますので、そのようなところで御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） やはり切実な問題なので、恐らく要望なり相談なりというのはあったのだなというふうには思います。今実際に中央と地方というふうに分けて考えると、中央には人は集まる。現状オリンピック、来年開催されますけれども、それらに伴う工事の関係だとか、災害に伴う部分で災害復旧という形で技能を持たれている方はそちらのほうに比較的集まっていてという状況は、これは事実だというふうに思いますから、地元等々にとっても、この名寄だけの問題ではなく、地方にとって非常に切実な問題のかなというふうに思っています。確かに今回サンピラー温泉の浴室の天井の崩落といひましようか、破損ですね。それに伴って改修工事を、実際改修しなければならないという現状の中でも実際それに特殊な技能者が必要なわけですから、その方たちの確保はなかなか難しいという理由でやはり少し先延ばししなければならないというような説明も行政側からもあったわけですから、そんなことも含めて、工種、業種には限る話ではありませんけれども、実際に人材を確保することは必要なのだなというふうに思っています。そのこと含めて、やはり一番私申し上げたいのはしっかりとした体力強化を図るためにもしっかりとした事業量の確保というのが当然必要なのだなというふうに思っています。やはりそうしなければ技術者なり技能労働者をしっかりと抱えていくだけの余力がないとか、ほかに転職をする部分が考えられるとすれば、それを引きとめる部分についてもいろいろなことを考えなければならないというふうなこと

に当然なってくるわけですから、この部分の事業量の確保というのは非常に必要なのだというふうに思っています。

この技能労働者等々については、単にそのことばかりではなく、私たちの市民の生活においても非常に重要な役割を担っているというふうな部分の認識が私は強いのです。したがって、除排雪、要するに冬、半分は雪に閉ざされるわけですから、その除排雪の部分についても技能労働者がいなければ、重機がなければこれは除雪、排雪ができないというふうなことになるわけですし、そういうふうなことからすると、やはりしっかりとした人材の確保が必要だというふうに思うのですけれども、この部分についても何度も市民生活を守るためにも必要なのだというふうなことでお話をしているわけですが、しつこいようではありますが、この人材確保、本当になかなか事業者だけでは進まないという部分があると思うのです。ですから、先ほども工期の関係だとか、それから工事発注の平準化をどうするかというふうな部分で、確かに国費を使い、道費を使い、市費を使いという部分ではなかなか、採択を受けて事業発注につながりますから、思ったような平準化が保てるかどうかについてはこれ甚だ難しい話だなというふうに思いますけれども、やはりそこをところを知恵を使ってしっかりとした対応をしていただく。そのことにより少しは改善をしていける部分というのはあるのかなというふうに思うものですから、その辺について、しつこいようではありますが、もう一度御答弁いただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 貴重な御提言いただいているなというふうにお聞きしていただきました。それぞれ業界、先般除雪関係の団体からも要請等々もございまして、その中で人材育成が大きな課題、キーワードということでございまして、どういった人材育成の具体的な手だてが打てるかというのは、ちょっとまだこれは経済部

も含めて少し知恵をひねっていかねばならぬかなというふうには思っていることなのですが、お話戻りますけれども、基本的にやっぱり安定した事業量の確保というか、それをタイムリーな形で平準的にしっかりと出していくというふうな形だというふうに思っています。確かに国、国費を当てにしますとなかなか全体的に配当が厳しいといったような状況が続いております。しかしながら、御承知のとおり地域財政計画の中では普通建設事業については一定程度の金額を見通しての予定を立てていただいております。これしっかり工事、また委託業務等々も含めて多種多様な形になりますけれども、全てが土木、建築にかかわるというわけではございませんけれども、できる限りその中で確保というか、事業を起こして、大ぶれしないというか、一定程度のやっぱり安定した形での確保がめぐりめぐってのそれぞれ事業者の、そしてまた人材育成につながるものだというふうに思っておりますので、十分この辺については意を払ってこれからも留意してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜ればと思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。力強いお言葉をいただきましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。この事業量確保、これは公共の事業ばかりではなくて、民間さんの協力もなければ、ということは民間事業のほうの受託も含めたトータルの話だというふうに思いますけれども、実際この事業量の話、今建設事業費の部分のお話もありましたけれども、担当するのはやはり財政ですから、総務部長もしくは副市長から、安定的なこの事業量の確保、当然財源が必要です。財源というふうなことで今、今年度の建設部分については18億円を超える予算を計上していただいているわけでありまして、やはりもう少し思い切った対策を講じていくことはできないのかということで、例えば今も市

内どこを見ても公共の部分については30年以上、40年以上を超えているという老朽化している施設がほとんどだというふうに思いますけれども、それらの改修含めた事業の前倒しというふうなことも含めてある程度これ長期的なスパンで考えていかなければならない部分かなというふうに思っていますけれども、その辺の部分の認識についてお知らせいただきたいと思っています。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今大きくは普通建設事業費にかかわってということで捉えさせていただきたいと思っています。先ほど天野部長のほうからありましたし、議員もそのところは一致するかと思いますけれども、国、道からの交付金が非常に減ってきて、なかなかそれを使った公共事業ができないという事情があります。恐らく五、六年前からそういうことがだんだん表に出てきて、しかしながら道路では一方では傷んでいる道路が出てきておりますので、昨年度からでしたか、西1条通りについては単独費を使ってより利便性の高い道路ということで、そういうような事業も行っているところです。今お話しのとおり、老朽化している施設はたくさんあるのはこれは間違いないという状況ということで財政のほうも認識しております。一口に老朽化している施設といえますけれども、目に見えるところ、例えばいわゆる施設の部分ありますが、恐らくこれから目に見えない部分、地下に潜っているといいますか、上下水道室のほうもそうでしょうけれども、今回の議会の中でも出ましたが、例えば下水道管などにおいてはかなり古い年数たっているものもあります。今その洗い出し作業も含めて、これも同じく数年前からさまざまな長期にわたる老朽化している部分の改修計画、あるいは場合によっては長寿命化というような形、さらには立地適正化計画の中では複合化も含めてどういう形がいいのか今議論している最中ではありますが、今課題になっているのはそういう今市のやっていることに対して実際に工事

を行う事業者の皆さんがどのような形で対応していったらいいか、その部分が一番大きな鍵になるかと思っています。これについては、先ほど天野部長からもありましたけれども、さまざまな業界の皆さんと議論をする場も設けて、いろんな意見交換する場も設けているところであります。

言われているのは、改めてどれぐらいの事業が今後あるのかということになるかと思っています。市のほうとしましては、これ大変大きな問題ですので、一つには財政的には苦しいのですけれども、一定の普通建設事業費は確保していく。それについては財政規律も設けながらですけれども、それについてはできるだけ確保していく。そして、今後大きな改修、あるいは大きな更新があれば、これは明らかにする必要があるのですけれども、やはりそれは総合計画なり、毎年のローリングなりの中をくぐらなければなかなか明らかにできないと思います。一番肝心なのは、ベースになるところがどこまでなのか。それは、普通建設事業費のこの水準では財政規律で改めてお示しできるかと思っています。それにあわせて老朽化、あるいはさまざまな形でこの施設をどうするかについてはローリングの中で判断し、それをできるだけわかりやすくお伝えするということが非常に重要な問題だと思っております。長いスパンの中でこの問題は解決しなければなりませんので、今10月の後半、10月になったらまたローリング再開しますけれども、11月の予算編成を経て、そのあたりで少しずつ形は見えてくる。立地適正化についても今年度一つのめどになっていますので、さまざまな形がだんだん見えてくる、そういうふうな状況にあると思いますので、改めて機会をつかまえて情報発信に努めてまいりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。今副市長から御答弁いただきました。非常に内容はとても理解できる話です。そうだというふうに認識はするわけでありましてけれども、ただ、

今のこの地域の現状を考えると、地域経済をどのようにしていくのかとか、好循環を生むためにはどうしたらいいのかというふうなことで考えていけば、ちょっと大なたを振るわなければならない部分もあるのかなというふうに思いますから、そこら辺もしっかりとした考慮をいただきながらこの安定的な予算確保を進めていただければというふうに思います。要望としてお話をさせていただきます。

次に、産業高校のこの農業担い手の部分であります。御答弁いただきました。実際にこの研修、要するに農業研修ですね、取り組んだことによって、これはこのことがしっかり起因する大きな要因だったというのはわからないのです。しかしながら、実際に入学者を見るとふえているわけです。ですから、それも倍増なんていうものでないくらい、もともとの分母が小さいですから、実際には21名なり25名なりであるという部分については確かに定員40名から下回る部分ではありますけれども、大きな部分だというふうに認識します。やはり一番の部分は全国各地から来ることができるという全国区枠ですから、それらもしっかりとした要因としてでき得るものというふうに認識をしまして、やはり市内の農業者ばかりではなく、道内、道外からも、道外も結構3人、4人と来てくださっているというふうなことでありますから、これらについてはしっかりこの、先ほどもちょっと話しましたが、中学校に対して要請活動といえましょうか、募集案内というふうな形で行ったときにも学校側のほうから要するに評価をされているというふうな部分でお聞きをしています。実際に担当する経済部のほうでどのようにお聞きしているかちょっとわかりませんが、私がそのようにお聞きをしておりますので、この辺のこと含めて評価、検証については理解をしました。ただ、これが今後どうなのだろうというふうな部分で、道北農業担い手育成対策協議会ですか、ここの部分でしっかりもんでいただくと

いうふうなことだとか、やはり総意というふうなもので例えば要望というのをを出さなければいけない。その中で出されていたのは、やはり名寄市だけではなくてJAなり、他の行政の協力、これは不可欠であるというふうな御答弁をいただいたわけでありましてけれども、そういうふうなことも誰かが仕掛けていかな……仕掛けるという表現は妥当かどうかわかりませんが、そのような話をその会議の中でもしていかなければならないというふうには私考えるのですけれども、それら含めてこの辺の認識について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 再質問いただきました。当該の事業について高く評価をいただいたということですので、私も所管の部長としてそこについては大変うれしく思うところであります。今議員が言われたように、事業の目的そのものは基幹産業である農業の後継者を育成するという目的ではありましたけれども、間口等についても効果があったというところについては私どもも教育部のほう通じながら聞いている部分ありますので、効果はあったのだろうというふうに思っています。

今回当初から3年の事業として進めさせていただいたということでありまして、今言ったように先ほど申し上げたような効果もあったということでもありますけれども、この効果を踏まえたときに次のステップに移行するとすれば、先ほど申し上げたように、やはりこの酪農科学科に来る生徒については名寄市内の生徒だけではなく、関係する自治体、あるいはJAも含めて総体として担い手を支援していくというのがあるべき姿だと思っておりますので、次のステップとしてこの事業を継続とするとすれば、私どもとするとそういう姿の中で継続されるべきだろうというふうに思っていますし、今議員が言われたようにそういったことについては事務局である学校あるいは担い

手協議会の中で議論がされていくべきだろうというふうに思っています。ただ私どももその構成員の一つの自治体でありますので、これは事務局である学校のほうとも少し膝を交えてその辺の状況については検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） しっかりと今までの検証結果も含めて話題提供して、そしてその中でどうなのかというふうなことは議論をしていく必要があるというふうに思います。この間口確保という部分については、経済部、農業の関係についてはかけ離れる話なのかもしれませんが、名寄市全体の高校生の要するに高校間口ということを見ると、やはりその一つの大きなものになっているのかなというふうに私は理解をしますので、このことに関してしっかりと農業ばかりではなく全体的な認識を持っていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。したがって、このことだけではなくて、この研修事業のことだけではなくて、今後のことを含めて道北の担い手対策協議会ですか、そちらのほうでしっかりとした議論をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それで、最後の名寄市立大学の地域ケア力向上プロジェクトの事業というふうなことで、これは私も市内の幼稚園のほうから要望があって、実際に働く教諭の方たちが新制度で10年に1度の更新が義務づけられたというふうなことで、30時間の講習を受けなければ更新できないというふうな部分でありまして、必須領域なり選択必須領域、これ6時間ずつで、これは選択が18時間でトータルで30時間だというふうに思いますけれども、そのうちの、名寄大学としてしっかりと御協議をいただいて、それまで実際に旭川、札幌等々の大学で実施をしているその講習会には職員を派遣をしていたというふうな部分ではありますけれども、

実際に名寄大学で実施できないのかというふうなことをお話し、その中でこの12時間の確保をしていただいたというふうなことで非常にありがたいと思っておりますし、市内の幼稚園の教諭の資格を持っていらっしゃる方については朗報だったなというふうに思っています。先生というよりは幼稚園を運営していらっしゃる方たちにお聞きをすると、札幌、この30時間というのは少なくとも2週連続で講習、連続というよりは2週間、1泊2日で行かなければ講習受講できないというふうなこともありまして、やはり結構負担になる部分があるのですというふうなお話でしたから、名寄ではどうなのですかというふうなお話をして、取り入れていただいたと。しっかりとこの地方創生の総合交付金の採択を受けて3年間取り組んでいただき、やはりこの専門職の資質の向上を図る等々の目的というふうなことで幾つかの講習会を、実際に把握をする初年度には実態把握をする部分でアンケート調査を行っていただいて、それをもとに2年後、3年後ということで講習会を実施をしてきているというふうなことで成果が見られているのだというふうに思いますけれども、この部分でいきますと、できれば30時間やっってもらえるのが一番だなというふうに思いますけれども、例えばこのほかに何らかの方法で少しでも名寄で受講が可能な取り組みというふうなことができるのかどうなのか、そのことを視野に入れた部分で大学内部で話し合われていること等々含めてありましたらお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） いろんな地方創生の取り組み、評価いただきましてありがとうございます。幼稚園教諭の免許証更新講習、議員お話しのとおり30時間ということで必修領域の6時間と選択必修6時間、そして選択領域が18時間ということで、先ほど答弁の中では選択領域12時間とお話しさせていただきまして、18

時間足りないという部分なのだろうと思います。

1日大体6時間にテストという形なので、残り18時間になると3日ほどかかるということなのだろうと思ひまして、29年、30年度と2年続けて12時間やってきましたが、やはり要望もあるということもありまして、地方創生推進交付金事業が30年度で終わりました、今年度からは北海道私立幼稚園協会が主催で行っていただく形になりまして、3月に毎年行っている選択領域12時間の講習については引き続き実施していただくという形が決まっております。また、拡大実習という形でいろいろ御要望ありまして、学内的にもいろいろやはり必要だろうという部分も含めまして協議を進めて、協会のほうとも話しさせていただきました。なかなか講師の確保だとか、そういう難しい部分があったのですが、今般、来年1月なのでありますが、札幌市をメイン会場に2日間日程で開催されています必修領域6時間、あと選択必修領域6時間の講習がありまして、インターネットといいますか、同時中継の絡みでサテライト会場の一つとして実施してもらえないだろうかということ協会のほうとも協議させていただきまして、インターネット環境も全てクリアしまして、今般その会場の一つとして実施することが決まったということで、北海道私立幼稚園協会のホームページにもその旨記載されているという形になりました。この幼稚園教員免許証更新講習につきましては、免許の有効期間が満了になる日、あるいは終了確認期限の2年2カ月前から2カ月前の2年の間にこの必修6時間、選択必修6時間、選択18時間の30時間を受講するというのが要件でありまして、2年ベースで見ますと今回のサテライトの拡大実施によりまして本学を会場にする講習を受講することによりましてこの要件を満たすと。2年ベースで見るとということが可能になりまして、この圏域の幼稚園の先生ですとか受講する方の負担軽減につながるものなのだろうと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 今お話しいただきますと、札幌で行われるサテライト、そこで実際にここに集まって受講されるのだと思うのですが、その受講を名寄の大学でインターネット環境の中で受けられる。受けたものは実績としてなるというふうなことで、そうすれば30時間のうちの12時間もとともあり、必須、選択必須の6時間ずつです。ですから、12時間クリアできるということで、あと選択の6時間だけが必要になるのかもしれませんが、そのように今回、私立幼稚園か何かの組織があるのです。そこでそれが合意されて、やれるようになったというふうなことで理解をしてよろしいですね。ありがとうございます。

やはり資格を有している方たちにとっては本当に朗報といひましょうか、大変貴重な部分だというふうに思ひます。これ今回だけということではなくて、今後も例えば続くというふうなことで理解をしていいのかどうなのか。サテライトの部分ですけれども、もし御答弁いただければ。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 基本的に毎年継続ということで考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。本当にそのようにいろんな学内で協議をされて、そして相手方があると思うのですが、そちらとしっかりお話をし、実現した部分だというふうな、非常に喜ばしい話だというふうに思ひます。ありがとうございます。今後に向けてもしっかりとした形で、いろんな形で地域に貢献をするというふうな形で進めていっていただきたいということをお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の

質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市病院事業について外2件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

大項目の1、名寄市病院事業について質問いたします。小項目の1番、職員の雇用状況と人材育成についてお伺いいたします。平成28年度から制定された新名寄市病院事業改革プランは、平成30年度に改定がなされており、収支の改善について一定の成果があらわれていると考えております。このことは、病院運営を行うスタッフそれぞれの不断の努力の成果そのものであり、お礼を申し上げます。道北地域有数の医療拠点として十分信頼し得る施設であると認識をしているところであります。この中で経常収支比率に係る目標設定の考え方として、平成30年度の医療報酬改定など一定の収益を確保できるものと見込んでおりますが、消費税増税や働き方改革など病院経営にとって厳しい状況は続くと思われ、前置きをした上で、目標達成に向けた具体的な取り組みとして名寄市立総合病院及び名寄東病院双方ともに医師の確保、医療スタッフの確保、この2点を第1点として挙げております。そこで、名寄市における看護師等の医療スタッフの雇用状況及び充足率についてお伺いをいたします。

また、安定的な医療体制を供給する上で人材育成についても特に重要であり、名寄市立総合病院では奨学金制度に取り組みされており、修学資金貸し付けにおいても平成31年度予算では4,500万円の枠内で看護師55名、助産師1名への貸

し付けを予定されております。現在の利用状況と効果についてお伺いをいたします。

続きまして、小項目の2番、業務内容についてお伺いいたします。特に市立総合病院では、先ほども述べましたとおり、高度な医療提供可能な施設として旭川以北屈指であり、名寄市のみならず幅広い地域の住民から信頼されている病院であることは周知のとおりであります。しかしながら、外来での診察待ち時間が長大でもあります。当然従事者として対処についても苦慮されていることと思っておりますが、改めて原因と対処方法についてお伺いいたします。

また、想像はしたくありませんけれども、万が一一大規模な事故、災害等が発生し、多数の死傷者が搬入された場合についても同じく診察処置までに時間がかかってしまうのかどうかお伺いをいたします。

続きまして、大項目の2番、風連地域の課題について質問をいたします。小項目の1番、風連地区市街地再開発事業の評価についてお伺いをいたします。名寄市との合併による特例債を利用した風連地区市街地再開発事業は、平成19年から平成22年度までの事業期間で整備はされ、完成から約10年が経過をしたところであります。現在ではすっかり風連地域の顔として定着をしており、風連市街地区の経済、文化の中核としてその機能が発揮をされております。風連地域交流センターでは今年度も各種コンサートや著名人を呼んでの講演会など多くの市民が気軽に参加できる施設として親しまれております。しかしながら、施工完了後一定の期間が経過したことで施設の経年劣化についても散見がされており、今後の維持管理を行う入居者及び利用者にとって負担が増加するであろうと考えられます。

そこで、現在の施設管理状況を十分に把握し、対処することについて検討を行うこと、このことはそのプロセスも含めて今後の名寄市全体のコンパクトシティー化に向けた具体的な先進事例とし

て有効であると考えております。そこを踏まえ、再開発事業の評価と今後考えられる問題点についてどうお考えなのかお伺いいたします。

続きまして、小項目2番、風連地域の将来の課題についてお伺いをいたします。名寄市の第2次住宅マスタープランを初めとした各種資料からも読み取ることができますように、特に風連町では少子高齢化が顕著であり、特に農村地域ではその傾向が一層強くあらわれております。これについては、家族が同居しているという世帯構成が多いのも風連の特徴でありまして、戸建ての一軒家が多く、アパート数が少ないという現状にほかなりません。地域住民としてもずっと風連町で住み続けたいという声が多く聞かれるところでもあります。しかしながら、例えば都市部で生活されているお子さんのもとへ転居される、あるいは遠方へ嫁がれた娘さんが面倒見てくれるという声を残して名寄市から転出される方も見受けられます。

そこで、さらなる少子高齢化を迎えるに当たり、名寄市として一生涯を安心して暮らせるまちをつくるべく小項目の2番、特に風連地域を中心とした将来の課題についてをお伺いいたします。まず、今後急激な増加をするであろう空き家、住宅はもちろんですが、これに付随します店舗、あるいは倉庫、あるいは所有者不明になってしまった土地についてどうお考えなのかをお伺いいたします。また、高齢者向け介護施設の要望も高まること予想されます。今後の名寄市としてのお考えをお伺いいたします。

続いて、大項目の3番、道路維持管理について質問いたします。小項目1番、除排雪について3点お伺いいたします。名寄市は、北海道有数の豪雪地帯であり、一般的に12月から3月末までの4カ月間を雪とともに生活をしているところでもあります。この中で道路の除排雪の業務については市民生活の根幹にかかわるライフラインの一部であると認識をしており、除排雪の業務につかれています方は夜中から早朝にかけての不規則な勤務に

大変な苦勞がされております。

そこで、1点目、名寄市内の国道及び道道、そして市道の除雪時間帯のずれなど、特に交差点での管理や除排雪業務での支障についてお伺いをいたします。

2点目、除雪作業に従事する作業員を確保することが至難であることは周知の事実ではありますが、今後の安定的な雇用を守ることがひいては安定的な道路を通年で維持をする、通年で維持につながると考えております。支援策などお考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

3点目、除雪作業機について、今年のグレーダー、ことしのタイヤショベルと2年ほど導入が連続しております。防災あるいは減災といった概念からも機械力の向上は必須であると考えております。除雪作業機の計画的な更新と要望の状況についてお伺いをいたします。

続いて、小項目の2番、今後の道路維持管理についてお伺いいたします。今現在でも道路の整備工事は行われておりますが、その取捨選択を行うに当たり優先順位に対する考え方についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(岡村弘重君) 今村議員からは、大きく3点の御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2、3については建設水道部長からのお答えをさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、名寄市病院事業についての小項目1、職員の雇用状況と人材育成についてお答えいたします。市立総合病院のこれまでの職員数につきましては、平成21年4月1日での総職員数は565人でしたが、平成30年4月1日では743人となっており、当院の役割の変化や機能の拡充に応じて10年間で178人の増員を図ってきたところでもあります。同期間の離職者の状況については、医師を除いた全職種の新規

採用者が265人で、そのうち77人が退職をしておりますので、離職率については29.1%となります。看護職だけを見た場合では、採用者192人のうち60人が退職しておりますので、離職率については31.2%となっております。充足率はどうかとの御質問につきましては、2年ごとの診療報酬制度の改定によりまして職員配置の要件や人数が変化していますので、従来から職種ごとの定数設定は行っておりません。したがって、正確な充足率の統計はありませんが、現時点では取得している診療報酬加算の要件は満たしておりますので、充足している状況にあると言えます。

また、人材育成の面ではそれぞれの職種ごとに院内外で専門研修が行われており、病院経営では欠かすことのできない最新の知識と技能を習得していただくために医師や看護師を初め各職種において積極的な研修活動への参加を奨励しております。看護師等学資金制度の利用状況と効果については、過去10年間の採用者211人のうち貸与者が142人で67.2%を占めており、入院基本料の基準を満たす看護職員配置を継続していくためには有効な制度となっております。制度利用者の採用後の定着率については、返還猶予終了年度で退職した者が25人、その後も継続して勤務している者が65人で、6割以上が定着している状況です。看護師の採用については、道内看護学校への訪問や合同就職説明会の参加、実習の受け入れ、市立大学生との交流会、ナースカフェの開催や院内保育所の整備などにも取り組み、新採用者の確保に努めてきたところでありますが、毎年一定数が退職するため、学資金制度の効果を検証しながら今後も看護師確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、業務内容についてお答えいたします。1点目の外来待ち時間の主な要因と対応についてですが、平成30年度の外来患者数は22万8,989人で、平成29年度の22万2,948人と比較しますと2.7%の増となっております。

平成27年度から毎年1%ずつ減少していましたが、従前の患者数に戻った結果となっております。1日当たりでは約940人の方が受診され、そのうち7割の方が午前8時から11時の間に受け付けをされています。診療科により差はありますが、患者数の多い診療科だと1時間に約14人が受診をしている形になります。待ち時間の短縮に向けては、医師業務の一部を看護師や医師事務作業補助者にシフトすることや変化のない薬剤の定期処方などを他の病院等に紹介し、機能を分担することで所要時間の短縮や不要不急な受診を減らすなどの対応を行っていますが、1日で複数の診療科受診を希望される患者さんも多く、なかなか効果があらわれてこないのが現状です。また、一部には午後の外来診療を拡充してほしいとの御意見をいただくこともありますが、病棟での業務や定期手術、救急対応などを行っているため、現状の医師数では対応できません。具体的な対応としては、直接的な待ち時間の短縮とはなりません、少しでも負担感を軽減するためにテレビ放送をごらんいただけるようにモニターを各所に設置させていただきました。そのほか、夏の暑さ対策として壁かけ扇風機も増設いたしました。今後も他の医療機関で取り組まれている事例などを参考にしながら軽減対策に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の災害時の対応についてですが、当院は平成9年に上川北部地域で唯一の地域災害拠点病院として指定を受けており、名寄市のみならず上川北部地域の広域的な災害医療の提供を行う必要があることから、災害時における人命の安全確保と適切な医療救護活動を行うことを目的に名寄市立総合病院防災マニュアルを策定しております。その中では、災害の発生した地点とレベルに応じて当院がとるべき対応について示しており、一例として当院が大災害の中心地域内にある場合には救急患者受け入れ態勢として傷病患者の受け入れやトリアージエリアの設定、被災現場へDM

A T隊を派遣することなどを規定しております。特にD M A T隊は東日本大震災以降に全国的に急速に整備された制度で、医師、看護師、調整員でチーム構成され、毎年北海道などが実施する訓練にも参加をしており、実際に昨年は北海道胆振東部地震へ派遣するなどこれまでもさまざまな医療救護活動を実施しております。また、本年8月に日本災害医学会が開催する多数傷病者への対応標準化トレーニングが当院を会場に実施され、医師、看護師ほか消防職員もともに研修を受けるなどさまざまな防災訓練、研修を通じて全職員への災害に対する意識づけに取り組んでおります。

さらに、平成30年には災害拠点病院に義務づけられました名寄市立総合病院事業継続計画、BCPを策定いたしました。この計画は、地震及び大雨災害に対して医療機能の継続を目指すものであります。こちらの計画は、実際に被災した病院から学ぶべき事項がたくさんあるため随時変更、修正を加えていく必要がありますが、他の関係機関と連携しながら災害発生時に病院機能ができる限り維持できるよう通常時から対策を進めることとしております。

そのほかの災害時対応としましては、平成24年に道内の4病院、当院と市立函館病院、市立釧路総合病院、砂川市立病院で災害時等における病院間の相互支援に関する協定を締結しております。協定では被災した病院独自で十分に患者の身体、生命の安全等の応急措置に対応できない場合に協定病院が被災病院に対して応急物資や人的派遣などの支援活動を円滑に遂行することが定められており、今後も関係機関との連絡を密にするなど連携を図ってまいりたいと考えております。災害対応が発生した場合には、これらの体制のもとで即時対応してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 続きまして、私からは大項目の2、風連地域の課題について、大

項目の3、道路の維持管理について答弁を申し上げます。

それでは、小項目1、風連地区市街地再開発事業の評価についてお答えいたします。風連地区市街地再開発事業は、空洞化が進む旧風連地区の風連駅前を4ブロックに分けて、1つ目にはJ A道北なよろ、スーパーマーケット、ホール、会議室が一体となった地域交流センター、2つ目には国保診療所、3つ目にはコンビニエンスストア等の店舗や飲食店、4つ目には賃貸住宅などを整備することで都市機能の集約を図り、中心市街地での活性化を図ることを目的に国土交通省の交付金事業である都市再生整備計画事業の基幹事業として平成19年度から平成22年度にかけて実施した事業であります。事業評価に当たっては、わかりやすさと透明性の確保を図るため目標を定量化する指標として事前、事後にアンケートを実施することで検証を行いました。アンケートについては、事業実施前の平成17年度と事業実施後の平成22年度に調査をした結果、1点目として風連市街地の生活環境、2点目として市街地のにぎわいを取り戻すための行政、住民の取り組み、3点目として再開発を行った市街地に対する印象、4点目として地域交流センターの満足度についてとして、以上4項目についてお伺いをしたところ、全ての項目の数値が従前値を実施後の数値が上回り、満足が向上している結果となりました。事業実施から5年経過しました平成27年度に実施したアンケート調査結果から項目によっては事業実施直後よりも下がった項目はあるものの、美しい町並みや人々のにぎわいなど地域として誇りを持てる事業であるといったことがうかがえることでもあります。このことは、地域交流センター整備事業による地域活動拠点の形成やJ A道北なよろの再整備による生活の利便性の向上、老朽化した国保診療所の建てかえと保健センター機能の新設、民間の調剤薬局の地区外からの転入による安心な暮らしの

提供、集合住宅の整備やイベント広場の整備によるにぎわいの創出など便利で生活しやすいコンパクトな市街地中心部を実現させたことによるものと考えられます。

以上のことから、本再開発事業は風連地域住民にとって必要不可欠な事業であり、今後も本地域の特色を生かしたまちづくりの規範となるようその取り組みを進めてまいります。

各施設の運営についてですが、風連地域交流センターの利用状況については、平成22年4月12日に開設され、利用人数的には減少している傾向にはありますが、年平均3万人以上の利用があり、使用回数についても年平均1,000回以上で、横ばいもしくは微増しているところであります。現在指定管理者へにぎわい創出事業展開についても担っていただいているところであり、風連地区の文化、交流の中心施設として大いに活用していただいております。今後においても地域の規模に見合った中心施設として利用していただけるよう関係機関、団体などと協力し、情報を発信していきたいと考えております。

国保診療所での利用状況については、平成30年度の診療日数では242日で、延べ患者数では平成29年度では1万9,434人、平成30年度では1万8,807人となっており、外来診療のほか高齢者施設への施設回診や往診なども実施し、各種予防接種や健康診断、在宅医療などの地域医療の取り組みを進めております。国保診療所2階のふうれん健康センターについても主に健康相談、体操教室、リハビリ教室、各種がん検診等の利用があり、年に3,500人、利用日数にして150日以上の実績となっています。また、建物の維持管理については、平成23年の開所より8年が経過し、外壁等の小規模な破損も発生しておりますが、随時補修を行っており、今後も施設の維持管理に努めてまいります。

次に、小項目2、将来の課題についてですが、空き家の状況については平成29年度に住宅地図

メーカーにより購入した空き家等のデータコンテンツをもとに市内全域の現地調査を実施いたしました。空き家や空き地も個人の財産であり、管理責任は所有者等にあります。また、その使用方法などについて法的な問題がない場合は原則的に市が指導等を行うことはできませんが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家については、市から所有者等に連絡するなどの対応を行っているところです。あわせて市では空き家等が適正管理されず、周辺に危険を及ぼす状態になることを予防するため市広報紙などを活用して、適正管理を怠り、他者に損害を与えた場合のリスクや相続放棄をしても空き家等の管理責任は失わないことなど従前よりも踏み込んで当事者意識を醸成する広報活動を実施しているところであります。

また、高齢者向け介護施設等の計画については、名寄市全体として名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たって実施しましたニーズ調査やワークショップにおいて高齢者の住まいや介護施設の充実についても課題として出されましたが、本計画においては訪問、通所、泊まりのサービスが一体的に提供される小規模多機能型居宅介護事業所や認知症グループホームなどの開設の公募、低所得者向け住まいの整備などを目標に掲げており、今後も市民ニーズを把握し、地域や関係機関と連携しながら高齢者が安心して暮らし続けるために既存施設の活用、充実も含めた高齢者施策を進めてまいります。

続いて、大項目の3、道路の維持管理について、小項目の1、除排雪業務について申し上げます。市道の除排雪については、基本的に通勤、通学、通院時間内に合うよう朝7時ごろまでに終了させることや除雪延長距離が長いことから、出勤を判断する時間帯が午前零時から午前2時と早く、国道や道道との出勤時間にタイムラグが生じます。また、早朝の2時から3時以降に降雪があった場合は、朝までに作業を終了させられないことから、

出動できない場合があるため、国道や道道は除雪をしているのに市道はしていないという事象が発生することとなります。毎年冬本番を迎える前に国や北海道、警察、消防、町内会、関係者といった関係各所に御参集いただき、名寄市除排雪対策打ち合わせ会議を開催し、情報の共有や課題について議論し、連携を図りながら効果的で即応性のある除排雪体制や除排雪業務における問題点について意見交換をしております。この会議において、除雪の課題では出動時間にずれが生じた場合、遅い時間帯に除雪に入ったほうが交差点の除雪を行うこと、市道除雪が入らない場合は除雪に出動した国や北海道が交差点の除雪を行うよう管理のあり方について決定されたところでありますが、引き続きこのような事象が起きた場合は管理体制が整うよう周知徹底してまいりたいと考えます。今後におきましても関係各所と連携し、しっかりと市民の期待に応えられるよう快適で安心のできる道路空間、生活空間の確保に努めてまいります。

続いて、除雪オペレーターを初めといたします除雪作業従事者の確保については、さきに申し上げました名寄市除排雪対策打ち合わせ会議や委託業者から受けている要望項目の中でも人材確保や育成の観点から喫緊の課題であることが提起をされております。本市といたしましても、オペレーターや技術者の確保については高齢化や担い手不足が叫ばれる中、人口減少社会を迎え、大きな課題であることを認識している一方で、育成や技術の継承には時間を要することから、関係機関と協議をする中でしっかりと手法や方策について他市の状況などを参考としながら考察していく必要があると考えているところであります。いずれにしましても、将来的にも除排雪事業については継続して実施続けられるよう他市や国、北海道の事例など情報収集に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

続いて、除排雪機器の関係でございますが、現在本市が保有している除雪機械は名寄地区は12

台、風連地区は6台の18台であります。平成24年度から除雪機械の更新及び増強の計画を進めており、この間昨年度までに5台の除雪機械の更新と2台の払い下げ除雪機械を購入し、今年度につきましてはこの12月に除雪ドーザーの納車を予定をしております。残り10台の除雪機械については、更新から15年以上たっており、老朽化が著しい現状にあることから、今後も計画的な更新が必要であると認識をしております。除雪機械の更新には多額の費用を要することから、道路局や防衛局の交付金事業を活用して、毎年更新の要望を進めております。また、北海道の払い下げ機械の購入についても北海道と情報を共有し、本市の更新の必要な機械と合致すれば随時購入の検討も行っているところでございます。今後も計画的な除雪機械の更新、要望を継続し、冬期間の安全、安心な生活環境の確保に努めてまいります。

続いて、小項目の2、今後の道路維持管理について、整備の優先順位の考え方についてお答えいたします。本市の第2次総合計画において未改良の舗装化による舗装率の5%向上を目的といたしまして、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用して舗装化を図っており、毎年度継続して国に対し事業要望を行っているところでございます。優先順位に対する考え方でございますけれども、市街地の道路整備では交通量の多い路線や公共施設沿線及び住宅が張りついている防じん道路など未改良道路を優先をさせていただいております。郊外地につきましては、道路整備において国道、道道、近隣市町村につながる幹線道路などを優先をしているところでございます。今後も安全、安心な道路空間確保に計画的に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 御答弁いただきました。まずもって大項目の1番、名寄市職員の雇用状況

と人材育成についてということで再質問させていただきます。

スタッフの充足率については現在十分足りているという話ではありましたが、名寄市の広報等によりますと求人情報として常に情報が出ているということになっております。このことに対して何で出ているのか、充足率が足りているというところをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 常に当院の看護師募集、正職員、臨時職員問わず出ているという状況だということでございますが、これにつきましてはやっぱり年間、毎年トータルいたしますと20名程度の年度途中、年度末での離職者がいるということでございまして、そういった部分の補充、それからまた年度の途中で名寄市に転入をされてこられる方の中で看護師資格を有していられる方がいらつしゃると。そういった方々も随時採用できるようにというようなことも含めて定期募集のほかに随時募集を図っているというような状況が続いております。特に臨時職員さんで外来等でお勤めいただいているケースなどでは、年度の途中で御主人の転勤によりましてやむなく一緒に退職、転出をされるというケースもございまして、またそうした逆も、入ってこられる方も受け入れられるようにというふうなことで継続しているものでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かに特に看護師さんについてはやはり女性のほうが多い職場なのかなという認識をしております。今おっしゃられたとおり、旦那様の転勤に合わせてですとか、あるいはライフスタイルに合わせて、子育てですとか結婚ですとかというところの状況については十分承知をしているところであります。それにつながりまして、そしたら産休ですとか育児休暇についてしっかりと取得がなされているのかどうか。そしてまた、男性の看護師さんについても育児休暇に

ついて認められていると思いますが、その取得の状況について教えていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 現在正確な取得者数持ってきておりません。申しわけございません。この制度ができる以前の制度からずっとそうした産前、産後休暇、それから育児休暇、育児短時間勤務制度、今使っておりますけれども、全てこうした制度は当初から活用させていただいておりまして、現在は女性の看護師ですと出産後産後休暇を経た後、大体1年以上の育児休業を取得されているという状況が続いております。3年まで取得することが可能になってはいますけれども、人数の問題もありますので、看護部長のほうで適宜相談をさせていただきながら、途中で復職していただいたりというようなこともございますが、多くの方に利用いただいているという状況にあります。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。働き方改革等の状況も出てきておりますし、特に外来ではなくて病棟の勤務におかれましては今3交代の勤務が続いているところであります。患者様の命を預かっているという病院の特徴からなかなか休暇等についての取得も特に難しいのかなというふうに思いますが、年次休暇の取得の状況についてもお知らせください。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 有給休暇の取得につきましては、職場によってこれスタッフの状況、それから各セクションの稼働状況にも応じて随分と違ってはおりますけれども、今平均的数値でいきますと、正確な数字ちょっと持ってきておりませんが、余り多くはないということです。ことしから臨時職員さんについては年間5日間、来年の1月以降につきましては正職員も年間5日を取得することが義務づけられておりますので、それに向けた取得のためのトレーニン

グといいますか、施行は今入っておりますので、少しことは上がってくると思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 状況について把握いたしました。確かに忙しい職場でもありますし、先ほどの常に求人情報が出ていることに対して年間20名ほどが入れかわりがあるという状況も踏まえて、なかなか通年で年次休暇の取得については厳しいのかなというふうに考えられます。これについてはしっかりと対処をしていただいて、年次休暇がしっかりとれるような状況をしっかりとつくっていくことがこの安定的な雇用の状況にもつながってくると思います。安定的な病院につながると思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

それに関連して、ちょっと道は外れるかもしれませんが、名寄市の一般の職員の方々についても年次休暇はしっかりとれているでしょうか。一言でいいので、よろしくお願いします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 議員がおっしゃるしっかりとというのはどういう程度なのかわかり……済みません。私も正確な数値は持ってきておりませんが、平均して職員は年間10日、11日ぐらいが平均かなというふうに思っています。職員の場合は、繰り越しなどありますから、20日繰り越せば年間40日という有休になりますけれども、平均して10日と。10日、11日ぐらいかというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 簡単に休ませてあげてくださいとも言えないのですが、業務に支障が出ないようにしっかりと休暇とっていただけるように配慮お願いしていきたいと思います。

続きまして、医療体制を供給する上での人材育成について、今取り組まれている修学金の貸付制度について63.2%が定着をしているという非常

に有効的な数字であると認識をしております。この事業についてはしっかりと継続をしていって、安定的な、修学資金なので、本当に新人の看護師さんが来るという前提で動いていると思いますので、これについては続けていただきたいと強く思います。この制度なのですけれども、名寄市立総合病院のほうの独自の予算での運営だという話を聞いておりますけれども、東病院についてこういう制度を導入し、あそこはちょっと病院の質といえましょうか、急性期ではなく、特に後期の高齢者の方に向けた病院であるのかなというふうに思いますので、そこら辺での扱いについてお知らせ願います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 当院の制度につきましては、これは市のほうの過疎債のほうからも、過疎ソフトというものも活用していただいて、毎年2,000万円入れさせていただいています。病院のほうではそれにプラスしまして、全体で4,500万円ぐらいという予算で、今現在ほぼ60人近い学生に貸与しているというような状況にあります。東病院につきましては、これは指定管理で上川北部医師会のほうに運営を委託させていただいております。その部分にこの奨学金制度、学資金制度を導入するという部分は、私どものほうとして設定するというものはちょっとなかなか難しいところがあるかというふうには思っています。最近の学生さんの傾向としましては、学生支援機構の奨学金、返還あり、なし、ありますけれども、そちらのほうの奨学金を活用されている方が非常に多くおられますので、それと付随してまたどういうふうにしていくかというところは考えていく余地はあるのかなというふうには考えております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。考えていただけるということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。また、この制度

については適用される場所、地域に特に制限が持たれていないということで、名寄市立総合病院に就職をしていただくことがどういう状況での確約なのかわかりませんが、例えば本州あるいは大都市部の学校に通われても取得ができるということで、これは広く周知を進めていくべきものではないかなと思います。これについてもあわせて御検討いただきたいと思います。

それでは、続きまして小項目の2番、業務内容について、ちょっと時間も少なくなってきましたので、ある程度はしりながら質問させていただきます。まず、地域の災害に対する対応ができる病院であるということで、専門チームをつくって、トリアージ等の勉強を行う計画もある、訓練もチームでは行っているということではありますが、名寄市立総合病院全体を見た中での訓練の計画、あるいは机上での想定等されているのでしょうか。お答えください。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） これは、以前にも一度全体的に消防なども合同で実施したケースもございます。先ほど申し上げましたBCPの計画の中で、これ毎年訓練を実施することということになっておりますので、今そうしたものの準備も進めているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） わかりました。本当にあってはならない大災害といいたいでしょうか、事故についてこの中核の病院の機能が停止してしまうというのは本当に避けなければならないと考えております。訓練行えるそうですので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、待ち時間が長くなるという話についても確かに医者の方針を変える必要はないと私は考えております。確かに待つことが苦痛になっているという患者さんのお声も聞いたことあるのですけれども、例えば東病院さんでも一般の総合内科等あります。また、あるいは風連の診療所にも

しっかりとした内科があると考えておりますので、そこをしっかりと分散して、急性期以外はそっちに行ってくれよというような市民周知についてもある程度検討していただきたいと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 外来の待ち時間につきましては、多く御意見をいただいておりますし、時期的に混み合うときには本当に御不便をおかけしている部分があるということは十分認識をしているところでございます。この外来の待ち時間の部分というのは、先ほどもお話しさせていただきましたが、ちょっと外来患者数がまたもとに戻って、増加傾向が見てとれるということでございまして、市内、また地域の民間診療所等の減少というものも影響しているというふうには思っています。市のほうでは、開業医師会からの要請も受けまして、開業の助成制度も創設したということですが、いまだちょっとまだ志す先生がいらっしゃらないと。ここがもし実現すれば、多少でありましようけれども、当院の待ち時間というのは減少していきたくらうというふうには考えています。ですが、今後なのですけれども、国が進めています医師の働き方改革という問題がございまして、4年後までに年間の総労働時間960までに詰め込まなければならないと。これに合わせていくということになりますと、診療時間ですとか予約の患者数の制限といったものが本当に厳しい選択を迫られる医療機関がふえるというふうに言われております。当院もその中に入ってくるのではないかとこのふうには考えておりますので、このことにつきましては大変難しい課題ですので、事業管理者と相談しながら対応を進めていくということにしております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 先ほどの塩田議員の答弁でもありましたけれども、働き方改革によって本当に必要とされているニーズに合わない状況が

若干見えてきているのかなとも思います。これについては、名寄市全体を挙げて対処していかないと、医師の確保もできない、あるいは看護師の確保もできないとなってしまうわけにはいかないと、思います。これについては、省庁を横断してしっかりと対応していただきたいと思ひます。

続きまして、大項目の2番目、風連地域の課題についてということで、現状の中心市街地の建物についての利用状況については把握させていただきました。本当に交流センターがあつてから風連のまちの中でイベントが各種開催をされ、それに付随する個人商店等の経済もしっかりと今、回りつつあるのかなという、とてもコンパクトシティの見本のような、お手本のような事業であつたかなと思ひます。このことは、施工前あるいは着工後、さっきおっしゃいました平成17年、22年、そして平成27年度のアンケートからも十分読み取れるところであります。27年度のアンケートについては、若干数値の低下がされた、なれてしまったのかなと思ひるところもあるのですが、この状況、やはり市民に対してもう一度アンケートをとることができるのかどうか。その上で、このコンパクトシティのあり方に、特にこの名寄市の中心市街地、まだどうなるかという話は出ていませんけれども、それに向けた一つの実例、前例として有効的に活用していただきたいと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員のほうからこの風連市街地まちづくり交付金事業としてアンケートを、先ほど申し上げたように、過去3回実施をさせていただきました。事業としてはこれ完了させていただいていることになるわけでございますが、この事業としてまた改めてアンケート調査するということはちょっと今の時点では考えてございません。今後さまざまなまちづくりの中でいろんな市民の皆さんの御意見を賜る機会などもありますので、できればそういった中での評価

とかアンケートというのは十分あり得るかなと思ひますが、繰り返しになりますけれども、今回の駅前の再開発事業についてはこのアンケート等で完了させていただいているつもりでございますので、御理解賜ればと思ひてございます。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） わかりました。アンケートとる予定はないという話なのですが、我々市民、あるいは実需管理者も入つておりますので、その意見をしっかりと酌みながら今後も地域経済、あるいは地域の文化の醸成等に努めていただきたいと思ひます。

そして、2点目の町内に空き家の問題、先ほどの答弁にもありましたけれども、今回私が想定していた空き家というのは空き家になってしまいました、その持ち主はわかつてはいるのですが、持ち主の所在がつかめない場合についてどう考えていったらよいのかなというちょっと大きな問題になるのですが、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） ただいま議員から所有者の所在がわからない空き家についての対応について御質問いただきました。所有者の特定につきましては、危険な状態でない限り個人情報ということで市でもそれ以上調べることはできない状況となっておりますが、そういった空き家があるということで御連絡をいただきましたら、まず担当者が現地を確認させていただきましたら、建物の状況などを外観からですけれども、見せていただいて、市として何かできることがないかなどといったことをその後判断させていただくような形になりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 御理解します。例えばの話になりますけれども、建物あるいは住宅、土地が抵当に入つてしまつて、流れてしまつて

いるという場合にはかなり対処が難しくなってくるようになると思います。これについて先ほど市の広報等で周知をさせていただいているという答弁がありましたけれども、持ち主が市内にいるとは限らないというふうに考えておりますので、これについては全国的な機運になるかもしれませんが、こういう状況がしっかりあるのだという問題をまず認識をした上で広く周知をしていく。この広くというのは、本当に名寄市内にかかわらずというところで広く周知をして、解決の糸口を見つけていくべきだと思います。よろしく御検討をお願いいたします。

続きまして、大項目の3番、道路維持管理についてというところで御答弁をいただきました。まず、除排雪等でやはり一番クレームの対象とされている除雪時間、もう除雪終わったのにこっちはやっていないのかという、これ誤解になってしまうのですけれども、これについても承知いたしました。そこで、除雪の業務に当たっている方がとても今減っているというのは、この名寄市内の市道の除雪についてももちろん同じくであると考えております。このことについて、除雪路線の交換、道道あるいは国道との交換ですとか除排雪の企業の間で人員をやりとりをする、融通をするということは考えているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 貴重な御提言だと思っておりますけれども、行政、それぞれ国、道、私どもということで、それぞれ持つ担当、守備範囲と言ったらよろしいのでしょうか。これかたくなに決まっているものがございまして、これは今村議員も御承知のとおり国道の範疇、道道の範疇、そして私どもの市の市道という形でそれぞれの持つ体制というか、除雪体制、人員体制、その体制を何とか維持し、除雪体制を今何とか実行できているというのが現状でございまして、それは相互の乗りかえというか、協力関係はお互い情報交換をしながら、交差点の対応だとか、場合に

よっては一部できる分あるのですけれども、かなり大がかりな形での希望というのが相当壁が高いなというふうに思っております。また、民間サイドも大変いろんな形で知恵を出し合っているという、御承知のとおり名寄地区、風連地区にそれぞれ組織がございまして、その内部ではいろいろ協力関係というか、十分対応いただいているかと思うのですが、なかなか地域をまたいでとなりますとそれぞれのまた地域の持つ、なかなかそしてそれぞれの持つ分野で相互乗り入れというのはちょっと現実的にはまだまだ厳しいのかなというふうに思うところでございます。一般市民の方から見れば同じ除雪ではないかというふうに思われるかもしれませんが、道路事情だとか住居の張りつきだとか、同じような道路というのは一本もないだろうというふうに思っております。そういった経験値を積み重ねたドライバーさんの技能等々も含めると、そう簡単にちょっと入れかえというのは難しいかなと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 大変難しいだろうというお答えでありましたが、やはり今後の安定的な道路の維持管理、運営についてこの問題を提起させていただきたいと思っております。ぜひ御検討よろしくをお願いいたします。

ちょっと時間が本当にありませんので、3点目の機械の導入等については要望が上がっているということ、そして補助金、交付金を使って行うということで承知をいたしました。この機械の導入については、しっかりと対応していかなければ災害級の降雪等に対処ができなくなる可能性があります。しっかりと行っていただきたいと思っております。

そして、この道路の整備工事についても幹線等を優先するということがあります。商工関係のトラック等が頻繁に通る道路についても名寄市内の経済を回す上で非常に大切だと思いますので、それについても検討をよろしくお願ひします。

どうしても時間がありません。最後になります。まず最後に、加藤市長のほうから風連の将来像についてどうお考えなのか、あるいは子供たちに残したいふるさととして明るく元気な将来像が見えるような希望にあふれた発言をいただいて、終わらせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 旧風連町と名寄市が合併をしてことして13年目を迎えることとなりまして、それぞれの自治体の歴史を乗り越えて合併を決断して、さまざまな課題克服をしながら新市建設に向けてそれぞれの先人の皆さんあるいは住民の皆さん、市民の皆さんのこれまでの御努力によってすばらしいまちづくりが行われていると考えておりまして、このことにまずは敬意を表します。合併によって市民サービス、あるいは市民サービスに付随する仕組み、あるいは団体だとか組織も一定の平準化あるいは統一化、画一化を図られて、そのことによって自治体経営を効率化していこうということになっているわけで、このことが今もなお進行形で進められていることもあるのですが、私が常々お話ししているのはそうはいつでもそれぞれの地域が持つ歴史や風土や文化があるわけで、それをしっかりと大切にしてお互いの地域同士でまた認め合っていく、このことが多様な住民自治、名寄市の力強い住民自治、まちづくりにつながっていくというふうに確証しております。風連地区は、名寄市の1次産業の中核拠点であります。それがゆえにJAの本所もあって、森林組合の本所もあるということで、この1次産業の基盤というのは、名寄市にとっても最も大切な生活基盤であり、ある意味では付加価値を生む大きな産業の中心的な役割を担っているということだと思います。加えて、伝統、文化、ちょっと長くなって済みません。伝統や文化、そうしたことを非常に大事にする地域だし、そのことによって地域の町内会やコミュニティーが非常にしっかりとしているというふうにも考えております。先

ほど来お話が出ているように、中心市街地の再開発も合併を通して行われて、非常によりコンパクトなまちづくりも実践する、その基盤もできているし、この4月からは懸案だった小学校も新しくなって、幼稚園から中学校まで一貫した教育を地域で支えるというような仕組みもでき上がっているというふうに思います。名寄市にとってこの風連地区というのは産業、文化、コミュニティー、教育とある意味ではもちろん重要な地域でもあり、先駆的な役割を果たしてきた地域だというふうにも思っています。人口減少や高齢化という課題も当然あるわけでありましてけれども、しっかりと、先ほど来今村議員もお話しのとおり、いろんな方々のあるいは団体の皆さんのお話もよく聞きながら、そうした課題も乗り越えて、より地域の皆さんが風連に住んでいて、名寄に住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めていくためにさらに政策を磨き上げていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ議員の御指導、御鞭撻もいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

観光振興について外1件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） 議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目2点について質問申し上げます。

大項目1、観光振興について、小項目1、JR宗谷本線観光列車風っこそや号の運行を終え、名寄市としての総括について伺います。宗谷本線観光列車風っこそや号が9月8日に延べ14日間の運行を終えて10日ほどが経過しております。具体的な総括並びに細やかな分析、検証はこれからになるかと思えます。運行初日の7月27日が大雨の影響により運休を余儀なくされましたが、7月28日以降は正常ダイヤでの運行となりました。JR北海道本社関係部署に問い合わせをしまして、前半の稚内音威子府間の往復運行、7月28日から8月12日までの土曜、日曜、祝

日6日間の乗車効率は速報値で63%、後半の旭川音威子府間の往復運行の8月17日から9月8日の土日8日間の乗車効率は70%との回答でありました。昨年、2018年7月に国土交通省がJR北海道に対して今年度、2019年、そして来年度、2020年の2カ年に400億円の財政支援を決定すると同時に、JR会社法による監督命令が発せられました。この2カ年を第1期集中改革期間としてJR北海道と単独維持困難8線区で本年4月にアクションプランが策定されております。その中の3本柱の一つが観光であり、国土交通省も観光戦略実行推進タスクフォースとしてインバウンドの拡大を視野に入れた北海道における新たな鉄道旅行の需要の創出プランを提示し、JR北海道の線路を開放し、外部事業者を公募して、観光列車を運行する仕組みを検討することを掲げております。今回外部事業者によるオペレーションはかないませんでした。短期間でJR北海道、JR東日本、そしてJR貨物が手を組んで風っこそうや号運行プロジェクトを実現させたことは、極めて異例中の快挙と言っても過言ではないと思います。本年2月にこの宗谷本線観光列車運行に関する発表があつてから運行開始までの限られた期間の中で沿線地域もそれぞれに名物や得意分野を生かしたおもてなし企画を模索し、創意工夫のもと実行をしてきました。とりわけ全行程で折り返し終着駅となった音威子府では、音威子府村の若手有志が風っこそうやの歓迎やおもてなしの旗振り、牽引役を担って大いに盛り上げ、好評を得ていました。名寄市も乗車記念、名寄市訪問記念のポストカードを希望者に配布し、また複製版のニシンかずのこ弁当の予約販売、地域の特産品の販売など、そのほかキマロキの汽笛吹鳴で歓送迎をするなどおもてなしを展開をし、好評を得ております。そこで、風っこそうや号の運行が宗谷本線と沿線地域に対して果たした効果と評価、名寄市側の歓迎、おもてなしに関してどのような自己評価をされているのか伺います。さらに、乗

車旅客のみならず風っこそうやにかかわる旅行者がもたらした観光経済に対してどのような効果があつたと捉えているのかお聞きします。JR北海道及びほかの沿線自治体とどのような広域連携を図つたのかお伺いいたします。市民への風っこそうやの運行の周知と乗車促進や積極的なおもてなしの取り組みへの参加要請についてどのようなことを行つたのかお伺いいたします。そして、来年度以降もJR北海道と連携しながら観光列車の運行を継続させていく考えがあるのかをまずもってお尋ねを申し上げます。

小項目の2、サイクルツーリズム推進についてお伺いします。2017年5月、自転車活用推進法が施行されております。それを受けて、北海道は2018年4月に自転車条例を施行いたしました。その自転車条例の第14条には、サイクルツーリズムの推進が掲げられております。条文では、道は本道の特性を生かしてその魅力を高めるため国及び市町村観光に関する事業を行う者、公共交通に関する事業を行う者、その他関係者と連携をして観光旅客が自転車を利用しやすい環境の整備、その他サイクルツーリズムを推進するために必要な措置を講ずるとうたわれております。サイクルツーリズムの推進方針では、サイクルツーリズム推進による観光立国の実現を掲げ、サイクリストの期待に応えるホスピタリティーの提供を目指して、自転車の走行環境やサイクリストの受け入れ環境、サイクリングルートのパリエーションの提案などハード、ソフトの両面からよりよいサイクリング環境の創出を目指すという自転車活用推進計画が2018年6月に閣議決定をされています。本市においても第2次総合計画基本計画、地域の特性を生かしたにぎわいと活力あるまちづくりの観光振興計画の中で観光商品PRとホスピタリティーの向上を掲げています。サイクルツーリズムでは、なよろ観光まちづくり協会や天塩川シーニックバイウェイ運営会議などが中心となった長距離ライド、あるいは武四郎RIDE、エコモビリ

ティーツアーなどを展開しておりますが、地域の観光振興において多様化する観光ニーズに対応するためにサイクルツーリズムにおけるバリエーション豊かなテーマを持った取り組みをどのように提供しているのか、そしてサイクリストの人数に関するリサーチをどのように行っているのかをお聞かせください。また、地域内の観光資源を生かした体験、滞在、交流型のサイクルツーリズムや市内や近隣のサイクル愛好グループや個人で周遊するサイクリング旅客へのきめ細やかなサイクリングトレールの案内対応など行っていることがあれば、レンタサイクルの稼働状況やレンタサイクルの充実化なども含めてお知らせください。さらに、サイクリストの高齢化、そして女性サイクリストの増加などサイクリストの多様性に対するホスピタリティの向上策についてお知らせをください。

大項目の2、弥生公園の整備について、小項目1、桜の名所としての再整備について。弥生公園は、都市計画公園に認定されている公園ではないものの、古くから名寄屈指の桜の名所として市民や観光客に親しまれ、全盛期には200本を超える自生群落のエゾヤマザクラが咲き誇り、桜の開花時期には多くの花見客でにぎわいを見せていたと聞いています。旧深名線には花見臨時列車が運行され、旧天塩弥生駅から公園まではちょうちんが飾られ、花見客の列は途切れることがなかったそうです。しかしながら、近年ではエゾヤマザクラの群落に混生するシラカバなどの広葉樹が育ち、エゾヤマザクラを被圧し、支障するようになっていました。数年前からエゾヤマザクラを被圧している広葉樹の間伐要請が町内会などからも出されていたと思いますが、所管からは必要に応じて予算内で対応していくとの回答でした。このたび限られた予算を工面していただきながら、昨年末から本年2月ごろにかけてエゾヤマザクラを被圧している広葉樹、針葉樹の伐採が行われました。施業工程はほぼエゾヤマザクラ以外の樹木の皆伐に

及んだわけですが、エゾヤマザクラの影響のない樹木を残す手だてはなかったのでしょうか。このたびの伐採は、名寄市有林ゾーニングである公益的機能施業林に仕分けされる保健文化機能等維持林に照らしてみたととき弥生公園の林分は適用除外林班だとは思いますが、実質的に桜の名所公園という保健文化機能を持つ林分であることに鑑みて、このたびの伐採量は適正、適量な伐採だったのかどうかお尋ねいたします。エゾヤマザクラ以外の皆伐に至った経緯と経過を含めて伺いたいと思います。また、現在は園の西側の林地残材はほぼ全て片づけられておりますが、伐採作業後の残材が花見の時期が来てもなお放置され続け、片づけられなかったことの原因と公園東側の私有林との境界林縁部にいまだ置かれている残材の処理を進める予定はあるのかどうか伺います。さらに、今後の伐採計画と伐採後に出た空間へのエゾヤマザクラ植栽に関する計画があればお知らせください。

小項目の2、公園内の設備更新について。諸設備の更新につきましては、ほかの市有施設や公園などの整備予定に優先順位があるかと思いますが、伐採作業時に重機の走行によって園路の舗装面、かなり傷んでおります。また、駐車場に設置された円柱台の保護柵がかなり損傷しております。これらの補修をする予定はあるのか伺います。さらに、撤去されたウッドデッキの残骸処理と再設置の予定があるのかどうか伺います。トイレの設備の更新があるのか、あるいは照明設備の増設予定はあるのかも伺います。そして、経年劣化をしているブランコや鉄棒などの遊具の更新を含めた点検整備をする予定があるのかどうかについてお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 富岡議員からは、大項目2点について御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は建設水道部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、大項目1、観光振興について、小項目1、JR宗谷本線観光列車風っこそいや号の総括について申し上げます。風っこそいや号は、JR北海道が北海道胆振東部地震の影響を受けた北海道を応援するため観光振興と地域活性化を目的とした観光列車の走行プロジェクトの一環として、本年7月27日から9月8日までの土日祝日にJR東日本から提供を受けた車両、びゅうコースター風っこを宗谷本線の旭川駅と稚内駅の区間を運行した観光列車で、名寄を含む旭川音威子府間は8月17日から9月8日の土日8日間運行されました。この車両は、窓ガラスを外すことで風を感じることができ、車内は木製のボックスシート、テーブル、白熱灯でレトロな温かみを感じられることから、道内外の鉄道ファンを初め多くの方が利用され、JR北海道によりまずと定員136人に対して各日平均100人程度乗車されたとのことです。名寄駅の乗降者数は各日下り、上り合わせて10人程度でしたが、名寄駅構内で行った名寄の特産品販売に多くの乗客にお越しいただきました。乗降客以外にも風っこそいや号運行に伴って本市を訪れた鉄道ファンもおられたと聞いておりまして、一定程度の経済効果があったものと推察されるところです。JR北海道との連携につきましては、運行に当たり昨年度末から同社と打ち合わせを開始し、官民一体となった取り組みとするため観光協会、商工会議所、市内の鉄道愛好家と市が連携して複数回にわたり協議を進めてまいりました。沿線地域との広域連携につきましては、乗客皆様に上川北部9市町村で構成する道北観光連盟の観光パンフレットを配布し、広域での魅力発信に努めましたほか、音威子府村住民若手有志グループが企画した風っこそいや号を応援する組織に対して道北観光連盟が寄附をして、その寄附金を活用して制作したのぼりと手拭いをこの組織が沿線自治体に提供し、沿線全体で同じのぼりを掲げ、同じ手拭いを振るなどしてお出迎え、お見送りをしました。名寄市でのおもてなしにつつま

しては、風っこそいや号で名寄を訪れた方を中心に限定ポストカードを配布したほか、かつて名寄で人気を博したニシンかずのこ弁当を市内業者の協力を得まして復刻し、風っこそいや号の乗客限定の予約制で販売し、全8日間で268個販売いたしました。また、24分間と比較的長く停車した上りの際には、観光協会、商工会議所と市が連携して駅構内のホームで名寄の特産品販売を行いました。さらには、風っこそいや号がSL排雪列車キマロキを通過する際にキマロキ保存会が汽笛を鳴らして歓迎したほか、JR名寄駅多目的ルームで北国博物館が本年5月に開催した企画展、名寄駅舎と名寄本線の中から名寄駅の姿の移り変わりを紹介するパネル展を実施いたしました。列車の到着、出発時にはお集まりいただいた市民が一緒になって先ほど御説明した手拭いを振ったり、思い思いの方法でお出迎え、お見送りをするなどおもてなしに努めたところです。一方、本市におきましてはお出迎え、お見送りに参加された市民が限定的であったということは今後の同様な取り組みが行われる場合に向けた課題だと認識しております。また、宗谷本線における観光列車の来年度以降の持続可能性につきましては、沿線自治体で風っこそいや号の効果や課題を検証、共有することが大切だと考えております。

次に、小項目の2、サイクルツーリズムの推進について申し上げます。本市の観光振興につきましては、名寄市観光振興計画に基づき各種事業を実施しており、サイクルツーリズムにおいては計画の目標2、いつでも名（ひと）が寄ってみたいまち・名寄の戦略9、スポーツツーリズムの推進を重点施策としております。現在のサイクルツーリズムに関する取り組み状況といたしましては、なよろ観光まちづくり協会、道北観光連盟、天塩川シーニックバイウェイなどが中心となりまして、名寄市独自のイベントや環境整備から広域での取り組みまで幅広く実施されております。

まず、名寄市での主な取り組みにつきましては、

観光協会が中心となって実施されており、昨年度から北海道の名づけ親と言われる松浦武四郎の踏査地などをめぐる武四郎RIDEの開催を初め、受け入れ環境整備として民間事業者の方々の協力も受け、駅前交流プラザよろーな、道の駅の公共施設のほか市内宿泊施設、飲食店などでサイクルラック、空気入れなどを設置しております。また、レンタサイクル事業ですが、JRやバスを利用し本市を訪れる方を中心にひまわり観光や市内散策などに利用されており、現在は本格的なサイクリング用スポーツバイクであるロードバイク5台、クロスバイク5台に加え、初心者から高齢の方まで安心して利用できるアシストつき電動自転車2台、シティーサイクル6台を用意しております。さらに、本市の観光施設、景観、食などの地域資源をより知っていただくために9キロメートルから30キロメートルまでの5本のルートを中心に初心者から中級者向けとして設定し、名寄サイクリング周遊マップとして紹介しているほか、サイクリングガイドを育成する養成講習会も実施しております。行政としましては、これらの取り組みへの協力や支援に加えて、自転車による観光振興、住民の健康増進、交通の混雑緩和、環境への負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図る自治体が連携して情報交換や協働の取り組みを進めることを目的に昨年度設立された自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会に加入し、全国での取り組み事例などの情報収集、各種整備に係る国への要望などを行っているところです。

次に、広域での取り組みですが、9市町村の自治体や観光団体、商工団体などにより組織される道北観光連盟や平成29年度に認定された天塩川シーニックバイウェイが中心となり、近隣市町村と連携した取り組みが行われております。主な取り組みにつきましては、旭川市から日本の最北端である稚内市までの約315キロメートルを2泊3日の行程でサイクリングを行うTEPPEN-

RIDEが平成29年度から毎年開催されており、全国各地から参加いただき、道北エリアの魅力を体感いただいております。また、サイクリングやJR、カヌーなど移動そのものを楽しんでいただく取り組みとしてリバー、ロード、レールのR3事業が昨年度から実施されております。この取り組みでは、JR北海道とも連携し、輪行バッグで自転車を車内に持ち込んでの移動なども実証実験され、この事業は旭川から稚内、全てを自転車で運行できない、移動できない女性や高齢者にも好評を得たところがございます。広域でのサイクリングコースにつきましては、国土交通省北海道開発局認定の名寄川地区かわまちづくりでの名寄下川間のルート、同じく北海道開発局のモデルルート、きた北海道ルートとして旭川から稚内間が登録されております。今後日本全体でのナショナルルートを設定するなどの動きもあることから、ルートの拡充に向け各関係機関と連携してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 続きまして、私からは大項目の2、弥生公園の整備についてを答弁申し上げます。

それでは、小項目1、桜の名所としての再生整備について数点質問いただいておりますので、順次申し上げます。まずは、2018年年末から2019年2月にかけて広葉樹の伐採に至った経緯でございますが、近年弥生公園においてはシラカバ等の樹木が育成し、増加したことによりもともと群生していた桜に日照が当たらなくなり、養分も届かなくなるなど桜の育成に大きな支障となっておりました。支障木の伐採については、数年前から地先町内会から要請を受けてまいりましたが、このたび条件等が相整いまして、町内会と協議及び現地確認の上、支障木を剪定し、伐採することとなりました。伐採作業については、支障木を伐採しやすく、園内道路や芝を傷めない冬期

間に実施したところでございます。

2点目の伐採作業後の残材整理のおくれについては、桜の時期前とはなりませんでしたが、雪解け後に地盤が落ちつき、足元が乾いた作業のしやすい状況になってから着手を計画したところにより6月中旬の対応となりました。

3点目の今後の伐採計画についてですが、現状ではございませんが、支障木が散見された場合には検討してまいりたいと考えております。

4点目の広葉樹伐採後にできた空間への桜の植樹につきましては、桜の名所として親しまれている公園であることから必要であるかと考えております。一度に多くの桜の植樹を行うことは多額の費用がかかることから、難しいのですが、少しずつではあります、植樹をしていくことを検討してまいります。

5点目の私有林を通る遊歩道の再整備については、弥生墓地の奥に隣接する敷地から弥生公園につながる遊歩道であると認識しておりますが、民有地であるため整備することはもちろん、草刈りや雑木等の伐採を行うことができない現状であることから、再整備することは難しいと認識しておりますので、御理解願います。

続いて、小項目2、公園内の設備の更新についてでございますけれども、1点目の園内道路の舗装面については舗装の老朽化や重機作業の走行による損傷箇所を確認しております。部分的な舗装補修での対応となりますが、随時対応を検討してまいります。

2点目の園内のトイレ設備更新につきましては、補修等の対応はしてまいりますが、現状の開設期間と来場者の利用状況から早急な設備更新は難しいと考えております。

3点目、遊具の更新を含めた点検整備については、園内遊具はブランコ1基と鉄棒1基がございます。毎年開設前の4月に職員による遊具点検を実施しており、今年度からの点検結果からはブランコの脚柱と座板に多少腐食が見られますが、

らつきや大きな破損等はないため、遊具自体には問題なしと判断しております。また、遊具の更新については現状では計画はございませんが、道具にふぐあいや破損がある場合には維持管理での対応に努めてまいりたいと考えております。

4点目、園内の駐車帯に設置してある円柱台柵の更新整備については、冬期間に堆積した雪の重みで支柱部分が傾いたり、柵部分が抜け落ちている状況を確認しましたので、現状の予算範囲の内において修繕を検討してまいります。

5点目の照明灯の増設については、山の中腹にあります駐車場とトイレの位置にLED照明はございますが、園路途中には設置してございません。園内における防犯上や夜間の利用状況、地域における御意見からも増設については判断しなければなりません、近隣の防犯灯などの照度との比較や検証が必要なことから、改めて増設についてのその必要性について検証してまいりたいと思しますので、御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれに御答弁をいただきました。風っこそうや号が運行されて、私も乗車しながらお客様にいろいろアンケート、インタビューなどをさせていただいたところなのですけれども、準備期間が非常に短かったということもあって、関係各所の皆さんは非常に人手不足や時間不足などで御苦労されてきたことは大変理解できるわけなのですけれども、事前に2月の段階、あるいは3月に関係する方々が集まって懇談会を開いたその結果というものを提示しているはずなのですけれども、それらに関してどこまでやることができるか、あるいはどこまでのことだったらやれるのかということを考えることはされたのか、そして今回実行に移されたのかということについての経緯を少々お知らせをいただきたいなと思うのですけれども、というのもリゾート列車の懇談会から恐らくペーパーが上がって

たと思うのですけれども、それらに照らしてみますとポストカードの作成ですとか、キマロキの汽笛を鳴らすとかというようなことは実行されているわけなのですけれども、そのほかのことに関してはどう検討されて、何が原因で今回やることに至らなかったのかというようなことを含めてちょっとお伺いしたいなと思います。よろしく願います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 取り組みの経過でございます。JR北海道さんと打ち合わせを最初に開始したのが3月の下旬でございます。そのときにお話をいただきまして、そのとき私どもも市としては観光部門として産業振興……当時は営業戦略課ですけれども、それからJRを所管する総合政策室で対応させていただき、さらに民間ということもありまして、商工会議所の方も含めて、あるいは観光協会の方も含めて打ち合わせをさせていただきました。そのときにいろいろとアイデアをまず出ささせていただきましたが、その後より民間の方々のアイデアを募ることも含めて市内のJR愛好の方の御意見も聞いたりする作業が始まり、その後JRとも打ち合わせを進めながらやってきたのですが、JR北海道さんがつくるパンフレットというのをごさいますして、そのパンフレットをつくる校正等の期間も相当程度短かったということもございました。実際に5月末ぐらいでその締め切りがあるよというところで、我々もやること何だろうかということ検討してきたのですが、まず最初にアイデアのあったポストカードですとか、お弁当の話も最初のところでアイデアがあったので、これについては実現に向けて進められていきました。一方で、JRさんがつくられるパンフレットの締め切りが近いということもあり、そこまで一定程度のところを詰めつつそのパンフレットの校正が終わった後にも具体的なことを進めなければいけなかったという難しさもあったのも事実でございます。

また、先ほど議員からもあり、私も答弁させていただいた折り返し地点にある音威子府村の住民グループの方の積極的な取り組みについては、クラウドファンディングを活用したりですとかしていただきましたけれども、そこには我々何をやるかということでは道北観光連盟としての活動をどうするかということ、道北観光連盟の中でも話し合いをした中では、期間が短かったこともありますし、最初に提示された、これは後から変わることもありませんでしたが、運行のスケジュールといいたいまいしょうか、停車時間ですとか停車の時刻もそうですし、停車する時間も駅によってまちまちで、数分であるところから長い時間とまることもあったりということで、それぞれのまちでできることが違うなということもあり、今回については統一した連携はなかなかできなかったところもありますけれども、それぞれの自治体でまずやろうということがあり、それで道北観光連盟としての取り組みとしては若手、音威子府村のグループの組織に対して寄附をするという形で協力させていただくことになりました。そういったこともあり、短い期間でのできること、できないことを取捨選択しながら私ども名寄市としてはポストカードの配布ですとか、ニシンかずのご弁当の販売、そして駅での物産の販売といったところに至ったところでございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） その辺は私も十分に承知しているところではあるのですけれども、お客様の声としてはかなり今回の風っこそうやに対してはいい印象の答えがたくさん返ってきております。各駅でのそれぞれのおもてなしに対してとてもすてきな取り組みだという話が多く聞かれたところなのですけれども、ただ実際に駅ごとに結構温度差があったようで、その辺を指摘されるお客様もいらっちゃって、あそこの駅はよかったけれども、ここの駅はああだったよね、こうだったよねというような話も聞くことがあります。音威子

府村の民間の有志団体がああいうことをやれたということは、ほかの地域でも民間の有志を募ることによって自由闊達な発想への働きかけというのできたのではないかなというふうには私では考えているのですけれども、恐らく私も名寄駅に行ける範疇で何回も足を運ばせていただいて、見せていただいたのですけれども、やはり土日休日を返上して関係各職員だけが出てきて対応するというのは、非常にこれは結構正直言ってつらかったのではないかなというふうにも思っております。ですので、そういった大枠でのそれらをプロモーションできるような団体にある程度運営等を任せる中で横から、後ろからサポートをしていくというような形がとれたらもうちょっと高まりを見せたのではないかなというふうに思っております。

それでは、パンフレット等をJR側がつくってくる、それに載せるというようなことだけではなく、今回は8日間走行したわけなので、毎回毎回何かしら違ったバリエーションのものがあつたのではないかな、あるいは今回きょうこうだったから、あしたこうしてみようか、ああしてみようかというようなことがあればもう少し発展的な方向へ持っていったのではないかなというふうにも考えるのですけれども、恐らくあそこへ集まってこられた関係各方面の方々のお話を聞いても試乗会には乗ったけれども、実際に営業車には乗っていないというような話も聞いておりますので、営業車のほうに乗っていろいろとリサーチをすることはできなかったのかというようなことをちょっとお伺いしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） いろいろ貴重な御提言ありがとうございます。まず、取り組み、各駅の温度差ということにつきましては、先ほど申し上げたとおり期間の短さですとか、あるいは列車のとまる時間の差などもあり、あるいはやっぱり地域の方々の熱の温度差そのものがあつたと

思います。音威子府のグループに関しましては、非常に熱い思いを持った方が中心となってやっておられました。一方で、私どもも議員おっしゃるとおり民間のアイデアが必要だと思っております、名寄市に在住される鉄道愛好家の方の協力を得ながら、またその方々は沿線につながっていらっしゃいますので、音威子府のその方々とも非常につながっているというところで、音威子府の組織とは我々も別々な行動していたわけではなく、情報交換をしながら、そしてそのグループが実施されるのぼりですとか手拭いは共有できるとか、そういったことをお伺いしながらやってきたところでございます。

毎日違うことができたかもしれないというところについては、私ども、議員おっしゃるとおり市の職員や商工会議所、観光協会の職員等でお迎えさせていただきましたが、8日間で延べ132名ほどが参加させていただきました。土日、毎週4週間、おっしゃるとおり決して、ある意味少しきつい部分もあつたかと思っておりますけれども、後の話題となりますが、この観光列車の持続可能性というところで行くと、そこについても検討する余地があるのかなと考えています。また、先ほど申し上げましたが、沿線自治体ごとの温度差といいますところでは、名寄については若干市民全体としての取り組みが限定的であつたかなというところは反省点として残っております。これについては、これがまた次に続くとすればどのような形で行うことでより多くの一般の市民の方も参画していただいて、おもてなしをできるかということの検証につながっていくことだと思っております。

試乗会にしか乗らなかつたというところにつきましては、試乗会でまず実体験した後に私ども今回ニシンかずのご弁当を販売させていただきました。下りのときが2分間しか停車しなかつたものですから、ほとんどのケースで車内で販売をさせていただきました。その中で車内でのお声を聞く

ですとか、皆様の感想を直接聞くのもそうですし、反応を肌で、そして耳で声で感じるというところで情報収集はさせていただいたところでございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 私もその愛好家のグループの多分一員だというふうには認識しているところでございますけれども、やり切れなかった感がちょっとあるというような状況というのは恐らく土休日返上で関係職員の方々が主体となってやったものに関する事で出たものだというふうにするのでありますけれども、やっぱりもっとこういうことをやる場合、音威子府のいい例があったわけなので、これは多分総合政策のほうにも絡んでくる部分あるのかなと思うのでありますけれども、沿線地域の連絡システムとか、そういったもの立ち上げながら活性化推進協議会の中でも各地横断的な議論があってもよかったのではないかなというふうにも考えますし、そこからもう一步踏み込んで、これらのイベント列車等を受け入れるときにプロデュースできたり、コーディネートできたりという人々を集約して、それを行政側がしっかりとサポートをしていくというような取り組みの仕方というのも恐らくあってもよかったのかなと。それを実現できたのは、多分音威子府だったと思うのです。そういったことも勘案しながらやっていくことというのはすごく大事だったのではないかなというふうに思うのです。

あとは、沿線にある線路の目の前の名寄高校のボランティアの方々ですとか、あるいは大学のボランティアサークル、そういったところへの声かけなんかもあってもますます発展的な形になって、毎日違ったバリエーションでのお客様をお迎えするような仕組みというのがつくれたのではないかなというふうに考えているのでありますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 取り組みの全体

コーディネートということでは、最初話、先ほど申し上げた3月の上旬のところからそういう話も私どもの中ではありました。どういった方に頼むのがいいのか、あるいは候補に挙がった方々もいらっしゃったのですが、1つにこれは予算的なところもあるのですけれども、音威子府村の皆さん方のように完全にボランティアでやっていただけるかというとなかなか難しいところがあり、まずその部分で一つ立ち消えになったところはございます。ですので、今後持続的にやる場合、そこも一つの課題かなと思っております。

また、今御提言ありましたとおり、高校生、大学生など含む市民の皆様への周知につきましては、今回私どもとしては力不足のところあったかなと正直感じておりますので、次にやるときには、時間的なこともあると思っておりますけれども、そういったところについても考えていきたいと思っております。持続的にやっていくためには、やはりまずは利用者に喜んでいただけることが一番だと思いますが、JR北海道さんと、それから地域、我々みんなにとってウイン・ウインになる取り組みというのが必要なのかなと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 恐らく国交省から出された観光戦略実行推進タスクフォースとしてのインバウンド拡大を視野に入れた北海道における新たな鉄道旅行の需要の創出ということに鑑みますと、これは一過性のものにとどまらないのかなというふうにも考えております。というのも来年は東急電鉄の車両をザロイヤルエクスプレスとして道東のほうで運行されます。そういったことを考えますと、今回の風っこそうや、これが外から借りてきた車でやったという形ではあるのですけれども、今後はJR北海道が所有している、この間新聞にも出ておりましたけれども、山紫水明の山明と紫水という改造された車あります。それと、今回の風っこそうやの前後についていました北の

恵み、北海道の恵み車両というのもラッピング車両あります。そういったものを使いながら新たな展開として宗谷本線の沿線自治体から上げていく、話を持っていくというふうなことがあってもいいのかなというふうにも考えているのですけれども、その辺含めていかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） おっしゃられたとおり、ことしの風っこそうやというのがまず来年等にもつながるロイヤルエクスプレスとの、そのうちの一环ということで聞いておりますし、この間JR北海道さんもプレスリリースされましたとおり、山紫水明の紫水号は宗谷本線を定期的に走るということもうたわれておりました。そういったこと考えますと、観光列車走ることが宗谷本線の持続にどの程度好影響を与えるかというものだと思いますけれども、観光列車を目的に来てくださることでこの道北地域を知っていただき、あるいはこの地域の経済活性化につながるということを考えますと、この観光列車が持続的に続く、持続的に運行されるようにJR北海道さんとも幅広くといいましょうか、相当時間的余裕を持って、あるいは地域とも連携を図れる仕組みといいましょうか、そういったことを検討し、この観光列車というものが一過性のものに終わらないように私どもも地域としてできることを考えていきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） やはり今後のことを考えていきますと、恐らく北海道だけではなくて全国的な鉄道の活用の潮流としまして、今後車両はJR北海道で持たないけれども、よそから車を借りてきて運行するですとか、あるいはどこかのほかの会社の車を持ってきてというような形での上下分離というのができてくる可能性というのがあるのではないかなというようなことをせんだって名寄にもよく来られて講演をされていた工藤裕之さんですとか、あるいは鉄道の旅行雑誌の編集長の

方が来られたときにそういう懇談をしたときにこれからはオープンアクセスというようなことも出てくるのではないかと。上下分離方式、新たなものとして生まれてくるのではないかなというようなことも言われているのですけれども、その辺に関して名寄市が今後、あるいは、これはちょっと市長か総合政策部長に聞きたいのですけれども、活性化推進協議会の中でこれらをどのように取り込みながら宗谷線の活性化に向かっていくのがベストなのかというようなことをちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 富岡議員は日々お忙しい中、お出迎えに来ていただきまして、本当にありがとうございます。今総合政策部としてのお答えになってしまいますけれども、観光列車等の今後の盛り上げ方とかという部分につきましては、先ほどお話出ていました山紫水明号、道産の木をふんだんに使った観光車両に改造した車両ですけれども、こちらのほうをJRさんも各線区にしっかりと走らせながら、移動だけではなくて、列車に乗ることの価値観、それから魅力というものをつくり出すという、そして情報発信をすることとあわせて、それに沿線自治体も一緒に協力して頑張っていくという形がやっぱり求められるものなのかなというふうに考えております。根本的なところでいいますと、鉄道というのはつながって、ネットワークを形成して初めて価値が創出されるという乗り物だと思っております。南は鹿児島から最北、この宗谷本線までつながって、やはり鉄道というのはしっかり価値を、能力を発揮するのだろうと考えています。そういった意味でも、国土形成保全の意味からしてもこれは例えば乗っているお客さんの数や収支のみの物差しで存廃を議論してはいけないのではないかなというところが根本にございまして、活性化推進協議会の報告書でもまとめさせていただきましたけれど

も、国土保全のためにもしっかりと引き続き根本的なところについては国に抜本的なやっぱり支援を求めていきながら、2年後に迫っております法改正に向けて北海道とともに国に対してしっかりと協議会としても働きかけをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。熱烈な思い、同じ思いを持ってお答えをいただいたので、非常に力強いなというふうに思うのですが、来年東急電鉄と共同でできる観光列車の上下分離方式というのは、恐らく今後JR北海道にとっても宗谷線活性化についても可能性の枠というものを物すごく広げていくものなのだろうなというふうに考えております。宗谷本線の活性化にアイデアを寄せてくださる方々の意見もいろいろと聞きながら、新しい形で多分オープンアクセスというような方法というのがとられてくるのではないかなというふうに思うのですが、既に道南のいさりび鉄道ではそういった方式で営業とか運営は日本旅行がやって、そして鉄道を貸すというようなやり方をしています。そういったことも含めて提案をしていきながら、ながまれ、いさりび鉄道のほうは何か日本一貧乏な観光列車というのを銘打って走らせて、非常に一世風靡をしてというようなこともありました。宗谷線も類いまれなる大自然があるわけですので、それらおいしいものもそろっているのです、そういった形で観光列車を運行させるというのもすごく有効なことになるのかなというふうにも考えております。特に観光立国の戦略で新たなJR支援をとというような形で新聞記事でも掲載されておりますので、そこら辺も含めて今回の風っこそや号を一つの踏み台として新たな展開へ持っていただけるような方向に考えていただけるとありがたいのかなというふうに考えております。宗谷本線の活性化に関しては、恐らく利便性の向上というような

ことも必要になってくると思います。この辺に関しては、別な機会にまた質問をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

サイクル関係の問題でございますけれども、次のほうに入ります。結構台湾からのお客様というのがサイクルツーリズムというのに非常に関心があるようで、台湾、名寄市も友好関係がございます。台湾では、自転車雑誌では北海道の特集が大変組まれているというような話も聞いております。北海道のサイクリングというのが大変に人気が上がっているという状況の中で、それらのインバウンドのお客様をきちんと取り込むためにもまずはこの市民レベルで乗って歩ける名寄市内のサイクリングロードの短いものから長いものまでいろいろなバリエーションの提示というものが必要になってくるのかなと思います。その辺に関して今後どういうふうに進めていこうとされているのかあわせてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） インバウンドのサイクルツーリズムに向けてまずは市民レベルというところがございます。先ほどの答弁でお答え申しましたけれども、本市では9キロメートルから30キロメートルまでの5本のルートを設定したサイクリングマップもつくっております。また、レンタサイクルについては市民の方が使うということではないかもしれませんが、道内の方でJRでお越しになった方などが多く借りられていることも聞いております。また、インバウンドに向けては、まだ台湾については交流事業から進めているところがございますけれども、今後インバウンドというものを冬の観光だけではなく、夏にも通年で続けていくためには大事なところだと思っております。台湾の方々もサイクルツーリズムで来ていただくためにはまず受け入れ環境も整備していかなければいけないと思っております。先ほどの三浦議員の答弁でもさせていただきました

けれども、インバウンドの受け入れ環境の整備と
いいますものがまだ本市としては十分ではないと
ころもありますので、そこも含めてこれから検討
してまいりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） ただいまサイクルツー
リズムというところでお話が出ましたが、サイク
ルツーリズムそのものを聞いておられますと、別の
見方、観光の面からでなくて、あるいはスポーツ
コミッションでやるべき、そういう事業という側
面もあります。議員御指摘のとおり、まず市民の
皆さんが自転車に乗ってみて、ここ本当に走りや
すいかなということをもまず感じていただくのも
一つ大事ななことかと思えます。私も何年か前まで
ちょっと自転車乗っておりましたので、中身につ
いては、道については多少知っておりますけれど
も、平たんで走りやすいのは間違いないので、本
当に気軽に乗っていただける周辺整備、特に道道
あたりは交通量も少ないと言ったらあれですけれ
ども、今室長のほうからルートの説明もありまし
た。ここPRも含めてちょっと取り組みについて
は進めなければならない課題かなと思っておら
ます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 副市長からも御答弁
いただきました。自転車ってすごく最近やはり脚
光を浴びておりまして、御高齢の方から女性の方
まで多くの方が愛好されているという乗り物で
あります。そこで、通行帯ですとか、あるいはトン
ネル内の照明の増設とか、その他サイクリングコ
ースに合わせた形での集落への入り口の案内看板
ですとか駅の案内看板、あるいは休憩スポットの
設置だとか、そういったことに関してどう考えて
いるのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 道路環境につきまして
は、それぞれ関係機関との御相談になるかと思
いますので、進みぐあいに関しますと若干おくれ

みになるかなと思いますが、やはり一番この環
境に必要なのは休憩場所ですとか、いざという
ときのエードステーションですとか、特にパンク
したときすぐどうするかだとか、そういった面
については工夫のしようがあると思うのです。そ
ういったすぐできるところからでも進めるのが
一番の近道ではないかなと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） うちに来られるお客
様もかなり自転車でのツーリングの方が非常
に多うございまして、それで名寄市内を結構
走っているとどこに行ったらどんな情報が得
られて、どこへ行けばどういうようなものがあ
ってというようなのは恐らく今よろ一なが主
体となって、観光協会に行けばほぼほぼそ
ういった情報というのが得られるのかなとい
うふうに思っているのですけれども、そ
ういった流れの中で公共交通機関とのミッ
クスという形で輪行される方というのも非
常に多うございます。その中で公共交通機
関との連絡ステーションとしてもよろ一
なが存在ってすごく大きくなるのかなとい
うふうに考えております。あるいは、ず
っと日本一周、自転車で旅をしているよ
うな方々が中継をするステーションとし
てもよろ一なが存在って大きくなるの
かなと思うのですけれども、サイクルラ
ックですとかコインロッカー、ある
いはトイレというのはよろ一なにきれ
いなものが設置されているのですけれ
ども、これに加えて更衣室ですとか
コインシャワールームなどもしある
とすれば非常に便利だなという話を
結構聞きます。こういったことに関
して、公共交通機関と組み合わせた
旅をされている方に対する輪行
という形に特化した中で考えた
ときにそれらのことというのは
今後考えていく余地があるのか
どうなのかをちょっとお聞かせ
ください。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 例えばコインシャ
ワールームですとか、そういう設備
になりますと当然物理的な取り
合いの問題もございまして、この

場での明確な回答はできないと思いますけれども、さまざまな形で輸行をサポートするという手法は、例えばよくサイクルツーリズムでは何かグルメを食べに行き帰ってくるのですとか、そういうポイント、ポイントがあると思います。そのあたり民間の事業者の皆様ともいろんな形で御踏査させていただきながらバックアップできるような、これも一つの手法かと思えます。よろ一なについては、現状では少し物理的に取り合いは難しいのかなと考えてもおりますけれども、改めて指定管理している観光協会とも若干相談はさせていただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それらに関しまして、含めて1つまた御要望させていただきたいのですが、結構聞かれるのが名寄駅の2番、3番ホームへのエレベーターの設置とか、そういうのは高齢者の側からも出ていますし、自転車輸行の方からも出ておりますので、これは次の機会にでもまたあわせて質問させていただくことにしようかなというふうに考えておりますので、その辺もちょっとお含みおきをいただければというふうに思っております。

次の項目に入ります。弥生公園のお話なのですが、今もって東側の林縁部に林地残材がそのまま山積み放置されているという状況があるのですが、西側のほうは片づいて、割ときれいにはなっているのですが、東側の部分に関しての林縁部の林地残材の回収について、その辺どう考えているかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 済みません。ちょっと質問のときに私聞き漏らして、答弁漏れしていたかもしれません。現地の状況等々、一部残っている場所があるというふうにお聞きをさせていただいて、担当も含めて現地改めて確認などさせていただいて、適正な形になるようちょっと努力してみたいと思っております。ただ、すぐ、きよ

う、あすとかということでないかもしれませんが、来シーズンまたきれいな形で桜をごらんいただけるようなことで心がけたいというふうに思っておりますので、御理解賜ればと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひ早急にその辺も片づけをお願いしたいと思えます。

あと、伐根を下げるというのもぜひやっていただきたい。結構冬場に切って、フェラーバンチャーか何かで多分伐倒されているので、かなり伐根が高いという状況もありますので、伐根下げなんかもするともう少し見ばえがよくなるのかなというふうに思っております。

それと、桜の木に関しても昔から自生されている木はかなり年数が、樹齢がたっておりまして、中が空洞化していたりとか、あるいは太い枝が折れていたりとかというような木があると思うのですけれども、その辺に関してぜひ樹木医への診断を仰ぎながら寿命を延ばしたり、活力を上げていくという手だてが必要ではないかというふうに考えておりますので、その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思えますが、いかがお考えですか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 貴重な御提言いただいているかと思っております。なかなか私も通常弥生公園初め多くの公園、整備、行っては伐根、伐採等もさせていただいて、おおむね危険だとか傷んでいるなということで切ってしまうというのが通常の形でございます。なかなか専門医までのというのは今までちょっと事例等々も恐らくないけれども、基本的には桜は大事にしていきたいという気持ちの中での今回一連の対応でございますので、今回についても少し研究させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 樹木医、結構いろいろと下川なんかでも取り組まれている方がいらっし

やっぱりとか、この地域にも多分いると思いますので、ぜひぜひそういった形で診断を仰ぎながら桜の木の寿命を延ばしていただきたいというふうに考えております。弥生公園のみならず、望湖台の自然公園ですとか日進湖の自然公園、あるいは砺波のえんれい公園、智恵文のヒブナ公園などなど郊外の公園というものをいま一度見直していただいて、名寄市民が憩える場所、そういったものをもう一回きちんと利用促進を願えるような形にしていればいいなというふうに思っておりますので、その辺観光振興もひっくるめた中でぜひともブラッシュアップをしていただくことをお願いして、きょうの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

署名議員 遠藤 隆 男

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時04分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

令和元年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年9月20日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第6号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第6号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 出席議員(18名)

- 議長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員

- 16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

- 事務局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史
書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 説明員

- 市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
総合政策部長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健康福祉部長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建設水道部長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 長 渡 辺 博 史 君
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支 援 室 長
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 末 吉 ひ と み 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

9番 清 水 一 夫 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域包括ケアシステムと健康寿命の延伸について外1件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

大きい項目1つ目、地域包括ケアシステムと健康寿命の延伸についてを質問いたします。第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるようにさまざまな取り組みを推進していく上で、地域包括ケアシステムの深化、推進が重要であると言われております。地域の実態や状況に応じて、高齢者への支援や介護予防などにより高齢者が生きがいを持って生涯生活できる地域の実現を目指すこととしておりますが、具体的に地域包括ケアシステムを構築するための一つとして、ICTによる医療と介護の連携により医療機関、介護事業所などがより素早く、効果的かつ効率的な連携ができ、地域包括ケアシステムの構築がより一層進むことにより、高齢者施策の推進につながると言われております。ICTによる医療と介護の連携の構築に

向けた今後の取り組みと今後の課題について理事者の御見解をお願い申し上げます。

地域の介護予防教室に介護予防のためリハビリ専門職、理学療法士と作業療法士を派遣して、高齢者になっても自立支援に資する取り組みを推進し、介護が必要にならず、健康を維持できるように地域リハビリテーションの活動支援事業の取り組みを進めておりますが、現状と取り組みの状況、課題について理事者の御見解をお願い申し上げます。

町内会での自主的介護予防である元気会、老人クラブに対する介護予防教室を中心に高齢者の健康づくりを進めているところでありますが、体操など運動を初め、栄養摂取の知識の普及、口腔機能向上と口腔ケアの知識など、町内会での自主的介護予防の元気会や老人会で開催しておりますが、フレイル予防の現状の取り組みと課題について理事者の御見解をお願いを申し上げます。

一般介護予防事業の地域介護予防活動事業として、年齢や心身の状況によって高齢者を分け隔てなく誰でも参加できる名寄市通いの場の事業の現状と課題についての理事者の御見解をお願いを申し上げます。

認知症を初期段階で把握し、医療や介護につなげ、重症化を予防するために、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援できる目的で専門医、医療、介護の専門職がチームとなり、認知症初期集中支援チームが昨年結成されております。現状と取り組みについて、また課題について理事者の御見解をお願い申し上げます。

名寄には認知症の症状がある可能性がある方が約1,000名おられると言われております。2025年には1,700名になると言われております。名寄市で徘徊高齢者SOSネットワークには徘徊SOS登録者48名の方がおられると言われております。サポート体制を含め、現状の課題について理事者の御見解をお願い申し上げます。

大きい項目2つ目、高齢者の安全運転支援と高

高齢者の移動手段の確保についてをお尋ねをいたします。東京都池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以来高齢者の事故が続いております。近年交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立ってきております。

警視庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許証の保有者が2022年には100万人ふえ、663万人になるという推計を出されております。こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で75歳以上の免許保持者は、違反時や免許更新時には認知症機能検査を受けることを義務づけられましたが、今や高齢運転者の安全対策等々及び安全運転支援の取り組みが待ったなしの課題であります。

また、過疎地域の課題は、いまだ生活の足、買い物足の足、医療の足として欠かせない車の社会が現実を運び、高齢者の多くがその現実のため車を放せない状況にあります。地域における移動手段の確保の重要性は喫緊の課題になっております。その意味で地域交通ネットワークの充実について、また安全運転装置の支援の負担の行政の取り組みについての理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上の質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） おはようございます。高橋議員から大項目2点にわたり御質問がございました。大項目1は私から、大項目2のうち小項目1は総務部長から、小項目2につきましては市民部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、地域包括ケアシステムと健康寿命の延伸について、小項目1、ICTについてお答えをいたします。市民が高齢になっても可能な限り住みなれたこの地域で自分らしい暮らしを人生の最終段階まで続けるためには、医療と介護などの

連携による支援がとても重要となっております。これまでも医療と介護など関係する担当者が各種会議や日常のケアにおいて個々の状態に応じた適切なサービスについて検討しながら、身体機能の維持向上に努めてきております。その支援をさらに効率的、効果的に行うために情報通信技術、いわゆるICTを導入しての取り組みが全国的に進んでおります。このことから、名寄市においてもICTを活用した地域包括ケアシステムの構築を目指し、検討を進めているところでございます。

現在目指しておりますシステムの仕組みとしましては、患者や利用者からの同意のもと市内医療機関や調剤薬局、介護サービス事業者等有するカルテやレセプト、ケアプラン等の情報を患者や利用者ごとに管理し、医師、薬剤師、ケアマネージャー、介護福祉士等がその情報をお互いに閲覧できるというものでございます。ただし、職種により閲覧する情報の制限をするとともに、セキュリティにも十分注意しながらシステムを構築していきたいと考えております。

システムの構築に当たりましては、既に稼働しております医療連携システムのポラリスネットワークの医療データを利用することについて検討しておりますが、現在ポラリスネットワークの通信高度化を図る準備が進められており、その動向を見据えながらICTの構築を図っていきたいと考えております。

今後の進め方としましては、医療と介護双方の閲覧可能なデータの確定、基幹病院を初めとする医療機関や介護事業所へシステムの連携に関する説明を行い、ICTシステムへの参加を呼びかけながら、システムの構築を図っていくこととなります。持続可能なシステムにするためには多くの医療機関や介護事業所などの担当者からさまざまな意見を聞きながら、医療、介護ともに活用できるシステムの構築が必要となっております。また、システムの構築、運用に当たりましては、専門性が高く、担当する職員のスキルが求められること

から、十分な準備と体制づくりが必要であると考
えております。

次に、小項目2、地域リハビリテーション活動
支援事業の現状の取り組み状況についてお答えい
たします。地域リハビリテーション活動支援事業
は、介護保険法の地域支援事業、介護予防・日常
生活支援総合事業、一般介護予防事業の一つに位
置づけられておまして、介護予防の取り組みを
効果的かつ効率的に実施するよう努めるものとさ
れています。実施に際しましては、リハビリテー
ションに関する専門的知見を有する者が高齢者の
有する能力を評価し、改善の可能性を助言するな
ど、地域包括支援センターと連携しながら、通所
系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サ
ービス担当者会議、住民主体の通いの場などの介
護予防の取り組みを総合的に支援することとされ
ております。

名寄市を含む5市町村では、平成9年度より名
寄地区機能訓練事業として人件費や旅費などを負
担し、名寄市立総合病院の理学療法士等を構成す
る市町村へ派遣する事業を実施しております。こ
の事業では、名寄市への派遣回数が206回とな
っており、そのうち170回を地域リハビリテー
ション活動支援事業に割り当てられております。
平成30年度実績としましては、住民への介護予
防に関する技術的助言として、町内会や老人クラ
ブ等において開催しております介護予防教室へリ
ハビリ専門職を派遣し、介護予防の講話や体操の
指導を計10回、延べ120人を対象に実施をいた
しました。また、要支援状態、要介護状態の高
齢者宅に対しましては、地域包括支援センター職
員や居宅介護支援事業所のケアマネージャーと同
行して訪問し、自宅で行うリハビリトレーニング
の評価や指導、身体機能の評価、住宅改修や福祉
用具選定などのアドバイスなど計52回、延べ7
0人に対して実施をいたしました。さらに、総合
事業や介護サービスを実施している事業所や施設
の介護職員等に対しましては、介護予防に関する

技術的助言として、在宅での助言と同様にリハビ
リトレーニングの評価や指導、身体機能の評価、
それに加えて移動や移乗の介助方法や転倒防止の
方法などの助言を9施設へ計59回、延べ582
人に対し実施をいたしました。そのほか地域ケア
会議やケアマネージャーの業務として開催が義務
づけられておりますサービス担当者会議にリハビ
リ専門職が参加し、ケアマネジメント支援など9
回にわたり指導、助言をいただいております。

今後の課題といたしましては、町内会や老人ク
ラブ等で開催をする介護予防教室などでは、リハ
ビリ専門職をより多く派遣し、介護予防の取り組
みを実施する必要があると考えております。しか
し、名寄地区機能訓練事業では、構成市町村でリ
ハビリ専門職の派遣回数と派遣日の割り当てが決
まっており、介護予防教室や高齢者宅への同行訪
問の回数をふやすことが難しい状況にあります。
また、介護サービス事業所や施設への派遣では、
本年度は11施設80回を予定をしております、
今後も派遣希望が多くなっていくことが予想され、
派遣希望に対する調整が難しくなっていくことも
課題であると考えております。このことから、名
寄地区機能訓練事業推進協議会などにおいて課題
解決に向けた検討をしていく必要があると考えて
おります。

続きまして、小項目3、フレイル予防の取り組
みについてお答えいたします。昨年度の取り組み
では、8月24日に広く一般にフレイル予防の普
及啓発をするために、国立長寿医療研究センター
フレイル予防医学室、佐竹紹介室長による「フレ
イルを予防する生活」と題した介護予防講演会を
開催をいたしました。その後、10月にワンクル
計4回にわたりまして、実践的にフレイル予防
の生活ができるよう市内歯科医や市立大学栄養学
科と共同して楽食講座を開催をいたしました。講
座では、参加者一人一人の口腔機能のチェック、
体力測定や食事摂取量のチェックなどの結果をも
とに、ふだんの生活におけるフレイル予防のアド

バイスを受けるなど、参加者は自覚できなかった機能低下に気づくなどみずから介護予防に取り組むきっかけとなったと大変好評でございました。その他食事のとり方の重要性や運動、外出等に関するフレイル予防の講話、生活機能改善機器を使用した運動機能や口腔機能のプログラムを実践するなどの内容で、フレイル予防の介護予防教室を町内会や老人クラブなどで開催をしております。今年度におきましても町内会や老人クラブなどと連携し、実施しております介護予防教室においてもフレイル予防に取り組んでいるところでございます。

また、フレイル予防の講座につきましては、現在企画中ですが、市民の皆さんがフレイル予防に関心を持ち、みずから予防に取り組むきっかけとなるような講座を考えております。

課題といたしましては、高齢者の介護予防事業を担当している地域包括支援センターに管理栄養士が配置されていないため、高齢者へ個別の栄養指導が実施できないことが挙げられます。また、健康保険法の一部改正に伴いまして、来年度から市町村には国保の保健事業、後期高齢者の保健事業、地域支援事業の介護予防事業の一体的実施を求められております。名寄市では、実施に向けまして国保、後期高齢医療制度担当課、保健センター、地域包括支援センターによる検討を開始したところでございます。今後国のガイドライン等が発出される予定で、短い期間での準備作業になることが予想されますが、市民にとって住みなれたこの地域で元気に住み続けられるように庁内での横断的な検討を進めてまいります。

小項目4、名寄市通いの場事業についてお答えいたします。通いの場事業は、一般介護予防事業の一環として平成29年度より開始し、現在まで旭東北区町内会1カ所での実施となっております。当市の通いの場事業は、買い物支援を付随した事業とし、旭東北区町内会では開始以降継続して実施をされております。事業を利用している高齢者

からは、買い物に連れていってくれるのが本当に助かる、ほかの町内会に住む友人からはうらやましがられるといった利用者の声が聞かれております。

通いの場を実施するに当たっての課題としては、事業に協力できる担い手の不足や実施場所を確保するのが難しい、年間40回程度の開催をすることが困難であるなどが挙げられております。その課題解決に向けて担い手の発掘、実施できる会場の確保や立ち上げなどの支援も含めて、ことし3月に配置をいたしました生活支援コーディネーターの協力を得ながら、通いの場をふやしていきたいと考えております。また、通いの場の事業の内容の見直しも必要であると考えており、利用しやすい事業の再構築に努めてまいります。

次に、小項目5、認知症対策について、初めに認知症初期集中支援チームの現状の取り組み状況と課題についてお答えをいたします。当市では、平成30年度より認知症初期集中支援推進事業を開始し、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しております。支援チームは、名寄市立総合病院心療内科、精神科の医師1名、作業療法士1名、地域包括支援センター保健師1名で構成しており、認知症の相談があったケースで認知症の本人や家族が拒む場合や認識がないなどの理由で医療サービスや介護サービスを利用していない、また中断している場合に相談があつてから早期に継続的な医療サービスや介護サービスの利用に至るまでの支援、認知症の重症度に応じた助言、体を整えるケア、生活環境等の改善などの支援を行っております。

平成30年度の実績は、支援チームが対応したケースは2名で、訪問回数は延べ6回、最終的には2名とも介護施設へ入所したことにより、支援チームの対応は終結しております。今年度につき

ましては、現在のところ1名のケースを対応をしているところでございます。

課題としましては、ひとり暮らしで人と接することが少ない方は認知症の初期段階で発見し、早期治療につなげていくことが難しい状況にあります。このことから、今後も地域での見守りや地域からの情報提供、医療、介護に従事する関係者の連携、講演会や広報などを通しての啓発活動など、早期発見、早期対応に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク事業の現状と課題についてお答えいたします。平成20年度から名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク事業を開始し、認知症の方のうち自宅や施設から単独で外出をしたり、徘徊するなどして帰宅できず、行方不明になる可能性のある方を事前に登録し、早期に発見できる仕組みの構築、運用を行っております。平成28年度時点での登録者数は48名でございましたが、その後年々増加し、現在は72名になっております。登録者72名のうち特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームなどの入所者は36名となっており、施設から外出をして行方不明になった場合でも早期に発見できる体制をとっております。

本事業では、認知症の方が行方不明になった場合、家族から警察署へ通報、その後警察から高齢者支援課に情報提供が入り、捜索協力を行います。警察署からの情報提供後、直ちに健康福祉部内で捜索協力体制をつくり、市内を捜索したり、コンビニエンスストアや交通機関、その他事業への協力事業者へ捜索協力を依頼するなど、早急な対応を行っております。

また、本事業では、年1回徘徊高齢者SOSネットワーク事業捜索模擬訓練を町内会に御協力をいただいて実施をしており、昨年は北新区町内会で実施、今年度は豊栄区町内会の御協力のもと、10月5日に実施をする予定となっております。

徘徊高齢者SOSネットワーク事業は、事前に

登録されていない認知症の方が未帰宅による捜索になると、写真など本人の情報が少なく捜査協力の開始がおくれるため、行方不明になる可能性のある認知症の方は、できるだけ早くに事前登録することが重要であります。また、行方不明になった場合、早期に発見するためには家族が速やかに警察に通報することがとても重要となっております。今後におきましても認知症の方を支える家族への助言や地域の方にも御協力をいただきながら、支援体制を整えてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について、小項目1、地域交通ネットワークの充実について申し上げます。

本市では、今後の人口減少、高齢化社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守るために公共交通の指針となる名寄市地域公共交通網形成計画を本年度策定したところです。この計画に記載されている公共交通カバー率については、公共交通でカバーできる範囲を鉄道は駅から半径500メートル以内、バスはバス停留所より半径300メートル以内、デマンドバスはデマンドバスのエリア内としたときにその範囲に含まれる居住地はどの程度なのかを示すものであります。

平成27年度の国勢調査時点での全人口の公共交通ネットワークのカバー率は82.5%となっており、65歳以上の高齢者に着目した場合であっても公共交通ネットワークのカバー率は84.9%となっています。また、名寄市地域公共交通網形成計画の策定に当たり実施した市民アンケート調査では、市民がバスで行きたい場所に85%は行けると評価しているほか、自宅からバス停までの距離及びバス停から目的地までの距離の満足度は高い傾向にありました。このことから、議員から御質問のありました地域交通ネットワークの充実については、一定程度の市民の要求水準を満たし

ているものと考えております。

しかしながら、公共交通でカバーできていない公共交通空白地のエリアが農村部を中心に17.5%存在することから、本年度策定した名寄市地域公共交通網形成計画に基づき公共交通空白地における地域の足の確保について、とりわけ高齢者にとって望ましい移動手段や需要の規模などを含めて、名寄市地域公共交通活性化協議会の専門部会の場において議論を進めているところですので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、小項目2、安全運転装置の支援についてお答えいたします。

高齢者の不適切な運転による重大な事故が続いており、報道を通して全国的に大きな問題となっています。国の発表では、死亡事故の類型別比較では、正面衝突など人対車両、追突などが全体の約7割を占めており、正面衝突や追突などの死亡事故は75歳以上の年齢層で多くなる傾向が示されております。また、死亡事故の人的要因として、75歳以上の高齢運転者は操作不適が最も多くなっており、そのうちブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故の割合は低いものの、75歳以上の運転者による踏み間違いの死亡事故件数はそれ未満の運転者の9倍以上となっていることから、年齢が上がるほどブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が死亡事故につながりやすくなっていると示されております。

こうした操作ミスに対して自動車業界でも対応が行われてきており、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術でドライバーの安全運転を支援する車が登場しております。中には設置できる条件はあるものの、後づけでできる機器も販売されており、東京都などでは自動車に安全運転支援装置を設置する高齢運転者への補助制度が設けられていると承知しております。しかしながら、これらの技術は発展途上であり、自動車メーカーも衝突

被害軽減ブレーキなどの技術は交通事故の防止や被害の軽減に役立ちますが、機能には限界があるとされ、路面や気象条件などによっては作動しない場合があるので、まずはドライバーが安全運転を心がけていくことが何よりも大切であると周知されているところです。本市におきましても現段階では交通安全意識の向上に向けた取り組みを重点に進めていきたいと考えております。

また、関係機関や団体との連携により開催されています高齢者交通安全宣言大会や市民交通安全運転者研修会においては、名寄警察署からドライブレコーダーの事故映像も交えた交通講話をいただくなど、より事故の恐ろしさや悲惨さが伝わる形で高齢者など幅広い市民に交通安全意識の向上が図られております。今後も関係機関などと連携した啓発の強化により、交通安全の意識向上を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思います。

まず、地域包括ケアシステムと健康寿命の延伸についてということで数点質問させていただきます。きのうの倉澤議員の答弁でも名寄は高齢率7,169人いて現在30.35%、そして風連が1,680人いて44.93%という、もう本当にスピードを上げて高齢化率が上がってきているような状況であります。そこで、先ほど言いました医療と介護の連携というのが大変重要で、先ほどICT、ポラリスネットワーク、今高度化に向けて進められているということで、岡村部長、いつぐらいでポラリスの高度化が終了する予定なのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） まだ着手前の段階でございますけれども、事業予定としては年度内を予定しております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 年度内にポラリスが

高度化できるということで、この介護医療、またその地域の各医療機関、介護施設、そして薬局等々、地域包括ケアシステムが連携して、高齢者が今どのような状態なのか、どういう薬を飲んでいるのかという状況を見ながら介護サービスが続けられると思うのですけれども、この体制を構築するために今現在どこまで話が進められているのか。第7期の高齢者保健医療福祉計画ができて、このポラリスの話が出て、ポラリスはありましたから、私はある程度進んでいるのかなという思いがしたのですけれども、それ以上の高度化をつくって、精度を上げて市民の安全を守っていくという状況の中でこのICTを進めていくという状況なのですけれども、どれぐらい今現状進められているのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） まず最初に、ICTの部分で現在の進捗状況ということで御質問をいただいております。先ほど答弁をさせていただきましたが、ICT化につきましてはもともとポラリスネットワークを活用して、システムを構築するということで考えておりましたけれども、今回高度化が進められるということで、当初のシステムよりさらに高度化されるということで、それに基づいてこのシステムを構築をしていくということで、もともとそれぞれ市内の医療機関ですとか薬局だとか介護事業所と話を進めてまいりましたが、またさらにそのシステムの内容が少し変わってくるといいますか、高度化になりますので、改めて介護側が求めているデータ、医療が出してほしいデータだとか、それぞれ今さらにもう一度それぞれの参加機関に御説明をさせていただいて、一番いい形でシステム化できるように今詰めているということで、現在その作業を進めているという段階になっております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） わかりました。ぜひ早目にこのICT進めていただいて、高齢者が安心できる部分を構築していただきたいなというふうに思います。

続けてリハビリのほうは、ある程度活動がすごく推進されているように感じます。でも、今通いの場というのは旭東北区1カ所だと思っておりますけれども、地域、町内会にもある程度出ているというふうに思います。自宅に通うリハビリ、理学療法士等々の方というのは、52回、70人の方に行かれています。この方々というのは、介護3だとか4だとか、そういう動けない方で自宅に通っているのでしょうか。また、名寄市立総合病院におられる理学療法士の方というのは何名おられて、何名で活動されているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） リハビリの関係について御質問いただきました。自宅のほうに指導等に行かれる例なのですけれども、認定を受けていられる方もいらっしゃいますし、これから例えば在宅で手すりだとかトイレの関係だとか、いろいろ不自由になったときにどういうふうな形で今後在宅でそういったトレーニングしていくかということも含めて、両方の方に対して相談あった場合にこちらのほうから派遣すべきということで、一緒に包括の職員を含めて同行して、そういう指導を行っているという状況になっております。

それから、市立総合病院のほうから派遣いただいている先生なのですけれども、先ほど言いましたけれども、名寄市を含む5市町村で協議会を構成しております、それぞれ年間の割り当てが決まっております、そのリハビリの方が訪問なり、事業等に参加するときその内容に応じて作業療法士さんとかさまざまな職種の方に派遣していただいているということで、市立総合病院の中で

雇用されている先生方それぞれ順番なり、担当を決めて派遣していただいているということで、特に何人ということではなくて、市立総合病院に所属されている先生にその都度内容に合わせて派遣をいただいているというような状況でございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

次に移りたいのですが、第7期の高齢者保健医療福祉計画の中の皆さんからの御意見等が集計されています。その中で、介護予防・日常生活のニーズ調査の中で週に1回以上外出している、また全く外出されていない方というのが75歳から79歳までが21.7%、80から84までが34.3%、85から89までが44.2%、90から94の方々でも半分の方々が週1回外出するかな、ほとんど外出しない人も何十%もおられますから、閉じこもりのリスクが相当高くなっているのかなと。

先ほど認知症初期集中支援チームが2回と1回しか行っていないという部分で、認知症になっていなくても、ひとり暮らしの方々でしたら状況がきつとわからないと思うのです。豊栄町内会でしたら、ある程度福祉部、また役員の方がしっかりしていますから、週に何回かひとり暮らしの方々のところに訪問して、元気ですかというふうにやっていますけれども、その体制とられていない町内会の方々というのは、どういう状況でチームとしては進めておられるのかお聞かせいただきたいのと、介護しているの方々への支援、家族、親戚がいないために介護するために60代の方が36%仕事をやめなければいけない。50代の方が22.9%仕事をやめなければならぬ状況ですというふうに、70歳の方々はその御主人でしたら奥さんを介護しなければいけないのが18.5%、5人に1人が見なければいけない。80代にしては11.2%ですから、10人に1人はそうやって見ているという状況なのです。この部分をしっかり

と役所も含め、地域も含め、そしてサポーターも含め構築していかないと、地域包括ケアシステムというのは完全にでき上がっていかないというふうに思うのですけれども、その状況を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 2点再質問いただきました。最初のチームの関係ですが、初期集中支援チームにつきましては、医療だとかそういうものにつなぐ前の段階のサポートということで、例えばそのチームがかかわる前にもう既にそういうものに、サービスに移行できる場合については、このチームにかかわらないということですので、全て認知症の初期の診断からずっとかかわってということではなくて、あくまでもそこにつながる前の部分のサポートということで、実際には認知症になる方、先ほど議員言われたように現在1,000人ぐらいいて、将来的に1,700、もっとふえていくだろうということでは言われておりますけれども、実際には認知症になる方はふえておりますけれども、あくまでもこのチームにつきましては次のステップといいますか、診断受けて、治療にいくまでのサポートということですので、意外と数が少ないということで御報告させていただきましたが、そういう状況で、そういうサービスにつながっている例のほうが多いのかなというふうに考えています。

それと、町内会によっては、見守りそれぞれ大変熱心にやられているところもあれば、ちょっと温度差があるということもございますけれども、地域包括支援センターにおきましても実際にケアマネさんがついているだとか、支援を受けている方については、それは安心だと思うのですけれども、実際にそれを使われていない方、例えば介護保険の使われていない方どうなっているのだろうということも含めて、そこは市のほうでも押さえておまして、逆にこちらのほうから

訪問してどうでしょうかというようなことも、日常業務の中でなかなか小まめには行けないのですけれども、そういった対応も今させていただいていまして、実際にそれで困っていた、困っているというか、どうしようかなという方もいらっしゃるということで、行政としてはそういう形で取り組んでいるところでありますし、地域のほうから例えば民生委員さんとか地域の福祉委員さんとか保健推進委員さんとか、そういった方からの情報もいただきながら、地域と連携しながらそういう方ないよう努めさせていただいております。

それから、介護による離職の方がふえているということで、名寄だけではなくて全国的にということで、実際には本当に市内でも親の介護で仕事をやめざるを得ないだとかという方をお聞きしております。今回この7期計画策定する中でもそれまでニーズ調査を行っていましたが、さらに介護をされている方の調査もさせていただいて、議員言われたとおりの回答をいただいております。そういう方の掘り起こしも含めて、どうやったらそういう介護されている方を支援していけるかというところでは、先ほどの部分もありましたけれども、それぞれ御本人からの相談もあったり、周りからだとか、それからいろんな方々のかかわりの中で離職まで至らないような形でのサポート、例えばヘルパーさんの派遣も含めて、施設の入所も検討しながら、そういった相談はさせていただいておりますので、今回こういうことでニーズ調査をさせていただきましたが、掘り起こしをしながら、そういう離職にならないような形での取り組みを進めていきたいと思っておりますし、行政だけではなくて地域も含めてお互いに連携しながら、そういったことを対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願いしま

す。ひとり暮らしの方々というのはそういう状況なので、名寄の職員はこの部分にかかわっている方が多いので、そういうひとり暮らしの方しっかりケアしていただきたいというふうに思います。

その中で、在宅生活されている方で、親が認知症になるだとか何かという部分で、認知症の介護をしなければならないということで大変だという思いをされる方が26.8%おられるのです。そして、できれば大病院だけでなく、市立総合病院だけでなく、かかりつけ医でもこの認知症対策を進めていただいて、対応できることを願っているのが46.6%おられました。私も数年前に砂川の市立病院、または地域包括ケアを見させていただいて、砂川はしっかり市立病院のかかりつけ医を含めての連携をとって、その方が違う病気で行ってもそういう対応をされて、そして連絡が来るという体制をとられておりました。名寄としては、このかかりつけ医の体制というのを今後どのようにされるのか。もう現状進めていますよというのだったらいいのですけれども、かかりつけ医の対応というのはどういうふうに進めておられるのかを教えていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 一般的なかかりつけ医の部分については、詳細は私のほうでお答えできないのですけれども、認知症に限りますと現在名寄市ではサポート医ということで2名いらっしゃいまして、そのうち1名が先ほど言いましたチームの中に入らせていただいておりますけれども、さらに民間の医療機関のほうでもサポート医の研修というのがありまして、そちらを受講される予定になっておりまして、いわゆるかかりつけ医的な部分ではこういった専門の知識を学びたいという先生もいらっしゃいますので、今後議員おっしゃられた部分につきましては、一定程度市立総合病院以外でも市内の中でもそういうサポート医の研修を受けて、取得するという先

生もいらっしやいますので、広がっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) わかりました。この事業は、大変重要なというふうに思います。砂川も歯科医の方も含めてこういうサポート医に、先ほど言った研修受けて、認知症の対策でこういうふうな部分だろうという部分しか私わからないのですけれども、こういう方をふやすということが大変重要なと思います。あと5年後には700人ふえて1,700人、その体制をやっぱり市立総合病院のサポート医の方1人で診られるというのも大変でしょうし、いろんな部分で広がりをつけていただきたいことをお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、通いの場についてお伺いをさせていただきたいと思います。この第7期の高齢者保健医療福祉計画では、28年には1カ所ということで旭東の地域が選ばれて、31年には、ことしですけれども、3組ふえるような形で計画には書かれておりました。ふえない状況をちょっと教えていただきたいかなというふうに思いますし、ここに厚生労働省の有識者会議での部分があります。現状の生活習慣病対策だとか健康づくりは、医療保険、運動機能向上など介護予防、介護保険で別々の実施されているけれども、高齢者の多くは複数疾患を持ち、年齢を重ねるほど身体能力低下や社会的つながりの減少した複合的な課題を抱えています。その部分で公民館とかを拠点に体操やレクリエーションを行い、介護予防の通いの場で健康相談など医療保険の保健事業を展開することが想定されますと。また、介護予防教室、健康相談を一緒に開催できることから、保健師が1カ所に出向いている自治体もあらわれていると。1カ所で複数のサービスが受けられることで、高齢者も集まりやすいというふうに言われているのです。そういう部分でこの名寄で、違う部分の事業があ

るからできないというのもわかるのですけれども、この部分というのは介護されている方だけではなく、一般の方々も含めての参加もできる事業なものですから、ぜひこの事業をふやしていただく、または町内会の元気会等々もこれを含めた形で進めるべきだというふうに思うのですけれども、その状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 通いの場につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、今のところ1カ所ということで、既に開始されているところにつきましては、実際にその場に行きまして参加された高齢者の皆さんの声を聞いたりだとか、非常に生き生きとしている姿を見て、本当にいい取り組みだなというふうに考えております。

先ほどの答弁の中で来年から介護予防と保健事業の一体的な実施ということで国のほうで法律が改正になりまして、実施しなさいということになっておりますので、この一体的実施の中には今現在行っております通いの場を活用して実施すべきというようなことも言われておりますので、この中で介護予防だったり、フレイル予防も含めて、それからもともと通いの場につきましては、議員おっしゃられたとおり、高齢者だけではなくて地域の子供でも結構ですし、どんな方でも一緒に集うということで、多世代交流的な部分も考えとしてはありましたので、現在高齢者のみになっておりますけれども、その縛りはございませんので、それは例えば町内会でやったとしても隣の町内会の方が参加しても問題ないという事業でございますので、そういったことも含めて今後、先ほど答弁をさせていただきましたが、内容の精査、それから事業の見直しといいますが、そこも今検討しておりますので、国の補助金が入っているということでの縛りはございませんけれども、そこも含めてより使いやすい、またそれを支える方、ボラン

ティアの方がいらっしゃらないとできないということもありますので、そこの育成も含めまして総合的に事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） わかりました。

今のお話では、一町内会でやらなくても、よその町内会と組んでもいいというような状況で言われたので、私は40回必ず開催しなければいけないとなれば、連携した町内会で作くり上げてやってもいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺をお聞かせいただきたいのと、答弁で生活支援コーディネーターの方がこの事業を進めていくという部分ですけれども、生活支援コーディネーターの方は名寄市に何名おられるのか教えてくださいたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 通いの場につきましては、もともと町内単位よりももっと小さい単位での身近に家から歩いて15分以内とかというような形での小さいものを考えていたのですけれども、実際には取り組みをやるとすると町内会さんは施設も持っておりますので、実施しやすいということで今町内会さんに1カ所実施していただいておりますけれども、議員言われたとおり、そういう縛りはございませんので、そういった連携の中で実施することも可能かと思えますし、問い合わせも来ておりますので、今ちょっと相談しているところもございますが、そういう取り組みを今後ふやしていきたいと思えます。

それと、コーディネーター今現在1名おりました、一応コーディネーターが町内会に入ったりだとか、先ほど言いましたけれども、いろんな会議に参加していただいて、行政と地域をつなぐという役割になっておりますので、行政とはまた連携とりながら進めていく予定になっております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしく願いします。

また、最後に名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク事業で、本年度で72名の方が登録をされている。また、そのうち老人ホームに36名入っている、36名の方が名寄市内におられることになりましたが、このSOSネットワーク、豊栄町内会も来月この訓練やらさせていただきますけれども、もうちょっと家族を含め登録者ふやしたいという部分を言われたのですけれども、その努力はどうされているのか。

それと、ある方に、同級生で糖尿病を持っておられて、お母さんが八十何歳で認知症にかかっている方だったのです。そして、自分が病院に入院しなければならない。お母さんは、そういう徘徊を1回やってしまって、なかなか徘徊される認知症の方は受け入れづらいという病院が多くて、結局は旭川の病院に入院せざるを得なくなって、それから今度どこに入院するか、回されるかわからないけれども、すごく不安なのだよねというお話をお聞きしたのです。そういった部分で名寄で、本当に可能な限り住みなれた場所で自分らしく生きられる社会の構築のためにそういう病院の体制も必要なかなと私は思うのですけれども、現状名寄ではそういう救急のときには何名の方が即時対応される体制ができていますのか。そういう人がいたら、すぐ入れますよという体制になっているのか。名寄には36人しか枠がなくて、もう満杯で入れませんという体制なのか、ちょっと教えてくださいたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 認知症の方が入所されるグループホームとかの施設ということでしょうか。今名寄市内には認知症対応型グループホームというのが3施設ございまして、45床になっておりますけれども、現在満床ということで、待機もそれぞれ十数名の方がいらっし

やいます。7期計画の中で計画書のほうにも記載されておりまして、18床ふやすということとツユユニットを計画しておりまして、ただ、今のところ手挙げされる事業者の方がいらっしやらないということで、引き続き増設に向けて公募等も含めて対応させていただいております。実際に家族の方が入院されまして、認知症の方が残される場合につきましては、例えば市のほうに御相談いただいた場合については病院のほうに確認して突如入院していただくとか、そういう対応は現在させていただいておりますので、その方お一人になってしまうということは今のところ現状ではないというふうに考えておりますので、それぞれどうしても緊急性がある場合については、病院のほうにお願いしたりということ是对応させていただいております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。本当にこれだけ高齢化率がふえたら、そういう方がどんどん、どんどんふえてくると思いますので、体制と強化をお願いいたします。

時間もないので、中村総務部長との対話はちょっと短くなってしまいますけれども、先ほどの交通ネットワーク、駅から500メートル、バスであれば300メートルあって、満足度が82.5%というお話をされておりました。きっと私前この公共交通のもので地図で500メートルの丸をつけたら、ある程度つながりはしましたけれども、300メートルだったらほとんどつながらないのかなという部分が多くなってしまふのかな。満足度的には私は名寄市内はいいと思うのですが、もうちょっとカバー率をふやすだとか、高齢化になって、高齢者が先ほど言ったように安全対策で免許をもし戻したいとなっても、公共交通が不便であればなかなか先ほど言ったように買い物、病院、いろんな部分で難しい部分があるのかなという部分になります。そういった部分で公共交通と

いうのは大事ななというふうに思いますし、私よりも詰める方が一番最後でこの公共交通だとかいろんな部分で言っていただけるので、私は薄くしますけれども、この公共交通は高齢者の足です。しっかりとした体制をつくっていただくのと17.5%の方が不便を感じているという部分の体制もしっかりつくり上げていただきたいなというふうに思います。

ピヤシリに行くお風呂、スキーはただなのです。私は、それだけ満足度がない公共交通なら、高齢者の方々は無料にしたほうがいいかなと。そんなに数乗りません。中村さん、どうでしょうか。私はこのことを言って、答弁を聞いて終了いたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 温泉の関係で公共交通というふうなことでお話を伺いましたけれども、基本的には公共交通の分野でないかなというふうに思っております。山崎議員のほうからも風連地区の住民の皆さんが温泉のほうにというふうなお話もありまして、答弁のほうも今後そういうことも検討も必要ではないかという答弁だったかなというふうに記憶しております。その辺は公共交通の中でということではなくて、それぞれ担当のほうで協議をすることになるかというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

子供たちの未来のために外3件を、高野美枝子議員。

○12番（高野美枝子議員） ただいま議長より指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

大項目1、子供たちの未来のために、小項目1、子供の医療費の無料化に向けてについて質問いたします。近隣市町村では、医療費を一部無料化するところが増加してきております。市民の皆様、特にお子様をお持ちの家庭からの強い要望をいた

だいているところでございます。子供の医療費の無料化に向けた考え方についてお聞きいたします。

小項目2、子どもの権利条例制定に向けて質問いたします。今までにも何度か質問させていただいていますが、名寄市ではなかなか条例が制定されていません。子ども・子育てについては、名寄市子ども・子育て支援事業計画など非常に有効な取り組みをしているところでございますが、少子化する今現在虐待やひきこもりなど多くの課題を抱えている子供一人一人を大切にするために、社会の財産である子どもの権利条例が必要であると考えます。子どもの権利条例に対する考え方についてお聞きいたします。

小項目3、通学路の安全対策について御質問いたします。通学路の安全対策については、各機関や団体から毎年毎回同じような要望がなされているところですが、なかなか進まない、改善されない状況です。特に最近では南地区の小学生がふえ、その小学生を避けながら中学生の自転車通学の様子を見ていますと、早急に横断歩道や信号機の設置を検討しなければ事故につながるのではないかと危惧するところでございます。通学路の安全対策についてお聞きいたします。

次に、大項目2、市民の財産である公園や街路樹などの管理について、小項目1、街路樹の管理について質問いたします。街路樹が死んでしまうような剪定の仕方をしているとの御意見をいただきました。剪定基準、また樹木の選び方、これから進みます枯れ葉の処理の方法についてお聞きいたします。

小項目2、除草剤の安全性について質問いたします。近年人体に有害な除草剤がマスコミなどで取り上げられ、がんになるなど人体に大きな影響を与えるとの報道もあります。公園を利用している若いお母さん方から除草剤について心配を寄せられました。名寄市で使用している除草剤には危険なものがないかお聞きいたします。

小項目3、句碑の管理について質問いたします。

先月思い出深い石碑を探しにふうれん望湖台を訪れた方にお会いいたしました。探していた句碑は、横になってササやぶの中がありました。石碑や句碑の管理は大変ですが、つくった当時を懐かしく思い訪れる方もいらっしゃいます。管理についてお知らせください。

小項目4、案内板や案内標識について質問いたします。道路や公園などの案内標識については、順次新しいものに取りかえてきていると思います。その場所や大きさ、更新時期などについてどのような基準になっているのかお聞きいたします。また、初めて訪れる地域の公園や観光地など訪問する場合、案内板や標識が大変重要です。行ってみたくなるような案内板や標識を設置することにより、観光客の増加も考えられるところです。案内板や案内標識についてお聞きいたします。

大項目3、防災について、小項目1、地域コミュニティとの関係について質問いたします。この間何度か防災については質問をさせていただきました。計画や対策、要支援者との良好な関係性を持っているのは、町内会組織や隣近所がいかにも日ごろから機能しているのかということが非常に重要であると思います。少子高齢化する町内会、若い方は日中仕事に行っていない中で災害が起こった場合の対策に対応できるのは、地域コミュニティの力以外にはないと思われます。自主防災組織の見直しなども考慮し、防災に耐え得る強い地域の力を育むことが今求められていると考えます。その対策についてお聞きいたします。

小項目2、避難所のプライバシーの確保について質問いたします。災害時、自分は大丈夫と考え、避難所に行かない方が多い反面、若い女性や小さなお子様をお持ちの家庭では、いよいよ危なくならないと避難所には行けないとおっしゃいます。ほかの方に迷惑をかける心配され、敷居が高いとのことでした。授乳や女性の着がえの場所を備えた避難所もあります。名寄市の現状をお知らせください。

小項目3、ラジオの放送が届かない地域について質問いたします。市内にはいまだラジオの放送が届かない地域があるとお聞きしています。また、災害時の広報については、各家庭の窓が閉められている状況で、情報が各家庭に届かないとの御意見もいただいています。対策についてお聞きいたします。

次に、大項目4、名寄市立大学の将来展望について、小項目1、時代の変化に対応した大学経営について質問いたします。旭川市が公立大学設置に向けて準備を進めています。旭川市から毎年30名前後の学生が名寄市立大学に入学しており、その影響は非常に大きいものと考えます。対策についてお聞きいたします。

小項目2、大学院に対する考え方について。大学院の計画があるとお聞きいたしました。見通しについてお聞きいたします。

小項目3、市民を巻き込んだ学びの場について質問いたします。市内では、学びたい大学の卒業生や看護師さん、保育士さん、介護士さん、市民の声をお聞きしています。市民を巻き込んだ市民が学べる名寄市立大学であることが大切です。一人でも多くの方に大学の存在意義を知ってもらうことが大切です。また、その中心となっているコミュニティケア教育研究センターの意義とこの間の成果についてもあわせてお聞かせください。

小項目4、学生アルバイトについてお聞きいたします。名寄市立大学では、学生アルバイトが非常に多いとお聞きしております。職業教育の一環として、働くことは学生のためにもなると思いますが、一部では大学の学習に影響がある場合も考えられる雇用主の方もいらっしゃるというふうにお聞きしたところです。どのような状況であるか、またその対策についてお聞きいたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま高野議員から大項目で4点にわたり御質問をいただきま

した。大項目1のうち小項目1及び2は私から、小項目3は市民部長から、大項目2は建設水道部長から、大項目3は総務部長から、大項目4は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお聞きいたします。

大項目1の子供たちの未来のためにについてお答えいたします。初めに、小項目1の子供の医療費の無料化については、これまでも定例会において御質問をいただいております。子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査など市民ニーズの把握に努め、どの子育て支援を優先して充実させていくか検討していくこととしております。

アンケートの結果につきましては、未就学児の世帯では子供の遊び場の充実、就労環境の整備、保育や放課後児童クラブ等のサービスの充実を求められている家庭が多く、小学生の世帯では子供の遊びの充実、就労環境の整備、医療費の助成拡大を求められている世帯が多い状況にあります。未就学児、小学生ともに遊び場の確保を求める声が多く、次いで就労環境の整備が多く求められてきております。医療費の助成拡大につきましては、未就学児の世帯は既に全額助成を実施していることから要望は少ない状況ですが、小学生の世帯では通院の助成拡大を実施していないことから、近隣市町村と同様に拡大を求める声が多い状況にあります。

子ども・子育てにかかわる予算については、これまでも小児科医療の充実、各学校での特別支援教育学習支援員の拡充など、子供の医療費助成拡大に限らず、名寄市ならではの支援を拡充してきております。子供の医療費助成拡大につきましては、これまでも総合計画第2次の中期計画の策定や市長ローリング、当初予算査定時などにおいても協議をしてきております。今年度においても子ども・子育ての支援の充実や少子化対策に向けて市民ニーズの把握に努め、子供たちが明るく元気に安心して成長ができる環境を整えていくため、限られた予算を有効に活用するとともに、持続可

能な制度を構築していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2の子どもの権利条例の制定についてお答えいたします。子どもの権利条約が定めている生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を尊重し、実践するために、名寄市では名寄市子ども・子育て支援事業計画において子供の権利が尊重される名寄として、子供たちが安心して生きるための支援、虐待や犯罪から守られる支援、平等で自分らしく育つ支援、意見発表や参加するための支援の4本の支援を柱とし、地域活動や学校、幼児教育、保育施設などと連携し、子供たちを見守りながら計画を推進してきているところであります。

児童虐待においては、全国的に相談対応件数が年々増加している状況にある中、国において児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定され、名寄市においても本年4月から子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、保健センター、教育委員会、基幹相談支援センター事業ぼっけなどこれまで以上に連携を図り、虐待や不登校を初め家庭での困っていることなど、子供と家庭を支援する取り組みを充実させてきております。

名寄市においては、条例の制定は実施しておりませんが、引き続き子どもの権利条約の理念に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に基づき子供の権利が尊重されるための啓発活動を図り、住民理解を深めることにより地域全体の認識のもと全ての子供の権利を擁護し、子供が健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう支援の充実に努めてまいります。そのためにも条例があるなしにかかわらず、条約に定めている精神に基づき、個別の計画を実施していくことが重要だと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、小項目の

3、通学路の安全対策についてお答えいたします。

本市においては、登下校の児童の安全を守るため、各小学校で設置する安心会議で登下校の見守りを行っているほか、各学校の安心会議や関係機関の取り組みなどについて情報共有を図ることを目的とし、安全安心円卓会議を開催し、児童生徒の生活状況の報告、あるいは不審者情報やいじめの問題などの課題なども含め情報交換を行い、各学校の安心会議の取り組みに生かしていただいているところです。

通学路の交通安全の観点では、交通安全教育指導員による街頭での見守りや幼児や児童を対象とした交通安全教室を実施するほか、昨年7月に文科省、国土交通省、警察庁の連名で発出された通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進に基づきまして、教育委員会を事務局として設置した名寄市通学路安全推進会議において各関係部署と連携をしながら、安全対策に取り組んでいるところです。

横断歩道や信号機などの交通安全施設の設置につきましては、公安委員会にて決定されることであり、窓口となる名寄警察署に対して要望をしてくれております。直近では、平成30年1月24日付で名寄警察署に対し、要望としまして市内19カ所について提出しております。徳田地区に関する要望としましては、1点目としまして8号と徳田16線交差点に信号機の設置、2点目としまして国道40号と徳田16線交差点に信号機の設置、3点目としましてみなみっこ橋すぐ横の道路への横断歩道の設置、これらにつきましては本年7月に公安委員会よりいずれも現地調査を実施した結果、横断場所指定等に必要な条件を満たしているとは認められず困難との回答がございましたので、御理解をお願いいたします。

以上で私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 続きまして、私からは大項目の2、市民の財産である公園や街路

樹等の管理についてを答弁申し上げます。

まずは、小項目1の街路樹の管理についてでございます。本市が管理する街路樹は、緑による潤いのある生活環境の向上を目的とし、主に街路事業等の道路事業とあわせて整備をしており、事業を計画する段階において整備する路線に隣接する町内会との協議の上、樹種の選定を行ってきております。現在では、中高木約2,000本、低木約4,000本を整備をしてまいりました。

街路樹の剪定については、毎年委託業務として発注しており、3年から4年に1度の周期で剪定を実施しております。また、道路標識や道路照明の支障となるものは、適宜直営などにより対応しており、電線にかかるような場合については安全面を考慮し、管理者に依頼して剪定していただいております。剪定方法についてですが、街路樹は大きくなることにより強風や雪の重み、また枯れたことによる倒木等において大変危険になります。そのため張り出した枝を切ることでありますが、一部の樹木においては芯どめを行うことにより樹木が大きくなるのを抑制し、安全を確保してまいりました。

これからの時期の課題となる枯れ葉の処理につきましては、車道部は本市で処理を行い、歩道部につきましてはスイーパー車が走行できないことから、町内会に御協力をいただき、配付したボランティア袋に収集後本市で回収させていただいております。今後も引き続き町内会と本市が連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、除草剤の安全性についてです。本市が管理している街区公園の草刈りは、毎年公園愛護事業として町内会の協力により景観を維持していただいております。基本的には月に1回、人力により草刈り機の使用により草刈りをしていただいております。除草剤を使用している処理は行っておりませんが、公園入り口部などの機械で草を刈り取りにくい箇所については、少量の除草

剤を使用している公園もございます。使用している除草剤は、通常市販されている除草剤で、人体に影響を及ぼすものではなく、また毒物及び劇物に該当しないものでございます。今後も除草剤の使用については、しっかりと注意事項を厳守し、周囲に配慮しながら作業を行っていただくよう周知徹底に努めてまいりますので、御理解願います。

小項目の3、句碑の管理についてでございます。ふうれん望湖台自然公園に設置してある句碑につきましては、昭和62年に当時の風連町文化協会がふうれん出逢いの森事業として有志を募り、昭和63年、同自然公園内に59基の句碑を設置し、長く訪れる人の目を楽しませてきましたが、設置から30年以上経過し、それぞれ経年による傾きや樹木の成長により視認が困難なものも出てきております。同協会からは、今後の維持管理等について移設も含め相談いただき、これまでも協議をさせていただいておりますが、改めて協議の場を待ち、同協会の意向を尊重し、御理解をいただきながら今後の方向性を決定していきたいと考えております。

小項目4、案内板や案内標識についてでございます。案内標識は、目的地や通過地への方向や距離など経路案内の情報を提供する青い標識と主要地点や観光施設など沿道案内の情報を提供する白色の標識との2種類の区分があり、正しく車両や人を誘導するための大切な役割を果たすものであると認識しております。近年では、平成27年度に社会資本整備総合交付金を活用し、道立サンピラーパークや駅前交流プラザよるーな、市立天文台きたすばる、EN-RAYホールなどの施設整備により現状の車両交通と既存の案内標識の配置に乖離が生じたことから、関係部署と協議の上、新たに4基の標識の設置と既存の標識2基の改修を実施してきたところです。

案内標識の設置場所については、各目的地までの車両交通量の分散や通行時間の短縮等を考慮し、国道や道道、市道では東8号通や17線道路など

の主要幹線に主に配置をしております。標識の大きさについては、板のサイズにさまざまな規格があることから、明示する内容に合った大きさのサイズを選定し、設置をしております。

今後につきましても新たな公共施設の建設など、案内標識設置の必要性が生じた場合は、道路の構造や交通の状況を検討の上、関係部署と協議の上、対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私から大項目3、防災についてお答えいたします。

初めに、小項目1、地域コミュニティとの関係についてとして、自主防災組織の設立や組織の活性化の対策について申し上げます。自主防災組織につきましては、住民一人一人がみずからの命を守ることと自分たちの地域は自分たちで守るという考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織となります。災害時には自助、公助とともに地域の自主防災組織などの助け合う共助の仕組みの構築が重要となります。議員のお話にあったとおり、コミュニティ機能は災害だけでなく、犯罪の防止や福祉、教育、環境等のさまざまな問題解決への役割を果たすものと考えておりますので、自主防災組織の組織化や活性化についても地域社会とのつながりや結びつきが重要と考えています。

現在自主防災組織の組織率については、3割に満たない状況となっておりますので、組織化に向けて防災訓練や防災セミナー、出前講座、町内会連合会の総会や広報など、さまざまな機会に自主防災組織で活用できる補助金とあわせて周知しております。前段にも申し上げましたが、自主防災組織はあくまでも自主的な防災組織の活動となりますので、今後とも組織化に向けた支援等について取り組んでまいります。

次に、小項目2、避難所でのプライバシーの確保についてですが、避難所運営につきましては、基本的には学校の体育館などの大きなスペースを

皆さんで活用していただくこととなります。プライベートスペースの確保としては、教室などの個室のスペースがありますので、必要に応じて更衣室や授乳室としての活用も可能となります。また、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症の病気等にかかっている方などは、他の避難者への感染予防のためにも病気の症状に応じて別室での避難生活が想定されます。避難所の個室の数にもよりますが、個室が必要な場合には優先されるものから順次活用していくこととなりますので、御理解をお願いいたします。

また、大規模災害では多くの方々が体育館のような大きなスペースで寝泊まりしていただくこととなります。段ボールの仕切りなども備蓄はしておりますが、体育館でのプライベートスペースの確保は現状では難しいと考えております。災害の種類や規模にもよりますが、避難所運営については極力快適な空間となるよう状況に応じて臨機応変に対応できるように努めてまいります。

次に、小項目3、ラジオの放送が届かない地域についての対策についてお答えいたします。現在エフエムなよろの放送については、年2回受信状況を調査していただいております。電波の弱い地域や受信できない地域が存在しているとの報告を受けております。ラジオや携帯電話には電波の弱い地域もありますし、広報車は屋内では聞きづらいなどの欠点もありますが、災害時の情報伝達につきましてはラジオだけではなく、テレビや携帯電話、スマートフォンへの緊急速報メール、ホームページやフェイスブックなどのインターネットの活用や広報車で周知など、あらゆる手段を活用した情報を発信いたします。災害時におきましては、これらの情報伝達手段の活用できるものから広く情報を収集していただき、命を守る行動につなげていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 続きまして、

大項目4、名寄市立大学の将来展望について、初めに小項目1、時代の変化に対応した大学経営について申し上げます。

御案内のとおり、旭川市長は、本年4月に旭川大学の公立化方針を表明しました。旭川大学及び短期大学の学科構成は、本学と類似しており、その公立化は18歳人口の減少で学生確保が難しくなる中、旭川市の有利な都市環境の条件を踏まえると、学生確保のほか教員確保においても本学への影響は多大なものがあると危惧しております。この公立化への対策については、公立化の時期など詳細が不透明な中、現状では本学の教育力のさらなる向上が最も重要であり、学生確保につながるものと考えております。

本学の現状の教育力をあらゆる指標として、看護師、保健師、社会福祉士などの国家試験合格率がありますが、ほぼ全国の新卒合格率を上回っており、旭川大学と比較しても本学がすぐれております。また、本学の退学率は1%と低く、正規就職率は97%と高い数値となっております。これらの数値は、本学に入学したほとんどの学生が本学における4年間の学習によりまして入学時に目指した資格をしっかりと取得し、卒業後はさまざまな企業、団体に正規職員として就職し、ケアの専門職として活躍していることを示しております。本学としては、今後もこれらを維持向上できるよう開学時の理念である保健医療福祉の連携と協働、少人数教育の実践、地域社会の教育的活用と地域貢献に基づきまして、学生ファーストを全教職員で共有して教育力のさらなる向上に努めるとともに、また検討を始めたばかりですが、大学院の開設や教育研究環境の整備などの取り組みを進め、加えて独自の給付型奨学金や海外語学研修への助成など、さまざまな学生支援の施策をしっかりと高校生やその保護者にPRしながら、学生確保に努めてまいります。

本学を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますが、10年後、20年後も小さくてもきら

りと光る大学であり続けるために今後も努力してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

次に、小項目2、大学院に対する考え方について申し上げます。本学では、平成29年2月に今後10年間の計画的な運営指針とする名寄市立大学の将来構想を作成しました。この構想におきまして本学の専門教育の充実と発展の視点から、保健医療福祉の高度化、専門化並びに地域社会のケアニーズの増大に対応し得る実践活動の理論的基盤を担える人材、さらに大学教員として寄与できる人材を育成するために大学院の設置を検討することとし、その検討は令和2年度から行うこととしていましたが、今般本学を取り巻く環境の動きと専門教育の充実強化の観点から、1年前倒して検討を始めることとしました。

大学院の設置に当たっては、開設前々年度の3月に文部科学省への認可申請を行う手続になっておりまして、2022年度開設を目標とした場合、2021年3月に申請を行うと、そういったスケジュールになります。現在学内では大学院の設置に向けた検討を進めるに当たって、全体での意見交換を行った段階であります。今後本学に大学院を置く意義、目的のほか、学生確保や教員確保、さらに運営財源と収支計画等についてしっかりと検討を進めていくことにしておりますので、御理解願います。

次に、小項目3、市民を巻き込んだ学びの場についてお答えします。本学では、社会人などを対象とした講習会、研修会など多様なカレント教育の推進を将来構想に掲げ、本学の有する知的財産を活用したケア専門職等の継続教育やスキルアップを目的とするセミナーや研修会を行っております。資格取得に関する講習会としては、夏休み期間を利用して北海道教育委員会が主催する教育職員免許法認定講習を指導大学として行っており、今年度は市内の小中学校教員や幼稚園教員を含め85人が受講し、特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位を修得しております。また、3月に

は公益社団法人北海道私立幼稚園協会との共同実施により、幼稚園教員免許状更新講習を開催し、本市及び近郊の幼稚園教諭の方々が受講しました。さらに、各学科を中心とした看護セミナー、こどもセミナーなどの開催、加えて市内事業所等からの依頼により研修等の企画立案における指導、助言、講師等の紹介など専門職の継続教育の支援も行っております。

次に、コミュニティケア教育研究センターの意義と成果についてですが、本センターは平成28年の設置から4年目を迎え、この間地域と大学との橋渡し拠点として、教育、研究、地域交流を活動の3本柱に掲げ、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

センター事業の評価と検証は、将来構想の前期実施計画で今年度行うこととしており、現在学内で作業中ですが、センター設置前の平成27年度と設置3年目の平成30年度を研修会や公開講座等の実績で比較すると、27年度は事業数9、延べ参加者数424人に対し、30年度は事業数25、参加者数2,513人と事業数で2.8倍、参加者数では5.9倍となっております。今後も地域交流の窓口としてセンター活動を充実させてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、小項目4、学生アルバイトについて申し上げます。本学学生のアルバイトにつきましては、平成29年度に大学が行った学生生活実態調査において約90%の学生がアルバイトの経験があると回答しており、ほとんどの学生がアルバイトを行っている現状にあります。本学では、学内で定めた基準に基づき、雇用主から提出されたアルバイトの求人票を学内に一定期間掲示し、学生に求人情報を提供しておりますが、近年は学生アルバイトをめぐるいわゆるブラックバイトが全国的にも問題となっており、学生の労働条件や学業への影響なども懸念されるところです。この対策として、本学では毎年4月に実施している新入生ガイダンスや在学生ガイダンスの場においてアルバ

イトをする上での注意事項の説明やアルバイト先とのトラブル防止についての指導を行っているほか、学内に厚生労働省が発行するリーフレットを掲示するなどして、アルバイトの労働条件に関する啓発も実施しております。

また、学内において学科教員、学生委員会、保健福祉センター及び事務局学生課など全学的な相談支援体制を構築しており、アルバイト先でのトラブルを含めて、修学や健康面、生活面など学生が抱えるさまざまな課題に対応しております。今後とも学生が安心して学生生活を送ることができるよう学内のサポート体制の充実を進めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、トラブルや犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 丁寧な説明をいただきました。再質問させていただきます。

まず、子供の医療費の無料化についてでございますけれども、札幌市ではことしから小学2年生までの無料化に向けて取り組んでいるところなのですけれども、小学生全部というふうには申しませんので、順次1年生、2年生と拡大していくというお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 医療費無料化に向けて段階的な制度の拡充という御質問でございますけれども、答弁でも申し上げましたとおり、これまでも話ししてはございますけれども、子育て支援に対してどのような政策するかということで、何を優先していくかというところで、財源が必要になってきますので、今議員が言われたように段階的な拡充というのも一つの手法としてはあるかというふうに思います。一方で御承知のとおりハード面で学校や保育所などは耐震化になっていない状況の中で、これは子供たちが毎日行く施設として、安心、安全に生活できる、学べる、そういったことが優先されるということもありますので、

そういったことも含めてさまざまな状況を考慮しながら、子ども・子育ての支援策については検討していきたいというふうに思っていますけれども、言われていました医療費の拡大、段階的な拡充についてもこれまでも検討してきましたし、今後それも含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 今までは、国庫負担金でペナルティーもあったところなのですが、そこもなくなるというふうにお聞きしております、少しでも小さい子供をお持ちのお母さん、家庭のために医療費の無料化ということで、本当に市民の方からは再三要望があるところで私も質問させていただいております。そのことについて、小学校も本当に高学年になるとそんなに病気をしなくなるのですけれども、やはり小学校入る前、今無料化の部分になっていますけれども、それと1年生、2年生ぐらいが一番病院に行かなくてはいけない時期であるというふうに考えるとところなのですけれども、今御答弁いただきましたけれども、市民の要望が非常に強いということに関して、ほかのところでも取り組みをなさっていると今御答弁いただいたところなのですけれども、この間ずっと市民の方から隣の土別市だとか旭川市だとか、市町村は随分進んでいるところなのです。そこからいらしていただいて、どうして名寄はこういうふうになっているのだということと言われるものですから、そのところ無料化もしていますし、病院も充実していますし、本当にいろんなところで名寄市は子ども・子育てに取り組んでいるのだということは説明しているところなのですけれども、どうもここところがすとんと落ちていかない市民というか、お金がかかる、医療費がかかる、高いですから、やはり子供といっても。そして、子供が2人、3人となると3人目だけどもというような、そのようなこともあるのですけれども、そのことについては、3人目とか2人目

とか、そういうことも考えられないのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 令和2年度に向けての市長ローリングの中で、こども未来課については8月にも実施をしております。その中では、言われたように2子目、3子目の対応の場合はどうだという状況も含めて検討しておりますし、昨年の当初予算の中では小学校3年生まで担当としては上げましたけれども、財源確保ができないということで保留になりましたけれども、担当としてもいろんな拡大策導入できないかどうかも含めて検討しているということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） そういうことで進んでいるのだということは理解いたしましたので、次に子どもの権利条例制定について再質問させていただきます。

今名寄市子ども・子育て支援事業計画が進んでいるところで、その中で十分にこの条約のことを盛り込んでいただける、施策の体系のところの6番で子供の権利が尊重される名寄ということにいただいているところでございますので、このことをしっかりとやっていただき、子供たちのために安心して生きる、犯罪から守られる、平等で自分らしく育つ、意見や参加する、やはり参加することが大切であると思っておりますし、自分を大切に、小さい子供にも権利があるのだということ子供自身が知ることが非常に重要であるというふうに思いますので、計画の中に盛り込んでいただいているということでございますけれども、さらに重点的に、こういう虐待だとか不登校だとかいろんな子供の人権が守られないような状況になっているものですから、その点確認させていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 議員から言われ

ましたとおり、子どもの権利条約にされています4つの権利につきましては、今ありました子ども・子育て支援事業計画の中で、一つ一つ項目を起こしながら計画をつくっております。何力所か私読みましたけれども、子どもの権利条約に基づいてこうやって項目をそれぞれやっているというのはまだ探していないのですけれども、そういう面では名寄市においてはしっかりそこを踏まえて、その計画がつくられているというふうに認識をしているところであります。当然項目を起こしていますから、それぞれ具体的に何をするかということも、これは子供に関係する教育委員会だったり、幼児施設に関係する施設と協議をしながらやること、それぞれの取り組みも含めて検証しながら来年度に向けて策定しますから、その辺もさらにより充実をさせていきながら、そして当然市民への啓発も含めてこの計画をしっかりと実行できるように、そういった取り組みも考えながら進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 次に、通学路の安全対策について、公安委員会でちゃんと報告をいただいているところですが、やっぱり地域の方にとっては非常に不安だということで、これも何回も何回も言われているところで、ずっとこういう回答であるというふうに思うのですけれども、土別市で最近信号機がついたところは死亡事故が起きたところなのです。死亡事故が起きるまで無理なのかという思いもありながら、指導員の方をふやしていただくとか、地域でできるところは安全会議だとかそういうところで重点的に、事故が起きてからではやはり遅いので、しっかりと対策をとっていただけるように配慮していただきたいと思いますが、地域の方の御意見というのは強いものがあると思うのですけれども、その辺どのように捉えているかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 信号機ですとか横断歩道、また道路標識などの交通安全施設の整備につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように北海道公安委員会のほうで決定するようになるのですが、決定に至る過程としましては道路の構造ですとか交通量、また安全施設の整備状況、先ほどちょっと出ていましたが、交通事故の状況、こういったものを勘案して決定されることとなっております。これまでなかなか整備されていない状況が続いているという部分は、議員のおっしゃるとおりなのですけれども、子供たちを守るために通学路の安全確保を図っていきたいという思いは市も全く同じでございますので、今後も引き続き地域の声として、また名寄市としても要望を上げてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 同じ思いで私もしっかりと地域の方たちと話し合いながら安全に向けて、また冬の除雪の問題もありますけれども、またそのときに発言させていただきたいと思いません。

少子化時代を迎えまして、子供たちは本当に名寄市の宝であるというふうに思います。この宝である子供たちを私たち一人一人が最大限の支援をして、この地域全体で見守り、育てることがやはり必要だというふうに思います。ここで育ててよかった、育ててよかったと思われる名寄市であるために、今後とも議論を重ねていきたいと思いません。

次に、市民の財産である公園や街路樹の管理について質問いたします。街路樹の管理ということで、お叱りを受ける場面が非常に多くて、行政とすれば美観ということを優先するわけにはなかなかいかないのかなというふうにも考えるのですけれども、とにかくあの切り方は何だ、あの公園は何だということが最近多く聞かれるところなのですけれども、そこら辺は担当部としてどのような

捉えているのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 大変市民の皆様の声を受けとめていただき、御苦勞をおかけしているのだなと改めて思っております。街路樹、当然道路整備とあわせて整備をさせて、できた当初というのは地先の方も含めて、本当に緑が潤いを与えるという形で大変よろしいことなのですけれども、どうしても年数等々がたちますと成長するだとか落ち葉の問題だとか、また場合によっては除雪の関係だとかもあって、大変御心配をかける面もあるのですけれども、やはりまちのコンクリートばかりではなく、道路沿いに緑があつての市民の潤いのある生活という面では、その必要性というのはどなたも御理解いただけるかと思っております。

ただ、先ほど申し上げたように街路樹、おおよそ30路線の超える形で、先ほど言ったように約6,000本を超える形での樹木を植えさせていただいて、種類も大変多種多様な形で、なかなか全てを適時適切な管理というのはかなり厳しい条件がございまして、先ほどの答弁で言わせていただきましたように数年単位で整備をさせていただく形で、そういう面では時間差もたつてしまひまして、統一的な美観を保つという面では厳しい面があるかと思っております。

また、当然あわせまして私ども道路管理者でございまして、冬場であると枝から雪が落ちて、近くを走る車両に例えば雪が飛ぶだとか、枯れ木の枝が落ちるだとかそういった心配面、私ども安全上を最優先せざるを得ないという点がございまして、その観点に立つての対応でございまして、美観を含めて100点満点になることはないとは思っておりますけれども、今後も引き続き鋭意努力はさせていただきたいなと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 植えるときは小さ

いので、楽しみながら育てるのですけれども、大きくなると、家庭でもそうですけれども、厄介なものになってしまうという、市でもそうなのかなというふうに思って今お聞きしたところなのですけれども、まちの中にはそういう木の専門家とか、樹木医とときのうの質問の中にあつたのですけれども、美観に詳しい方とか、町内会長さんを入れてそういうお勉強をなさっている方もいらっしゃるのです、一言、町内会長の声を聞いて伐採したというお話も聞いているのですけれども、やはりそういうところでちょっと相談をしていただくとか、そういう体制づくりをぜひしていただきたいなというふうに思っています。

除草剤については了解いたしました。非常に敏感になっておりますので、除草剤のことについては配慮していただきたいというふうに思います。

句碑については、名寄に、公園に、すばらしいところにうちの誰々さんがというふうに楽しみに行つたところがササやぶの中で朽ち果てていたという、そここのところの場面私も一緒にいたものですから、何とも言葉に出せないような、何か申しわけないような気持ちになりました。いろいろな面で整備ということに関しては大変なことだというふうに思いますけれども、心がけていただけるということの答弁いただきましたので、期待しております。

案内板や案内標識についても、観光客も名寄にいらしたときには見るところでございまして、観光客や外国の方も名寄はきれいなところだというふうに、自然環境、句碑、あと街路樹、心がけてやっていただきたいというふうに思います。

次に、大項目の3、防災についてお尋ねいたします。今ブラックアウトで、千葉県でまたこのようなことが起きて、去年のブラックアウトを思い出すところでもございますけれども、名寄市1年たちましてその体制については、教訓として市民はポータブル石油ストーブを購入するとか、食品の備蓄とか水とかそういうことに心がけているとこ

ろですけれども、心配なのはやはり福祉施設だとか学校の体制、ブラックアウトとか災害になったときに。その点については、十分に災害対策やブラックアウト、電気が通らないとか休校になるとか、そういうことについてはおのおの努力しているというふうに思います。風連の庁舎で北海道新聞に出たところでは配電盤ですか、そのことについて再度確認するというか、再度災害に備えるのだということを新聞に書かれていたのですけれども、風連庁舎については災害時のブラックアウト対策というのは大丈夫なのですよ。確認いたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ブラックアウト対策が大丈夫かということで聞かれたのですけれども、いわゆる庁舎の電源については、名寄庁舎のほうは発電機ありますし、風連庁舎のほうも中型ですけれども、発電機3台ほどあります。現在発電機あるのですけれども、電源通す際には発電機から延長コードで電源をとっているということで、今後できましたら配電盤などを配置をしながら、それぞれ部署のほうで照明も含めてとれるような体制は今後考えていきたいというふうに思っているところです。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） これから台風だとか雪の時期になりますので、防災については特段の御配慮をいただきたいというふうに思っております。

大項目の4、名寄市立大学の将来展望についてでございますけれども、旭川で随分特別委員会もつくりまして議論をしているところでございまして、名寄市立大学にも大変な影響があるのだというふうな答弁であったかというふうに思います。いろんな工夫をされて、大丈夫なように努めているということでございます。

そしてまた、大学院に対する考え方についてもお知らせいただいたところでございますけれども、

財源とか開学時期だとか……財源ですね、開学時期についてはお答えいただいております。あと、教員の確保とかその点について、財政的にどうなのかなというところが心配なところですが、お答えいただいております。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 教員確保ですとか、まず財源の関係です。先ほども申し上げましたけれども、今の段階では学内的には検討を始めるというところがまずありまして、財源だとかそこまでは至っていないのが現状です。まず、決めなければならないのは、どんな大学院とするか、理念ですとか意義ですとか、そういうのが大前提になって、それからどういう教員が必要なのかだとかそういう部分もありますし、大学院の教員につきましてはいろいろ条件がありまして、なかなか確保が難しいという部分もありますし、あと兼務にするのか、採用するのか、兼務にすれば大学、今の学部の部分で兼務になりますので、採用は要らないという形になるのですが、そうなった場合は先生方の兼担した場合の業務がすごく忙しいとか、そういう部分もあります。まずは、学内においてそういう部分を含めて議論をさせていただきながら、その中で財源につきましても検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたい。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 大学院をつくることによって旭川大学と差をつけるのか、今ある状況の中で大学院が必要なのかというところ、両方なのでしょうけれども、非常に財源もかかるころなので、慎重に進めてほしいというふうに思いますが、旭川市議会の一般質問の中で西川市長が答弁している中で、名寄の市長とお会いして、道北地域の高等教育が共存しながら発展していくことができるようにしたいという思いを共有しているというふうな説明もあったところですが、加藤市長としては旭川大学との関係についてのどの

ようにお考えかお知らせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 3月の下旬だったと記憶していますが、西川市長が直接市役所にお越しをいただいて、4月に発表されましたけれども、旭川大学をベースとした公立化に向けた検討を始めるといふ発表をさせていただきたいと。ついては、この大学ができることによって名寄市立大学に影響が出ないようにしっかりと配慮をしていきたいというお話を確かにいただきました。いただきましたが、先ほど来お話が出ているようにほぼ学科構成もかぶるといふこともありますので、では具体的にどのような影響が出ないような対策をお持ちなのかということをお質問しましたが、具体的な返答は得られませんでしたので、私としては賛同はしかねるし、できれば再考してほしいというお話を西川市長にはさせていただいたところでありまして、共有という話は間違いで、そこは一方的にそういう話はありませんでしたが、そのようなお話をさせていただいたということでありまして、これでよろしいでしょうか。御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

子供への虐待防止のための取り組みについて外2件を、川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) 通告順に従いまして、大項目3点についてお伺いをしたいと思います。

大項目1点目、子供への虐待防止のための取り組みについて伺います。またしても虐待と思われる痛ましい事件が相次いで起きてしまいました。全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数が昨

年の厚労省が出した数字で、平成29年度分ですが、13万3,778件となっています。虐待相談の経路別では、家族から8.8%、近隣、知人から12.7%、本人から0.8%、福祉事務所から4.7%、警察から49.4%となっています。そこで、小項目4点にわたってお尋ねをしたいと思います。

1つ目、児童相談所との連携について伺います。道北地域では、旭川市に児童相談所、稚内市にその支所があるのみであります。名寄市での児童相談所との連携はどのように行われているのかお聞かせください。

2つ目、市の取り組みについて伺います。妊産婦支援やこにちは赤ちゃん事業、定期健診など細やかな対応をいただいていると承知しております。そして、今年度からは、子ども家庭総合支援拠点事業が取り組まれております。親子で通える相談者がいる居場所、ひまわりらんど、また親子関係、家族関係等を見抜く専門性の高い人材の育成には名寄大学の協力を得られるかと思えます。今後の取り組みについてお考えを伺います。また、転居先、転居元との連携、情報提供についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

3つ目、市民としてできること。通報はもとより地域での日ごろからのつながりを大切にしていきたいと考えていますが、市としてのお考えをお聞かせください。

4つ目、子どもの権利条例制定に対する考えについて伺います。行政も市民も一緒に子供の権利について考えていきたいと思えます。お考えをお聞かせください。

大項目2点目、名寄市立大学のあり方にかかわって伺います。学科構成が類似する旭川大学の市立化については、それぞれ大学の成り立ちが異なっていると思っておりますが、少子化が進む中では考えていかなければならない課題と捉えています。そこで、3点にわたって伺います。

1つ目、名寄市立大学のこれからについて。大学院構想が学長から語られていました。大学院の

問題では、先ほど意見交換が始まったばかりという御答弁がありましたけれども、教員確保の問題や院生の学費の問題等課題はあるかと思えます。その点についてお考えをお聞かせください。また、名寄大学の特質として、教育力の高さを武器にと報道では記載されていましたが、研究力の向上についても求められているのではないかと考えます。お考えをお聞かせください。

2つ目に、市民とのかかわりについて伺います。積極的な住民票の登録を期待するところであります。入学式時に出張窓口があって、手続が便利だったとの学生の声がありました。今後の取り組みについてもお知らせください。また、オープンキャンパス、入学式や卒業式では保護者の方々もたくさん参加していただいています。オープンキャンパスでは、バスツアーで市内施設の案内などで当市のPRをしていると聞いていますけれども、ここでの市民との交流についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。アルバイトや実習体験などでの市民との交流、町内会との交流が進んでいます。研修会や大学祭など、学校行事に市民が参加できるようになってはいますが、まだまだ少ないように感じますが、進めるためのお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

3つ目に、環境整備について伺います。登校時の交通安全対策についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思えます。また、グラウンド周囲の小道の活用についてもお考えをお聞かせください。多くの学生がアルバイトをしながらの学業に頑張っておられます。学生の働き方についても悩みなどの相談事も多いのではないかと推測いたします。学生のための相談室の状況はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

大項目3つ目、名寄東病院の今後について伺います。現状についてであります。入院患者の減が気になるところであります。稼働率では9割前後が必要ではないかと考えますが、市立総合病院の

後方支援病院としての考え方について市の考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

2つに、今後についてであります。開業医の進出も進まない現状で、ホームドクター的役割を持つ病院として週3回の午後診療も行われ、喜ばれています。しかし、交通の便、耐震化以前の建物のための老朽化などの課題があります。名寄市立地適正化計画にどのように反映されようとしているのかも含め、名寄東病院の今後についてお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま川村議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は大学事務局長から、大項目3は病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、子供への虐待防止のための取り組みについて、小項目1の児童相談所との連携について、小項目2の市の取り組みについて、小項目3の市民としてできること、小項目4の子どもの権利条例制定に対する考え方については、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。児童虐待においては、全国的に相談対応件数が増加傾向にある中、国においては児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、各自治体でも対策を講じてきているところでありますが、そういった最中においても幼い命が奪われるなど、許すことのできない痛ましい事件が絶えない状況が続いており、関係する機関の連携や対応の不十分さが問題となっております。当市における管轄は、旭川児童相談所となっております。平成29年度の虐待通告は、名寄市を含め538件との報告がありました。経路別では56.5%が警察からの通告となっており、市町村からの通告は2.4%程度で、全国的傾向と同様となっております。市町村は、児童相談所と同様に通告先となっているためであり、

市町村から児童相談所への通告は送致として取り扱っているため、件数が少なくなっているものと思われる。相談内容としましては、心理的虐待が67%、身体的虐待が15%、ネグレクトが16%となっており、心理的虐待が増加している傾向にあります。

また、旭川児童相談所の管轄は、上川、留萌、宗谷の3つの振興局で、広い面積と40自治体をカバーしている状況にあり、児童相談所と自治体がこれまで以上に情報伝達、連携、指導、助言を効率的、効果的に行う体制づくりの充実が重要となってきました。

名寄市における児童相談所との関係については、これまでも虐待案件があった場合は逐一報告をし、関連機関で構成している要保護児童対策地域協議会のケース検討会議を開催し、児童相談所も交えて対応の協議をしております。本年4月からは、子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、社会福祉士資格を有する職員と保育士資格を有する支援員を配置し、対応の強化を図り、育児に不安を感じている家庭の相談や支援に対して保健センター、教育委員会、基幹相談支援センター事業ぽっけ、市立総合病院などの関係機関が情報共有を図り、家庭訪問を実施しながら、切れ目のない支援体制を構築して対応してきております。また、児童相談所で即時に対応できない場合においても、児童相談所からの助言をいただきながら、きめ細やかな対応を図り、関係機関で協議した内容を児童相談所に報告し、連携に不備が生じないように対応してきております。

名寄市の取り組みとしては、育児不安や子育ての負担感から虐待に発展しないよう母子健康手帳の交付申請時から相談支援を開始し、出産後も体調や不安等がある産婦に対して助産師が自宅に訪問し、心身のケアや育児サポート等の支援を実施する産後ケア事業や生後4カ月までの赤ちゃんがいる全家庭を訪問するこんには赤ちゃん訪問などを実施してまいります。さらに、子育て支援セン

ターやこども発達支援センターなどにおいては、発達相談を随時受け付けており、困ったときに気軽に相談できる窓口をできるだけ多く確保し、保護者に寄り添った対応をしてきております。

専門性の高い人材の育成といたしましては、虐待専門の職員の配置としてはありませんが、資格を有する担当職員を配置し、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議において複数の関係機関がかかわる中、それぞれの機関、担当者の情報を共有し、虐待が疑われる情報や不審な情報がないか確認をとりながら、対応してきております。

転入転出等による自治体間の連携については、保健センター間での情報連携、こども未来課などの家庭児童相談員を配置している部署における情報連携を実施することとしており、継続した見守りができる体制を整えております。

昨年度実施した子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査では、虐待防止にかかわる啓発活動の意味を込め、名寄市独自に児童虐待に関する項目を設けております。児童虐待を見たり、聞いたりした場合の通報先についての設問では、児童相談所、学校、警察、市役所といった回答が多くありましたが、通報しようと思わないとの回答も若干ありました。地域での見守りの体制としては、誤報の心配などもあるかもしれませんが、その家庭での虐待はなくても子育てに対する何らかの不安や虐待の予兆の可能性があるため、何かおかしいと感じた場合には連絡をいただけるよう関係機関とも連携して、市民への周知、啓発活動にも努めてまいります。

最後に、名寄市子どもの権利条例の制定についてですが、児童福祉法は子どもの権利条約を理念に改正されており、名寄市はこの理念に基づき子供の最善の利益を念頭に、全ての子供が健全に養育される権利を持っていることを十分に踏まえ、子ども・子育て支援事業計画において子供の権利が尊重される内容として4つの支援を掲げているところであります。その中の一つとして、子供た

ちが虐待や犯罪から守られる支援を実施してまいりました。全国的にも児童虐待による事件が絶えない状況にありますが、次期子ども・子育て支援事業計画においても子どもの権利条約の理念に沿った計画を策定し、子供の権利を守り、子供が不利益をこうむることがないように市民への情報発信も含め取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 続きまして、大項目2、名寄市立大学のあり方にかかわって、小項目1、大学のこれからについて申し上げます。

本学では、地域に根差した大学であり続けるために、今後10年間の計画的な運営指針とするビジョン2026と名づけた名寄市立大学の将来構想を平成29年2月に作成しました。この構想は、18歳人口の減少など全ての大学が抱える課題に加え、本学と競合する大学、学部、学科の新増設など本学独自の課題もあり、また近年の私立大学の公立化により公立大学の数が増している中で埋没することなく、存在意義を確立していくための指針とするものです。

この構想では、保健医療福祉の連携と協働を支える専門職を育成するための学士課程教育の充実はもちろんですが、本学の専門教育の充実と発展の視点から保健医療福祉の高度化、専門化並びに地域社会のケアニーズの増大に対応し得る実践活動の理論的基盤を担える人材、さらには大学院員として寄与できる人材を育成するために大学院の設置を検討することとしています。その検討は、令和2年度からと位置づけておりましたが、本学を取り巻く環境の動きと専門教育の充実強化の観点から、1年前倒しで検討に取り組むこととしたところです。

現在の学内での検討状況は、大学院の設置に向けた検討を進めるに当たっての全体での意見交換を行った段階で、今後本学に大学院を置く意義、

卒後の就業等出口を見据えた上での学生確保、大学院指導教員の要件充足の見通しと教員確保等について決して楽観的な想定に立たずに、しっかりと検討を進めていくことを全教職員で共有したところであります。

また、研究力の向上につきましては、これまで行ってきたコミュニティケア教育研究センターが進める地域をフィールドにした研究への研究費助成、また個人の研究活動を支える研究費支援を今後も継続し、学部教育に与える効果とともに、今後議論する大学院が目指す教育研究方針に反映できるよう研究力向上のための下支えを行ってまいります。

続きまして、小項目2、市民とのかかわりについて数点にわたって御質問がありましたので、それぞれ申し上げます。初めに、平成29年度から入学式当日に学内に開設しております転入手続の臨時窓口につきましては、今後も市の市民課と協力しながら、継続して開設してまいります。

次に、オープンキャンパスの保護者向けバスツアーにおける市民との交流についてですが、このバスツアーはオープンキャンパスに参加した高校生のほとんどが大学入学後親元を離れて初めてのひとり暮らしを経験することから、保護者に子供たちが暮らす環境を知ってもらい、安心して暮らせるまちであることを実感してもらい、そういうことを目的に実施しているものがあります。コースは、アンケート調査による保護者の意向を踏まえ、実習先やアルバイト先のほか、医療施設、商業施設、アパート、マンション等を中心に設定しておりまして、当日の厳しいスケジュールの中ですが、市民との交流を図る機会の設定は難しいものと考えておりますので、御理解いただければと思います。

次に、学生と市民との交流についてですが、本学では積極的に地域に出向いて行っている演習、実習のほか、ボランティア活動、サークル活動、アルバイトなど、さまざまな場面での交流を行っ

ております。交流先は、行政、団体、施設、農業、学校などさまざまですが、特に町内会等は各学科の専門分野に関する実習先となっているほか、学科混成のグループで行っている連携教育科目での交流、子ども会行事へのボランティアスタッフとしての参加など、市民と学生がより距離間の近い交流を行っているものと考えております。

大学行事等への市民の参加につきましては、コミュニティケア教育研究センターにおいて地域のケア専門職の方々の継続教育やスキルアップを主な目的とする研修会や対象を特定せず広く市民の生涯教育に資する市民公開講座を開催し、市民の皆様にご参加をいただいております。また、毎年7月に行われる名大祭には多くの市民の皆様にご来場いただき、出店やフリーマーケットにも参加いただいております。今年度は、福祉わくわくフェア in 名寄市立大学と題して、名寄、土別、剣淵の福祉事務所による加工品や作品の販売会も行われ、大学祭のにぎわい創出にご協力をいただきました。後夜祭では、近隣の町内会と学生が一緒になって花火大会を見る企画も行われており、大学祭は市民の方々が大学に触れ、学生と交流する機会となっております。

本学といたしましては、今後も地域と大学との橋渡しの拠点として位置づけているコミュニティケア教育研究センターを窓口として、大学と市民との交流を深めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、環境整備についてお答えいたします。初めに、交通安全対策についてですが、学生の登下校は多くの学生が大学周辺に居住していることから、夏は自転車通学か徒歩、冬期間は徒歩かバス通学と認識しております。自転車通学では、過去に1号館南側の丁字路において交差点に進入した学生が直進する車両と衝突し、大けがをするといった事故がありました。また、1号館と3号館の間の手押し式信号が設置されている交差点でも車両同士の事故があったと認識しております。大学周辺の市道は、東中学校の通学路であ

ることから、これまでも学生には交通法規、モラルを遵守するようガイダンスで指導しているところですが、最近ではスマートフォンを使用しながらの自転車走行も多いとの報道もあり、降雪、積雪時の自転車通学禁止とあわせて、学内掲示やガイダンス等で交通安全指導を徹底したいと考えております。

次に、グラウンド周囲の小道の活用についてですが、小道だけを捉えますと雰囲気もよく、大学が作成するパンフレットでも背景として使った経緯がありますが、小道の両端からアクセスできる目立ったものがなく、また図書館の北側に位置するため景観的に見通しが悪くなり、加えて樹木の傷み等も目立ってきたことから、積極的な活用の見通しを持っていない現状であることを御理解いただければと思います。

次に、学生のための相談室についてですが、大学では学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を定めています。その方針は、1つ目として教職員が連携して相談支援に取り組む修学支援、2つ目として健康管理、事件事故防止、日常生活を含めた学生生活と学生が自主的に社会活動等に取り組む正課外活動を支援する学生生活支援、3つ目として持続的な就業力及び進路、就職、さらに資格取得の支援を含めたキャリア支援、この3つを柱にしております。この3つの柱は、安定した学生生活を送るに当たって密接にかかわっており、悩みや不安、体調の不調を抱える学生の兆候は、まず修学状況にあらわれることが多く、そのサインを認知した教職員が関係する学内機関、教職員と連携し、適切な対処、対応をとるようにしております。また、学生がみずから体調や心の健康について相談する場所として、保健福祉センターを開設し、看護師、精神保健福祉士の有資格者が対応しております。いずれの場合も個人情報の保護と学生の意思を尊重しながら、必要に応じて学生の保護者も含めた相談に教職員で連携して取り組んで

おります。今後とも学生が安心して学生生活を送ることができるよう学内の相談支援体制の充実に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、名寄東病院の今後についてお答えを申し上げます。

初めに、小項目1、現状についてですが、東病院は指定管理先であります上川北部医師会により慢性期医療を中心に運営されている病院で、入院診療が医業収益の主体となっております。議員御指摘のとおり、入院患者数は、平成29年度の3万1,850人から平成30年度には2万7,018人と大きく減少しており、収益への影響は大きくなってきております。本年度7月末の実績におきましても対前年度比で82.8%の状況であり、厳しさは増している状況にあります。

病院側では、収益の減少を補うための取り組みとして、外来診療や健診への受け入れ拡大を図っているところでございますが、診療単価の違いから十分な補填には至っておりません。患者減少の要因といたしましては、人口減少による影響のほか、士別地域からの入院患者が減少したことと看護スタッフの不足によります一部休床によるものと分析をしているところでございます。

市立総合病院の後方支援病院としての役割については、急性期から慢性期に移行する患者さんの受け入れ先として連携を図ってきておりますが、転院先につきましては御本人や御家族と相談の上で決定するため、東病院だけを指定するということはできませんので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、今後についてでございますが、診療体制については東病院において適宜御検討をいただいておりますが、運営の方向性については地域医療構想の協議状況や市側との協議により改革プランの見直しを行っていくことになると考えています。

利用者の交通の利便性については、周辺の福祉施設を含めた配慮がなされてきたものと考えておりますが、患者や御家族との転院の御相談の際には、立地的に利用しにくいとの御意見もあるとのこと。この点につきましては、東病院を利用されている方からの御意見をお伺いする機会も必要かと考えています。

施設の整備につきましては、現状の運営に必要な設備投資は継続して実施してきております。老朽化への対応については、十分認識をしているところでありますけれども、こちら運営の方向性が定まらなければ計画に至らないことから、現状では御報告できる段階にございません。したがって、立地適正化計画への反映はとの御質問につきましては、現段階では具体的な検討はされておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再度質問をさせていただきますと思います。

まず、子供への虐待防止についてであります。きのう、きょうとまた本当に痛ましい、胸が痛くなる、怒りも湧いてくるぐらいの思いでいるところであります。第1回定例会でもこの問題に触れさせていただきましたが、日本中どこでも発生してほしくないのですが、私どものいるこの地域からは絶対に出したくないと、そんな思いで取り上げさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。

まず、児童相談所との関係のところでは、密に連絡をとりながら、また連携の充実が重要と、そんなふうなお答えいただいたかなというふうに思っていますので、この点については私が望んでいる部分と合致しますので、引き続きそのところにぜひとも強く充実を求めるところであります。

そして、子供の虐待の状況なのですが、今言ったように起こさせてはならないということなので

す。虐待の状況が生じてからでは、子供の保護者もまた傷つくというふうに私は思っています。そういう状況にならないために、みんなで知恵を出していきたいなというふうに思っているところがあります。

それでまず、子どもの権利条例制定にかかわってからお話をさせていただきたいと思うのですが、いろいろ計画の中では子どもの権利条約の中身をしっかりと踏まえながら計画を立てているという御説明がありました。しかし、それは行政の中での取り組みというふうに押さえられるのではないかとというふうに私は思っています。要するに行政も市民も、そして子供たちも一緒になってこの子供の権利について考えていかなければならないのではないかとというふうに思うのです。子どもの権利条約の第12条の中に、子供自身の意見表明権を定め、子供を保護を受ける主体であると同時にあらゆる権利の行使の主体として尊重しようとしています。そして、子供が権利の主体として、まず自分の権利について知ることが重要だと言われているのです。子供自身が権利について学び、嫌なことは嫌だと声を上げられることが重要だということだと思います。この間も何度かこの権利条例つくってはどうかと言ってきました。きょう持ってきたのは、青森市でつくっているパンフレットなのですが、このように子供たちも一緒になって権利ということ、人権ということを学ぶということでもあります。

それで、先ほど御紹介した厚労省が発表したデータの中で、虐待を受けた子供の年齢構成なのですが、ゼロ歳から学齢前、小学校に入る前まで、そこの割合が45.7%、最も多いのですが、小学生で33.3%、中学生で14%、合わせると47.3%ですから、半分近い虐待を受けた子供たちが小学校、中学校に通っている子供たちなのです。ですから、この子供たちにあなたの権利は、生きる権利がある、虐待を受けそうになったときには嫌だと言う権利があるのだと、この

ことを教えていく必要があるのではないかと思うのです。そのために子どもの権利条例制定していくことがこのまちの中でみんなで話し合っ、子供も大人もみんなそれぞれ一人の人権があり、そして子供の権利というのはこういうふうになるのだよというのを学び合える場をつくっていくためにも条例の制定が私は強く求められていると思うのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 川村議員から条例制定についての御質問がありました。子供が生きる権利、子供がしっかり考えて主張できる、そのことが一番ですけれども、ただ幼い子供であればそこを理解して、それを訴えるということはなかなか難しい状況だと思います。やっぱりまずもって今回の計画をつくるに当たって、先ほど議員から言われたとおり、市民にできることということも言われていましたけれども、保護者であったり、地域の方がしっかりそこを認識して、子供を育てる、かかわる、みんなが子供にそういった教えをしていくことが重要だなというふうに思っています。前の虐待を受けた子供も受けていても言えなかったという、そういったことでなかなか保健センターとかいろんなところの機関が動けなかったという状況があります。そういった面では、市民全員が子供の権利、生きる権利、育つ権利、いろんな権利をしっかり尊重して、とうとい若い命を大切に育てるといふ、そういった認識がしっかり持てるかというふうに思っているところがあります。そういった面では、条例は、先ほどの答弁でも言いましたけれども、制定はしていませんけれども、今回の計画の策定に当たっては一番重要視する課題かなというふうに思っていますので、子育て支援会議の中でもそういったことも含めてしっかり協議をしながら、いかに市民の皆様がそういった意識を持ってもらうためには、どういった具体的な取り組みができるか等も含めて考えながら、そして実行に移すような、そういったよう

な取り組みを進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 本当におっしゃるように市民がみんなで子供の虐待に対して子供を守るといふ、人権としての権利を守る、このことについてみんなで考えていきたいということなのだと思います。あらゆる場でそのことを考えていきたいなというふうに思っていますので、それが条例をつくるきっかけに、条例を制定されたところの視察をさせていただいてお話を伺えば、やはりそのことが主になってみんなで考えてつくっているのです。それを生かしながら、また救済の制度だとか考えていっているということ、何回も御紹介させていただいてまいりましたからよく言いませんけれども、そういったことで改めてまたそのことを市民の皆さんと考える機会を設定していただくことを強く求めたいというふうに思います。

そして、私たち市民としても地域で日ごろからのつながり大切にしていって、これはおかしいなというようなことに気づく、そういうきっかけを私たちは勉強しながらいかなければならないなと思うのですが、そのことで先ほど通報はしかねるというアンケートもあったというふうにありましたけれども、やっぱりそれが子育てしている方々に負担になるようなことになってはただめかなというふうには思っているのです。子育て中の皆さんは、ほとんどの皆さん方が一生懸命、隣の子とちょっと違ったらうちの子はおくれているのだろうかとか心配したり、誰かにちょっと言われたらそのことがすごく重くなったりとか、いろんな不安を抱えながら一生懸命子育てしていますので、大昔ですけれども、私も経験しながらきました。だから、そういう思いを含みながら、私たちはそういった皆さん方、子育てしている皆さん方を支援していきたいというふうに思っているところで

それで、今お話があった子ども家庭総合支援拠点事業なのですけれども、配置人員等、体制等は御答弁の中にありましたから、専門性の高い職員も配置されたということで御答弁がありましたからちょっと安心しているのですが、これが市民周知のところではどのくらい皆さん方に浸透しているかということら辺が私はちょっと不安がありますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今回の配置で人員も職員も増員して体制をつくったということの周知ということでありましてけれども、私も言いましたけれども、基本的に地域の方だったり、そういう方が虐待事案であったり、そういった可能性、虐待になってしまったらもう手おくれかもしれませんので、そういった予兆の部分についてどこに気軽に相談できる窓口があるかということが重要なことというふうに思っています、その事業がというよりも。そういった面では、市役所だったり、基幹相談支援センターぽけだったり、発達支援センターだったり、保健センター、いろんな窓口がありますので、そういうところに気軽に本当に相談してもらいたいと、そういった周知をしっかりと今後もしていきたいなというふうに思っています。虐待がはつきりしていないと通報しづらいという方も多くいるかと思うので、疑いではなかなかできないという方も、先ほども言いましたけれども、あるかと思しますので、ただ疑いの段階で確認をしていくのが大事だというふうに、そこで早期発見、早期対応ができるということでもありますので、そういった面ではそういった相談できる、通報できる窓口も幅広くあるということも含めてきちんと市民にお知らせしながら、そして気軽にちょっと変化というか、気になることがあれば通報できるような、そういったような周知喚起も今後より一層強めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 本当になんとなく寄って苦労話、子育ての苦労話を聞いてもらえるだけでもすごく軽くなるのです。自由に出入りして、ゆったり過ごして、子供とゆったりする場所というの必要なというふうに思っています。先ほど言ったひまわりらんどもいろいろな遊びの計画が随分なっているのですが、何もなただふらっとなって、子供とただゆったりしていただける場所というの必要なというふうに思っているのですが、その点についてまたお考えをお聞かせいただきたいのと、それから子ども家庭総合支援拠点事業の周知のことなのですが、これは東京港区が出しているパンフレットなのですが、本当にわかりやすく出されています。これは東京の港区ですから、いろんな財源の問題も含めてゆったりあるかなというふうには思うのですが、でもすごくわかりやすいです。こういったようになって、いつでもいろんなことが相談できるのだよというふうに書いています。そういうことというのが必要なというふうに思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 議員からありましたことも参考にしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますけれども、名寄市は特に転勤の方が多いということでもありますので、そういった面では何回か集中的にやればいいというものではなくて、定期的に継続的にやるのが重要だというふうに思っています。そういった意味では、先ほどのひまわりらんどの特に転勤して周りに知り合いがない場合に気軽に行って、そこで友達ができたり、そういった不安を相談できる、そういった環境もより気軽に行けるような、そういった体制をつくりながらいきたいというふうに思っています。今出された港区の部分も含めて参考にしながら、周知の方法も工夫しながら、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） あともう一点、ファミリー・サポート・センターの活用もあるかなというふうに思っています。これは、保育所に入ることが無理だけれども、ちょっとの時間見ていただきたいという、こういったことなのですが、しかしここで預けるときに預かっていただく人と子育てのお話もちょっと触れたりするという、講習会を受けて、資格は不要だけれども、講習会を受けていただくというふうになっているのですが、先ほども言ったように名寄市立大学もあるという意味では、そういった研修も受けていただいて、そういう悩みも積極的に聞くわけではなくても、何げにお話する中で困っていることがあればというような、そんな雰囲気づくりというのが必要なというふうに思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせをいただきたいのと、あと決算委員会に向けての資料請求の中で出てきたのですが、ひまわりらんどと風連のこぐまさんのところ、ここで相談の状況を見ると、利用者はひまわりらんどのほうがずっと多いのですが、相談状況を見ると風連のこぐまさんのほうがずっと多くなっているのです。このところをどのように見られているでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） まず、ファミリー・サポート・センターにつきましては、ボランティアも含めてどこまで研修も含めてスキルアップをお願いできるかというのはあるというふうに思いますけれども、実際に運営している、社協に委託していますから、そういったような実際の状況も確認しながら、支援する側、される側の状況も確認して、よりよい体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

ひまわりらんどとこぐまとの相談件数、今詳細の中身のデータを持っていないので、はっきりしたことはわかりませんが、どのレベルの相談を件数にカウントするかというのがあるかなというふうに思いますし、より身近なところで気軽に

何でも相談できる体制ができているのかという状況もあるかと思しますので、その辺については確認をさせていただきながら、もしひまわりらんどがもっとそういった相談も受けられるような体制づくりが必要であれば、それをこぐまのやっているよりよいものを取り入れながら、お互いの状況を確認して、よりよい体制づくりに努めてまいりたいと思しますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 虐待に至る背景というのは、専門家のところでも一言では言えないというふうにおっしゃっていて、貧困であったり、子育ての困難、孤立、核家族化ということもあつたりして、非常に複雑な流れになっているかなというふうに思うのですが、しかしそういったさっきもお話ししたように虐待に至る前にみんなでサポートして、守っていききたい。子育て中の方々も子供もあわせて守っていききたい、そんなふうに思っていますので、ぜひ取り組みを進めていただくことを強く求めて、次に行きたいと思います。

名寄大学の問題に行かせていただきます。大学院の話については理解をしたところであります。また、これからいろいろな議論がされていくのだと思いますので、そのときにいろいろとお話を聞かせていただきたいなというふうに思っています。私も短大のときでしたけれども、卒業生として、少人数の公立大学のよさというのを本当に実感しています。学生、また教職員の皆さん、そして市民の皆さんとの結びつきの深さ、このよさを今の学生の皆さんにも存分に味わっていただいて、名寄に来てよかったなということで全国にまた帰っていただきたいなというふうに私は思っているところであります。そうしたことで市民とのかかわりの中でお話をさせていただきました。

町内会の交流のところでも本当に町内会の皆さん方学生の皆さんが参加されると、楽しみにしているし、学生の皆さんの顔を見たら破顔するようなくらい喜んでいらっしゃいます。そういった部

分も学生の皆さんには多分たくさん伝わっているだろうというふうに思っていますし、これからもそういう取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

それで、環境整備なのですけども、登校時の交通安全のところが一番私は気になっています。自転車が物すごい猛スピードでクロスしています。道路をクロスしているのです。ですから、何か大きなことになってからは、保護者の皆さんも遠くにいらっしゃる方も多いわけですから、そんなところで大きな事故になっては大変ですので、徹底した交通安全訴えて、指導していただきたいというふうに思います。

また、グラウンド周囲の小道なのですが、哲学の道というふうにまでは言いませんけれども、でも何かすごく個人的には非常にいい空間だなというふうに思っていて、またちょっと私のほうも皆さんの意見も聞きながら検討をしていきたいなというふうに思っているところであります。

もう一つ気になるのが学生さんのための相談室の状況ですが、この相談室についてもいろんな形で支援していただいているということなのですが、これは毎日あいているのだったのでしょうか。その部分ちょっとお聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 保健福祉センター、土日はやっていないのですけれども、基本的に月から金まで、朝から晩までという形で、交代で保健師、看護師、精神保健福祉士という形でいるような体制をとっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 少し安心をしています。いつでも行けるということですね。

それであと、大学図書館なのですが、大学図書館も私も随分利用させていただいています。市民の利用状況等をお知らせをいただきたいと思うの

ですが、図書館にいらっしゃる司書さんについても本当に専門性が高いなというふうに感心をしながらいるのですが、ちょっと聞いただけですぐのを絞って探していただいています。そういった部分での大学図書館の市民利用の状況、それからあと試験中の図書館の利用状況について、学生さんが勉強している中での小さな子供が走り回っている状況も何度か目にしていますので、それに対する対応についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 平成29年度に開館した大学図書館につきましては、議員おっしゃるとおり、一般の方にも利用していただいております。貸し出し数につきましては、図書館できる前の平成28年度以前は年間で約300人、700冊だったのに対して平成29年度は746人、1,748冊、平成30年度は773人の1,729冊と約2倍以上の利用になっているということになっています。

あと、試験期間ですとかそういうときの利用の関係ですが、まず今現状として学生さんがテスト期間に例えば席が満杯になって利用できなかったということは聞いたことありません。

あと、図書館、2階、3階あるのですけれども、そこで例えば今おっしゃられたお子さんが来てちょっとという部分につきまして、基本的には目に余るものがあればそこにいる司書が注意して静かにしてもらおうという形で対応をとっているというところ です。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 図書館も含めて本当に身近な大学をみんなで守りながら、またその還元も、さっきも言ったように学生さんたちが来ていただいて元気になるという、そういった還元も受けながら応援をしていきたいなというふうに思っています。

それでは、3つ目の東病院の今後についてであります。確かに上川北部医師会の指定管理ということではいろいろ難しい部分もあるかと思うのですが、実は東病院がなくなるのではないかとというような市民の声が聞こえてまいりました。私も先ほども言ったように週3回の午後診療で非常に助けられている一人なのですが、そういった中で市民はもちろんなのですが、病院で働く皆さんにとっても不安が重くのしかかってくるのではないかとこのように思っています。きのうの質問だったかと思えますけれども、人材確保のことが取り上げられていましたけれども、こういった東病院なくなるのではないかとこのような、そんな市民からの声が出てきたのでは人材確保にも支障を来すのではないかとこのように思うのですが、この点についてお考えをお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） まず、東病院がなくなるのではないかとこの不安の声があるということでもありますけれども、市として東病院をなくすという決定をしたことはございませんので、東病院については地域の慢性期医療の中核を担う病院ということでもありますから、非常に重要な医療拠点の一つと考えておりますし、川村議員おっしゃるように午後診療もやっておりますから、議会の質問でもありましたけれども、これに国保診療所を加えて、名寄市立総合病院の混雑の緩和の一翼も担っているということでもありますので、非常に大事な施設だと思っております。

ただ、先ほど岡村事務部長のほうの最初の答弁にもありましたけれども、経営そのものは今非常に厳しいという状況があるのは、これは否めない事実であります。今お聞きするところによりますとスタッフの皆さん一丸となって、この病院の稼働率、病室の稼働率を上げるということで前向きな形で取り組んでいただいているという報告もいただいております。ここのあたりを十分見据え

ながら、そして最後は地域医療構想の中でどういう形になるのか、それは私どもの検討材料の一つでありますので、今はそういう状況あるということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ちょっとほっといたしました。

先ほど入院患者さんの減が気になるというふうなお話もさせていただきました。土別市立病院の関係もありますし、また市内の民間病院さんとの関係もありますから、強硬に入院患者さんをこっちにとということにはならないかというふうには思うのですが、先ほどもお話あったように午後診療もある中で、もう少し交通の便がよくなればいいのではないかなというふうに思っているところがあります。清峰園があり、そよかぜ館があり、そしてそういう介護施設が建ち並ぶ医療と福祉の施設がまとまっている地域でありますから、コミュニティバスの利便性を高めることで病院の利用を高めていくということになるのではないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 東病院、それから清峰園、清峰園は私もちょっと縁の深いところありますし、考えてみますとあの地域はそういう施設があるのですが、また丘があって坂道があるというところで、平地ではないので、かなり行きづらいというところもあるかと思えます。

東病院の皆さんと1度お話しさせていただく機会もありまして、いろいろ意見交換したのですが、バス停の話も出たのは事実でありまして、いろんな形でなるべく使いやすいような交通網の体系というのは必要なと思っております。議員御指摘のところではコミバスというお話も出しましたが、別の手段もひよっとしたらあるかもしれません。それこそデマンド形式でのやり方ですとか、そういうほかの部分も含めて、公共交通の体系については地域公共交通形成の委員会の中の専門部

会ございますので、協議会の専門部会ありますので、その中でも御相談させていただければと思います。

名寄市全体を見渡しますと、東病院、清峰園、そよかぜ館を含めて、あの地域に施設はあるのだけれども、ちょっと行きづらいというその環境自体はやはり認識しなければなりませんので、これからの時代も踏まえるとどういう足の確保が一番いいのか、これは引き続き研究させていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 人口減が進む中でコンパクトシティの問題も出てくるかというふうに思うのですが、ただ名寄市地域公共交通網形成計画の中で述べられているように医療福祉施設、商業施設や住居などのまとまった立地と公共交通の活用によりというふうなことで、快適で安全性の高い生活空間の形成を基本に適正な規制、誘導を行うというふうに述べられておりますので、今御紹介しましたように医療と福祉の施設がまとまっている地域であります。そして、坂もありますから、例えば介護施設に行こうと思っても車がないと、自転車ではなかなか難しいということなのです、夏であっても。そういうことで、もっとバスが便利がよかったらいいのという声が随分私のところにも寄せられているところでもあります。そういった部分で病院も利用する、そして介護施設のほうも利用するというような、そういう地域の活性化も含めてぜひとも検討をしていただきたいし、さらに先ほどお話があった地域医療構想の中でまた東病院ぜひ守っていただいて、ホームドクター的な役割というところ辺で私は重要だというふうに思っています。先ほど副市長もおっしゃったように風連の診療所も含めて、急性期の市立総合病院だけではないそういった病院もあるというところで市民は安心して暮らすことができるというところを押さえていただいて、取り組んでいただきたいと思いますが、再度お考えをお聞か

させていただきます、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） やはりこの地域の医療を担うというポイントになるのは、公的なところでどこまでベースをつくれるかと、これは非常に大きな問題だと思っておりますし、これは必ずクリアしなければならない問題だと思っております。一方では地域医療構想の中でもいろんな考えが出ておりますし、それから変化している社会情勢の中でこれから必要になる医療の分野もあるかと思っております。例えば地域包括ケアそのものの中からいけば在宅はどうするのだ、あるいはもう少し時間がたってからになるかもしれませんが、人が最後一生を終えるときにどういう医療が必要なのか、例えば今東病院でも一部取り組んでいただいておりますけれども、東病院ではそのものではありませんけれども、緩和ケアですとか終末期医療の問題も出るかと思っております。そのあたりも含めて、今後ベースになるところをしっかりとつくるという、そういう観点のもとで改めて取り組ませていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

地域の特色を生かした教育行政の推進について外1件を、山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大項目2点について順次質問をさせていただきます。

初めに、大項目1点目、地域の特色を生かした教育行政の推進について、小項目1、コミュニティ・スクール制度の市内全校導入後における具体的な取り組みについてお伺いをいたします。平成29年度に智恵文小学校、智恵文中学校にコミュニティ・スクール制度が導入されたのを皮切りに、その後市内小中学校に順次導入が進み、本年6月、名寄西小学校に学校運営協議会が設置されたことにより、市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。学校と家庭、地域が教育活

動の目標を共有し、ともに協働して組織的に課題に対応する地域とともにある学校づくりのさらなる充実が期待される場所ですが、今後名寄市の教育行政として目指すべき学校のあり方とそれに向けての具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

小項目2点目、市内高等学校の今後のあり方についてお伺いをいたします。人口減少や少子化の影響により中学卒業生数が減少傾向にあり、募集定員の削減が避けられない中、道教委ではこれまで公立高等学校配置計画において欠員が40名以上生じている学校について、学科の見直しや定員調整などについて検討が必要との見解を示してきました。当市を含む上川北学区内においても近年定員割れが顕著になっていることから、学校の再編や学科の配置などを地域に見合ったものにしていかなければならない状況に置かれております。

名寄市内の高等学校については、次年度より名寄産業高校の学科の転換による1間口の削減が既に示されており、また先日報道がありました、名寄高校が次年度募集1間口減の3間口となることが明らかになりました。このような状況の中、昨年3月に名寄市内高等学校在り方検討会議の議論等を踏まえ、令和5年度をめどに名寄高校と名寄産業高校を発展的に再編統合するよう道教委に対して要望したところですが、その後の協議等は現在どのような状況になっているのかお伺いをいたします。

小項目3点目、新学習指導要領における外国語活動と外国語授業についてお伺いをいたします。次年度から全面実施される小学校の新学習指導要領においては、中学年での外国語活動、高学年での教科としての外国語、また令和3年度から全面実施となる中学校の新学習指導要領においては、コミュニケーション能力を養うための学習活動を重視することなどの内容がそれぞれ新たに導入されることとなっております。昨年度からの移行期間において既に先行実施されているところではあ

りますが、次年度以降小学校、中学校それぞれの全面実施に向けての具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

小項目4点目、中学校における武道授業についてお伺いいたします。平成20年の中央教育審議会において中学校の保健体育における武道について、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導のあり方を改善するという答申が出され、これを受けた学習指導要領の改訂により平成24年度から中学校の保健体育において武道授業が必修化され、7年余りが経過いたしました。現在の当市の中学校における実施状況や課題等についてお知らせを願います。

続いて、大項目2点目、名寄市地域公共交通網形成計画にかかわって2点についてお伺いをいたします。人口減少や高齢化社会の急速な進行に対応した地域の足としての公共交通による移動手段の確保は、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めていく上で大変重要な課題となっております。そのような状況を踏まえ、当市においては恒久的に地域の足を守るために今後の名寄市の公共交通の指針となる名寄市地域公共交通網形成計画が本年5月に策定されたところです。

そこで、1点目、公共交通空白地における移動手段の確保対策についてですが、当市の公共交通カバー率は8割を超えている一方で、公共交通でカバーできていないエリアが17.5%存在しております。今後計画に基づき、具体的にどのような形で交通空白地の移動手段の確保に取り組んでいくのか考え方を伺いいたします。

2点目に、高齢者の移動における課題と対策についてですが、全国的にも高齢ドライバーの交通事故が増加傾向にあり、大きな問題となっております。当市における現状と課題についてどのような認識しているのか、また今後どのような対策をとっていかようと考えているのか御見解をお伺いして、壇上からの質問といたします。よろしくお願

いいたします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 皆さん、こんにちは。山田議員からは、大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1は総務部長から、大項目2の小項目2は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大項目1、地域の特色を生かした教育行政の推進について、小項目1のコミュニティ・スクール制度の市内全校導入後における具体的な取り組みについてですが、学校が子供たちに生きる力を育むためには家庭、地域、社会との連携を深め、子供たちの生活の充実と活性化を図ることが大切となります。その際、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要と考えております。しかし、少子高齢化や核家族化など子供たちを取り巻く環境の変化の中で、本来であれば保護者や地域住民を含む社会全体で取り組むべきことについても学校に期待されております。したがって、学校だけで子供たちの抱える多様な問題に対処するのは難しくなっている現状でございます。子供たちが抱える課題を地域ぐるみで解決し、質の高い、よりよい教育を提供していくためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの立場から子供たちの将来のためにという共通の目的のために協力し合うことが大切となります。

こうした状況の中、平成27年12月、中央教育審議会において新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策についてが取りまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との協働体制のあり方について地域と学校が連携、協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進することやコミュニティ・スクールの一層の推進を図ることなどが提言されています。また、平成29年3

月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。これらの動向を踏まえ、本市では平成29年度に智恵文小学校、智恵文中学校に学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールとしたのを皮切りに、名寄東小学校、中名寄小学校、名寄西小学校にはそれぞれ単独で学校運営協議会を設置するとともに、名寄小学校と名寄東中学校、名寄南小学校と名寄中学校、風連中央小学校と風連中学校においては小中合同の学校運営協議会を設置し、本年6月をもって市内全ての学校をコミュニティ・スクールとし、地域とともにある学校づくりを推進しているところでございます。

御承知のとおり、学校運営協議会の主な役割には4つの視点があります。1点目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、2点目は学校運営に関する意見を述べるができる、3点目は教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる、4点目は学校運営に必要な支援等について協議するの4つでございます。今後は、とりわけ4つ目の学校運営に必要な支援について充実させていきたいと考えております。現在国では、学校運営に必要な支援の充実を目指し、2022年度までに地域と学校が連携、協働して行う地域学校協働活動を推進することや地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部を設置するという目標を掲げております。このようなことから教育委員会といたしましては、各学校のコミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し合い、高め合う存在として両輪となって、地域とともにある学校づくりのさらなる充実を図ることができるような体制づくりと活動の充実を目指していきたいと考えております。

続いて、小項目2、市内高等学校の今後のあり方についてですが、道教委ではこれからの高校づくりに関する指針に基づき、中卒者数の増減に適切に対応し、教育推進の維持向上などを図る観点

から、地域の実情や私立高校を含めた高校の配置状況等を考慮し、定員の調整や学校の再編整備等を行ってきています。また、生徒の多様な学習ニーズなどに対応し、特色のある学校づくりを推進するため、地域別検討協議会において地域の方々の御意見を伺いながら公立高等学校配置計画を策定し、進めてきております。

名寄市内の高校の状況につきましては、少子化の影響で中卒者数は減少傾向にあり、名寄産業高校については定員割れが続いている状況から、現在の酪農科学科、電子機械科、建築システム科、生活文化科の4科から令和2年度には電子機械科と建築システム科が機械・建築システム科に再編され、4間口から3間口に減少することになっております。また、名寄高校においても定員割れは続いており、令和元年度の入学者数は160名の定員に対し、入学者数99名で1間口減となっております。このようなことから、現中学3年生の進学希望状況を調査分析し、また今後の上川北学区の中卒者数の推移を勘案した中で、来年度の3間口での募集が今月の道の教育委員会議の中で決定したところでございます。

議員から御質問がありました市内2高校の再編統合に向けた協議等の状況についてでございますが、道教委では現在名寄高校、名寄産業高校の光凌キャンパス、名農キャンパスの3施設をどのように活用していくか、それにあわせて普通科、酪農科学科、機械・建築システム科、生活文化科の4学科をどのキャンパスに配置するか、さらに普通科単位制の導入など魅力ある学校づくりをどのように進めていくかなど、さまざまな角度から検討している段階でございます。今後においては、道教委との連携をさらに深めるとともに、これまでも市内高等学校のあり方について検討をさせていただいた名寄市内高等学校在り方検討会議などで御意見を伺いながら協議を進めていきたいと考えております。

次に、新学習指導要領における外国語活動と外

国語授業について申し上げます。平成20年に改訂された現行の学習指導要領では、小学校において外国語活動を新設したり、中学校の外国語の授業時数や指導する語数をふやすなどして、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてきました。しかし、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会教育課程企画特別部会などにおいて小学校5、6年生の外国語活動については、外国語を使った音声中心の活動が中学校進学後の外国語の学習に生かされていない状況があること、また中学校においては国語と英語の音声の違いや英語の発音とつづりの関係を理解することが不十分であることなどの課題が指摘されたところです。このようなことから令和2年度から実施される新学習指導要領においては、小学校3、4年生から聞く、話すを中心とした外国語になれ親しむ外国語活動を年35時間、5、6年生は聞く、話す、書く、読むの4技能を総合的、系統的に扱う教科外国語を年70時間行うこと、中学校においてはより具体的で身近な話題についての表現や簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うための学習活動を重視することなどの改善が図られました。

本市の小学校においては、校長会や名寄市教育改善プロジェクト委員会が中心となって、中学校や高学年との接続に十分配慮することが重要と考え、日課の見直しや朝や放課後の時間を有効に活用するなどして、平成30年度から35時間の3、4年生の外国語活動、70時間の5、6年生の外国語の授業時数を確保し、先行実施しているところでございます。とりわけ小学校5、6年生における外国語の授業では、映像資料やALT等を活用して英語を繰り返し聞かせながら、日常生活に関する身近で簡単な英語を理解することができるような力を育てています。また、音楽に合わせてリズムカルに繰り返し口ずさむチャンツや児童が自分のことを話す活動に取り組むことで、基本的

な英語表現を用いて身近な事柄について自分の考えや気持ちなどを伝え合う力を育てています。

今後教育委員会といたしましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会のグループを中心に、市内各校の実践をもとにした研修や名寄市教育研究所の外国語活動英語班の研修活動、上川教育センターの外国語科指導講座、道教委の英語指導力向上に向けた各種研修等を通して、学級担任を初めとした教員の実践的な指導力の向上に努めながら、次年度の全面実施に向け、校内体制を整えていくようお願いしてまいります。

次に、中学校武道の実施状況や課題等についてお答えします。中学校学習指導要領の保健体育科の中で平成24年度から全面実施されている武道については、その学習を通して我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導のあり方を改善すると示されております。この方針に基づき、平成24年度より前は1学年において武道、またはダンスから男女とも1領域を選択して履修できるようにすることとしていたことを改め、第1学年及び第2学年においては全ての生徒に履修させることや第3学年においては球技及び武道のまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにすることとし、また武道の運動種目は柔道、剣道、または相撲のうちから1種目を選択して履修できるようにすることとしています。

こうした指導内容の取り扱いを踏まえ、本市の中学校では2校が柔道、1校が剣道、1校が相撲を選択し、武道の授業を行っています。これまでの武道の授業を通して見られる教育上の効果としては、子供たちが基本動作と基本となるわざを練習し、相手の動きの変化に対応した攻防を行うことによりわざができる楽しさを味わいながら、相手を尊重する態度や安全に留意する態度を身につけていること、礼に代表される伝統的な考え方などについての理解を深めていることなどが挙げられます。

現状として武道場については、体育館や格技場

を活用していることから、武道の授業を行う場合でも特に問題はありませし、用具についても各中学校の実情や要望を踏まえ、柔道の畳、剣道の防具、相撲の土俵用マットや簡易回しなどを配置しております。指導者については、武道を担当する先生方は適切な指導方法を身につける必要があることから、道教委主催の武道講習会などに参加して研修を深めております。特に柔道については、有段者との複数体制での指導が求められていることから、担当する先生方に有段者がいない場合には柔道等授業支援事業の外部指導者等派遣事業を活用して名寄市柔道連盟の方に講師をお願いし、技能面の指導の充実はもちろんのこと、安全面に十分配慮して授業を行っているところです。

今後も武道の授業を効果的かつ安全に行うことが重要であり、武道を担当する先生方の指導力の向上を図ることや有段者を確保することが課題であると考えております。このため教育委員会としては、各中学校における武道の授業の状況等を把握し、担当する先生方の研修を促したり、柔道や剣道の有段者である先生が転出した場合には同じく有段者である先生を確保するなどして、指導の継続、充実が図られるよう支援していきたいと考えております。また、子供たちが安心して積極的に武道の授業に取り組むことができるよう関係機関、団体の御指導や御協力をいただきながら物的、人的な条件の整備も一層進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、名寄市地域公共交通網形成計画にかかわって、小項目1、公共交通空白地における移動手段の確保対策について申し上げます。

本市では、今後の人口減少、高齢化社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守るために、公共交通の指針となる名寄市地域公共交通網形成計画を本年度策定したところです。この計画の策定に

当たり、公共交通の空白地となっている智恵文地区及び東風連地区に居住する市民へアンケート調査を行っております。この調査結果からは、現状では両地区とも外出時の送迎については自分で移動できるため送迎は必要ないという回答に加えて、気軽に頼れる家族や知り合いがいるという回答が多くあったほか、公共交通が不便な状況について当面は困らない、今は困っていないが、近い将来困る可能性があるという回答が多くありました。また、デマンド型交通の利用意向についてもアンケートを調査を行い、現在の自動車による移動手段がなくなったら利用すると思うという回答が多くありました。

これらのアンケート結果から、名寄市内には交通空白地が存在するものの現状では自動車利用者が多く、また送迎を頼める家族や知り合いがいるため、公共交通空白地における移動手段に困っている市民は多くない状況にあります。しかしながら、議員御質問のとおり、将来的には高齢化の進行などにより自動車の運転ができない、または送迎を頼む家族や知り合いがいなくなることが想定されるため、移動手段の確保に取り組む必要があることから、本年度策定した計画に基づき、名寄市地域公共交通活性化協議会の専門部会においてデマンドバスや乗り合いタクシーのほか、タクシー等を活用した地域の足の確保について議論を進めているところです。議員から御質問のありました具体的な交通空白地の移動手段の確保については、専門部会において議論を進めている最中でありますので、地域の事情や公共交通の需要を把握しながら、交通空白地における公共交通施策について引き続き議論を進めていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、小項目の2、高齢者の移動における課題と対策についてお答えいたします。

全国的に高齢者の運転による重大事故が大きく

報道されており、社会的な影響も大きくなっており、高齢者のみならずとっさの操作誤りは、ちょっとした不注意や焦りなどによって誰の身にも起き得ることですが、高齢になると判断力、反射反応機能など運動機能の低下、動体視力、視野の広さ、聴力など身体感覚機能の低下など、運転操作への影響があらわれる傾向があると言われております。

本市では、運転免許保有人口約1万8,000人のうち26.1%が65歳以上となっており、およそ4人に1人がいわゆる高齢ドライバーとなっております。名寄市では、名寄市交通安全運動推進委員会との連携により、運転免許証を自主返納された高齢者の方に、歩行時の交通事故防止を目的として交通事故防止グッズと1,000円分の商品券を交付しております。グッズの交付数は、本年1月から8月末までで50人となっておりまして、昨年1年間に交付した45人を既に上回っております。本市では、関係機関や団体との連携により開催されている高齢者交通安全宣言大会や市民交通安全運転者研修会において名寄警察署からドライブレコーダーの事故映像も交えた交通講話をいただくなど、より事故の恐ろしさや悲惨さが伝わる形で高齢者など幅広い市民に交通安全意識の向上が図られており、最近の高齢者による事故の増加などと相まって免許返納の流れが進み、グッズの交付数にもその効果があらわれているものと考えております。今後も関係機関などと連携した啓発の強化により、安全運転の意識向上を図ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、改めて質問させていただきたいと思っております。

まず、地域の特色を生かした教育行政の推進についてということで改めてお伺いをいたします。初めに、コミュニティ・スクール制度、このたび

市内全校に導入がされたということであり、ある意味小野教育長の肝いりで取り組まれた取り組みではなかったかなというふうに思います。これをきっかけに、また一層地域とともにある学校づくり、また学校を核とした地域づくり、いわゆる地域コミュニティの形成の手段であり、方法が教育、学校教育という形で地域に根づいた教育活動をますます進化させていくことを御期待を申し上げたいというふうに思います。

お答えの中にもありましたけれども、今後の具体的な取り組みということで教育部長のほうからありました学校教育と社会教育が一体となった取り組みを今後していくということで、私もそこら辺が大変これから重要になってくるのだというふうに思っておりますけれども、もう少し具体的に例えば学校教育と社会教育が一体となった取り組み、地域づくり、具体的にどのような取り組みを想定しているのか、イメージしているのか、改めてお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 学校教育と社会教育の融合ということなのですが、コミュニティ・スクール設置した場合、地域コーディネーターという役割の方を配置して、その方を中心として保護者、地域住民の方々と学校運営に関していろいろなことを進めていくというようなことになってございますので、まず地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターを配置をしながら、その方については可能であれば社会教育に精通されたような方を各コミュニティ・スクールで選定していただきながら、学校教育と社会教育をつなぎ合わせるような役割を担っていただきながら進めていければというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 1回目のお答えにもありました地域学校協働本部、これはいわゆる社会教育を担う形の部分だというふうに思います。そういった中では、学校教育と社会教育をコーデ

ィネートする地域コーディネーターを配置してということで今お答えをいただいたと思いますが、今回私地域の特色を生かした教育行政の推進ということでありますので、例えば今回コミュニティ・スクールが全校に導入されたということを踏まえて、地域の特色ということであれば今幾つかの学校、全校とはなかなかありませんけれども、実施されております農園活動、この取り組みをある意味もう少し拡大することによって名寄市の基幹産業、これを生かした形での学校教育と社会教育の一体化、融合と。特に私のおります智恵文地域、高齢者学級の方が小学生と、また中学生は独自で農園活動をやっておりますけれども、そんな取り組みをいわゆる名寄らしさというのだと思いますけれども、各学校、農園活動をしている学校、またしていない学校等もありますけれども、高齢者の方とうまくかかわりが持てるそんな地域の特色を生かした取り組みにしてはいかがかというふうに思いますが、そんな可能性も含めて改めて考え方を伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 智恵文地区につきましては、高齢者学級、友朋学級の皆さんと小学生と一緒に農園活動をしているという事例をお伺いしております。また、智恵文中学校におきましてもカボチャをつくって、交通安全のために国道で配付をしているというふうな活動をされているということもお伺いしております。また、ほかの小学校についても全ての学校については農園活動、学校菜園ということで農園活動をさせていただいておりますし、風連中央小学校あたりはコミュニティ・スクールの委員の中にも老人クラブの方に入っただきながら、高齢者と子供たちのつながりといいたいまいしょうか、というような活動をしていただいている学校等もありますので、そのようないろんな各学校の、金太郎あめではないのですが、地域とのかかわりですとかいろいろな形があるものですから、その辺は今後も大事にして

いきながら、地域と学校とがうまく連携しながら、子供たちを育てていただければというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 学校側の子供だけの学びの場ということではなく、大人にとっても学びの場であることが、またそういったコミュニティ・スクールの取り組みが地域づくりの核になるということにもつながるのだというふうに思いますし、また子供たちと高齢者のかかわり、それぞれの学校独自のものもありますし、特に東小学校のコミセンなんかは長い歴史、もともとコミュニティ・スクール導入する前からそれ以上の取り組みもやっていたということでありますので、それぞれの学校の特徴を生かしつつ、また名寄市らしさというものも少し取り入れながら、それぞれの学校が学校教育と社会教育が一体となった取り組みますます拡大されるよう、今後もその取り組みを推進していただきたいというふうにここはお願いをしておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高校の関係に移りたいと思いますが、先ほど壇上でも申し上げましたが、先般報道がありまして、名寄高校も次年度1間口減の3間口ということで、中学校の卒業生数の推移を見ますと、予測はある程度されていたということでもありますけれども、現実的にはこれは単独で4間口を今後継続して維持していくのは、それ自体が困難だということが一定程度明らかになってきたのかなというふうには考えるところであります。今後の中卒者数の推移を見ても、緩やかに下がって、一回平成34年で市内は少し上がるような予測がありますけれども、それ以降はまた下がったりという部分で、今後の見通しはやっぱり下がっていくのだということなのだというふうに思います。先ほど道教委への昨年3月に要望をした名寄高校と名寄産業高校の発展的な統合に関して、引き続き名寄市内高等学校在り方検討会議を中心に議論をしていくと

いうことでありますので、そこは引き続きの取り組みをお願いをしたいと思っておりますけれども、そういう状況でありますので、今後はそれぞれ地域の特色をより生かした形での魅力ある名寄の高等学校ということをこれは地域全体でつくり上げて、そして支えていく体制が今後ますます重要になってくるのだというふうに考えております。

先ほどのコミュニティ・スクールも名寄市内は全小中学校に導入されたということでありますので、名寄市内の高校もこれはこの機会にコミュニティ・スクールの導入を検討すべきではないかというふうに私は考えているのですけれども、道立高校ですから、これは市教委の判断でということにはならないと思っておりますけれども、当然学校の理解、そして保護者の理解、また地域の理解というものを在り方会議中心にそういったものを醸成して、こういう状況でありますので、地域で支えていく、地域でつくり上げていく高等学校というのが今後必要になってくるのだというふうに思います。仮に今後市内の高校、コミュニティ・スクール制度を導入したという形であれば、その後市内の小中学校に設置されたコミュニティ・スクールとしっかりと連携をとりながら、継続的な今後間口の維持も含めた形での魅力ある高校づくりにこれはつながっていくのではないかなというふうに思いますけれども、そのあたりのお考え、ここはコミュニティ・スクールの関係も含めて、ぜひとも小野教育長にそのあたりのお考えをお伺いしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今山田議員のほうからコミュニティ・スクールと、それから高校再編にかかわってのことについて御質問をいただきましたけれども、例えば高等学校のコミュニティ・スクールの全国の導入状況でございますけれども、現在幼小中高、特別支援学校、これ全体の導入率というのは、全国でまだ昨年の4月段階で15%程度なのです。高校だけに限って見ますと、

これも全国で10%程度ということでございます。全国的に高等学校でまだ10%程度ですけれども、行っております特色あるコミュニティ・スクールの取り組みとしては、これは報道等で確認されたこともあるかなと思っておりますが、例えば熊本県ですけれども、熊本県では県立高等学校全てで学校運営協議会、これを設置したと。そして、熊本地震の教訓を生かした取り組みというのを学校と地域と一体になって進めているというようなお話も聞いておりますし、またある県では、今議員から御指摘ありましたように少子化ですとか過疎化が進んでいまして、高校の存続に強い危機感を持っている地域、この地域において学校運営協議会において学校が存続していくために必要なことは何かという議論を保護者と地域住民でいたしまして、地域の子供たちが進学を希望するような魅力ある高校にしようというような取り組みも数年前から見られるという状況であります。

議員御指摘のように市教委としては、道立高等学校へのコミュニティ・スクールの導入、これを推進する立場には全くありませんので、もし今後高等学校に学校運営協議会が設置された段階ですけれども、さきの例でお示しましたように保護者、地域住民とともに魅力ある学校づくりという観点から例えば間口維持の取り組み、これも十分可能なことかなと思っておりますし、また小中の運営協議会はもう既にできておりますので、他と連携しまして、そして例えば小中高一貫の生徒指導を充実させるだとか、そんな特色ある取り組みを十分に行っていくような環境になってくるのではないかなと思っております。そのような機会が訪れましたら高等学校のほうと連携しながら、より子供たち、より名寄の教育課題に対応できる学校づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 教育長直接の御答弁ありがとうございました。

実例として、間違いのないと思いますが、今年度、31年4月となっていますが、道北地区でも隣町の下川商業高校が学校運営協議会を設置したと。あと、豊富高校、興部高校ということで、近隣道立高校にも実際に設置したという事例もありますので、これは教育長まさにおっしゃったように道立高校に対して市教委としての判断をできるものではありませんけれども、そのあたりは何かしらの機運が高まってくる、地域としてもそういった機運が高まってくるということが今後重要になってくるのだというふうに思いますので、市内の高校の重要性、そして地方から来られている高校生の生徒さんも多くいらっしゃると思いますので、やっぱりそういうことを途切れさせないためにも本当に今まで以上に魅力のある高校づくり、そういったものをこれはまた行政もそういった部分にしっかりとかがわっていただいて進めていただきたいということを改めてお願いしたいというふうに思います。

また、このあたり少し別な場面でもいろいろと議論を私も近隣の状況等も調査しながら、また御指導いただきながらとも思っていますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に行きます。英語、外国語活動であります。それぞれ今先行実施がもう既に行われておりまして、日課等の見直し等を行い、順調に準備は進んでいるということでの答えであったというふうに思います。同僚議員が同様の質問をいつかの場面でもあったかと思いますが、ALT増員したりですとか、そういった資格を持っている先生を増員したりというのは、物理的になかなか簡単にいかないという部分もあるようなお話を聞いておりますけれども、ここも先ほどコミュニティ・スクール、今高校に導入してはということでお話をさせていただきましたけれども、こういった部分でも例えば先ほどの話、小中高が、市内の小学校、中学校、そして高校がコミュニティ・スクールをきっかけに連携することによって地域力を活用し

た、特に今英語の話ししていますけれども、そんな取り組みができるのではないかなというふうに考えております。というのは、一つの例としてですけれども、今名寄高校に名高イングリッシュプロジェクト、略してMEPという取り組みがされておりますけれども、英語力向上と英語のコミュニケーション力の向上を目的とした校内独自のプロジェクトでありますけれども、もう既に小学生向けの公開講座なんかも毎年1回必ずやっているというような取り組みをしているということでもあります。地域全体がそういった部分、地域の教育に携わる、また子供たちにかかわっていく、例えば高校生が小学生、中学生にしっかりとかがわっていくといういわゆる小中高のしっかりとした連携がとれば、そういった取り組みも可能になってくるのかなと。ただただ学校の先生に負担をかけずに、また今本当にカリキュラムが非常に厳しい中でのこういった導入であったかというふうにも思いますので、しっかりと地域力を活用できる体制も重要ではないかなというふうにつながってくるのだというふうに思います。特に今外国語教育という部分でお話をさせていただきましたけれども、今後そういった取り組みの小中高の連携の可能性について考え方を伺いしておきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 小中高の連携の可能性ということだと思うのですが、今議員から事例を紹介していただきましたけれども、名寄高校につきましては平成24年から名寄高校英語力プロジェクト、MEPということで、英語で発信する力等を身につけるために行っているということで、実は平成25年から3年間の期間でしたけれども、市内の小学生を対象としました開放講座ということで、高校生と英語で遊ぼうという講座を開いていただきまして、小学生が参加してきたという事例がございます。内容的には小学生と高校生がともに互いに交流をしながら、とても楽

しく英語を学んだということだったとお聞きしておりますけれども、そういうプロジェクトとかということで進めていただければそういう講座、小学生、中学生も参加する機会があるのだろうというふうに思いますけれども、今後もしそのような高校のほうで企画立案していただくような小中学生が対象となるような外国語に対する活動等について開催等をしていただければ、また教育委員会としまして各学校に積極的に参加を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） ぜひそういった小学校、中学校、そして高校が連携した中での市内の教育活動を進めていただきたいというふうに思いますので、コミュニティ・スクール導入される、されない、またそこは別の話だと思えますし、導入されればより連携、地域もしっかりとかかわるという形になってくるのだというふうに思いますので、可能性をぜひ少し探っていただいてと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

済みません、次に武道授業についてということでもあります。それぞれの学校、柔道が2校、剣道、相撲がそれぞれが1校ということでもありますけれども、現行の学習指導要領が今そういう形でいずれか1つを選択してということになっておりますけれども、今度新しくなる学習指導要領の中では柔道、剣道、相撲以外にも学校や地域の実態に応じて空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、そして銃剣道などについても履修させることができるというふうに、これは選択制だと思ひますけれども、そういう形になったということでもあります。私今回地域の特色を生かしたということの一つの共通のキーワードというか、そういうことで質問させていただいていますが、武道授業に関しても、当然柔道、この間も新聞にもありましたけれども、柔道は山下道場の子供たちすばらしい活躍をしています。全国の大会に行かれます。

剣道を一生懸命やっている子供たちも大勢いらっしゃいます。また、そういう意味では名寄市は銃剣道のスポーツ少年団すばらしい活躍をされております。全国大会でも毎年上位に入るといような活躍をしているという名寄市でありますので、少し地域性、そういったものに鑑みただ中で、仮に地域の特色ですとかそういったものを教育活動の一環として、銃剣道も最初は体験でもいいかもしれません。そういったものを中学校の武道授業に取り入れる可能性はあるのかどうか、そのあたりの考え方についてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 中学校の武道については、先ほど申し上げましたとおり、柔道、剣道、相撲のうちの1種目を選択してということになってございます。名寄市内の中学校の状況については、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、地域や学校の実態に応じてという文言が入るのですけれども、その他の武道、例えば今議員からいただきましたけれども、弓道、空手道、合気道ですとか少林寺拳法、なぎなた、名寄の銃剣道などがあるということになってございます。その他の武道を取り上げる場合については、原則先ほど言った3つの柔道、剣道、相撲なのですけれども、それにかえて地域の実情、地域の特色の事情がある場合については、先ほど申しましたその他の武道を履修させることができるというようなことになってございます。令和3年度からの、再来年度からの中学校で全面実施されます新学習指導要領においても武道の運動種目についても同じようなどうか、本格実施されてもそのようなことで3つの武道のほかに地域の特色、実情に応じて選ぶことができるというようなことがございます。先ほど議員のほうからも言われましたけれども、名寄市については柔道も当然強いのですけれども、銃剣道についても名寄ピヤシリ銃剣道スポーツ少年団等については、全国大会で3回ほど優勝する

というような非常に優秀な成績をおさめていただいているということもあります。このような状況も考えて、地域の特色を生かしたということになるのでしょうか、そのようなこともありますので、ただし導入する場合、導入する要件の一つに教員が指導から評価まで行うことができる体制が整備されているというようなことが条件としてあります。そのような課題がありますけれども、教員の武道講習会の参加や外部指導者などとの連携を通して行っていけば、学校の判断により柔道、剣道、または相撲にかえて銃剣道を履修させることは可能ではないかと現時点では考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 外部指導者等も活用した中で、また最終的にはこれは学校の理解等も含めてあると思います。そういった多くの子供たちが親しんで、また頑張っている競技でもありますので、これが名寄の特色という部分も含めてぜひ御検討、可能性があるということでのお話でしたので、御検討をいただきたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、公共交通の関係ということで、高齢者の移動における課題と対策のほうなのですが、自主返納が昨年が45人だったのがもう現時点で50人ということで、ふえているということでお答えがありました。実際に原因はどのように捉えていらっしゃるのか。ふえていた原因って何だと思えますか。お答えをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 返納されている方に直接お伺いしたわけではないのですが、最近頻繁に高齢者の交通事故が取り上げられるということで、そういったことで不安を覚えられて返すという方がふえているのではないかと考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） ふえていたというこ

とでありますので、一定程度そういったやられている取り組みも効果が出ているのだというふうに思いますけれども、免許返納者へのインセンティブの検討を今回の地域公共交通網形成計画の中で、今年度、2019年検討、次年度、2020年実施ということで計画の進行管理になってはいますが、そのあたりのインセンティブの検討状況等、今の段階でありましたらお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 網計画の中の進行管理の中で免許返納者へのインセンティブの検討ということで、2020年度実施ということで、今年度協議をするということで、この事項についてはまだ協議をしておりません。今5月29日に計画ができて、それ以降8月20日に1度専門部会を開催をしまして、4項目ほど取り上げて各委員の皆さんから御意見をいただいたということで、その中には地域の足の確保対策、デマンドバスですとか乗り合いバス等の活用についてということで議論が今始まったということでありまして、議員言われている内容についてはこれからということになります。済みません。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 目的はそのインセンティブとかではなくて、最終的に免許を返納させる、インセンティブをつけて返納させることではなくて、高齢者の事故を防ぐ、そして車の依存度が高いので、そういった手段を解消して公共交通を維持していくということだと思いますので、そのあたりで引き続きの取り組みをお願いして、終わりたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結します。

○議長（東 千春議員） 日程第3 報告第5号

平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第6号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第6号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第6号につきましては同法第22条第1項の規定に基づき平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告を申し上げるものでございまして、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） それでは、私から報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第6号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加説明させていただきます。

配付いたしました資料の1ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況（平成30年度決算）についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が発生していないことから、なし、バー表示となっております。実質公債費比率については前年度より0.1ポイント増の8.5%、将来負担比率については2.2ポイント減の31.6%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況（平成30年度決算）についてであります。初めに、表の左上の欄、一般

会計等の赤字の割合を示す実質赤字比率積算の内訳を記載しています。一般会計の実質収支は3億5,243万1,000円の黒字、市立大学特別会計の実質収支はゼロ円となっております。分母である標準財政規模に対する割合はマイナス2.86%で、実質的な赤字が発生していないこととなります。次に、表の右下をごらんください。一般会計等に加え、特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率については、全ての会計の実質収支を合計すると15億6,767万5,000円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス12.73%になり、特別会計、企業会計を合わせた全ての会計においても実質的な赤字が発生していないこととなります。

3ページをお開きください。次に、総括表③、実質公債費比率の状況（平成30年度決算）についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3カ年平均を用います。平成30年度単年度では、衛生施設事務組合の起こした起債の一部償還終了、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増加などにより、前年度より0.9ポイントの減の8.6%となりましたが、平成28年度から平成30年度の3年平均では0.1ポイント増の8.5%となりました。

4ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況（平成30年度決算）についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。平成30年度決算では、前年度より2.2ポイント減の31.6%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額など将来にわたって負担すべき金額を記載してお

ります。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や公営住宅使用料等の特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込み額などを記載しております。将来負担比率が増加した主な要因は、地方債の現在高の減少、職員の年齢構成の変化による退職手当負担見込み額の減少が挙げられます。

5ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況をあらわしております。企業会計である水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当の額は貸借対照表における流動負債から翌年度償還の企業債等の額を控除した金額を、また歳入相当の額については流動資産の額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。両会計とも歳入相当額が歳出相当額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっており、資金不足比率はありません。

また、食肉センター事業特別会計ほか2特別会計については、それぞれ歳出歳入の決算額を記載しており、いずれの会計も一般会計繰入金で調整しておりますので、収支均衡となっており、資金不足は生じておりません。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、報告第5号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第5号外1件を終結いたします。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月21日から9月26日までの6日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、あす9月21日から9月26日までの

6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 清 水 一 夫

令和元年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年9月27日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | | |
| 日程第2 | 議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について（総務文教常任委員長報告） | 日程第4 | 議案第32号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第21号 平成30年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | | 議案第33号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について |
| | 議案第22号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | | 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| | 議案第23号 平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第5 | 議案第35号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第5号） |
| | 議案第24号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第6 | 意見書案第1号 プラごみ対策とごみを出さないシステムの確立を求める意見書 |
| | 議案第25号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | | 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| | 議案第26号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第7 | 報告第7号 例月現金出納検査報告について |
| | 議案第27号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第8 | 名寄振興公社のあり方に関する特別委員会の設置について |
| | 議案第28号 平成30年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第9 | 閉会中継続審査（調査）の申し出について |
| | 議案第29号 平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第10 | 議員の派遣について |
| | | 日程第11 | 委員の派遣について |
-
1. 本日の会議に付した事件
- | | |
|------|-------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 名寄市廃校体育施設の設 |

- 置及び管理に関する条例の制定について（総務文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第21号 平成30年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第22号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第23号 平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第24号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第25号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第26号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第27号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第28号 平成30年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第29号 平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第30号 平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第4 議案第32号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第33号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制

- 定について
- 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第35号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 意見書案第1号 プラごみ対策とごみを出さないシステムの確立を求める意見書
- 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第7 報告第7号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 名寄振興公社のあり方に関する特別委員会の設置について
- 日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第10 議員の派遣について
- 日程第11 委員の派遣について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由美		議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美	枝子	議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員

15番	東川孝義	議員
16番	山田典幸	議員
17番	黒井徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	久保敏
書記	渡辺敏史
書記	開発恵美
書記	長正路慶

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	小野浩一君
総務部長	中村勝己君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	宮本和代君
健康福祉部長	小川勇人君
経済部長	臼田進君
建設水道部長	天野信二君
教育部長	河合信二君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学局長	渡辺博史君
こども・高齢者支援室長	廣嶋淳一君
産業振興室長	田畑次郎君
上下水道室長	鈴木康寛君
会計室長	末吉ひとみ君
監査委員	鹿野裕二君

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

17番 黒井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、高橋伸典委員長。

○総務文教常任委員長（高橋伸典議員） 議長の御指名がありましたので、第3回定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、9月10日、17日、18日の3回開催し、慎重に審査を進めました。

条例制定の趣旨は、市民の文化及びスポーツ活動の普及振興を図るため、廃校となった屋内運動場のうち旧風連日進小学校と旧東風連小学校を市民のスポーツ及びレクリエーション活動の場として確保することを目的とするものであります。

第1回では、名寄市内学校開放施設の利用状況と名寄市立学校施設開放利用条例の資料説明を受け、質疑を行いました。主な質疑では、名寄中学校と名寄東中学校が改築及び統廃合になった場合の整合性についてに対し、両中学校とも今後いつまで利用できるかという問題はあるが、もし統廃合や建てかえがあるならその時点で検討する。こ

の条例を制定するという事は、今後もこのような施設が出てくるだろうと想定している。現況では、両中学校の学校開放における利用人数と団体数はふえているし、この2施設も使いたいということで条例を提案している。また、第6条2項で未成年が利用するとき保護者、またはこれにかわる責任者が必ず付き添うことを求めている。大学生と成人未満の社会人にも適用されるのかに対し、この条例の想定は少年団であり、指導者や保護者の同伴により秩序を守っていただくことを想定して2項をつくっている。第6条で廃校体育施設を利用できるのは、名寄市内に居住する5人以上のグループとしているが、自治基本条例の名寄市民についての定義との整合性に対し、自治基本条例の考え方は名寄に通勤、通学されている方も含める広義な判断と理解しているのですが、今後の課題と考えるなどの答弁がありました。

第2回では、前回の審議を踏まえ、補足説明として、名寄地区の学校施設開放事業利用団体の状況の説明の後、第2項中、保護者、またはこれにかわる責任者が必ず付き添わなければならないの質問に対し、公の施設である廃校体育施設は、住民の福祉の向上を目的に設置されており、住民である市民が利用することを想定している。設置した施設で市民全体の平等性を維持するために自治基本条例の定義とは差があると考えます。大学生は、住民票がなくても市内に住んでいる方は対象としている。2項の利用促進という観点ではなく、施設管理、使用者の管理という観点で、大学生であっても未成年の利用であれば一定程度の責任を負える人材が適当と説明を受けました。その後、市内に居住する住民でなければだめなのか、また大学の18歳、19歳が健康づくりのために自由に使用できるようにするのが教育都市宣言している名寄市の対応ではないか、2項の保護者、またはこれにかわる責任者とは誰なのかに対し、保護者、またはこれにかわる責任者とは、大学を想定すればグループ代表の成人している人、大学の門戸を

閉じるのではなく、利用していただける方向で検討をする。ただ、廃校体育館は管理する方がいないので、ある程度成人者がいることが望ましいと答弁がありました。しかし、委員からは、大学生や18歳、19歳でも楽しく気軽に利用できる環境を整える意味から、第6条の1項と2項には原則を加えるべきとする意見と居住する市民の平等性、安全性や不測の事態を想定しながら条例をつくるのが行政の役割で、原案のとおりでよいとの意見に分かれたため、原則を入れることへの法制担当の意見を確認することで閉会をいたしました。

第3回では、原則を入れることへの法制担当からの回答で、原則を入れている条例はほかにもあるが、この条例を制定する理由は名寄市立学校施設開放利用条例における学校施設が廃校で減少している中で、使えなくなった方たちや地域住民に廃校になったが、使用可能な体育施設を使用していただくのが出発点である。新規の政策として設置したのではなく、名寄市立学校施設開放利用条例の延長的なものとして同様の規定にした経緯があると説明がなされました。その後、河合教育部長から今後規定と運用で配慮して、この条例が市民が利用しやすいものとなるよう対応するとの発言を受け、質疑を終結し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして令和元年第3回定例会付託議案第1号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての審査の経過と結果の御報告をいたします。

○議長（東 千春議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時09分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第3 議案第21号 平成30年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第22号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第24号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第26号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第27号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第28号 平成30年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第29号 平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第30号 平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、佐久間誠委員長。

○決算審査特別委員長（佐久間 誠議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第21号

平成30年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第22号から議案第28号までの各特別会計決算の認定について、議案第29号 平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第30号 平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定について、委員会の審議経過と結果

の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月2日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私佐久間誠が、副委員長には塩田昌彦委員が選任されました。

第2回の委員会は、9月24日に開会し、審査日程を9月24日から27日までの4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、当委員会は全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細な御報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了解をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の6特別会計、病院事業会計、水道事業会計はいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねてお礼を申し上げまして、本委員会の報告とします。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第21号外9件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第21号 平成30年度名寄市一般会計決

算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第22号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第23号 平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第30号 平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定についてまでの8件について委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第30号までの8件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第32号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第33号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費

用弁償に関する条例の制定について、議案第33号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正をされ、新たに会計年度任用職員制度が創設をされました。改正法につきましては令和2年4月に施行されることから、本市においても関係条例の整備及び既存条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の制定は、平成29年改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号で定める会計年度任用職員についてその報酬、手当及び通勤費用に係る費用弁償等について定めるものでございます。

議案第33号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定は、同条第1項第2号で定める会計年度任用職員の給料、手当等について定めるものでございます。

議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例10本について会計年度任用職員に適用される制度に関する規定の整備、国の法改正に伴う引用条項ずれの修正、文言整理などを行うものでございます。

なお、議案第32号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例第3条第1項及び議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第7条において改正をいたします名寄市統計調査条例第9条第3項で規定をする条例は、新たに制定をする条例のため引用条例番号が空欄となっておりますが、議決いただきました後に条例番号を議会に通知をさ

せていただくこととしております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第32号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 1点確認をさせていただきたいと思っております。

まず、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の中の給料表であります。この中で、行政職給料表を使用するというふうになっているのですが、市の職員の給与に関する条例の中では行政職、また医療職、医療看護職、教育職等々給料表があるのですが、そこで今現在臨時で働いている皆さん方、あらゆる場面で働いていらっしゃるのですが、それが行政職給料表のみを使うところについて御説明をいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今川村議員のほうからフルタイム会計年度任用職員ということで御質問ございましたけれども、パートタイム会計年度任用職員の関係につきましても同じように行政職の1表を使って、これは会計年度任用職員をどういった給料表に位置づけるかということで行政職の1表を使っているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 端的にお答えいただいたのですが、ちょっとわかりづらいのかなというふうに思うのですが、もう一度わかりやすくお答えいただけないでしょうか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 例えば一般的な事務職員もいますし、病院のほうで働く方、あるいは図書館で働く方、嘱託の方、臨時の方もいらっしゃいますけれども、全て行政職の1表の中で取り

扱うということで、行政職1表の中でどういうふうに位置づけをするかということで、職種なりによって変えながら、その給料表を使うということでございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回のこの会計年度任用職員制度、国の制度として新しく公務員の中で取り入れられた制度であって、非常に新しい制度でありますからわかりにくいということが多くですし、一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、現在働いている皆さん方は非常に不安を持って働いていらっしゃいます。どういった中身になるのかということです。ですから、今の給料表一つとってみてもわかりづらいということがあるかというふうに思いますので、今臨時で働いている皆さん方がこの会計年度任用職員に移行した後どんなふうになっていくのか、本当に丁寧な説明が必要かなというふうに思っていますので、そこに最善の努力をしていただくことを強く求めて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第35

号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号 令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,355万円を追加し、予算総額を209億2,027万6,000円にしようとするものでございます。

補正の理由を歳出から申し上げます。6款農林業費におきまして林業振興一般行政経費300万円の追加は、現在往来が不可能となっている林道武徳日進線の路盤修繕工事を実施しようとするものでございます。

7款商工費におきまして名寄振興公社経営改善事業費6,055万円の追加は、施設の運営上緊急的に必要な資金として、名寄振興公社緊急運営資金貸付金6,055万円を補正しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。20款繰入金におきまして財政調整基金繰入金6,355万円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 先ほど御提案のありました7款商工費、1項商工費の貸付金、名寄振興公社経営改善事業費、名寄振興公社緊急運営資金貸付金について何点か質問させていただきます。

今回緊急運用資金ということでの御提案でありますけれども、この補正に至るまでに別の方策の

検討がなされたのかどうかについてお伺いしたいと思っております。前回からの継続的なものを頭の中に残して今回の補正予算の審議に当たらせていただいておりますので、緊急ということであることには違いないのだろうというふうには認識しておりますが、緊急の度合いについて、具体的なものについて十分知らされていない部分もあるかと思っております。緊急ということでのその状況について詳しくお知らせいただきたいと思っております。

それから、3点目になりますが、貸付金ということであります。貸し付けるということであれば、当然償還返済の部分の計画、どの時期からどれぐらいの割合でというものが示されてしかるべきかなというふうに思います。規則等の話も以前は出ていたところではありますが、その議論も途中で終わっている経緯もございますので、貸し付けるということに当たっての詳細についてお知らせいただきたいと思っております。

それから、この間の議論について、市民も本当に心配をしながら見守っていただいているところが大きい中で、市民説明も十分果たすということを御答弁の中で何度かいただいているわけではありますけれども、やはり名寄市の自治基本条例に照らし合わせましたときに、自治基本条例第7条、情報共有、第5項のところに「市は、まちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、及びわかりやすく説明する責務を負う」、自治基本条例のこの項目は大変重要であると思っております。この点についてもお考えを伺いたいと思っております。

以上、4点についてお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今4点について御質問いただきました。まず、緊急的というところでございますが、今回の貸付金に当たるものが本来公社に入るべき指定管理料の相当額でございますが、これについては公社の意思によらぬ資金調達に伴うものでありますこと、それから供託さ

れている指定管理料に関しましては現在係争中であることと、そしてこの公社において現在資金不足が懸念されているというところで緊急性があると考えているところでございます。

また、別な方策を考えたかどうかというところでございますが、このたびの財政支援に当たりましては、補助金ですとか損失補償なども含めて検討したところでございますが、今回今申し上げた緊急性というところもありまして、また先ほど係争中ということをお願いしましたけれども、係争中であるというところで、これについて仮に勝訴した場合におきましては、この供託されているお金は公社が得るところでありまして、その場合には速やかに償還がされるということも総合的に勘案しまして貸し付けということを提案させていただきました。

続きまして、償還等につきましてですが、今回この貸付制度につきましては、公社に対する緊急運営資金貸付規則として9月25日に決定をしたものでございます。これにつきまして償還期間においては、公社の経営状況及び供託された指定管理料に係る裁判の行方など、そういったものを総合的に勘案いたしまして、償還期間を10年としているところでございます。この償還につきましては、さきに特別委員会でお示しした振興公社さんの収支計画は一旦取り下げさせていただきましたけれども、今後精査していく中で、その利益をもとに償還をしていくところでございますが、この10年間でその利益の中から可能な範囲での償還をしていく計画をもとに、その規則におきましてはまず公社のほうから借り入れ申請書というものが出されるわけですが、この中に償還計画書が必要な書類として提出されることになってございます。ですので、その償還計画に基づいて償還されるものでございます。

それから最後、情報提供というところでございますけれども、まずこの問題につきまして、さきに提案させていただいたものにつきまして特別委

員会等で審議していただきましたけれども、今後につきましては新たに特別委員会も設置されるというところがございますので、その中で議論をしていただき、私どもも可能な限り情報提供させていただきますようお願いしております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたけれども、10年で償還計画が立てられているということでありましたが、具体的な数字については10年間の中のどこからスタートして、どれぐらいの率でという、そういうところについてのお話はなかったかと思っています。きょうの午前中まで30年度の決算審査を行っておりまして、ずっと財政については厳しいものがあるという話も出ている中で、そして名寄市の公共施設等緊急性を要する老朽化施設が多くなってきているその財政についての議論をしてきたそのすぐ後での今回の補正予算の提案でありますので、やはりそこはもう少し具体的なものを示していただきたいというふうに思っているのが市民感情も含めてであります。すぐにこの年度中に償還が始まるということは厳しいのかもしれませんが、10年間のどこからスタートをして、本当に10年間でしっかり償還が整うのかどうか。その見通しについては、さきに示していただきました年次別の収支計画書ですとか健全経営の計画書等も一度取り下げになっている中では、やはり判断基準がいま一つ私たちにしてみれば整っていない状況での補正予算の提案をいただいているというその思いが強いものでありますから、そこについてはもう一度御答弁をいただきたいというふうに思います。

あわせて市民説明については、確かに特別委員会もこの後予定されている部分も大きいかと思っておりますけれども、それだけでは市民への説明を十分に果たしているというふうには思えないのであります。速やかにという言葉が自治基本条例の中にしっかりと文言として入っておりますので、この点についてはやはり早急な対応を求めたいと思

ます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） まず、償還について御説明申し上げます。

10年というところですが、もしこの議案が可決していただけたら、速やかに貸し付けの手続といえましょうか、まず公社さんのほうから申請書を提出していただく手順になると思います。その後決定をしまして貸し付けをすることになりますので、明けて10月の初旬、早い時期になるとすればそこからカウントして1年、2年として、今のところそういう考えでおりますので、まず1年目というのは来年の9月とって10年間の償還と。償還計画のその償還の仕方というのは、この規則の中で率を定めているのではございません。それは、公社さんのほうで収支計画に基づいてその年度、年度で償還できる額をこれから申請していただくところの償還計画書の中で提出していただくことになるところではございますが、この中ではさきの一旦取り下げはしましたけれども、収支計画というもの、あれをブラッシュアップすることになってくると思いますが、あの中で毎年度の利益の中からできる返済をしていただくと考えております。

この貸し付けにつきましては、先ほども一部申し上げましたが、裁判の結果、勝訴すればそのお金については公社が得るものでございます。ですので、裁判の期間ですとか結果について予断を持って返済計画を立てるといことはなかなか難しいと考えるところではございますので、この利益から返済していく中で勝訴した際の繰上償還についても規則の中で想定しているところでございます。

市民説明につきましては、先ほど申し上げましたとおり、特別委員会の中で私どもとしては説明をさせていただこうと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 特別委員会の場でと

いうことでありますけれども、それは市としての対応の場とは少し意味合いが違うのではないかと考えております。当然それぞれの担っている役割の中で市民に対して説明をしていくということは責任は担っていると思いますが、そこはまた違う部分での市の責務というのはあろうかと思しますので、改めて理事者から御答弁をお願いしたいと思っております。

それから、償還についてであります。申請が上がって、手続が整えばそこから1年目がスタートするというものであります。本当に1年目から順調に改善計画のとおり数字が積み重ねられていくのかどうかについて不安があるので、私たちは発言が多くなってきているわけでありまして。改めて確認させていただきませんが、この債務は確定しているという認識の中でよろしいのでしょうか。これは、もう一度確認させていただきたいというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 私のほうから前段の市民説明についてお答えしたいと思っておりますが、これから私どもまちづくり懇談会も控えておりますし、その中で十分ひとつ時間をとりながら説明させていただくこともありますし、またこれからのことでありますけれども、きょうの段階で少し固まりつつあるような情報もありますから、それも含めてできるだけ早いうちに市民の皆さんへの説明の機会を設けさせていただきたいと思っておりますが、10月に入りますと中旬ぐらいにはもう既にまちづくり懇談会もございまして。ちょっと資料のつくり込みもありますけれども、必ずどこかのチャンネルでは市民の皆さんに今こういう状況なのだよということで説明はさせていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 債務の確定というところの御質問がありました。1つは、公社が今回の資金調達の関係で負うリスクというのでしょうか、そのところについては今まさに係争中、裁判に入ったというところでありまして、この結果をもって額が確定してくるということであると思っておりますが、その最大の額については今さまざまな機会でお知らせしているように今回の貸付金の額が最大の金額になるということでありまして。また、市と公社の間での貸付金の債務等については、市と公社が契約をした段階で債務が確定するというふうになるということで御理解いただければと思います。

また、今回の貸付金については、先ほど室長のほうから申請行為というふうに話をさせていただきましたけれども、当然償還計画等については市としてもしっかりと内容を確認した上で貸し付けの決定を行っていくことであるので、あわせて御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 今山崎議員のほうからありましたけれども、やはり貸し付けに至る経緯がはっきり明確に示されていないなというふうに思います。1つは、自助努力、ここのところはどうだったのか。市からの貸し付けでなければどうしてもだめだったのかどうかです。それからまた、株主の中には地元金融機関も入っているわけですが、そういったところの方々との相談等はどうか、そういった部分でもちょっと疑問が残るところであります。

あと、北海道、道の対応についてどのようになっているのか。例えばこの6,055万円のうち、道の分でいいますと1,474万9,000円が含まれているわけですが、この部分についてはどのように道のほうからお話があったのかどうか、これについてお知らせをさせていただきたいと思っております。

それからあと、貸し付けの部分での今取り決め

の話が出ていましたけれども、償還に10年をと
いうお話でした。指定管理をお願いしている期間
でいいますと、どの場所についても令和3年から
4年までというふうになっているのですけれども、
これ以降もずっと償還をしてもらうというふうな
ことでいうと、なかなか市民理解としては難しい
ということでもあります。

そして、今回1度だけで済むのかというのも非
常に不安です。予算単年度の中での今年度中にそ
れを終わらせるのか、また来年度も、再来年度も
というような市民の皆さん方からの不安が非常に
多く寄せられているところでもあります。ですから、
そういった中で財政調整基金を取り崩して使って
いくということでもありますけれども、やはり財政
収支に大きな影響を及ぼすのではないかと不安
が広がっているわけです。この部分について
お答えをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 3点御質問をい
ただきました。まず、自助努力というところにつ
きまして、これは先に提出をさせていただきました
経営改善計画の中にも書かせていただいております
が、まず公社の自助努力として金融機関からの
貸し付けを受けて、当面の資金の悪化を回避し
たということもございしますが、今回におきまし
ては供託ということで、本来公社に入るべき指定
管理料が入ってこないというところに関しての資
金繰りの悪化というところで、緊急的に市が貸し
付けるといふ提案をさせていただいたところでご
ざいます。

道との対応につきましては、北海道とは緊密に
連携をしながら、打ち合わせも進めているところ
でございます。北海道としては、道立サンピラー
パークの指定管理を公社さんに委託しているところ
でございますけれども、今回この貸し付けにつ
きましては、まず道に対して既に債権譲渡通知と
いうところを受けまして多大な御迷惑をかけてい
るところでございます。その意味で公社の51%

の株主である市としては、大株主の責任を果たす
ということが必要であると考えておりまして、こ
れから本格的なシーズンを迎えるカーリング場を
備えており、本市の冬季スポーツ拠点化の中核施
設である道立サンピラーパークの運営をとめない
ためには、市が責任を持って公社が置かれている
現在の状況を回避しなければならないというところ
から、供託されている道と市の指定管理料相当
額である今回の貸し付けについて市として貸し付
ける御提案をさせていただいたところでございま
す。

また、この償還10年について1度で済むのか
といったところについての御質問ですが、今回先
ほど申し上げたとおりの考え方で10年間の償還
期間としているところでございます。1度で済む
かというところについては、今回改善計画につ
いて最大株主である市としても十分に精査をしな
がら計画を立てさせていただきまして、今回この貸
し付けをまずすることで資金繰りの苦しいところ
を回避することにしておりますが、この後につ
きましては、これは特別委員会でもお話をさせて
いただいておりますが、まだ不明金ですとかそう
いったところの部分がございしますので、それにつ
いては今後特別委員会等でも協議をさせていただ
きたいと思っております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 振興公社として株主
である金融機関等とも相談したかというような御
質問だったというふうに思いますが、答弁が漏れ
ていて申しわけございませんでした。

ここについては、先ほど室長のほうから公社の
自助努力の中で資金調達をしたという話をさせて

いただきましたけれども、まさにこの相手となる金融機関が株主の方という、そういった団体でもありまして、そういった機関とも相談させていただいた上で、自助努力の中での資金調達に結びついているということで御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 当面については自助努力もしながらきたけれども、ここに資金ショートが目の前に迫ったというような御説明だったかなというふうに今お聞きしたのですけれども、しかし北海道の対応について市の責任をもって道の分も責任を担うというようなお話でした、今。道の指定管理料を負担するまで名寄市が負担できる状況にあるのかというのが非常に今のお話聞いて疑問をさらに深くなったところであります。当面については自助努力もしたけれども、これ以上はできないという状況がやはり私たち議会の中でも示されていませんし、市民の皆さん方にももうこれ以上自助努力は難しいのだといったところが見えてこない。何か市のほうで思いやって、出してあげているのでないかというふうに思わざるを得ない。今の道の分も負担するというをお聞きすると、そんなふうになってしまう。その点について再度お答えをいただきたいと思えます。

それから、貸し付けですけれども、この取り決めの中身、償還の中身についても何か曖昧ではないでしょうか。個人的な貸し借りのところを例に出しては申しわけないのですけれども、やはりきちっとした書面を出し、計画を出し、その上で貸し借りが決まっていく。今回この予算が決まったら、計画書も出してもらうというようなことで、すんなり貸すことになってしまうのか。非常に疑問であります。その点についてお答えをいただきたいのと、あと先ほども言ったように10年間というところに管理運営が令和3年、4年までとなっているところに対してのお考えをお聞きしていませんので、再度お願いをいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 3点御質問をいただきました。1つ、道の分も含めてなぜ市が負担をするのかということでもあります。ここは先ほど室長も申し上げましたけれども、今回公社の大株主が市であるということが1つと、もう一つは市の施策として冬季スポーツ拠点の初め道立サンピラーパークについても重要な施設であるという位置づけがあるというのがございます。それと、もう一つについては、今回については貴重な市の財源、厳しい中での予算措置ではありますけれども、貸付金という形で提案をさせていただいたということでありまして、期間はかかるかもしれませんけれども、基本的には貸付金でありますので、後年時の中でこれについては団体としての利益の中からお返しをしていただくと、そういう考えのもとに立っているということで、決してここに公社の今後の努力を求めないということではありませんので、そこについてはぜひ御理解をいただければというふうに思います。

それと、償還の中身についてということでもあります。これは、さきの特別委員会でも向こう令和6年度までの損益計算書もつけてお示しをさせていただきました。一部誤っていた部分もあって、そこは改めておわびを申し上げたいと思えます。ただ、基本的には公社からの経営改善計画があって、それに対する市の評価、さらには考え方がありましたので、ここについては今後も基本的に大きく変わるものではないのだろーと思えますけれども、さらに数字等についてはブラッシュアップをさせていただきたいと思えますし、今人材のところについても市としてもできる努力をさせていただいておりますので、そういった機関からも助言をいただきながら、さらにブラッシュアップをさせていただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、そこに一度下げましたけれども、基本的な改善計画の方向等については検討させていただいておりますので、そのデータをも

とに向こう10年以内の中でこの償還ができるものというふうに考えておりますし、具体的には先ほど申し上げたように改善計画を添付した申請をもって、それを私どものほうでしっかりと内容を確認した上で貸付実行に移していきたいと思しますので、そういう手順があるということでぜひ御理解をいただければと思います。

それと最後に、指定管理のところに向こう10年間で指定管理期間が切れるということも当然ありますので、そこの危惧だというふうに思いますけれども、公社が指定管理として受けている施設については、一般公募ではないという施設なのです。特定のノウハウ、技術がなければ運営ができない施設ということでありまして、ここについては今後も変わらないというふうに思っています。さらに先には違う団体が出てくれば別ですが、当面についてはここはやはり公社でなければ担うことができない施設というふうには考えておりますので、そこも含めて今回の貸し付けという措置に至っているところでありますし、そういう施設でありますので、向こう10年間で引き続きぜひ再建をして、施設を担っていただきたいと、そこの思いも込めて10年間についてということで期間を設けたということでぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 51%の株主、一番の株主という名寄市であるのは承知していますし、またこれから冬に向けて大きな取り組みをしていく重要な施設というのも理解して、その中で市民の皆さんもそこは十分に理解をしている中で、この多額の資金を貸し付けるといったところに不安が不信感もあわせて広がっているわけです。そんな中で、今おっしゃったように株主だから、冬のそういう冬季スポーツ拠点化事業を進めるために北海道のこの分を一緒に名寄市が負担すると、貸し付けるといったことに理解できるでしょうか、市民の皆さん、御説明して。非常に私は理解に苦

しみます。

今係争中ということもありますから、この供託した部分がいつ返ってくるかどうかもわからないというようなことでありますし、そしてこの供託が今回さっきもお話ししたように1度で済むのかどうか。来年度も、またその次もどうなるのだろうかという不安もあるわけです。これから特別委員会が設置される予定でありますけれども、そこでは第三セクターにおいては財政的リスクを存在する第三セクターにおいて速やかに抜本的改革を含め経営健全化を検討することが強く求められるということで、総務省の指針にも出されているところであります。その抜本的改革のところは、地方公共団体が主導することが必要だと、こんなふうに書かれているわけですが、この点についてはこれから設置されようとする特別委員会の中で議論をしていくことが必要だというふうには思いますけれども、今問われているのはこの6,055万円の貸し付けです。この貸し付けということに理解がなかなか進まない状況では、次の特別委員会での議論も進んでいかないのではないかとというふうに考えるのですが、再度この貸し付けに対するお考え、また道の負担をするお考えを改めて聞きたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 先ほど申し上げたところに加えて、当該の振興公社が運営している施設については、もとより市民の皆さん御利用されるところもありますので、そのサービスをとめることができないという部分も含めて今回の貸し付けをして、資金ショートを乗り越えていきたいという思いがあるということでぜひ御理解をいただければと思います。

それと、2点目の次年度以降もこの供託をしななければいけないのではないかと、そういう心配がないのかということではありますが、これについては今回の資金調達、私どもの認識とするとちょっと不当な資金調達というふうに認識していま

すけれども、これに伴うものということでありますので、それは既に今回の6,055万円の中にあるということでありますので、次年度以降について供託するという事はないというふうに考えてございます。

最後に、三セクの抜本的な改革に係る市の姿勢というか、かかわり方ということだと思います。これについては、本来であれば公社の黒字がもっと早い段階であれば、あるいは国の指導をしっかりとして遵守をすればもっと早い段階での対応が必要だったのかもしれませんが、公社からの報告が黒字だったということもありまして、手続的には少し遅くなった感については否めないのかもしれませんが、これを機に改めて第三セクターに対するかかわり方については内部でもしっかりと検討しながら、厳しさを持ちながら対応してまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） 今回貸付金として6,055万円提案されましたけれども、今定例会初日に、ちょっと話戻りますけれども、付託されて、特別委員会を設置して同様の額の貸付金、そして経営改善補助金ということで提案されたのが9月18日議案の撤回があったということでの今回6,055万円の再提案だったというふうに理解していますけれども、今その内容等についてはさきの議員のやりとりの中で一定程度理解するものがありますけれども、改めてのいろんな経緯の中で議案の撤回になったという経過もありまして、収支計画等にやっぱり影響を及ぼす事態に陥ったということでの撤回だったというふうに思います。当然6,055万円に前は付随して提案された部分でありますので、これは全く関係ないということには私はならないと思いますので、ちょっと確認しますけれども、今後の見通しとしていつ精査された収支計画、経営改善計画も含めていつの段階で明確になって、改めて議会に対して提案がされ

るのか。そして、経営改善計画ですけれども、それも含めてどのような内容を精査して、改めての提案がされるのか。というのも議案の撤回によって設置されていた特別委員会も今はない状態になっています。その特別委員会の議論の中でも明確になっていない部分が多々あります。また、方向性が明確に示されていない部分というのが非常に多いまま特別委員会が解散してしまったと。結果的に議案の撤回によって解散してしまったという状況でありますので、そういった部分も含めての経営改善計画、精査して改めて出てくるのかどうか、そのあたりの見通しと少しスケジュール感というのを明確に示していただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今山田議員からスケジュール感というところでの御質問がございました。まず、さきの特別委員会で提出させていただきました経営改善計画あるいは収支計画については、先ほど白田部長からの答弁もありましたとおり、一部修正等もございまして御迷惑をかけたところでございます。

現在先ほどの貸し付けについての償還の計画を立てるに当たりまして、公社のほうでまず収支計画についても精査をしているところでございます。また、改善計画につきましては、総務省からの通知に基づきますと、昨年2月20日付の総務省の通知で第三セクター等の経営健全化方針の策定についてという通知がございまして、これに基づきますとことしの3月31日までに実は提出しなければいけないということがございましたが、これにつきましてはこの健全化方針を出さなければいけない地方公共団体というものがその第三セクターが債務超過法人であるですとか、実質的に債務超過である法人ですとか、そういったものが対象になるというところでもございました。この通知があったときには、先ほど申し上げましたが、当初の公社の報告におきまして黒字であったとい

うところもあって、このときにはしかも債務超過になっていなかったのに、この段階での提出はしてありませんでしたが、改めての……

（何事か呼ぶ者あり）

○産業振興室長（田畑次郎君） そのために改善計画を改めて精査しなければいけないと思っておりますけれども、これについては時期的にいつまでというのはまだ公社とも精査してありませんけれども、できるだけ速やかに提出したいと思っております。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今後の見込みということでありますけれども、6,055万円、今回の貸し付けのほうからお話しさせていただきますが、さまざまな公社いろんな資金調達も努力しておりますけれども、本来入るべき指定管理料が入らないということで、このままでは9月末、今月末で資金が枯渇するというのが目前に迫っているということにあります。

お金の流れ的な話ですけれども、6,055万円貸し付けて、資金はそこで一通りあるのですが、シミュレーション上は前回の経営改善計画でお示したところもありますけれども、ことしで資金がなくなるだろうという見込みは立てていますので、追ってことしの4定の中では経営改善計画とともに今後の資金どれぐらい必要なかも改めて精査させていただいて、提出させていただくことになろうかと思えます。たしか前回の中では、6,055万円のほかにプラス5,000万円ということでありましたけれども、そのプラス5,000万円のほかに今回の調査の中で不明金の部分も出てきておりますし、よくよく考えますとこの部分も恐らく資金のところではかなり厳しくなりますので、これについてはどういう形の補正の手法が妥当なのか、今回補助金ですとか貸付金ですとか、場合によりましては公社が借り入れる、そしてその借り入れたものに損失補償を市がする、いろんな手法はあるかと思えます。いろんな形でどうい

う方法がいいのかよく検討させていただいた上で、また議会のほうと御相談させていただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 4定までにはということでありましたけれども、さっき私が経営改善計画を精査してどういう形で出してくるのかということは、今回特別委員会を9月の頭から9月18日まで設置して、さまざまな議論がありました。そういったものも含めて改めてそこを市としても、当然振興公社としてもしっかり受けとめた中で、改めてのそれも含めた中での改善計画をこれはしっかりと出していただきたいのです。そういう部分ではやっぱり明確になっていない部分が多々ありますので、そういった部分もしっかりと明確にした中で、結果的にはこういう形になりましたけれども、これをきっかけに収支計画も今後かかっていくものを全て改めて精査して、きちんとした形で、いつまでにとということであれば4定ということで期限ありましたけれども、そこら辺の考え方についてお伺いをしているわけであって、そこらあたりの考え方少し明確に御答弁をお願いしたいと思えます。

あと、そういった部分では……一回それお答えいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 済みません、言葉足らずで申しわけございません。

特別委員会で議論していただいたことについては、これは決して無駄にしてはいけないと思っておりますので、その点は十分次の計画の中に織り込み、また再度再精査させていただく時間を与えられたというふうに認識しておりますので、十分そこについては庁内、そして公社のほうにもこれでいいのかと、本当はここが一番大事なことだと思っております。これだけ市民の皆さん心配している振興公社、これでいいのかと、ここが一番大事なことだと思っておりますので、改めていろん

な方法あるかと思えます。私ども公社と指定管理の基本協定結んでおりますので、それにのっとりましてきちんとした形で対応していただく。改めて信頼回復というのはどういうものなのか、これは公社のほうに十分考えていただくことも踏まえて計画をつくらせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） ある意味そういったお言葉を改めて確認したかった部分もありますので、そこのところはよろしくお願ひしたいと思いますし、先ほど特別委員会どうこうと、まだ設置されていませんけれども、これは議会の立場として主体的にそこにはしっかりとかわっていかうと。ここは昨日の東議長が議会を代表して記者会見もされていますので、そういう意思のもとに今後、まずは第4回定例会に提案される予定ということで今ありましたので、ある意味私たちは主体的にそこにかかわる中で、その議論をするための下地づくりを継続して進めてまいりたいというふうに思いますので、そのことを改めて申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） これまでの各議員とのやりとりの中で多少重複する部分もあると思うのですが、今市民が一番心配しているのは、今回例えば6,055万円をつぎ込んで、緊急避難的に公社を救済すると。しかし、それで終わるのかということなのです。幾らつぎ込んだら安定した体制を取り戻せるのかと、ここが一番ポイントでありまして、ここの考え方をきちんとやっぱり整理していかなければいかぬと思うのです。先ほど橋本副市長御答弁あったようにとりあえずこの6,055万円をつぎ込めば、12月末まではこれは大丈夫なのかなというふうにちょっと考えるのですけれども、そこら辺が安定的に、例えば供託金部分はもう裁判上の供託ということで、これは積み上げられていると。その部分を例えば指定管理料、これを貸し付ける、その部分の分を。そうすると、

これだけで経営は本来でいったら安定するのではないかなという率直な気持ちもあるのですが、しかし先般経営改善計画、特別委員会の中で示されたもの、これ見たらそんなものではないなど。いろいろあるなど。先ほどお話あったように不明金の整理、あるいは恒常的な赤字部分だとか、それから緊急的な潤滑油的な緊急なものも含めてちょっとあるものですから、そこら辺が一番心配しているということです。

それと、2つ目は、先ほど来の御答弁で規則について、貸付規則、これについて今整備をされているということなので、この議案が例えば通過したらそういったものも見られるようになるのかなと思うのですが、指定管理団体というのは何も振興公社だけでなく、ほかにもいろんな団体あるわけです。その団体が仮に、こんなことあってもらったら困るのですけれども、例えばまた同じような状態があったときに、その別な団体にも貸し付けられるような公平、公正性を担保した規則になっているのかどうなのか、そのことについてこれは2点目にお伺ひしたいというふうに思っております。

それと、第三セクターへのいわゆる国の方向性、これは先ほど川村議員も触れられておりましたけれども、かなり厳しいものになっているということもありまして、それと私心配しているのは、財政援助制限法第3条にこれは抵触するのではないかというふうにちょっと考えているのです。ただ、いわゆる特別の事情というものもこれは加味されているのかなと思うのですが、かなり第三セクターに対する貸し付けは全国的な第三セクターの経営不振、累積赤字、恒常的なそうした債務の超過みたいなものから総務省がこれは通達を出されているものでありますから、これはこの先まだまだ財政出動が必要だということで考えるのであれば、どこかでやっぱりこれは決断をして、新たな形を模索するという方策も市のほうとしてはとらなければいかぬのではないかというふうに思いますか

ら、このあたりの考え方について御質問したいと思います。

それと、貸し付けでありますから当然、先ほど10年という償還期限おっしゃられておりましたけれども、金利だとかの設定というのは、これはどういうふうになっているのでしょうか。こちら辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私のほうからは、まずちょっと順不同になるかもしれませんが、金利のところから説明させていただきますと、今回先ほど申し上げました緊急運営資金貸付規則の中では、先ほどと御説明が重複しますけれども、本来公社に入るべき指定管理料相当額でありまして、また公社の意思によらぬ資金調達に伴うものであること、また供託されている指定管理料に関しては現在係争中であり、勝訴した場合には公社が得るものであることなどを総合的に勘案し、無利子、ゼロ%としているところでございます。

あと、この規則そのものがほかの団体、指定管理団体が同じようなことがあったときにその公平性はどうかというところでございますが、今回この規則につきましては名寄振興公社緊急運営資金貸付規則という名称のものでございまして、その趣旨におきましてもピヤシリスキー場など名寄市の公共施設の管理運営を所管する出資法人である株式会社名寄振興公社の経営の安定と事業の円滑な運営を図るために緊急な運営資金を必要とするためというところになっておりますので、今回の貸付規則につきましては名寄振興公社に対してのものとなっております。

供託をされたものがこの貸し付けがあれば本来であれば安定するはずのものがさきに提出した改善計画や収支計画の中ではそうではない部分があるのではないかというところでございますけれども、これについては決算を再精査させていただいたところ、累積の赤字と、それから年間1,000

万円程度の赤字になるという構造的なこともございましたので、計画の中では採算部門であると考えられていたなよろ温泉サンピラーの部分についても指定管理料を入れることでの安定をさせていただくような計画を出させていただいたところでございます。ですので、今回の貸し付けの後に、先ほど副市長からも御説明ありましたが、まだ不足する部分がありますので、これについては今後計画を出させていただく中で協議させていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 3点目にありました今回の予算措置、これを実行すると法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律、これに触れるのではないかという御質問だったというふうに思います。これは、佐久間議員も以前ごらんになっているかと思っておりますけれども、第三セクター等の経営健全化の維持等に関する通達が出されておりました、これは積極的に発動せいということではありませんけれども、行政側からの三セクに対する支援策の中に長期あるいは短期の貸付金という方法があるということで明示がされておりますので、法には触れないものだという認識をしてございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 金利については、経営安定するまで取れないということだとか、規則についてはこれは限定するものであると、振興公社に限定する規則であるというような御説明だとか、そのあたりはお答えはわかりましたけれども、最後の国の指針と、それから市が出せるべき限度額というのが幾ら緊急避難的、突発的といえども、通常は株式51%、この持ち株の範囲内、つまり名寄市であれば950万円とかそのあたりだと思うのです、三セクのところでいうと。市民のさまざまな生活が脅かされるようなことになっては、これは到底だめだと思うのです。だから、今回は貸付金というくくりですから、返してもらえるこ

とを前提に考えるならば、これは緊急避難としてやむなしかなというふうにも思うのですが、かなり苦悩されていると思いますから、このあたりしっかり調整したり、それから市民の皆様への説明責任も含めて、きちんとこれは説明をしていただきたいというふうにも思いますし、市もこれは苦悩しているだろうと思いますが、私どももこの間特別委員会の中で真剣に議論して、名寄市の将来や、あるいは振興公社の将来あるべき姿、そのことをどういうふうにも再構築していけばいいのかということで、大変難しいことで、議論も大変苦悩するものでありましたから、ここは余りにも底の見えない泥沼のような形で突っ込んでいくようなことがあってはならないと私は思います。だから、その歯どめ策、そのことを周りの方とも重複しますからもう一度御答弁いただきまして、私の質問については閉じたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今回の貸し付け6,055万円についてですけれども、私も財政を預かる立場として非常に市民の皆さんに心苦しく思っております。当然市民の皆さんからいただいた税金を入れての支援となりますので、ただ貸し付けということでございますから、これは最終的には何らかの形で公社のほうから返還していただくと、これは大前提としてこれはゆるがせはできないと思っております。係争案件ということですから、その問題発覚したときにはあってはならないことという表現させていただきましたが、本来債権譲渡できないというふうにも協定で書いてあるものがされているということでもありますから、この部分も含めて係争ということになっております。最終的には必ず何らかの形で公社のほうからこの貸付金については返済していただくと。そのためにもしっかりした経営改善計画と今後の収支見込みもつくっていただくと、そういう形でまた公社のほうとさまざまな形で協議させていただきたいと思っております。

そして、もう一つ、次から次へとお金をつぎ込むことになる、これは本当に避けなければならないことだと思っています。先ほどお答えしましたけれども、ことしの4定の中でまた再精査させていただきたいと思いますが、当然経営改善計画もつくりますので、翌年度以降これは最終的には予算の審議していただくことになって、その中で指定管理という形になりますけれども、あわせて提出させていただくことになりまして、節目節目で公社の経営どうなのだと。それについては今回の議会でもいろいろ御議論いただきましたが、必ず今の経営状態どうなのだと、これは我々としてもしっかり監視の目を光らせて、もしそれでなかなかうまくいかないような兆しがあれば、これはおっしゃるとおりいろんな手法考えられるかもしれませんが、これは、道のほうの指定管理も受けておりますので、私のほうで一概に今ここで言うことはできませんけれども、当然市民の皆さんの税金を際限なくつぎ込むという話にはなりませんので、そこはしっかり監視といいますか、さまざまなデータも読み取りながら、そして今状況どうなのだと、さらに密に連絡とり合いながら、不測の事態にならないように進めてまいりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 7款商工費6,055万円、名寄振興公社経営改善事業費についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど来から質問ございましたけれども、今副市長からも貸付金ということで、将来的に税金を投入しますけれども、返済されるというような前提でのお話がございました。さきに修正して出された決算報告書、振興公社の平成30年度第47期の決算状況、株主資本合計でマイナス2,217万8,085円とかなり債務超過をしている状況の会社であるといったところに、あえて貸付金でリスクを負って市が直接貸し付けるといった判断に至った考え、これについて御確認をしたいという

ふうに思います。将来的に先ほど貸し付け内容の部分では10年ほどの償還を考えているといった期間のお話もありましたけれども、10年間その債務を市として背負っていくというリスク、途中で償還ができなくなった際に債権を放棄しなければいけないといった事態が出てきたとき、その際にもまた議会の債権放棄に関する議決、議会に預けられるといった状況がある中では、補正予算の部分についても議会として慎重にならなければいけないといった考えは当然皆さん持っていると思いますので、そちらについての考え方もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今回は、緊急措置ということでの貸付金ということでの提案をさせていただいたというのが1つありまして、緊急に対応しなければいけないというのが1つあるのと、それともう一つは先ほどからの答弁の中にもあるように決して市が肩がわりをするということではなくて、最終的には公社の責任としてしっかりこの金額については返済をいただき、市民の皆さんに御迷惑をかけないという前提もあって、そういった意味も含めて、市としてのリスクはあるのかもしれませんが、市としてある意味ゼロ金利、金利は無利子ですので、そのところについては支援という意味もあるのかもしれませんが、そういった意味も含めて今回は市からの直接の貸付金として提案をさせていただいていることでもあります。

また、このリスクについては、先ほどからの答弁にあるようにしっかりと三セクについて厳しい視点を持って対応していきたいと思っておりますし、今回の貸し付けの大前提となります償還計画、あるいは今後先ほど4定までというお話もさせていただきましたけれども、その中の改善計画もさらに精査をさせて説明をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） さきに撤回されました議案第31号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第4号）、こちらにつきまして合計金額で1億1,055万円、経営改善補助金と貸付金5,000万円と6,055万円、それぞれ金額ありますけれども、これ一度撤回されて、今回貸付金という部分だけ再度補正予算として上程されてきているわけですが、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、将来的に債権を市が担っていかなければいけない、裁判の係争中の部分のリスクも含めて償還が滞るといった部分のリスクについては、ここは拭えない部分だというふうに思っておりますけれども、今回の上程なぜそちらの貸付金を選択されたのか、そこについてもう一度、補助金ではなくて貸付金を選択されたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今回の6,055万円貸付金については、最初の室長の説明からもあったように本来指定管理料として入るべきお金ということもありましたので、入るべきお金ということで、ここは緊急を要するということもありましたので、市として貸付金という形で対応させていただいたことでもあります。

また、前回提案をしました5,000万円について、これはもう資料を既に出ささせていただいておりますけれども、この間の累積として4,000万円ほどの赤字があるということでもありますので、ここの対応については4定までに改めて公社ともしっかりと指導するところは指導させていただき、協議するところは協議させていただいて、それらの対応については改めて4定の中で御審議をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 先ほど来から4定の中でまた再度補正予算の提案というようなお話が出てきておりますけれども、率直にお伺ひしますけ

れども、今年度この6,055万円含めて幾ら程度名寄振興公社に補正予算も含めてお金をこの後つぎ込もうとしているのかというところ、どれぐらいを想定しているのかというところをお尋ねをしたいというふうに思います。

あわせて先ほど来からお話ししているとおり、リスクをはらんだ貸付金を選択したというところでございますけれども、補助金ではなく償還していく部分での貸付金ということで、無利子で償還をしていくといったところ、やっぱり貸し付けに関しては市が貸し付ける方法ではなく、先ほど来からありますけれども、民間金融機関を利用して、市が損失補償をした中での貸し付けという方法も選択肢としてあったのではないかというふうに考えておりますけれども、最後にそちらの検討の経過もしあればお知らせをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 民間から公社が資金を調達して、市は恐らく損失補償の議決をいただいて資金調達をするという方法も確かにあるのだというふうに思っておりますが、ここはいずれにしてもリスクのところで行くと、方法は違って同じなのだというふうに思っています。ただ、今回緊急であるということで、いずれにしても公社が金融機関と調整をしなければ融資に結びつかないというところがありますので、一つ時間的な猶予からいくと、そのところはできるだけ速やかに運ぶとすると市の直接的な貸し付けがいいだろうというのが1点ありました。

それと、公社の実態については、既に収支の修正あるいは差しかえをもって報告させていただいておりますけれども、非常に厳しい経営状況にあるということでありまして、これは先ほど支援という言葉もちょっと使わせていただきましたけれども、民間から資金を調達すると当然金利がかかるわけでありまして、ここについては市の支援として金利分については市のほうで負担というか、

金利を軽減できるような方策を考えさせていただいたということでぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 高野美枝子議員。

○12番（高野美枝子議員） ただいまの答弁でございますけれども、民間から借り入れということで今お話があったのですけれども、そのことの話し合いというのはですか、そのことを前提に議論したことはなかったのかということが1点と、私たち特別委員会を設置いたしまして議論をしてきたわけです。市民の方からたくさんのお手紙もたくさんのお電話もたくさんのお苦情、相談もいただいたところです。本当に市民がこのことに関して名寄市の一大事であるというふうに受けとめていますし、私たちも真剣に特別委員会で議論をしてきました。その結果撤回ということで、本当に残念です。またいろいろと考えているところもありますけれども、皆さんがこのことに関して本当に心配をしている。今このことで本当に問題が解決されるのか。経済部産業振興室の方が本当に一生懸命書類をつくって、議会に提示していただいておりますけれども、公社の姿が見えない。そのことも懸念されているところでございます。先ほどからの議論の中で、係争中の件に当たっては勝訴するというところでございますけれども、市民はそういうふうには見ていない。そのことをどういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

そしてまた、先ほど副市長がこれでいいのか、公社ということで、しっかり頑張っていただくということです。本当に公社の姿が見えない。そして、今回緊急的に6,055万円貸付金として提案されていますけれども、しっかりと皆さんで議論をしていただいたのか。そして、このこと以外に指定管理者、一般公募でない指定管理者制度というところで問題があるのではないかというふうにも考えております。この点についてお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○**経済部長（臼田 進君）** まず、市民の皆さんが大変心配をされていると。議員のもとにも多くの声が寄せられていることについては、私どもも真摯に受けとめたいというふうに思いますし、私どもも直接、市長名で入っている投書もありますし、私どももいろんなところに出るときにはいろんな声をいただいておりますので、ここは真摯に受けとめたいと思いますし、必要なところは公社にもしっかりと伝えながらいきたいと思います。また、公社のほうも当然そういった厳しい声をいただいているということについては、私どもも認識しているということでぜひ御理解をいただければというふうに思います。

公社の姿が見えないということでもあります。ここについては、公社は公社の中で職員レベル、あるいは取締役のレベル、あるいは株主を集めての説明も含めて取り組んでいるところもありますけれども、ある意味でいうと係争中のところもあって、十分情報が発信し切れていない部分もあるかもしれませんので、ここについては私ども市のほうからも三セクに対して改めて、さきにも指導はしておりますけれども、改めてきょうの御意見を受けて指導をさせていただきたいと思いますので、ぜひ御理解をいただければと思います。御理解をいただければと思いますが、よろしかったでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○**経済部長（臼田 進君）** 大変申しわけありません。民間からの借り入れということでありました。これについては、先ほども申し上げましたが、公社が独自に借り入れるところについては、先ほどもお話ししたように株主の理解もいただきながら、株主である金融機関の理解もいただきながら、自助努力の中で最大限の借り入れを行ったということについては、これは事実としてあるということで御理解をいただければと思います。さらに、今回の市としての6,055万円の提案について、これについても民間のほうから借り入れられない

かという御質問だったというふうにと思いますが、これは先ほどの倉澤議員のところでもお答えをさせていただきましたけれども、緊急的な対応があるということと、さらにはかなり大きな金額、しかも公社の意に沿わないところの6,055万円ということがありましたので、ここは市としての一定の支援という意味も含めて市から直接貸し付けをさせていただきたいという提案であるということで御理解をいただければと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○**経済部長（臼田 進君）** 済みません。ちょっと一遍に覚え切れなかったので、申しわけございません。

指定管理のところですよ。これが一般公募によらないところに一つ問題点があるのではないかという御指摘なのだというふうに思います。ある意味でいうと、指定管理の市内における課題なのだろうというふうに思っています。ただ、名寄市が行っている指定管理については、これは決して公社が受けている施設だけではありませんけれども、やはり市内企業の育成、あるいは市内での資金の循環も含めて、市内に事務所のある事業所等ということで一定のキャップを設けさせていただいているのがあります。その中で申し上げますと、公社が請け負っている施設については、やはり特定の技術であったり、知識であったり、それが必要となる施設でありますので、市内においてはそれにかわる団体がないということで今も公社に公募によらない方法での指定管理のお願いをしているということでもありますので、御理解をいただければと思います。今後ともそれは指定管理のあり方も含めて、課題として受けとめさせていただきたいと思います。

○**議長（東 千春議員）** 高野議員。

○**12番（高野美枝子議員）** やはり指定管理は、先ほどから皆様おっしゃっているように非常に問題であるというふうに思いますし、都会の状況とまた地方における人口減少、企業が少ない中での

指定管理が本当に難しく、このような結果になったのかなというふうにも思いますけれども、今回債務が確定していない中での今回の貸し出しです。また、改善計画も特別委員会で途中になっているところでもございますけれども、このことについて補助金として前の委員会には出ていたわけですけれども、このことに関して今後どのような対応をとられていくのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 今後の経過というか、見通しという御質問だったのだというふうに思います。ここは、先ほど橋本副市長のほうからもお話ありましたけれども、今回については貸付金ということでありまして、前回提案した5,000万円、あるいは不明のところもありますので、これらについてはできるだけ早期に明らかにしつつ、4定に向けて改めて精査をして御相談あるいは御提案をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） これから公社に対してどれぐらいの資金が必要なのかというのは、やっぱり大きな問題だと思っておりますが、これは中身を十分分析させていただきまして、先ほども答弁させていただきましてけれども、それぞれこれは公金を使うべき、あるいはこれは公社のほうで借入れをすべき、それともこれは完全に不法行為なので、自分たちで決着をつけてくださいというものもあるかと思っております。それぞれの状況に応じた形で資金の支援、あるいは自分たちで何とかしなければならぬところ、そういうところも分析も踏まえて4定の中でまた御議論させていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） まさに株式会社名寄振興公社でございますので、やはり株式会社として自分の責任で経営をしていってほしいというところがございます。4定の中で議論をさせてい

ただくということもございますけれども、市のかかわりのある出資している振興公社ということでもありますけれども、本来であればやはり振興公社が自分が株式会社としてひとり立ちし、そして借入れ、利子も払いながら企業努力をしていく、そのことが一番求められるというふうに思います。今回の件は、本当に想像もしない状況でございますけれども、やはりこのことに対して市としてきちんと対応していただきたいと思っておりますし、私たち議会もきちんと対応したいというふうに思います。今回振興公社は、非常に道内外、また全国から注目を集めているところがございます。このことを株式会社としてしっかり努力していただくということをもう一度確認したいと思っております。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 本当に大変な問題引き起こしたということでもありますので、先ほども申し上げましたけれども、公社の責務必ずあるはずですし、私ども市もきちんとそこは指導なりなんなりをしていかなければならない問題だと思っております。何といたっても市の重要な施設を担っているところでもありますし、言いかえると長い間蓄積されたノウハウもあったということですが、よくよく考えてみますと指定管理そのものの根幹にかかわる問題もこの中で浮き彫りになったかもしれません。さまざまな角度から検証し、再度4定の中でしっかりと計画、しっかりと資金のあり方詰めながらまた御説明させていただきたいと思っておりますし、市民に対しての説明も、10月からなるかと思っておりますけれども、その中でしっかりさせていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、今までのいろんな議論がありました。今回の6,055万円、ここにいる18人の議員それぞれこれがなかったらさらに資金ショートを起こすという事態は理解をしているものであります。それ以上でもないけれども、ただそれが本当に振興公社のためになる

のかというと、あるいは振興公社がこれから大丈夫かということ、先ほどの副市長の答弁ではないですけれども、一回撤回をされた経営改善計画、来年度から1,000万円ずつ赤字が出るのだという計画で出ていたもの、そこに6,055万円投入するということへの不安というのはやはりあります。本当に回収がちゃんとできるのか。きょうまさに議決をされた後これから契約していくときに、ちゃんと成り立つのかという意味も含めて皆さんに不安があると。何回も言いますけれども、6,055万円の必要性はみんな認識していると思うけれども、これは多くの方が振興公社を守るための6,055万円ではなくて、なよろ温泉サンピラー、日の出湯さんもなくなって、市内唯一の一般浴場になった名寄振興公社の経営を潰してはならないと、運営をとめてはならないという意味も含め、あるいは冬季スポーツの拠点化を含めてあの施設をそのまま潰してはならないという思いを含めて持っているからなかなか踏み切らないことでもありますけれども、そういう意味では先ほど副市長が公社とのやりとりの中でこれでいいのか、これでいいのかというようにきちっと問答をしていくというお話をしました。その背景にあるのは、場合によっては市直営でもいいという決断をされる時期があるのか、あくまでも振興公社を守るための議論を深めていこうとしているのか、そこについて改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） これでもいいのかという発言させていただきましたけれども、この議会の場で6,055万円、本来入るべき指定管理料が入らないという事態でこれだけの大きな議論を巻き起こしているというこの状況そのものをもう一度振興公社の皆さんにも考えていただきたいということも入っております。市のほうの最初のこの問題発覚のときには、やはり事業の運営をとめてはいけないということが大前提でありますし、この6,055万円については、これは振興公社を守る

というためのものでは私個人的には思っておりません。これをもとに当然振興公社の経営が改善されていって、今まで蓄積されたノウハウも生かしながら、しっかりと名寄市の事業を請け負っていただく、道の事業を請け負っていただく、これはもう一番いいことでありますし、それについては市のほうも一定の支援をする。ただし、これで甘えるような公社であってはいけないというのはもう当然でありますし、それはこれでいいのかの中に入っているというふうに思っていて結構だと思います。当然先ほどの佐久間議員のやりとりの中でもありましたけれども、節目節目できちんと見ながら、今後どうなっていくのか、これはそのたびごとに注視しながら、状況もお話ししながら進めていかなければならない問題だと思っております。ただ、現状では、先ほどの公募、非公募、民間との指定管理のやりとりもございました。あの施設そのもの、事業そのものをしっかりと運営できる人材そのもの、あるいは企業も含めてなかなかないのも実際でありますから、非常に難しいかじ取りが迫られるとは思いますが、改めてこの6,055万円の貸し付けの意味をしっかりと公社と、そして我々市も受けとめさせていただいて、今後どういうふうになっていくのか、これは十分責務を果たしながら進めてまいりたいと思いますし、場合によりましては公社はこの事業はやっぱり不得手だったらどうなのだろうねという話もそのやりとりの中ではしななければならない場面もあるかと思っております。全て今後の事業の進み方によりますけれども、きょうのこの議論をしっかりと公社にも、恐らく聞いていると思いますが、しっかりと聞いていただいて、本当に大変な事態なのだと思っていて認識していただいて、そして前向きにやれるところからすぐにでもやっていただくのが一番だと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） そのためにも公社がそのまま経営を継続する意味なら、先ほどの山田

議員とのやりとりもありましたけれども、やはり経営改善計画を4定までではなくて、一日も早く議会側に提示をして、4定で初日に提案されて、また最終日まで決めるという、議会の日程を含めてまたせっぱ詰まった中で議論をしていくということには私はなるべくしたくないと。せっかくこれから議論の中で特別委員会をつくるのなら、その中でじっくり振興公社でやっていけるのかという議論を特別委員会の中でもしていけるような環境を整えると。そういう意味では、4定ではなくて、経営改善計画を一日でも早くつくり上げて出すと。既に6,055万円きょう議決したら、この後契約でまたお話があるでしょうから、当然ながらそれも償還計画も含めて早急につくっていくということでありますので、その辺については確約をいただきたいと。4定で頭でいいということではなくて、一日でも早く出すということで確約をいただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 私のほうで確約ということでもありますけれども、一日でも早くということですので、一日でも早く出させていただきたいと思えます。ただ、公社のほう、今のやりとりの中で公社のほうの状況についても私いろいろ伺っておりますけれども、特別委員会の中でもたしかあったと思えますが、現場の職員がまだ足りないですとか、さまざまな今問題も出てきております。こちらについては、並行しながら手当てしているところでもありますけれども、その行方も見守りながらであります。経営改善計画、そして今後どういうふうになっていくのかについては、できるだけ早く、それこそ佐藤議員の言うとおりの一日でも早く出せるように頑張ってもらいたいと思えます。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） これより採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 意見書案第1号 プラごみ対策とごみを出さないシステムの確立を求める意見書、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外1件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外1件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 報告第7号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第8 名寄振興公社のあり方に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。名寄市の第三セクターである名寄振興公社の経営形態、施設整備、あり方について一定の方向性を見出すことを目的に、名寄振興公社のあり方に関する特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、名寄振興公社のあり方に関する特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき名寄振興公社のあり方に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、倉澤宏議員、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今村芳彦議員、塩田昌彦議員、東川孝義議員、山田典幸議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

名寄振興公社のあり方に関する特別委員会委員長に東川孝義議員、副委員長に佐久間誠議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣が決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 佐久間 誠

署名議員 黒 井 徹

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和元年第3回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 崎 真由美 (P 36)	1 若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについて (1) 参議院選挙における若年世代の投票結果について (2) 若年世代の主権者意識を高める取り組みについて (3) 主権者教育につながる子ども議会(仮称)開催について 2 市民協働のまちづくりについて (1) 市民協働の意識を高める情報公開について (2) パブリック・コメントによる意見集約について (3) 世代を意識した情報公開について 3 公衆浴場の確保について (1) 現状と必要性について (2) 公衆浴場設置による効果と将来展望について
2	東 川 孝 義 (P 47)	1 平成30年度行政評価について (1) 評価事業全体の総括について (2) C評価事業における今後の対応について (3) 名寄市総合計画(第2次)中期基本計画への反映について 2 下水道事業の運営について (1) 名寄市下水道事業中期経営計画の評価について (2) 名寄市下水道事業経営戦略の推進に向けて (3) 今後の推進における課題について 3 閉校施設の利活用に向けて (1) 閉校施設の利用実態について (2) 地域住民との協議について (3) 官民連携の運営について
3	遠 藤 隆 男 (P 57)	1 障がい者福祉の推進について (1) 就労支援について (2) 地域生活支援について (3) 生活環境等整備について

		<p>(4) 障がい者・障がいへの理解及び障がい者の重度化・高齢化について</p> <p>2 農福連携の推進について</p> <p>(1) 現状と課題について</p> <p>(2) 農福連携の考え方について</p>
4	清水 一夫 (P 65)	<p>1 防災について</p> <p>(1) 雪害等における市の対応について</p> <p>(2) 本年度の名寄市防災訓練の成果等について</p> <p>(3) 避難行動要支援者の同意書の対応について</p> <p>2 冬の観光について</p> <p>(1) スキーツアーなどのインバウンド（訪日外国人）受け入れ施策について</p> <p>3 冬季スポーツ施設整備について</p> <p>(1) 健康の森クロスカントリーコースの整備進捗状況について</p>
5	倉澤 宏 (P 76)	<p>1 産業の振興について</p> <p>(1) 創業支援および事業承継事業について</p> <p>(2) 企業誘致等の取り組み状況について</p> <p>(3) 実施計画等の状況について</p> <p>2 高齢化社会等に対応した各種支援策について</p> <p>(1) 現状の把握と分析について</p> <p>(2) 衛生面の支援について</p> <p>(3) 生活関連の支援について</p>
6	三浦 勝秀 (P 88)	<p>1 中心市街地活性化について</p> <p>(1) 空き家対策について</p> <p>(2) 中心市街地の再整備について</p> <p>2 観光振興について</p> <p>(1) 名寄市観光振興計画の進捗状況について</p> <p>(2) イベント事業の効果検証について</p>
7	塩田 昌彦 (P 95)	<p>1 建設業が抱える働き方改革への対応について</p> <p>(1) 建設業における働き方改革の施行による影響について</p> <p>(2) 今後における課題と対策について</p> <p>2 名寄産業高校が担う農業担い手対策について</p>

		<p>(1) 農業担い手海外派遣事業の検証と評価及び今後の対応について</p> <p>(2) 名寄産業高校酪農科学科の現状と公立高校間口維持に果たす役割への認識について</p> <p>(3) 名寄産業高校及び道北農業担い手育成対策協議会からの要望状況とその対応について</p> <p>3 名寄市立大学を活用した地域ケア力向上プロジェクト事業の取り組みについて</p> <p>(1) 当該事業の概要について</p>
8	今村芳彦 (P106)	<p>1 名寄市病院事業について</p> <p>(1) 職員の雇用状況と人材育成について</p> <p>(2) 業務内容について</p> <p>2 風連地域の課題について</p> <p>(1) 風連地区市街地再開発事業の評価について</p> <p>(2) 将来の課題について</p> <p>3 道路の維持管理について</p> <p>(1) 除排雪業務について</p> <p>(2) 今後の道路維持管理について</p>
9	富岡達彦 (P117)	<p>1 観光振興について</p> <p>(1) JR宗谷本線観光列車「風っこそうや号」の総括について</p> <p>(2) サイクルツーリズムの推進について</p> <p>2 弥生公園整備について</p> <p>(1) 桜の名所としての再生整備について</p> <p>(2) 公園内の設備の更新について</p>
10	高橋伸典 (P132)	<p>1 地域包括ケアシステムと健康寿命の延伸について</p> <p>(1) ICTによる医療と介護の連携構築について</p> <p>(2) 地域リハビリテーション活動支援事業について</p> <p>(3) フレイル予防の取り組みについて</p> <p>(4) 名寄市通いの場事業について</p> <p>(5) 認知症施策について</p> <p>2 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について</p> <p>(1) 地域交通ネットワークの充実について</p> <p>(2) 安全運転装置の支援について</p>

<p>1 1</p>	<p>高 野 美 枝 子 (P 1 4 3)</p>	<p>1 子どもたちの未来のために (1) 子どもの医療費の無料化に向けて (2) 子どもの権利条例制定について (3) 通学路の安全対策について</p> <p>2 市民の財産である公園や街路樹等の管理について (1) 街路樹の管理について (2) 除草剤の安全性について (3) 句碑の管理について (4) 案内板や案内標識について</p> <p>3 防災について (1) 地域コミュニティとの関係について (2) 避難所のプライバシーの確保について (3) ラジオの放送が届かない地域について</p> <p>4 名寄市立大学の将来展望について (1) 時代の変化に対応した大学経営について (2) 大学院に対する考え方について (3) 市民を巻き込んだ学びの場について (4) 学生アルバイトについて</p>
<p>1 2</p>	<p>川 村 幸 栄 (P 1 5 5)</p>	<p>1 子どもへの虐待防止のための取り組みについて (1) 児童相談所との連携について (2) 市の取り組みについて (3) 市民としてできること (4) 子どもの権利条例制定に対する考えについて</p> <p>2 名寄市立大学のあり方にかかわって (1) 大学のこれからについて (2) 市民との関わりについて (3) 環境整備について</p> <p>3 名寄東病院の今後について (1) 現状について (2) 今後について</p>
<p>1 3</p>	<p>山 田 典 幸 (P 1 6 7)</p>	<p>1 地域の特色を活かした教育行政の推進について (1) コミュニティ・スクール制度の市内全校導入後における具体的な取り組みについて (2) 市内高等学校の今後のあり方について</p>

		<p>(3) 新学習指導要領における外国語活動と外国語授業について</p> <p>(4) 中学校における武道授業について</p> <p>2 名寄市地域公共交通網形成計画にかかわって</p> <p>(1) 公共交通空白地における移動手段の確保対策について</p> <p>(2) 高齢者の移動における課題と対策について</p>
--	--	---

令和元年第3回名寄市議会定例会議決結果表

令和元年9月2日～令和元年9月27日 26日間
 本会議時間数 16時間40分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する 条例の制定について	元. 9. 2 総務文教常任委	元. 9. 18 原案可決すべき	元. 9. 27 原案可決
第 2 号	名寄市下水道事業及び名寄市個別排水処理施設整備事業の地方公営企業法適用に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 3 号	指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 4 号	名寄市印鑑条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 5 号	名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 6 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 7 号	名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 8 号	名寄市立大学奨学金給付条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 9 号	名寄市総合福祉センター条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 1 0 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 1 1 号	名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 1 2 号	名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 1 3 号	名寄市水道事業給水条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決
第 1 4 号	名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について	— —	— —	元. 9. 2 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 5 号	名寄市有給吏員退職料等支給条例の廃止について	—	—	元. 9. 2 原案可決
第 1 6 号	名寄市特別用途地区建築条例の廃止について	—	—	元. 9. 2 原案可決
第 1 7 号	財産の取得について	—	—	元. 9. 2 原案可決
第 1 8 号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	—	—	元. 9. 2 原案可決
第 1 9 号	令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—	—	元. 9. 2 原案可決
第 2 0 号	令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	—	—	元. 9. 2 原案可決
第 2 1 号	平成30年度名寄市一般会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 2 号	平成30年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 3 号	平成30年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 4 号	平成30年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 5 号	平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 6 号	平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 7 号	平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 8 号	平成30年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 2 9 号	平成30年度名寄市病院事業会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 27 認定すべき	元. 9. 27 認 定
第 3 0 号	平成30年度名寄市水道事業会計決算の認定について	元. 9. 2 決算審査特別	元. 9. 26 認定すべき	元. 9. 27 認 定

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 3 1 号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第4号）	元. 9. 2 名寄振興公社 運営審査特別	— —	元. 9. 18 議案撤回
第 3 2 号	名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の制定について	— —	— —	元. 9. 27 原案可決
第 3 3 号	名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について	— —	— —	元. 9. 27 原案可決
第 3 4 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	— —	— —	元. 9. 27 原案可決
第 3 5 号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	元. 9. 27 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	元. 9. 2 報告済
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	元. 9. 2 報告済
報 告 第 3 号	平成30年度名寄市一般会計継続費精算報告について	— —	— —	元. 9. 2 報告済
報 告 第 4 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について（平成28・29年度事業決算の修正及び平成30年度事業報告書の再提出）	— —	— —	元. 9. 2 報告済
報 告 第 5 号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	— —	— —	元. 9. 20 報告済
報 告 第 6 号	平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について	— —	— —	元. 9. 20 報告済
報 告 第 7 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	元. 9. 27 報告済
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	— —	— —	元. 9. 2 適任と認める
意見書案第1号	プラごみ対策とごみを出さないシステムの確立を求める意見書	— —	— —	元. 9. 27 原案可決
意見書案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	— —	— —	元. 9. 27 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
	名寄振興公社のあり方に関する特別委員会の設置について	—	—	元. 9.27
		—	—	決 定
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	元. 9.27
		—	—	決 定